

抜本的税財政改革研究会報告書
(2010年度)

国と地方の抜本的税財政改革をめざして

2011年4月

本報告書は関西社会経済研究所の抜本的税財政改革研究会による2010年度の研究成果をとりまとめたものです。抜本的税財政改革研究会は高齢化社会が進展するなかで、社会保障・税の一体改革の必要性が益々高まっていることを問題意識として2008年度からスタートし、今回で3回目の成果報告となります。

今回は、政策的税制改革である所得税改革の影響に加え、資産課税や徴税システムなどの長期的・構造的な問題にも焦点をあてており、今後の政策に役立つものと考えています。

研究会の体制は次の通りです。主査をはじめメンバーの方々、並びに研究に際しご協力いただいた多くの方々に感謝申し上げます。

2011年4月

<研究体制>

主査	橋本 恭之氏	関西大学経済学部教授
副主査	日高 政浩氏	大阪学院大学経済学部教授
委員	横山 直子氏	姫路獨協大学経済情報学部教授
協力者	武者 加苗	(財)関西社会経済研究所研究員
	鈴木 善充	(財)関西社会経済研究所研究員
	入江 啓彰	(財)関西社会経済研究所研究員

※協力者は2011年3月時点の所属

本報告書の執筆者は次の通りです。

第1章	日本経済財政中期モデルによる財政の持続可能性の シミュレーション分析	入江 啓彰
第2章	世代会計による民主党政策の評価	日高 政浩
第3章	給与所得控除のあり方について	橋本 恭之・鈴木 善充
第4章	資産課税改革について	橋本 恭之・鈴木 善充
第5章	企業誘致政策の地方財政へ与えた影響	武者 加苗
第6章	固定資産税の改革について	鈴木 善充
第7章	日本における電子徴税・納税システムに関する研究	横山 直子

はしがき

いま政府は、社会保障・税一体改革に取り組もうとしている。高齢化社会の進展のなかで、社会保障・税の一体改革の必要性は益々高まっているからだ。関西社会経済研究所の抜本的税財政改革研究会がスタートしたのもまさに同じ問題意識があったからだ。研究会がはじまったのは、2008年4月のことである。本研究会は、この3月に一応の最終報告を提出することとなった。この間に、政権は、自民党から民主党へと交代し、総理も福田、麻生、鳩山、菅へとめまぐるしく変わってきた。2008年9月に生じたリーマンショックは、世界経済に深刻なダメージを与え、自民党政権末期の麻生総理のもとで定額給付金に代表される景気対策が大盤振る舞いされた。麻生政権を引き継いだ鳩山首相は、2009年の8月の衆議院選挙時に提示された民主党マニフェストに沿って、子ども手当、高校無償化、農家の個別保障、高速道路無料化などのあらたな政策を打ち出した。その一方で、これらの新規施策の財源は、一般会計と特別会計での無駄を見直すことで捻出できるとしていたものが、2010年度当初予算では、44兆3030億円もの公債発行を余儀なくされたのである。

本研究会の研究テーマは、この間の政策課題に対応したものと、高齢化社会を見据えた長期的な視点からのものがある。2008年度の報告書においては、「小泉改革の検証」「消費税率の引き上げについて」「法人税課税と設備投資」「定額給付金の経済分析」「租税支出の推計と経済的意義」「たばこ税増税について」が研究された。

長期的な視点からの研究としては、「小泉改革の検証」「消費税率の引き上げについて」「租税支出の推計と経済的意義」が挙げられる。「小泉改革の検証」は、2008年9月のリーマンショックによる急速な景気後退の中で、財政再建策が一時棚上げされることに至ったことを受けて、今後の財政再建の中長期目標を再設定するために、小泉政権下での骨太方針でのプライマリーバランス目標値と実現度合いについて検証したものだ。消費税率の引き上げについては、財政再建のための財源調達手段としての消費税率の引き上げについてと、基礎年金の税方式化の財源としての消費税率の引き上げについての研究をおこなった。「租税支出の推計と経済的意義」では、税目別の租税支出を推計している。租

税支出は、税の減免を通じた間接的な補助金として定義される。租税支出には、直接的な補助金支出と比べて、その規模が見えにくいといった問題点が指摘されており、歳出の効率化のためには、その実態を正しく把握しておくことが欠かせない。

当時の政策課題に対応した研究としては、「法人税課税と設備投資」「定額給付金の経済分析」「たばこ税増税について」が挙げられる。「法人税課税と設備投資」は2008年度の第2次補正予算において、緊急経済対策の一環として打ち出された、中小企業に対する法人税の減税を研究対象としたものだ。「定額給付金の経済分析」は、麻生政権が実施した定額給付金の経済効果をアンケート調査からあきらかにしたものである。「たばこ税増税について」は、超党派で検討されていたたばこ税の増税による税収増大効果をアンケート調査を利用して推計したものである。

2009年度の報告書においては、「小泉改革の検証」「消費税税率の引き上げについて」「格差是正策の検討」「公共投資の配分と地域経済」「世代会計による民主党主体の連立政権の新政策の影響分析」「アンケート調査による子ども手当及び定額給付金の政策効果の検討」がとりあげられた。

長期的な視野からの研究としては、「小泉改革の検証」「消費税税率の引き上げについて」「格差是正策の検討」「公共投資の配分と地域経済」が挙げられる。「小泉改革の検証」では、今後の構造改革の方向性を探る前に、まず小泉改革の検証をおこなっている。近年、小泉改革の負の側面のみが強調されているが、今後の改革の方向性を議論するうえでは、小泉改革の影響を正しく検証することはその第1歩だと考えられるからだ。具体的には、地方経済を疲弊させ、地域格差を拡大した元凶とされている三位一体改革の影響と「貯蓄から投資へ」というスローガンのもとで実施された金融所得課税の改革が家計の資産構成にいかなる影響を与えたかについて検証した。「消費税税率の引き上げについて」では、消費税税率引き上げの前にクリアすべき課題と考えられる「益税」と「逆進性」についての検討をおこなった。「格差是正策の検討」では、累進税率表の強化、給付付き税額控除の導入などの格差是正策が効果的かどうかを検証した。

「公共投資の地域経済に対する経済効果」では、歳出の見直しの方向性を探るために、公共投資の地域経済に対する経済効果について分析をおこなった。

2009年度に政府が打ち出した政策に対応したものとしては、「世代会計による民主党主体の連立政権の新政策の影響分析」「アンケート調査による子ども手当及び定額給付金の政策効果の検討」が挙げられる。「世代会計による民主党主体の連立政権の新政策の影響」では、世代会計の観点から民主党の新規施策のマクロ的な影響を計測した。分析の対象としたのは、子ども手当、高校無償化、所得税の扶養控除の見直しである。「アンケート調査による子ども手当及び定額給付金の政策効果の検討」では、関西社会経済研究所がおこなった「子ども手当」、「定額給付金」などの現金給付政策に対するアンケート調査を用いた分析をおこなった。

2010年度の報告書においては、「日本経済・財政モデルによるシミュレーション分析」「世代会計による民主党政策の評価」「所得税改正（給与所得控除のあり方）」「相続・贈与税改革と家計行動」「企業立地政策」「固定資産税の改革」「日本における電子徴税・納税システムに関する研究」を研究テーマとして設定した。

このうち長期的な視点からの研究には、「日本経済・財政モデルによるシミュレーション分析」「相続・贈与税改革と家計行動」「企業立地政策」「固定資産税の改革」「日本における電子徴税・納税システムに関する研究」が挙げられる。「日本経済・財政モデルによるシミュレーション分析」では、財政部門を精緻化したマクロモデルを用いて、法人税の減税、消費税率の引き上げなどの税制改革が経済成長、財政収支に与える影響を分析した。「相続・贈与税改革と家計行動」では、関西社会経済研究所で実施した資産課税に関するアンケート調査を利用して、資産形成に占める相続の比率等をあきらかにした。「企業立地政策」では、シャープの亀山工場の事例などを取りあげて、企業立地政策が地方財政に与える影響を調べた。「固定資産税の改革」では、地方税としての固定資産税のあり方を地方税固有の租税原則に則して再検討した。「日本における電子徴税・納税システムに関する研究」では、電子政府の先進事例として韓国の現地調査をおこなった成果をもとに、日本における電子申告の可能性について議論した。「世代会計による民主党政策の評価」では、民主党の新規施策がおよぼすマクロ的な効果を世代会計の手法を利用しておこなった。

2010年度の政策課題に対応した研究には、「所得税改正（給与所得控除のあり

方)」が挙げられる。2010年12月に発表された「税制改正大綱」においては、サラリーマンにとっての概算的な経費控除という性格を持つ給与所得控除の見直しが提案されている。「所得税改正（給与所得控除のあり方）」では、関西社会経済研究所が実施した給与所得控除に関するアンケート調査を利用して、改革案を評価している。

本研究会での研究は、関西社会経済研究所のサポートのもとでおこなわれたものである。会員企業からの会費収入で運営されている研究所において、本研究会のような抜本的な税財政改革に関する基礎的な研究をサポートしていただいたことに深く感謝したい。

2011年3月

橋本 恭之

目次

序章	-----	1
----	-------	---

マクロ分析編

第1章 日本経済財政中期モデルによる財政の持続可能性の シミュレーション分析	-----	10
1. はじめに	-----	10
2. 日本の経済・財政の現状と政府の見通し	-----	11
3. 分析手法	-----	13
3. 1 財政の持続可能性分析のアプローチ	-----	14
3. 2 マクロ計量モデルによる分析の先行研究	-----	15
3. 3 モデルの概要	-----	16
4. 長期シミュレーション	-----	23
4. 1 ベースラインの結果	-----	23
4. 2 政策シミュレーション	-----	24
5. むすび	-----	29

第2章 世代会計による民主党政策の評価	-----	36
1. はじめに	-----	36
2. 民主党政策の長期的財政収支への影響	-----	37
2. 1 子ども手当	-----	37
2. 2 高校無償化	-----	38
2. 3 扶養控除の見直し	-----	39
3. 民主党政策の年齢別受益と負担への影響	-----	39
3. 1 親の年齢別子ども数	-----	39
3. 2 年齢別給付額	-----	40
3. 3 扶養控除見直しによる年齢別税負担への影響	-----	42
4. 世代会計を用いた民主党政策の評価	-----	44
4. 1 子ども手当の生涯受給額への影響	-----	44
4. 2 年少扶養控除廃止、特定扶養控除見直しの生涯負担への影響	-----	45
5. 財政再建シナリオの世代会計への影響	-----	46
6. おわりに	-----	50

国税編

第3章 給与所得控除のあり方について	-----	54
--------------------	-------	----

1.	はじめに	54
2.	給与所得控除の性格について	55
2. 1	税制改正大綱の概要	55
2. 2	改正の経緯	56
3.	給与所得控除に関するアンケート調査	59
4.	家計調査による経費率の推計	63
5.	給与所得控除改革の方向性について	66
第4章	資産課税改革について	68
1.	はじめに	68
2.	相続・贈与税の現状	69
3.	資産格差と相続・贈与	71
3. 1	資産保有の現状	71
3. 2	資産形成における相続の実態	75
3. 3	アンケート調査結果	76
4.	階層の固定化	82
4. 1	贈与による階層固定化	82
4. 2	教育投資による階層固定化	84
4. 3	親子間の職業連鎖による階層固定化	86
5.	今後の資産課税のあり方について	86
地方税編		
第5章	企業誘致政策の地方財政へ与えた影響	98
1.	はじめに	98
2.	先行研究	100
3.	亀山市の状況	102
3. 1	シャープ進出前後の動向	102
3. 2	亀山市の経済・財政の状況	103
4.	企業誘致のシミュレーション分析	107
4. 1	分析手法	107
4. 2	シミュレーションでの想定	110
5.	むすび	116
第6章	固定資産税の改革について	122
1.	はじめに	122
2.	固定資産税の現状と課題	123
2. 1	固定資産税の現状	123
2. 2	固定資産税の仕組み	127

2. 3	固定資産税改革の課題：既存研究のサーベイ	129
3.	固定資産税改革の方向性について	136
3. 1	公平	136
3. 2	効率	140
3. 3	簡素	142
3. 4	応益性	143
3. 5	普遍性	145
3. 6	負担分任	148
3. 7	安定性と伸張性	150
4.	おわりに	154

徴税システム編

第7章	日本における電子徴税・納税システムに関する研究	162
1.	はじめに	162
2.	韓国における住民登録番号制度と電子納税システム	163
2. 1	韓国における住民登録番号制度	163
2. 2	韓国における電子納税システム	163
3.	日本における徴税・納税システム	164
3. 1	徴税コストの推移	164
3. 2	税務職員数の推移	166
3. 3	納税協力費	168
4.	わが国における徴税・納税システムの方向性	173
4. 1	納税者番号制度の方向性	173
4. 2	電子徴税・納税システムと徴税费・納税協力費の効果	175
5.	むすび	176

序 章

本研究会では、国と地方の構造改革に資する政策提言を目指して、2008年度、2009年度に引き続いて、研究の最終年度として、前年度までに残されていた課題について中心に様々な研究をおこなってきた。

第1章では、経済・財政の包括的に捉えた形で長期見通しについて定量的に分析を行った。分析手法として、財政の持続可能性に関するシミュレーション分析に特化した日本経済財政中期モデルの開発を行う。モデルでは経済と財政の相互依存関係が考慮されており、消費税率引き上げ等の政策変更が経済・財政にもたらす影響をシミュレーションできる。第1章でおこなったシミュレーションからは、以下のようなことが明らかとなった。①税制は現状のまま、政府支出は実質横ばい（物価上昇率分だけ増加する）で放置すると、2020年時点での基礎的財政収支の黒字化は達成できないうえ、中長期的に債務残高の対GDP比は増加していくことになる。②様々な政策を行ったとしても、2020年までに基礎的財政収支を黒字化することは困難であるが、仮に消費税率を2040年時点で30%にまで引き上げれば、2040年度時点でようやく黒字化が達成される。③長期債務残高の対GDP比を低減させ、経済・財政の持続可能性を確保するためには、個々の政策を単独で対応するのには限界があり、複数の政策を組み合わせる必要がある。

第2章では、世代会計の手法を用いて民主党政策を定量的に把握することにより、政策の評価を行った。消費税の増税が現実的な政策課題となりつつあるが、消費税の増税の背景にあるのは、短期的な財源確保ではなく、高齢化に伴う支出の財源確保や財政再建などの長期的な課題である。消費税の増税についても長期的な効果を測定する必要がある。社会保障給付や消費税の改革の影響は世代によって異なるので、世代別の受益と負担の変化をもとに、世代間の公平性の観点からの政策評価が必要なのである。具体的な結果は以下のようにまとめることができる。

第1に、子ども手当の生涯受給額への影響としては以下のことが明らかになった。2011年度の改革により3歳未満に給付の拡大が実行される場合、その給付拡大の影響は、2011年度時点で3歳未満の子のいる世代および2012年以降に

子をもうける世代である。子ども手当の金額を 2011 年の金額で固定すると、20 歳台より若い世代での生涯給付はほぼ約 165 万円です。2011 年度の子ども手当の引き上げは、若い世代の給付を約 20 万円増大させる。

第 2 に、年少扶養控除廃止、特定扶養控除見直しの生涯負担への影響としては、以下のうにまとめられる。税負担増加の影響は控除対象の子を持つ世代である。特定扶養控除の見直しの対象である親の年齢層が、年少扶養の対象となる親の年齢層よりも上である。年少扶養控除廃止の増税の方が若い世代に大きくなっている。将来の 1 人あたり所得を一定とみなして増税額を推計した。若い世代の年少扶養控除廃止による生涯負担の増加額は約 27 万円である。これは、2011 年度の子ども手当増額による生涯給付を上回る。特定扶養控除廃止の影響は 40 歳前半の世代が最大で生涯負担の増額は約 6 万円である。

第 3 に、財政再建シナリオの生涯負担への影響は、以下のようになる。改革先送りシナリオを基準に 4 つの財政再建シナリオの世代別負担への影響を比較した。世代間格差を縮小するシナリオに共通するのは歳出削減を伴っていることである。法人税の減税は現存世代にも将来世代にも受益をもたらすが、世代間格差には影響がほとんどない。消費税の増税は財政再建に寄与するが、この増税だけでは将来世代と 0 歳世代の格差は縮小しない。

第 3 章では、2010 年 12 月 16 日に発表された「平成 23 年度税制改正大綱」においてうちだされた、給与所得控除の上限設定、法人役員等に対する差別的な取り扱い、特定支出控除の範囲拡大と適用要件の緩和について、どのように評価できるかについて議論した。これらの改正のベースとなっているのは、給与所得控除の性格を「勤務費用の概算経費」と「他の所得との負担調整」に 2 分するという考え方だ。これは、1985 年の大島訴訟に対する最高裁の判決時点の考え方に回帰したものといえる。しかし、最高裁判決で示された「他の所得との負担調整」という性格は、きわめて不明確なものである。この他の所得との負担調整という考え方は、「クロヨン」に代表される業種間の所得捕捉率格差の存在がその背景として指摘される。源泉徴収制度のもとで 100% 所得を税務署に把握されている給与所得については、他の所得よりも税負担を軽減すべきだというわけだ。しかし、かりにこのような業種間の所得捕捉率格差が存在するな

らば、納税者番号制度の導入など所得捕捉体制の強化などで、所得間の税負担のアンバランスを是正すべきである。

1988年の特定支出控除の導入以降、給与所得控除の性格は、事実上「勤務費用の概算経費」として捉えられてきた。特定支出控除を利用する要件は、給与所得控除の全額を超える必要経費が生じた場合に限定されてきたからだ。この特定支出控除については、年間数件しか適用事例がないことが一部で問題視されてきた。これが今回の大綱において「他の所得との負担調整」の考え方を復活させたうえで、給与所得控除の2分の1にあたる「勤務費用の概算経費」部分を超えた場合には、給与所得控除にかえて特定支出控除を利用できるように改正する理由のひとつになっている。しかし、特定支出控除の利用件数が極端に少ないのは、本給与所得控除の水準が概算経費としてはあまりにも高すぎたためである。

第3章では、今回の大綱がターゲットした高額給与所得者に対するアンケート調査による、必要経費の推計と、『家計調査年報』を用いた一般的な給与所得者の必要経費についての推計をおこなった。

まず、高額給与所得者に対するアンケート調査からは、給与所得控除の改正後の水準と比べてもなお、ほとんどの所得階層では、必要経費の水準としては高すぎるということがわかった。さらに、アンケート調査の結果をみるかぎり、給与所得控除の性格を必要経費とみなした場合には、役員等と役員等以外の給与所得者について差別的な取り扱いをする必要性はないことが確認できた。今回の税制改正大綱では、役員等とそれ以外の給与所得者についての差別的な取り扱いをする理由として、「他の所得との負担調整」という論理を使用している。今回の改正を評価するには、「他の所得との負担調整」という考え方の妥当性が問われていると言えよう。

次に、『家計調査年報』を用いた分析からは、給与所得者の経費比率は、6.2%から8.7%の間にあり、給与所得控除の水準が高すぎるのは高額給与所得者だけではないことがあきらかになった。

給与所得控除に必要な改革は、一部の高所得層を狙い撃ちにしたのではなく、定額控除と比例部分に簡素化したうえで、給与所得控除全体の水準を引き下げることである。給与所得控除の引き下げは、実は業種間の税負担格差の縮小に

もつながる。給与所得控除は、個人事業者が法人化した場合、事業主の給与収入に対しても適用される。また、妻に専従者給与を支給した場合にも、給与所得控除が適用される。事業所得は必要経費を引いて算出されるため、いわば経費の二重取りが可能となるわけだ。

給与所得控除の水準を実際の経費に近い水準まで大幅に引き下げた場合には、給与所得者に対する大幅な増税となる可能性が高い。これを避けるためには、給与所得控除の定額部分を高めに設定する措置と、税率表のフラット化をあわせておこなうべきであろう。

第4章では、まず相続・贈与が資産形成に果たしている役割を再確認することとした。家計の資産形成に占める相続・贈与の比率が大きいほど相続・贈与税の強化の必要性が増すと考えられるからだ。次に、相続・贈与税負担の現状を検証する。日本の相続税は、近年緩和されてきたとはいえ、表面的には高い累進税率構造を保持している。しかし、土地に対する優遇措置を活用した節税が可能であるとも言われている。相続税改正の方向性を探るためには、相続税の実効税率を推計し、これらの現行税制の課題を浮き彫りにする必要がある。さらに、階層の固定化がどの程度進行しているかについても検証することとした。日本は、終戦後、ほとんどの国民が何も無い状態から再スタートしたわけだが、戦後の経済発展を通じて、階層の固定化が進行してきている可能性がある。階層の固定化は、親と子との職業連鎖、教育投資の水準の差などの要因で進行していくものと考えられる。本章では、これらの検証に際して、関西社会経済研究所が2010年11月に実施した「資産課税についてのアンケート」を利用することとした。アンケート結果のポイントは以下のようにまとめられる。

第1に、所得上位層（8%）に多くの資産（24%）が集中しており、資産保有の偏りが明らかになった。さらにこの資産形成は相続によるものが圧倒的に多いことが判明した。

第2に、相続資産階級別に相続税の実効税率を求めたところ、高額資産保有者の実効税率は高くないことが分かった。これは優遇が大きい土地の占める割合が大きいからであろうことが推測される。

第3に、高所得層ほど生前贈与や子供への高額な教育投資が行われている。さらに親と子の職業を調べたところ、その強い関連が見受けられた。このことから所得階層の固定化が浮き彫りになった。

第4に、高額な教育投資により所得階層が高い家庭ほどレベルの高い大学に子供を進学させており、親の資産による教育格差が懸念される。これらのアンケート結果をふまえると、「平成23年度税制改正大綱」でうちだされた課税最低限引き下げという相続税改正は再配分という方向性としては評価できるものの、最高税率の引上げは金額的には効果が小さいといえる。土地を優遇する制度を改めるのが効果的である。また、親の資産による教育格差が存在する現状を踏まえ、これ以上の教育格差拡大を防ぐため、子ども手当は必ず教育費に充当されるような支給方法（教育バウチャー）が望ましいといえよう。

第5章では、企業誘致政策が地域経済に与えた影響を総括的に分析した。まず企業誘致の成功の代表例となっている亀山市をケーススタディとして取り上げ、ヒアリングによる情報収集を行った。さらに、そこで明らかになった事実を次のステップへ反映し、企業立地が自治体の税収に与える影響を、コンパクトな財政モデルを構築して分析した。このモデルには、立地地域の経済変数に与えるパスを含めており、自治体の財政、特に税収への影響をより広範な経路からとらえることが可能である。こうした分析から、企業誘致による地方税の増収効果を推計し、誘致コストおよび誘致に伴う各種インフラ設備のコストと比較した誘致の効果を数量的に明らかにした。

第5章の分析では、シャープと関連企業の進出による亀山市経済への影響は、プラスであることが分かった。具体的には、税収増からくる歳入増加要因の累計は134.9億円、歳出増加要因の累計は90.9億円となり、その差をとると44.0億円となった。

第6章では、固定資産税のありかたを地方税固有の租税原則に照らし合わせながら検討した。分析の結果は以下のようにまとめられる。第1に、2001年から2008年にかけて固定資産税（土地）の実効税率は東京や大阪といった過去に地価が高かった都府県で下落しており（東京は0.33%から0.28%、大阪は0.38%から0.37%に下がっている）、その結果として地域間での格差は縮小しているこ

とがわかった。第2に、借家世帯について固定資産税の帰着分析をおこなった結果、明確な負担の逆進性が存在することがわかった。負担率を計測すると、『全国消費実態調査（平成21年）』所得階級別データを利用した結果では第1階級で1.27%、第5階級で0.50%、第10階級で0.29%となっており、負担の逆進性が存在する。第3に、都道府県レベルで分析した結果、社会基盤行政サービスが地価に反映されていることが読み取ることができたことから、地価については応益性が反映されている。第4に、市町村税における基幹税である固定資産税と市町村民税の住民1人あたり変動係数を2001年と2008年で比較すると、市町村民税が2001年時点では0.2926であり、2008年時点では0.2999であり、固定資産税が2001年時点では0.2010、2008年時点では0.1637となっており、いずれの年においても固定資産税のほうが小さい値をとっていることから固定資産税の普遍性が確認された。第5に変動係数を大阪府内（2008年）で計測すると、固定資産税の変動係数は0.6798であり、個人住民税の変動係数は0.2247となり、市町村間では普遍性が必ずしも成立しないこともわかった。第6に、1976年から2008年までの期間において税収の動きと経済成長率の動きを見てみると、固定資産税はバブル崩壊直前の90年までは経済成長率の動きと比較的連動的に推移していたが、バブル崩壊以降の特に97年以降では連動していない。97年までは経済成長率と固定資産税収は一貫してプラス成長であり、安定的であったが、98年以降では安定的であるとはいえない。

第7章では、わが国において電子徴税・納税システムが一層進んでいくことに関するメリット及び留意すべき点、さらにその方向性について韓国における電子徴税システムに関するヒアリング調査研究から得られたことを参考にしながら検討した。

韓国でのヒアリング調査からは、韓国における住民登録番号制度、電子納税システムが非常に参考になると思われる。住民登録番号制度、電子納税システムによる利点としては、まず徴税費の低下が考えられるのだが、韓国では効率性を高めるとともに住民の利便性、つまり需要者ニーズを考えた活用をかなり重視している。納税者の利便性が高まることにより、時間的コストが小さくなるなどメリットが大きいという点である。つまり徴税費だけでなく、韓国では「納税協力費」の最小化も意識されているというわけだ。

ヒアリング内容を考え合わせながら、電子徴税システム、電子申告システムに関して日本において考える際に重要な視点をいくつか挙げることにする。第1に、徴税費の低下についてである。電子徴税システムがさらに進むことに伴い徴税費の低下が予想されるが納税協力費についても低下することができるような方策を考えることが重要である。第2に、電子申告の特典と納税者の利便性について、電子申告について納税者の利便性が高くなるほど電子申告を利用する納税者が増加し徴税費と納税協力費の低下が実現できることになる。第3に、納税者番号制度についてであるが、電子徴税システム、電子申告システムがさらに進んでいくためには、納税者番号が導入されることが重要な点となる。第4に、多様な行政サービスとの連携に関して、納税者番号について電子徴税システムなど納税に関するものと様々な行政サービスが連携することを考えるとする場合に、さらに住民の利便性が拡大する方向を考えていくことが可能であるのかを検討することが重要である。第5に、効率性の意義についてであるが、効率性を考えるときには行政の効率性とともにも納税者側の視点からみた効率性にも注目することが重要である。つまり徴税費の低下を考える際には納税協力費の低下についても注目することが大切である。

マクロ分析編

第1章 日本経済財政中期モデルによる財政の 持続可能性のシミュレーション分析¹

入江 啓彰

1. はじめに

わが国経済はバブル崩壊以後について「失われた20年」とも言われるように、長期的に停滞している。また、国・地方ともに財政状況は公債残高が累増しており、危機的状況にある。このような状況にさらにリーマンショックが追い打ちをかける事態となり、現在では本来中長期的な課題として捉えられるべき「安定的な経済成長」や「財政の持続可能性の確保」といった問題が、いまや足下にまで迫る喫緊の課題となっている。

経済・財政の中期見通しについては、内閣府が定期的に「経済財政モデル」に基づいた見通しを発表している。ただし最新の「経済財政の中長期試算」（2011年1月公表）では2020年までの財政見通しが示されているが、税制は現行のままで、抜本的な税財政改革を想定した試算は行われていない。

本稿では、独自の日本経済財政中期モデルを構築し、経済・財政を包括的に捉える形で中長期の見通しについて検討する。また税財政制度に関してシナリオを想定し、シミュレーション結果を検討する。本稿において構築するモデルは、①内閣府の経済財政モデルと異なり、経済成長の経路に主眼を置いた供給主導型のモデルとなっている、②財政ブロックはSNAをベースとする形で作成している、③将来の人口構造の変化を踏まえる形で、財政の持続可能性に関するシミュレーションを行うことができる、という特徴を持つ。供給主導型モデルを用いて将来の見通しを示したこれまでの研究では、社会保障制度に主眼を

¹ 本稿の作成にあたっては、高林喜久生氏（関西学院大学教授）、稲田義久氏（甲南大学教授）から大変有意義なコメントを頂いた。また財団法人関西社会経済研究所「抜本的税財政改革研究会」において、同研究会主査である橋本恭之氏（関西大学教授）をはじめ、日高政浩氏（大阪学院大学教授）、横山直子氏（姫路獨協大学教授）、鈴木善充氏（大阪大学大学院特任助教）、武者加苗氏（札幌大学准教授）から貴重な助言を頂いた。ここに記して感謝したい。ただし本稿に残された全ての誤謬は、筆者に帰するものである。

置いた研究が多かった。本稿のように、供給主導型モデルにより、高齢化の進行などの人口構造の変化が財政の持続可能性に与える影響を検討した研究はこれまでほとんど行われておらず、ここに本研究の貢献があると言える。

本稿の構成は以下の通りである。2では、日本の経済・財政の現状と内閣府の直近の経済財政見通しについて述べる。次に3において経済財政の中期見通しに関する先行研究と本稿で構築したモデルの概要について述べる。4で本稿のモデルによる中期見通しの結果を示し、シミュレーション結果について説明する。5はまとめと今後の課題を述べている。

2. 日本の経済・財政の現状と政府の見通し

わが国が抱える長期債務残高は、2010年度末時点で国・地方合わせて約862兆円となった。名目GDP比では181%とこれは世界にも類を見ない規模の赤字である。また中長期的な先行きについては、少子高齢化の進行による社会保障費の増大が見込まれている。また経済についても、過去10年間の実質GDP成長率は1%程度、景気実感に近い名目成長率はマイナスと、デフレから脱却できず長らく停滞が続いている。

こうした経済・財政の状況を鑑み、政府は2010年6月に経済に関して「新成長戦略」、財政に関して「財政運営戦略」を中長期的な政策の指針として示している。これらを同時に推し進めることにより、「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」を実現するとしている。

財政に関しては、財政運営戦略において次のように目標が定められている。

(1) 収支（フロー）目標

① 国・地方の基礎的財政収支について遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化することを目標とする。

② 国の基礎的財政収支についても、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化することを目標とする。

③ 2021年度以降も下記(2)の残高目標にかかる達成状況を踏ま

えつつ、財政健全化努力を継続する。

(2) 残高（ストック）目標

2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる。

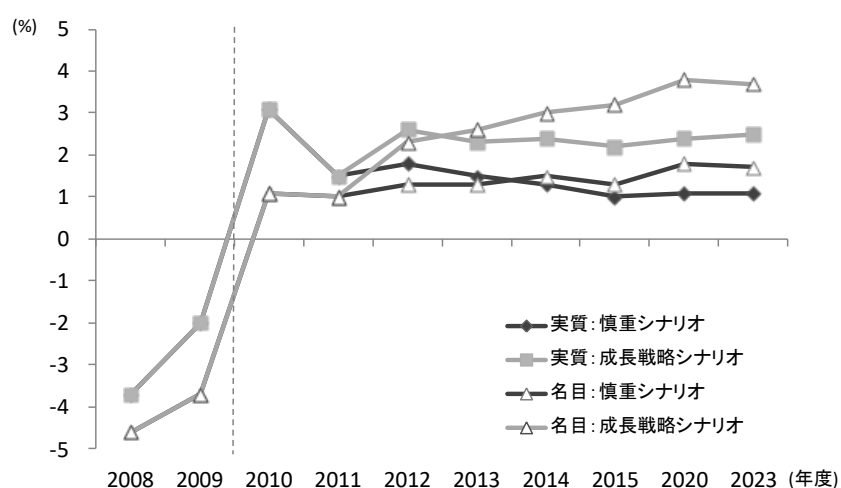
(3) 進ちよく状況の公表・検証等

当面の経済見通しや中長期の経済・財政の展望を踏まえつつ、毎年度の予算概算決定後遅滞なく、各種財政指標の最新の状況と、財政健全化目標の達成へ向けた進捗状況等を検証し、公表する。（後略）

また特に2011年度から2013年度については中期財政フレームを別途策定し、国債発行額の抑制、抜本的な税制改革、基礎的財政収支の改善目標の達成、に向けた取り組みが為されることになっている。

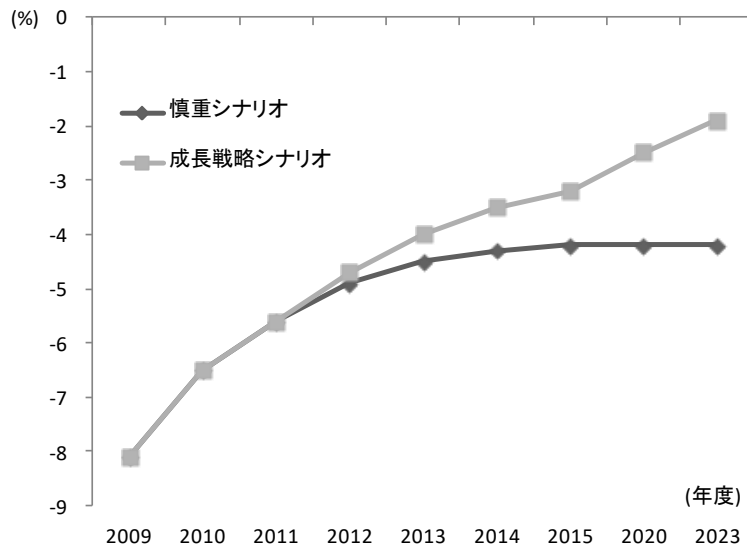
なおマクロ経済の目標として、新成長戦略において2020年を目標として①名目成長率3%、実質成長率2%を上回る成長、②2011年度中には消費者物価上昇率をプラスとする、③早期に失業率を3%台に低下させる、としている。

問題は、これらの目標が実現可能であるかどうかである。これについて、内閣府は「経済財政の中長期試算」において、中期財政フレームの下での経済財政の試算を行っている。図1-1および図1-2は、経済成長率と国・地方の基礎的財政収支（対GDP比）の試算結果である。



出所：内閣府「経済財政の中長期試算」

図1-1 内閣府による経済成長率の試算結果



(出所) 内閣府「経済財政の中長期試算」

図 1-2 内閣府による基礎的財政収支（対名目 GDP 比）の試算結果

内閣府の試算では、マクロ経済について慎重シナリオと成長戦略シナリオの2つの経済シナリオが考えられている。結果をみると、成長戦略シナリオにおいても2020年時点での基礎的財政収支の黒字化が達成できない。目標達成のためには、2015年度でGDP比1.5%ポイント程度、2020年度で同4.6%ポイント程度の収支改善が必要であるとされている。しかし目標達成のために、具体的にどのような政策対応が必要となるのかについては「中長期試算」では触れられていない。また政策対応の大きさについても、「政策対応に伴う経済への影響があり得るため、必要な収支改善幅を若干上回ることが考えられる」と述べられるにとどまっている。

そこで次節以降で、独自に開発した日本経済財政モデルを構築し、これにより政策シミュレーションを行うことにより、政策対応のあり方について検討していくこととする。

3. 分析手法

本節では、経済・財政に関する中長期のシミュレーション分析の手法について述べる。3.1、3.2で先行研究について述べ、3.3で本稿で構築したモデルについて説明する。

3. 1 財政の持続可能性分析のアプローチ

本稿のように、財政の持続可能性に関する定量的なシミュレーション分析については、数多くの先行研究がある。これらを手法別に区分すると、会計的手法、マクロ計量モデルによる分析、世代重複モデル等による分析に分かれる。

会計的手法とは、将来の GDP、人口、金利など経済変数について一定の前提を外生的に与え、将来の財政収支をそれらに連動させて推計する。また、財政の持続可能性に関する目標値を実現するための必要な調整幅を提示する手法である。因果関係の理解が容易であるが、財政から経済へのフィードバックが考慮されない。土居(2008)、財政制度等審議会(2007)、川瀬ほか(2007)で用いられている手法である。

マクロ計量モデルによる分析とは、過去のデータに基づく推定式によって構築された連立方程式体系(マクロ計量モデル)をもとに、将来の生産性上昇率や中期的な財政運営スタンスなどを外生的に与え、シミュレーションする手法である。足下の経済状況・経済見通しとの整合性を保ちながら、経済・財政運営の方針に基づく見通しを確認することができる。ただし、過去の一定期間の関係に基づく推計結果を用いるため、家計行動や企業行動に関するミクロ的基礎付けが十分でない。すなわち、ルーカス批判でも展開されたように、構造パラメータの不安定性が指摘されている。しかし将来における経済予測を行うに際し、一定のシナリオを想定するためには有用なツールである。実際、前述した内閣府の試算は、この手法で行われている。

世代重複モデル等による分析については、先行研究として上村(2002)、井堀ほか(2007)などが挙げられる。この分析手法では、世代重複型の動学的一般均衡モデルを用い、一定の財政運営ルールを前提として、合理的な意思決定のシミュレーションを行い、経済全体の貯蓄・投資、経済成長率や金利を内生的に決定する。人口構造の変化を踏まえた経済財政の姿についてのベンチマークを得るとともに、政策変更による効果のシミュレーションを行うことができる。ただし石川ほか(2010)などで指摘されているように、定常状態および移行過程についての仮定の置き方によってシミュレーション結果が大きく異なる、また具体的な制度を精緻に描写するモデル設計には限界がある、という問題点がある。

本稿では、マクロ計量モデルによる分析を行う。前述したように、この分析手法ではミクロ的基礎付けは希薄となるが、経済と財政の相互関係を考慮しつつ、種々の経済財政運営シナリオについてのシミュレーションを行うことができるという利点を重視した。

3. 2 マクロ計量モデルによる分析の先行研究

表 1-1 は財政部門を内生化したマクロ計量モデルの主要な先行研究を一覧にしたものである。この分野では市川・林(1973)が先駆的な研究であり、その後森口ほか(1979)など多くのモデルが構築され、様々なシミュレーションが行われてきた。

マクロ計量モデルは、需要面を重視したモデルと供給面を重視したモデルの大きく二つに分けられる。両者の違いは、GDP に対するアプローチの違いである。需要面を重視したモデルでは、GDP の構成項目である消費、投資、輸出入といった支出項目を積み上げて GDP が決まる形となっている。前述した内閣府の経済財政モデルは需要主導型のマクロ計量モデルである。

これとは異なり、後に述べるように、本稿で構築するモデルは供給サイドモデルである。供給面を重視したモデルでは、生産関数が中心に据えられ、労働供給や資本ストックの蓄積といった生産要素の動向が GDP を決定する。供給サイドモデルが構築されている先行研究には、岸(1990)をはじめとして稲田ほか(1992)、吉田・霧島(1997)、増淵ほか(2002)、佐藤・加藤(2010)などがある。モデルの中心となる GDP を決定する推定式には、いずれもコブ=ダグラス型生産関数が採用されている。ただしこれらの研究の主たる分析対象となっているのは主に年金制度改革の長期的な影響であり、したがってモデル設計も社会保障セクターが中心となっている。吉田・霧島(1997)では財政の持続可能性に主眼を置いた分析が行われているが、モデルの体系が逐次決定型となっており、経済と財政の相互作用に関する考慮は明示的に行われていない。

表 1-1 財政部門を内生化したマクロ計量モデルの先行研究

著者	発表年	タイプ	期間	シナリオ
市川・林	1973	D	63Q1-66Q4	税率変更の乗数効果
森口ほか	1979ほか	D	1971-1985	所得税減税、法人税減税、利子課税強化、消費税導入
岸	1990	S	1987-2025	将来推計
稲田ほか	1992	S	1980-1988	年金水準の引き上げ
藤川	1994	D	1994-2000	人口高齢化加速、消費性向低下、労働力率増加
吉田・霧島	1997	S	1995-2025	政府支出抑制、消費税増税、医療費効率化、年金保険料引上げ、年金給付引下げ
佐倉	2001	D	1990-1997	社会保障給付の増加、財源の変更
加藤	2001	S	1999-2050	技術進歩、年金改革（支給開始年齢の引き上げ、給付水準削減）、政府支出抑制
増淵ほか	2002	S	1999-2050	年金制度改正、物価上昇、生産性上昇
本田	2004	D	2000-2100	福祉政策、歳出構造転換、税制改革、地方交付税削減、消費性向、金利政策、高齢者雇用促進
北浦	2009	D&S	2007-2030(S)	乗数テスト、中期の財政収支の均衡化、供給型モデルによる潜在成長率の推計、ISバランスの推計
北浦ほか	2010	D	5年間	公的固定資本形成、消費税率、名目金利、為替レートの乗数効果
上田・杉浦	2010	D	2010-2025	将来推計
佐藤・加藤	2010	S	2005-2030	基礎年金の全額消費税化、旧老人保健制度の維持、人口推計パターンの変更 など
内閣府	2010	D	2010-2023	成長戦略シナリオ

注：タイプでDと記されているのは需要サイドモデル、Sと記されているのは供給サイドモデルであることを示す。

出所：筆者作成。

3. 3 モデルの概要²

本稿で用いる計量モデル（以下、本モデルと呼ぶ）は、比較的長期にわたる財政シミュレーションを目的としており、供給主導型としている。モデル全体はマクロ経済ブロックと財政ブロックの2部門から成り、それぞれが相互に作用しあう形となっている。図 1-3 はモデル全体の構造を示した図である。マクロ経済ブロックでは経済成長のパスが導出される。財政ブロックは国民経済計算（以下 SNA と記す）の「一般政府の部門別勘定」をベースとしたモデル設計がなされており、SNA をベースとした財政収支や長期債務残高などが導出される。これらは相互関係にあり、モデル上でお互いに影響しあう構造となっている。

² 方程式体系や変数リストなどモデルの詳細については入江(2011)に掲載している。

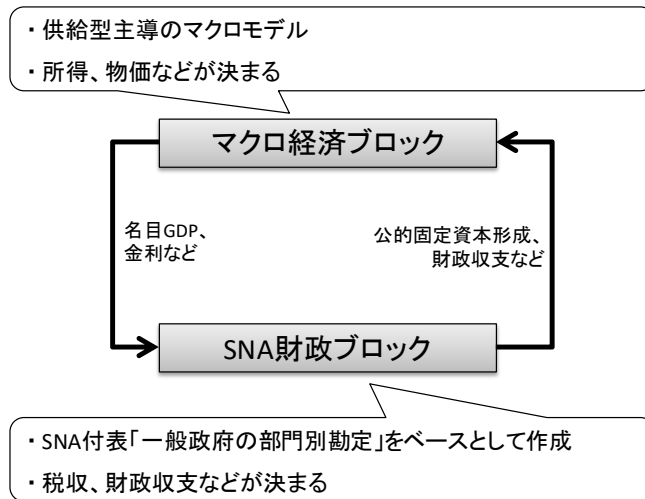


図 1-3 モデルの概要図

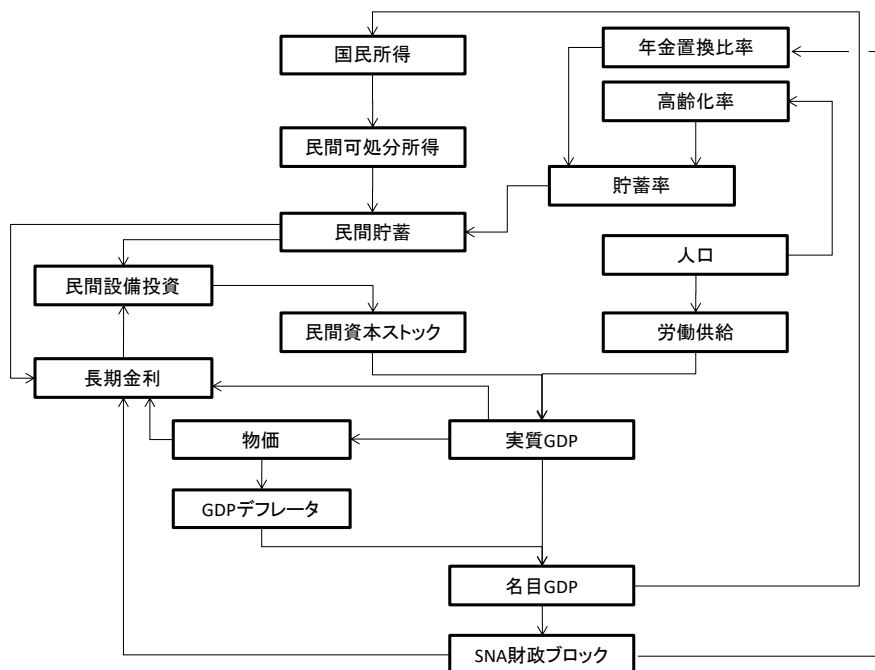


図 1-4 マクロ経済ブロックの構造

以下、マクロ経済ブロックと SNA 財政ブロックのそれぞれの構造について述べる。ここで示すデータは、特別の記載がない限り内閣府「国民経済計算」に基づく。

【マクロ経済ブロック】

マクロ経済ブロックは、実質 GDP、名目 GDP、貯蓄、投資、長期金利等の経済変数を決定する。マクロ経済ブロックの構造は図 1-4 のようになっている。

(GDP)

本モデルは供給側主導のモデルとなっており、GDP は長期的な経済成長パスを決定するべく推計が行われる。生産関数は、労働、民間資本ストック、技術進歩率からなる以下のようなコブ=ダグラス型を採用する。

$$Y = Ae^{\lambda t} \cdot K^{\alpha} \cdot L^{\beta} \quad (\alpha + \beta = 1)$$

ここで Y は実質 GDP、L は労働供給、K は民間資本ストック、t は 1 次のタイムトレンド、A は定数、 α 、 β 、 λ は推定されるパラメータである。労働供給は労働力人口と失業率から外生的に与えられる³。民間資本ストックは、民間投資の蓄積として決まる。民間投資は、民間部門が投資可能な貯蓄額と資本コストを説明変数として定式化している。資本コストは長期金利、固定資本減耗率、法人税率等から計算される。

推定結果は以下の通りである⁴。タイムトレンドについては、1981 年度から 1990 年度、1991 年度から 2002 年度、2003 年度以降の 3 期間に区分して推定を行った。期間ごとの技術進歩率はそれぞれ 1981 年度から 1990 年度が 1.41%、1991 年度から 2001 年度が 0.68%、2002 年度以降が 0.89%となっている。

$$\begin{aligned} \log(Y/L) = & 3.243419 + 0.241734 \cdot \log(K(-1)/L) \\ & (37.03) \quad (6.59) \\ & + 0.014100 \cdot T_1 + 0.006831 \cdot T_2 + 0.008901 \cdot T_3 \\ & (5.76) \quad (3.43) \quad (6.24) \end{aligned}$$

自由度修正済み決定係数=0.987、ダービン・ワトソン比=1.514

(貯蓄)

本モデルでは、貯蓄率関数の推定を通して、民間貯蓄を推計する形としている。貯蓄率は引退世代の人口増により先行き低下すると考えられている。GDP の項で述べたように、本モデルの民間貯蓄は投資を通じて生産要素のひとつである民間資本ストックに影響を与えるという構造となっているため、貯蓄率の低下は経済成長を減速させる。このように本モデルでは、貯蓄が重要な役割を担っており、高齢化の影響などの人口構造の影響が貯蓄を通じても考慮される

³ 労働に関するデータは総務省「労働力調査」による。

⁴ 推定式の係数下に記載されている括弧内の数値は t 値である。また説明変数でダミー変数を加えているものもあるが本文中の推定結果には示していない。これらは以下で記載している推定式においても同様である。

構造になっている。

貯蓄率関数は、稲田ほか(1992)を参考とし、高齢化比率、年金置換比率を説明変数として採用している。高齢化比率は、ライフサイクル仮説に基づき、貯蓄を取り崩す高齢者の比率が高まるとマクロの貯蓄率が低下すると考えられるため、係数は負となることが期待される。推定式では、高齢化比率として65歳以上人口の総人口に対する比率を用いている。社会保障給付の充実は、個人資産の必要性を低下させ、貯蓄率に対してマイナスの影響をもたらす。推定式では、年金置換比率として、高齢者一人当たり社会保障給付額と生産年齢人口一人当たり名目GDPの比率を説明変数とする。以上を踏まえ、次式のように推定を行った。係数はいずれも期待された符号で有意な結果が得られている。

$$\begin{aligned} \log(\text{貯蓄率}) = & 4.059341 - 0.621038 \cdot \log(\text{高齢化率}) \\ & (27.21) \quad (-24.16) \\ & - 0.479738 \cdot \log(\text{年金置換比率}) \\ & (-3.20) \end{aligned}$$

自由度修正済み決定係数=0.956、ダービン・ワトソン比=1.699

(物価・長期金利)

物価については、まず賃金と企業物価指数が決定され、これらがキー変数となってデフレーターや消費者物価指数を決定する構造となっている。賃金は1人あたり国民所得と自己ラグによって決定される。企業物価指数は労働生産性、賃金、輸入物価によって決定される。

$$\begin{aligned} \log(\text{賃金}) = & 1.460196 + 0.139344 \cdot \log(\text{国民所得/雇用者数}) \\ & (4.94) \quad (2.19) \\ & + 0.763333 \cdot \log(\text{自己ラグ}) \\ & (11.99) \end{aligned}$$

自由度修正済み決定係数=0.993、ダービン・ワトソン比=1.111

長期金利は、10年物長期国債の利回りをを用いており、実質GDP成長率、消費者物価指数上昇率、政府債務残高対民間貯蓄残高比率、自己ラグを説明変数として推定を行う。政府債務残高対民間貯蓄残高比率は、中央政府と地方政府の長期債務残高と民間貯蓄残高の比率であり、財政リスクプレミアムを示す変数である。政府の財政状況が逼迫し債務残高が増加する、あるいは高齢化の進行

により民間貯蓄が減少すれば、この比率は上昇する。推定結果の符号は有意に正となっており、この比率の上昇に伴い、長期金利が上昇する形になっている。

$$\begin{aligned}(\text{長期金利}) &= -12.33537 + 2.344860 \cdot (\text{実質 GDP 成長率}) \\ &\quad (-4.48) \quad (2.11) \\ &+ 9.772416 \cdot (\text{物価上昇率}) + 0.858438 \cdot (\text{自己ラグ}) \\ &\quad (4.13) \quad (39.38) \\ &+ 1.337706 \cdot \log(\text{政府債務残高対民間貯蓄残高比率}) \\ &\quad (2.50)\end{aligned}$$

自由度修正済み決定係数=0.999、ダービン・ワトソン比=1.996

【SNA 財政ブロック】

SNA 財政ブロックは、SNA 付表の「一般政府の部門別勘定」をベースとして構築されている。一般政府は中央政府、地方政府、社会保障基金の3つに分かれ、部門ごとに税金や貯蓄投資差額等の所得支出項目が推計される。表 1-2 は、2009 年度の SNA 付表「一般政府の部門別勘定」を示したものである。

項目 1 から 7 までは第 1 次所得の配分勘定、項目 8 から 16 までは第 2 次分配勘定、項目 17 以降は所得の使用勘定となっている。本モデルの SNA 財政ブロックは、この体系に沿って構築されている。以下主要な項目について説明する。

表 1-2 一般政府の部門別所得支出勘定（2009 年）

取引の種類 \ 部門	中央政府	地方政府	社会保障基金	合計
1. 生産・輸入品に課される税(受取)	18,833.1	19,751.1	0.0	38,584.2
(1)生産物に課される税	16,900.0	4,915.8	0.0	21,815.7
a. 付加価値型税(VAT)	9,807.5	2,413.1	0.0	12,220.6
b. 輸入関税	731.9	0.0	0.0	731.9
c. その他	6,360.5	2,502.7	0.0	8,863.2
(2)生産に課されるその他の税	1,933.2	14,835.3	0.0	16,768.5
2. (控除)補助金(支払)	1,429.9	2,248.3	0.0	3,678.3
3. 財産所得(受取)	3,365.4	838.2	3,296.1	7,499.7
4. 第1次所得の受取	20,768.6	18,341.0	3,296.1	42,405.7
5. 財産所得(支払)	8,941.7	3,378.6	26.6	12,347.0
6. 第1次所得の支払	8,941.7	3,378.6	26.6	12,347.0
7. 第1次所得バランス(純)	11,826.9	14,962.4	3,269.5	30,058.7
8. 所得・富等に課される経常税(受取)	20,805.8	15,920.0	0.0	36,725.8
(1)所得に課される税	20,329.4	14,084.3	0.0	34,413.7
(2)その他の経常税	476.3	1,835.7	0.0	2,312.0
9. 社会負担(受取)	538.9	2,727.7	52,239.0	55,505.6
10. その他の経常移転(受取)	1,184.9	25,623.8	29,594.0	56,402.8
11. 所得の第2次配分の受取	34,356.5	59,233.8	85,102.5	178,692.8
12. 現物社会移転以外の社会給付(支払)	1,462.9	9,974.2	53,768.8	65,205.9
13. その他の経常移転(支払)	51,390.2	13,974.6	655.2	66,020.0
14. 所得の第2次配分の支払	52,853.1	23,948.8	54,424.0	131,225.9
15. 可処分所得(純)	-18,496.6	35,285.0	30,678.5	47,466.9
16. 調整可処分所得(純)	-20,510.1	20,190.3	-6,013.9	-6,333.7
17. 最終消費支出	15,011.8	42,556.4	37,380.5	94,948.7
18. 貯蓄(純)	-33,508.4	-7,271.4	-6,702.0	-47,481.9
19. 資本移転(受取)	10,055.8	10,213.4	345.3	20,614.5
20. (控除)資本移転(支払)	12,628.7	3,238.4	62.8	15,929.8
21. 貯蓄・資本移転による正味資産の変動	-36,081.4	-296.4	-6,419.4	-42,797.2
22. 総固定資本形成	4,435.6	11,917.1	39.5	16,392.2
23. (控除)固定資本減耗	3,791.3	12,670.5	35.0	16,496.9
24. 在庫品増加	-41.6	38.5	0.0	-3.1
25. 土地の購入(純)	396.9	1,658.8	-7.7	2,047.9
26. 純貸出(+)/純借入(-)	-37,081.0	-1,240.2	-6,416.2	-44,737.4
27. プライマリーバランス	-31,469.1	1,678.1	-9,685.2	-39,476.2

注：単位 10 億円。モデルの構造に対応した部分を抜粋している。

出所：内閣府「国民経済計算」

(租税)

租税は、中央政府、地方政府ごとに、直接税（家計分）、直接税（企業分）、間接税（消費税）、間接税（消費税以外）のそれぞれについて推計している。SNA 上は、直接税は家計分と企業分に分割されていないが、所得税収と法人税収の比率により分割し、データを作成した。

直接税家計分については、中央政府分・地方政府分ともに、橋本・呉(2008)にしたがい雇用者報酬、累進尺度、課税最低限を主要な説明変数として推定した⁵。また中央政府の直接税企業分については、国民所得から雇用者報酬を減じ

⁵ 累進尺度は、橋本・呉(2008)において推計された指標を用いている。ここでは各年の所得税法に従い、夫婦子供 2 人の世帯の給与収入が増加したときの給与所得が税の税額を計算し、毎年の累進税率表にお

たものに法人実効税率を乗じて、これを説明変数として採用した。地方政府分は、中央政府の同指標を説明変数として推計した。消費税は、消費税分を控除した民間最終消費と民間住宅投資に税率を乗じたものを説明変数として推定し、推計結果に地方消費税率を乗じて、中央政府分と地方政府分に分割している。消費税以外の間接税は名目 GDP を説明変数として推定を行った。

（政府支出）

中央政府・地方政府の最終消費支出は、名目 GDP と高齢化率によって決まる形としている。総固定資本形成は外生的に与えられる。なお先行きを予測する際には、実質横ばい（物価上昇率並みの増加）として将来の値を設定している。

（政府間移転）

中央政府、地方政府、社会保障基金は互いに独立した関係ではなく、相互に資金移転が行われている。表 2 でみると、項目 10、項目 13 が経常移転の受払、項目 19、項目 20 が資本移転の受払である。経常移転の受払では、中央政府から地方政府に支払われるものとして地方交付税交付金や、義務教育や生活保護などにかかる国庫支出金があり、中央政府から社会保障基金に支払われるものとして年金や医療などの国庫負担などがある。また資本移転における中央政府から地方政府への支払は、公共投資関連の国庫支出金や災害復旧時の補助金などが該当する。本モデルでは、経常移転の受払については地方政府、社会保障基金の消費支出額、資本移転の受払については地方政府の総固定資本形成によって決まる形とした。なお現実には、国直轄事業に対する地方の負担金なども存在するが、本モデルでは明示的には考慮しないこととした。

（社会保障基金）

社会保障基金は、中央政府・地方政府と異なり、主に社会負担と他部門からの経常移転によりファイナンスされる。社会負担はマクロ経済ブロックの雇用者報酬により決まり、他部門からの経常移転は、社会保障給付額により決まる形とした。また社会保障給付に相当する所得の第 2 次分配の支払および最終消費支出は、名目 GDP および人口によって説明する。

（貯蓄投資差額・基礎的財政収支）

貯蓄は可処分所得から最終消費支出を減じて求められ、さらに貯蓄から固定

ける平均的な累進度として推計されている。

資本形成を減じたものが「純貸出(+)/純借入(-)」（貯蓄投資差額）となる。これは財政赤字に相当し、モデルでは長期債務残高増加分の説明変数となっている。また、貯蓄投資差額から財産所得の受払を除いたものが「プライマリーバランス」（SNA 上の表記ではプライマリーバランスとなっているが、表記の統一のため以下ではこれを基礎的財政収支と述べる）となる。こうして求められた結果は、SNA ベースの基礎的財政収支であり、部門ごとに計算される。しかし、政府が公表している「国・地方の基礎的財政収支」は、特殊要因が除去されており、SNA 上の中央政府・地方府の基礎的財政収支の合計と必ずしも合致しない。そこで本モデルでは、中央政府、地方政府、社会保障基金の各基礎的財政収支を説明変数として、政府の目標である「国・地方の基礎的財政収支」を擬似的に推計する。

なおモデルのパフォーマンスのチェックのため、ファイナルテストを行い最小二乗誤差率により確認したところ、各変数の最小二乗誤差率はおおむね 10% を下回る程度の誤差であった。

4. 長期シミュレーション

本節では、前節で構築したモデルを用いて長期の経済・財政シミュレーションの結果を示す。まず 4.1 でベースラインとなる推計結果を示し、4.2 で政策シミュレーションの結果を示す。政策シミュレーションは、消費税率引き上げ、政府支出の削減、法人実効税率引き下げとそれに伴う生産性上昇の計 3 ケースを行う。なお本稿で行うシミュレーションの期間は 2040 年度までとしている。

4.1 ベースラインの結果

まずベースラインとなる推計の結果を示す。ベースラインにおける主要な外生変数の想定は以下の通りである。人口の推移は、国立社会保障人口問題研究所の中位推計に基づく。生産性上昇率は、内閣府の「経済財政の中長期試算」の慎重シナリオと同様に、2020 年度にかけて過去の平均程度まで徐々に回帰し、その後横ばいとする。財政については、公的固定資本形成は、実質横ばい（物価上昇率並みの増加）とし、税制は 2010 年度のまま据え置く（2011 年度税制改

正大綱で盛り込まれた法人実効税率の引き下げも行わない)。このように、ベースラインの推計では現状のまま何も対策を講じないという将来の経済財政に対して慎重な想定を置いている。

表 1-3 にベースラインにおける見通しの結果を示した。実質 GDP は 2020 年度では 699.5 兆円、2040 年度では 723.8 兆円に拡大すると見込まれる。ただし、この間の実質経済成長率は徐々に低下していく。2010 年度までの 10 年間の平均成長率は 1.56% であるが、2020～2030 年度では 0.35%、2030～2040 年度では -0.01% に低下する。これは人口構造の変化に伴う労働供給の減少に起因する。また高齢化率の上昇により貯蓄率が下落し、民間資本ストックの蓄積速度が低下し、経済成長にマイナスの影響をもたらす。

財政については、政府消費支出は高齢化に伴い増加する一方で、税制は不変としているため税収は増加せず、財政は悪化していく。2040 年度時点で、国・地方の基礎的財政収支の赤字は 82.8 兆円、国・地方合わせた長期債務残高は 2,413 兆円となる。財政悪化によりリスクプレミアムが上乘せられて長期金利は 7.5% にまで上昇する。長期金利の上昇は利払費の増加をもたらし、財政状況をさらに悪化させる。このようにベースラインの予測では、経済・財政に対して特段の政策対応が行われなければ、財政の持続可能性について改善が見込まれないというシナリオが描かれる。

これらの結果は、経済・財政ともに内閣府の「中長期試算」における慎重シナリオと成長戦略シナリオの中間程度の結果となっている。

表 1-3 ベースラインの結果

		実質GDP (10億円)	名目GDP (10億円)	実質GDP 成長率 (%)	名目GDP 成長率 (%)	消費者物 価指数 (2005=100)	長期金利 (%)	基礎的財 政収支 (10億円)	基礎的財 政収支対 GDP比 (%)	長期債務 残高 (10億円)	長期債務 残高対 GDP比 (%)
ベース ライン	2010	588,270	508,033	1.31	-0.01	100.7	1.64	-18,170	-3.58	844,268	166.2
	2020	699,546	580,867	2.24	2.61	99.4	3.35	-50,586	-8.71	1,341,313	230.9
	2030	724,747	646,532	0.20	1.00	104.8	5.47	-66,291	-10.25	1,859,366	287.6
	2040	723,773	698,310	-0.28	0.48	110.6	7.47	-82,775	-11.85	2,412,584	345.5

4. 2 政策シミュレーション

次に、ベースラインのような「破綻シナリオ」を回避する政策シナリオを考えてみよう。今回は財政の持続可能性の確保という観点から、①消費税率引き

上げ、②政府支出の削減、③法人実効税率引き下げとそれに伴う生産性上昇に関するシミュレーションを行う。

① 消費税率引き上げ

このシナリオでは、消費税率の引き上げによって財政状況の改善が図られる。消費税率引き上げのタイミングについては、2013年度に7%、2017年度に10%、2021年度に15%にまでそれぞれ引き上げるケースを考える。なお地方消費税率は不変とする。

表 1-4 はシミュレーションの結果を示したものである。消費税率を引き上げず一律5%のまま据え置くベースラインと比較して、2040年度時点で39.8兆円の消費税増収となる。消費税の増収額は、社会保障給付など特定の支出に関係づけることを想定していないため、増税分が直接財政収支の改善に寄与する。基礎的財政収支は57.9兆円の赤字であり、消費税率の引き上げを行わないベースラインと比べて24.9兆円の改善となる。また長期債務残高の増加は抑制され、対名目GDP比は2019年の196.9%をピークに減少に転じ、2040年度には167.0%まで減少する。こうした財政収支の改善により長期金利の上昇は抑制される。実質GDPは2020年度では702.2兆円、2040年度では758.9兆円となる。

なお表 1-5 は上記のシミュレーションよりさらに税率を引き上げたケースの結果である。このケースでは2040年度時点で消費税率を30%にまで引き上げており、基礎的財政収支の黒字化のためにはこの程度までの増税が必要となる。

表 1-4 消費税率引き上げシミュレーション

		実質GDP (10億円)	名目GDP (10億円)	実質GDP 成長率 (%)	名目GDP 成長率 (%)	消費者物 価指数 (2005=100)	長期金利 (%)	基礎的財 政収支 (10億円)	基礎的財 政収支対 GDP比 (%)	長期債務 残高 (10億円)	長期債務 残高対 GDP比 (%)
ベース ライン	2010	588,270	508,033	1.31	-0.01	100.7	1.64	-18,170	-3.58	844,268	166.2
	2020	699,546	580,867	2.24	2.61	99.4	3.35	-50,586	-8.71	1,341,313	230.9
	2030	724,747	646,532	0.20	1.00	104.8	5.47	-66,291	-10.25	1,859,366	287.6
	2040	723,773	698,310	-0.28	0.48	110.6	7.47	-82,775	-11.85	2,412,584	345.5
シミュ レーシ ョン	2010	588,270	508,033	1.31	-0.01	100.7	1.64	-18,170	-3.58	844,268	166.2
	2020	702,189	646,085	2.33	3.20	105.9	3.34	-43,192	-6.69	1,271,421	196.8
	2030	741,026	848,979	0.40	1.72	122.2	4.64	-44,768	-5.27	1,471,492	173.3
	2040	758,863	969,262	0.03	0.98	131.6	4.98	-57,884	-5.97	1,618,989	167.0
ベース ラインと の乖離 幅	2010	0	0	0.00	0.00	0.0	0.00	0	0.00	0	0.0
	2020	2,643	65,218	0.09	0.60	6.4	-0.02	7,394	2.02	-69,892	-34.1
	2030	16,279	202,447	0.21	0.72	17.4	-0.82	21,523	4.98	-387,875	-114.3
	2040	35,091	270,952	0.30	0.50	21.0	-2.50	24,891	5.88	-793,595	-178.5

注：GDP成長率は前年度と比較した成長率である。以下の表でも同じ。

表 1-5 消費税率引き上げシミュレーション（さらに増税するパターン）

		実質GDP (10億円)	名目GDP (10億円)	実質GDP 成長率 (%)	名目GDP 成長率 (%)	消費者物 価指数 (2005=100)	長期金利 (%)	基礎的財 政収支 (10億円)	基礎的財 政収支対 GDP比 (%)	長期債務 残高 (10億円)	長期債務 残高対 GDP比 (%)
ベース ライン	2010	588,270	508,033	1.31	-0.01	100.7	1.64	-18,170	-3.58	844,268	166.2
	2020	699,546	580,867	2.24	2.61	99.4	3.35	-50,586	-8.71	1,341,313	230.9
	2030	724,747	646,532	0.20	1.00	104.8	5.47	-66,291	-10.25	1,859,366	287.6
	2040	723,773	698,310	-0.28	0.48	110.6	7.47	-82,775	-11.85	2,412,584	345.5
シミュ レーショ ン	2010	588,270	508,033	1.31	-0.01	100.7	1.64	-18,170	-3.58	844,268	166.2
	2020	705,514	719,791	2.42	3.78	112.8	3.28	-34,318	-4.77	1,178,759	163.8
	2030	755,450	1,157,388	0.60	9.62	146.1	3.81	-12,651	-1.09	1,015,688	87.8
	2040	797,204	1,478,342	0.34	1.82	165.5	1.84	2,356	0.16	277,230	18.8
ベース ラインと の乖離 幅	2010	0	0	0.00	0.00	0.0	0.00	0	0.00	0	0.0
	2020	5,968	138,924	0.18	1.17	13.4	-0.07	16,268	3.94	-162,554	-67.2
	2030	30,703	510,856	0.40	8.63	41.3	-1.66	53,640	9.16	-843,679	-199.8
	2040	73,432	780,032	0.61	1.34	54.9	-5.63	85,130	12.01	-2,135,354	-326.7

② 政府支出の削減

このシナリオでは、政府支出について、①の消費税増税とほぼ同規模の支出を削減するシミュレーションを行う。削減の対象となるのは各部門の公的固定資本形成と中央政府・地方政府の最終消費支出とし、社会保障基金の消費支出は削減しない。

表 1-6 はシミュレーションの結果を示したものである。歳出削減により財政収支は改善し、基礎的財政収支は 2040 年度時点で 50.6 兆円の赤字で、ベースラインに比べ 32.2 兆円の改善となる。長期債務残高の増加は抑制され、対名目 GDP 比は 2019 年の 211.6% をピークに減少に転じ、2040 年度には 187.7% に減少する。しかしながら、政府支出には人件費や更新投資など削減が難しい支出も含まれる。したがって、今回のシミュレーションのような規模の支出削減は現実には困難であろう。

実質 GDP は 2020 年度では 723.8 兆円、2040 年度では 783.4 兆円となる。①の消費税率引き上げ、②の政府支出削減のケースともに、財政状況の改善による民間貯蓄の増加と資本コストの低下により民間投資が促進されることになる。今回の結果では、政府支出を削減するケースの方が、資本コストの低下およびそれに伴う民間投資への影響が大きく出ており、結果として実質 GDP に与える影響が大きくなっている。なお本モデルでは需要縮小による GDP に対するマイナスの影響は、明示的に考慮されない。

表 1-6 政府支出の削減シミュレーション

		実質GDP (10億円)	名目GDP (10億円)	実質GDP 成長率 (%)	名目GDP 成長率 (%)	消費者物 価指数 (2005=100)	長期金利 (%)	基礎的財 政収支 (10億円)	基礎的財 政収支対 GDP比 (%)	長期債務 残高 (10億円)	長期債務 残高対 GDP比 (%)
ベース ライン	2010	588,270	508,033	1.31	-0.01	100.7	1.64	-18,170	-3.58	844,268	166.2
	2020	699,546	580,867	2.24	2.61	99.4	3.35	-50,586	-8.71	1,341,313	230.9
	2030	724,747	646,532	0.20	1.00	104.8	5.47	-66,291	-10.25	1,859,366	287.6
	2040	723,773	698,310	-0.28	0.48	110.6	7.47	-82,775	-11.85	2,412,584	345.5
シミュ レーション	2010	588,270	508,033	1.31	-0.01	100.7	1.64	-18,170	-3.58	844,268	166.2
	2020	706,795	587,656	2.45	2.86	99.5	3.21	-40,509	-6.89	1,243,030	211.5
	2030	758,463	684,922	0.52	1.48	105.8	4.33	-38,797	-5.66	1,368,498	199.8
	2040	783,358	777,508	0.10	1.02	113.1	4.68	-50,614	-6.51	1,459,085	187.7
ベース ラインと の乖離 幅	2010	0	0	0.00	0.00	0.0	0.00	0	0.00	0	0.0
	2020	7,249	6,789	0.21	0.25	0.1	-0.14	10,077	1.82	-98,284	-19.4
	2030	33,715	38,390	0.33	0.48	1.1	-1.14	27,494	4.59	-490,868	-87.8
	2040	59,586	79,199	0.37	0.54	2.5	-2.79	32,161	5.34	-953,499	-157.8

③ 法人実効税率引き下げとそれに伴う生産性上昇

このシナリオでは、2011年度税制改正大綱で掲げられている法人実効税率の5%引き下げについて検討する。法人実効税率の引き下げは、企業の研究開発投資を促進する。これにより生産性が上昇し、これによる税収増によって法人税の減収を上回る財政状況の改善が期待される。こうした法人実効税率の引き下げがもたらす影響については、関西社会経済研究所(2008)、同(2010)での結果を利用し、研究開発投資を通じた生産性の引き上げを考える。関西社会経済研究所(2010)では、法人実効税率の1%引き下げにより研究開発投資が0.369%引き上げられるとしている。また関西社会経済研究所(2008)では、研究開発投資が1%増加すれば、全要素生産性が0.07%上昇するとしている。

そこで本ケースでは、2011年度に法人実効税率5%引き下げ、2021年度に再度法人実効税率が5%引き下げられるとする。これにより2011年度以降の技術進歩率についてベースラインの想定に対して0.13%、2021年度以降はさらに0.13%増加すると想定する。

表1-7にシミュレーションの結果を示した。シミュレーション結果をみると、税率を引き下げているにもかかわらず、直接税(企業分)は増加する。これは生産性が高められることにより、生産が拡大し、所得が増加するためである。経済成長率は2020年度時点で実質GDP成長率2.45%、名目GDP成長率3.09%となっており、政府の掲げる「新成長戦略」での経済成長率目標が達成される。実質GDPは2020年度時点で741.2兆円、2040年度時点では889.3兆円であり、

これはベースラインに比べ 165.5 兆円の増加となる。実体経済の拡大に伴う税収増から財政収支も改善する。2040 年度時点で基礎的財政収支の対名目 GDP 比は 3.20%ポイントの改善、長期債務残高の対名目 GDP 比は 230.7%でベースラインに比べ 114.8%ポイントの改善となる。

表 1-7 法人実効税率引き下げシミュレーション

		実質GDP (10億円)	名目GDP (10億円)	実質GDP 成長率 (%)	名目GDP 成長率 (%)	消費者物 価指数 (2005=100)	長期金利 (%)	基礎的財 政収支 (10億円)	基礎的財 政収支対 GDP比 (%)	長期債務 残高 (10億円)	長期債務 残高対 GDP比 (%)
ベース ライン	2010	588,270	508,033	1.31	-0.01	100.7	1.64	-18,170	-3.58	844,268	166.2
	2020	699,546	580,867	2.24	2.61	99.4	3.35	-50,586	-8.71	1,341,313	230.9
	2030	724,747	646,532	0.20	1.00	104.8	5.47	-66,291	-10.25	1,859,366	287.6
	2040	723,773	698,310	-0.28	0.48	110.6	7.47	-82,775	-11.85	2,412,584	345.5
シミュ レーショ ン	2010	588,270	508,033	1.31	-0.01	100.7	1.64	-18,170	-3.58	844,268	166.2
	2020	741,171	631,156	2.45	3.09	101.3	3.44	-50,967	-8.08	1,332,151	211.1
	2030	845,650	815,005	0.67	2.00	110.8	5.38	-67,126	-8.24	1,799,131	220.8
	2040	889,321	967,171	0.29	1.43	120.4	6.61	-83,719	-8.66	2,231,037	230.7
ベース ラインと の乖離 幅	2010	0	0	0.00	0.00	0.0	0.00	0	0.00	0	0.0
	2020	41,625	50,290	0.20	0.48	1.9	0.09	-381	0.63	-9,162	-19.9
	2030	120,903	168,473	0.47	1.00	6.0	-0.09	-836	2.02	-60,235	-66.8
	2040	165,548	268,861	0.57	0.96	9.8	-0.87	-944	3.20	-181,548	-114.8

④ 消費税率引き上げと法人税率引き下げの組み合わせ

最後に、①と③を組み合わせたシミュレーションの結果を示す（表 1-8）。安定的な経済成長と財政の持続可能性がともに実現する理想的な見通しである。実質 GDP は拡大が続き、2040 年度時点で 934.1 兆円となる。また財政も改善し、基礎的財政収支は 46.6 兆円の赤字となりベースラインに比べ 36.2 兆円の改善、対名目 GDP 比ではベースラインに比べ 8.39%ポイント改善する。また長期債務残高の対名目 GDP 比は 88.0%まで減少し、ベースラインに比べ 257.5%ポイントの改善となる。③までのケース（消費税率 30%のケースを除く）では長期債務残高対名目 GDP 比は改善はするものの、減少基調にまでは至らなかったが、今回の消費税改革と法人税改革を組み合わせたケースでは、長期債務残高対名目 GDP 比は減少基調を示す結果となった。

表 1-8 消費税率引き上げと法人実効税率引き下げの組み合わせ

		実質GDP (10億円)	名目GDP (10億円)	実質GDP 成長率 (%)	名目GDP 成長率 (%)	消費者物 価指数 (2005=100)	長期金利 (%)	基礎的財 政収支 (10億円)	基礎的財 政収支対 GDP比 (%)	長期債務 残高 (10億円)	長期債務 残高対 GDP比 (%)
ベース ライン	2010	588,270	508,033	1.31	-0.01	100.7	1.64	-18,170	-3.58	844,268	166.2
	2020	699,546	580,867	2.24	2.61	99.4	3.35	-50,586	-8.71	1,341,313	230.9
	2030	724,747	646,532	0.20	1.00	104.8	5.47	-66,291	-10.25	1,859,366	287.6
	2040	723,773	698,310	-0.28	0.48	110.6	7.47	-82,775	-11.85	2,412,584	345.5
シミュ レーショ ン	2010	588,270	508,033	1.31	-0.01	100.7	1.64	-18,170	-3.58	844,268	166.2
	2020	744,508	702,431	2.55	3.70	107.8	3.41	-42,662	-6.07	1,253,170	178.4
	2030	867,628	1,073,099	0.89	2.74	129.1	4.41	-39,258	-3.66	1,320,793	123.1
	2040	934,139	1,344,127	0.55	1.89	143.2	3.74	-46,578	-3.47	1,182,358	88.0
ベース ラインと の乖離 幅	2010	0	0	0.00	0.00	0.0	0.00	0	0.00	0	0.0
	2020	44,962	121,564	0.30	1.10	8.4	0.06	7,924	2.64	-88,144	-52.5
	2030	142,880	426,567	0.69	1.74	24.4	-1.05	27,033	6.59	-538,573	-164.5
	2040	210,366	645,817	0.83	1.41	32.6	-3.73	36,197	8.39	-1,230,226	-257.5

5. むすび

本稿では日本経済財政中期モデルを構築し、比較的慎重なシナリオのもとでの2040年度までの経済・財政の中期見通しを示した。本稿で構築したモデルでは供給主導型としている点、SNAをベースとした財政ブロックを構築している点が特徴である。またベースラインの見通しに加え、消費税率引き上げ・財政支出削減・法人実効税率引き下げとそれに伴う生産性向上、消費税法改革の組合せという計4つのケースのシミュレーションを行い、ベースラインとの比較によって財政に対する影響をみた。

本稿でベースラインとしたケースのように、人口減少と高齢化の進行により今後ますます財政支出は拡大していく。一方で労働供給の減少は生産にマイナスの効果をもたらす。こうした状況において、経済・財政に対して何も対策が講じられなかった場合、経済成長率は鈍化し財政赤字および長期債務残高は拡大し続けるという悲観的な見通しとなる。

こうした将来見通しに対して、今後経済・財政の持続可能性を確保するためには、抜本的な税財政改革と生産性を高める経済政策が必要となってくる。本稿で行った税財政改革シミュレーションでは、消費税率引き上げにより財政状況が改善されるが、15%程度への引き上げ（2040年度時点）では基礎的財政収支の黒字化は達成できず、これを達成するためには30%（2040年度時点）にま

で引き上げる必要があることがわかった。また、消費税率 15%への引き上げと同程度の規模の財政支出削減シミュレーションも行ったが、結果は同様に基礎的財政収支の黒字化は達成できなかった。また法人税率の引き下げとそれに伴う生産性の向上については、経済成長の促進により基礎的財政収支、長期債務残高の GDP 比の改善をもたらすという結果を得たが、基礎的財政収支の黒字化は達成できなかった。また長期債務残高の対 GDP 比は、ベースラインの想定のように右肩上がりに増加していくまでには至らないが、横ばいの推移であり、はっきりとした減少傾向は見られない。ただし、消費税改革と法人税改革の組み合わせのケースでは、長期債務残高の対 GDP 比は減少していく結果となった。

以上のように、消費税率を 30%まで引き上げるケースを除く全てのケースにおいて、2040 年度時点でも基礎的財政収支の黒字化は達成できない結果となった。もちろん「財政運営戦略」で収支目標とされている「2020 年度時点での基礎的財政収支の黒字化」も達成し得ない。

しかも、このほかに政策ごとの課題も存在する。例えば支出削減に関して言えば、本稿でシミュレーションを行ったような規模の削減を現実に行うことは困難である。したがって、個々の政策を単独で実施するのではなく、これらの政策をバランスよく組み合わせて対応する必要がある。また当然のことながらできるだけ速やかに実施することが望ましい。

最後に、今後の課題を挙げる。本モデルによる分析の限界であるが、結果の解釈において、需要側に対する影響が考慮されていないという点に留意する必要がある。また個別の構造方程式の推定方法等についてモデル全体の頑健性を高めることも課題である。

なお今回の分析では 2011 年 3 月に発生した東日本大震災によるストックの大幅減少やそれに伴う復興需要については考慮されていない。社会保障制度改革に関する詳細な検討も必要となつてこよう。こうした足下の経済・財政の情勢に応じたシミュレーションを行っていくことも必要であると考えらる。

参考文献

- Adams, F. G. and Lawrence R. Klein and Kumasaka Yuzo and Shinozaki Akihiko (2008) *Accelerating Japan's Economic Growth*, Routledge Studies in the Growth Economies of Asia.
- Feldstein, Martin(1996) "Social Security and Saving: New Time Series Evidence" NBER Working Paper 5054.
- Ichimura, S and Lawrence R. Klein(2010) *Macroeconometric Modeling of Japan*, World Scientific.
- Sakuragawa, M, and K, Hosono (2009) "Fiscal Sustainability of Japan :A Dynamic Stochastic General Equilibrium Approach", *The Japanese Economic Review*, Forthcoming.
- Schick, A. (2005) "Sustainable budget policy: concepts and approaches" *OECD Journal on Budgeting*, Vol. 5 No. 1, pp107-126.
- Ulla, P. (2006) "Assessing fiscal risks through long-term budget projections" *OECD Journal on Budgeting*, Vol. 6 No. 1, pp127-187.
- Wyplosz, C. (2007) "Debt sustainability assessment: the IMF approach and alternatives" *HEI Working Paper No. 3*.
- 石川大輔・北浦修敏・上田淳二・中川真太郎(2010) 「フォワード型マクロ経済モデルの構造とシミュレーション結果」『フィナンシャルレビュー』No.100、財務省財務総合政策研究所、pp210-254.
- 市川洋・林英機(1973) 『財政の計量経済学－租税、政府支出及び社会保障の計量理論－』勁草書房.
- 稲田義久・小川一夫・玉岡雅之・得津一郎(1992) 「年金制度の計量分析－日本経済の成長経路をめぐって－」『季刊社会保障研究』Vol. 27、No. 4.
- 稲田義久・藤川清史・玉岡雅之(1988) 「中期財政モデルによる税制改革の分析－産業連関表を連動させたマクロ計量モデルによる分析－」Working Paper Series(B) No. 1(神戸学院大学経済学会).
- 井堀利宏・加藤竜太・川出真清・別所俊一郎(2007) 「公債政策と経済成長－高齢化する日本におけるシミュレーション分析」『日本財政破綻回避への戦略』(貝

塚啓明、アン・O・クルーガー編)第3章所収、pp37-72.

入江啓彰(2010)「道州制は地域住民の福祉にどのような影響を及ぼすか：地域経済モデルによる九州地域のシミュレーション分析」『地域再生戦略と道州制』林宜嗣+21世紀政策研究所監修、日本評論社、第7章所収、pp.129-148.

入江啓彰(2011)「日本経済財政中期モデルの開発：財政の持続可能性のシミュレーション分析」関西社会経済研究所ディスカッションペーパーNo.22.

上田淳二・石川大輔・筒井忠(2010)「法人税の税収変動要因と構造的な税収調達能力の分析」KIER Discussion Paper Series No.906.

上田淳二・杉浦達也(2010)「財政の持続可能性に関するシミュレーション分析」『フィナンシャルレビュー』No.100、財務省財務総合政策研究所、pp158-187.

上田淳二・杉浦達也・古財篤(2010)「所得税の税収変動要因と税収調達能力の分析」KIER Discussion Paper Series No.1003.

上村敏之(2002)「社会保障のライフサイクル一般均衡分析：モデル・手法・展望」『経済論集(東洋大学)』第28巻第1号、pp.15-36.

岡村健司(1997)「財政の持続可能性について－財政再建所要規模の数量分析－」『フィナンシャルレビュー』No.43、財務省財務総合政策研究所、pp1-19.

小川一夫・得津一郎(2002)『日本経済：実証分析のすすめ』有斐閣.

加藤久和「マクロ経済、財政および社会保障の長期展望」『季刊社会保障研究』Vol.37、No.2、pp112-125.

門多治・浜瀧純大・服部恒明(2010)「2030年までの日本経済中期展望－マクロ経済・財政・産業構造－」電力中央研究所報告書(報告書番号Y09018).

川瀬晃弘・北浦義朗・木村真・前川聡子(2007)「2004年年金改革のシミュレーション分析」『日本経済研究』No.56、pp.92-121.

関西経済連合会(1986)「税制改革のマクロ経済分析－税財政モデルの開発と応用－」税・財政政策に関する計量モデル分析研究会報告書(委託先関西経済研究センター).

関西社会経済研究所(2008)「法人実効税率の引き下げに関する分析」報告書(研究主査跡田直澄、研究委員吉田有里、研究協力者真鍋雅史).

関西社会経済研究所(2010)「法人税改革の経済効果分析」(研究協力者跡田直澄、前川聡子、真鍋雅史).

北浦修敏(2009)『マクロ経済のシミュレーション分析－財政再建と持続的成長の研究』京都大学学術出版会.

北浦修敏・上田淳二・中川真太郎・西野太亮・杉浦達也・川口訓・坂村素数・大松鉄太郎・南雲紀良・京谷翔平・長嶋拓人・森田健作・坂本達夫・石田良・北條敬貴・増井陽子(2010)「財政経済モデルの全体像と構造について」『フィナンシャルレビュー』No.100、財務省財務総合政策研究所、pp77-157.

北浦修敏・京谷翔平・長嶋拓人・森田健作・坂本達夫・杉浦達也・石田良(2010)「社会保障モデルの構造とシミュレーション結果」『フィナンシャルレビュー』No.100、財務省財務総合政策研究所、pp188-209.

河野惟隆(2004a)「マクロ経済の政府 vs 固有の財政－現在の日本における－」『帝京経済学研究』第38巻第1号、pp103-123.

河野惟隆(2004b)「日本のマクロ経済における一般政府」『帝京経済学研究』第38巻第2号、pp127-149.

国立社会保障・人口問題研究所(2010)『社会保障の計量モデル分析－これからの年金・介護・医療』東京大学出版会.

財政制度等審議会(2007)「財政の持続可能性について」財政制度等審議会起草検討委員会提出資料.

齊藤慎(1989)『政府行動の経済分析－国・地方の相互依存関係を中心として』創文社.

齊藤誠・岩本康志・太田聰一・柴田章久(2010)『マクロ経済学(New Liberal Arts Selection)』有斐閣.

佐倉環(2001)「社会保障の変化がマクロ経済に与える影響－財政・マクロモデルによる検討－」『季刊社会保障研究』Vol.37, No.2, pp151-161.

佐藤格・中東雅樹・吉野直行(2004)「財政の持続可能性に関するシミュレーション分析」『フィナンシャルレビュー』No.74、財務省財務総合政策研究所、pp125-145.

高林喜久生(1988)『日本経済のマクロ・パフォーマンス』東洋経済新報社.

土居丈朗(2008a)「政府債務の持続可能性を担保する今後の財政運営のあり方に関するシミュレーション分析－Broda and Weinstein 論文の再検証－」『三田学会雑誌』第100巻第4号、pp131-160.

土居丈朗(2008b)「中央政府・地方政府の資金の流れ」『フィナンシャルレビュー』No. 88、財務省財務総合政策研究所、pp57-95.

飛田史和・田中賢治・梅井寿乃・岩本光一郎・嶋原啓倫(2008)「短期日本経済マクロ計量モデル」ESRI Discussion Paper Series No.201.

内閣府(2011)「経済財政の中長期試算」内閣府ホームページ(2010年3月参照、<http://www5.cao.go.jp/keizai3/econome.html>).

内閣府計量分析室(2009)「経済財政モデル(2008年度版)」内閣府ホームページ(2010年7月参照、<http://www5.cao.go.jp/keizai3/econome.html>).

日本経済研究センター中期予測班(2011)「世界経済の成長生かせるかー早期のデフレ克服求められる日本経済」第37回中期経済予測報告書、日本経済研究センター.

橋本恭之・呉善充(2008)「税収の将来推計」RIETI Discussion Paper Series 08-J-033.

長谷川公一・堀雅博・鈴木智之(2004)「高齢化・社会保障負担とマクロ経済ー日本経済中長期展望モデル(Mark I)によるシミュレーション分析」ESRI Discussion Paper Series No.121.

藤川清史(1994)「日本経済と社会保障の計量モデル(1994年改訂版)」『大阪経大論集』第45巻第3号、pp77-122.

本田豊(2004)『高齢化社会と財政再建の政策シミュレーション』有斐閣.

本間正明・齊藤慎・跡田直澄・高林喜久生・橋本元秀・二木高志・長尾知幸・楠本喜己・松田正弘・古河久人・柘永慎一郎(1989)「調査資料：新SNAと制度会計」『フィナンシャルレビュー』No. 9、財務省財務総合政策研究所、pp1-36.

増淵勝彦・松谷萬太郎・吉田元信・森藤拓(2002)「社会保障モデルによる社会保障制度の分析」ESRI Discussion Paper Series No.9(内閣府経済社会総合研究所).

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2009)「政府の経済・財政に関する各種資産の整合性の検証についての調査」参議院財政金融委員会調査室.

森口親司・橋本俊詔・伴金美・浅野幸弘・五十嵐敬喜・栗山和郎・佐々木基彦・村井一郎・下野恵子(1979)「中期財政モデルの研究」関西経済研究センター研究報告書(関西経済連合会委託研究).

森口親司・橘木俊詔・伴金美・浅野幸弘・五十嵐敬喜・栗山和郎・佐々木基彦・下野恵子(1980)「日本経済と財政の計量分析－中期財政モデルの開発と応用－」関西経済研究センター研究報告書(関西経済連合会委託研究).

森口親司・栗山和郎・佐々木基彦・正地信夫・高林喜久生(1984)「日本経済と財政・金融の計量分析報告書－金融セクターを内生化したマクロ計量モデルによるシミュレーション－」関西経済研究センター研究報告書.

森口親司・本間正明・吉田和男・浅野幸弘・霧島和孝・栗山和郎・武田壽夫・浜岡純治・藤原弘・山本進(1986)「税制改革のマクロ経済分析－税財政モデルの開発と応用－」関西経済研究センター研究報告書.

吉田和男・霧島和孝(1997)「供給側モデルによる財政・経済シミュレーション－財政改革、インフレ・デフレのシミュレーション－」『フィナンシャルレビュー』No. 43、財務省財務総合政策研究所、pp1-52.

第2章 世代会計による民主党政策の評価

日高 政浩

1. はじめに

民主党を中心とする政権が誕生して約1年半が経過した。この間、民主党マニフェストをもとにした新規政策がいくつか実現し、また、2011年度の予算編成段階でこれまでの政策の見直しや、新たな取り組みが検討されている。この章では、世代会計の手法を用いて民主党政策を定量的に把握することにより、政策の評価を行うことを目的とする。

世代会計は、財政赤字に代わる財政指標として Auerbach, Gokhale and Kotlikoff (1991)によって示されたもので、多くの研究がおこなわれている。財政赤字と世代会計の最も大きな違いは、政策評価の対象の期間である。財政赤字は、単年度の政府の財政収支を表しているのに対し、世代会計は現行政策が将来まで持続されると想定するとき、その政策から受ける便益と税負担及び社会保険料負担の生涯の大きさを世代別に計測するものである。言い換えると、世代会計は単年度の財政収支ではなく、将来にわたる長期的な財政収支を考慮した財政指標である。

このような長期的な指標を利用することは、現在の財政支出・収入構造を前提にするとき有益であると考えられる。『国民経済計算』における一般政府の支出の内訳をみると、公的年金の給付、医療保険・介護保険の給付などの社会保障支出の占める割合が多いが、これらは個人の給付面からみると、生涯の生活設計にかかわる制度である。したがって、単年度の支出と収入のバランスに注目する財政収支よりも、長期的な視点に立つ財政指標の方が政策の評価には適しているといえよう。

また、財政の収入面については、消費税の増税が現実的な政策課題となりつつある。消費税の増税の背景にあるのは、短期的な財源確保ではなく、高齢化に伴う支出の財源確保や財政再建などの長期的な課題である。消費税の増税についても長期的な効果を測定する必要がある。

上述の社会保障給付や消費税は、その改革の影響が世代によって異なるので、

世代別の受益と負担の変化をもとに、世代間の公平性の観点からの政策評価が必要なのである。

本章では、民主党政策を世代会計の手法で評価するために、まず次節で、民主党政策の単年度収支をもとに長期的な収支に及ぼす影響についてまとめる。3節では、これを個人の生涯にわたる便益および負担として評価するための想定について記述する。4節では、具体的な政策ごとに、世代会計への影響を推計し、世代間の受益と負担の観点から政策評価を行うこととする。5節では、第1章で取り上げた財政再建シナリオが世代会計におよぼす影響について分析を行う。

2. 民主党政策の長期的財政収支への影響

2. 1 子ども手当

2009年度まで実施されていた児童手当にかわり、2010年度から子ども手当が導入された。児童手当が12歳以下の子どもを対象にし、給付には所得制限が設けられていたのに対し、子ども手当は15歳以下の子どもを対象に所得制限が設けられていないので、対象者が大幅に拡大された。また1人当たりの給付金額も子ども手当は導入時の2010年度で定額の月額1万3千円となり、児童手当よりも増額されている。

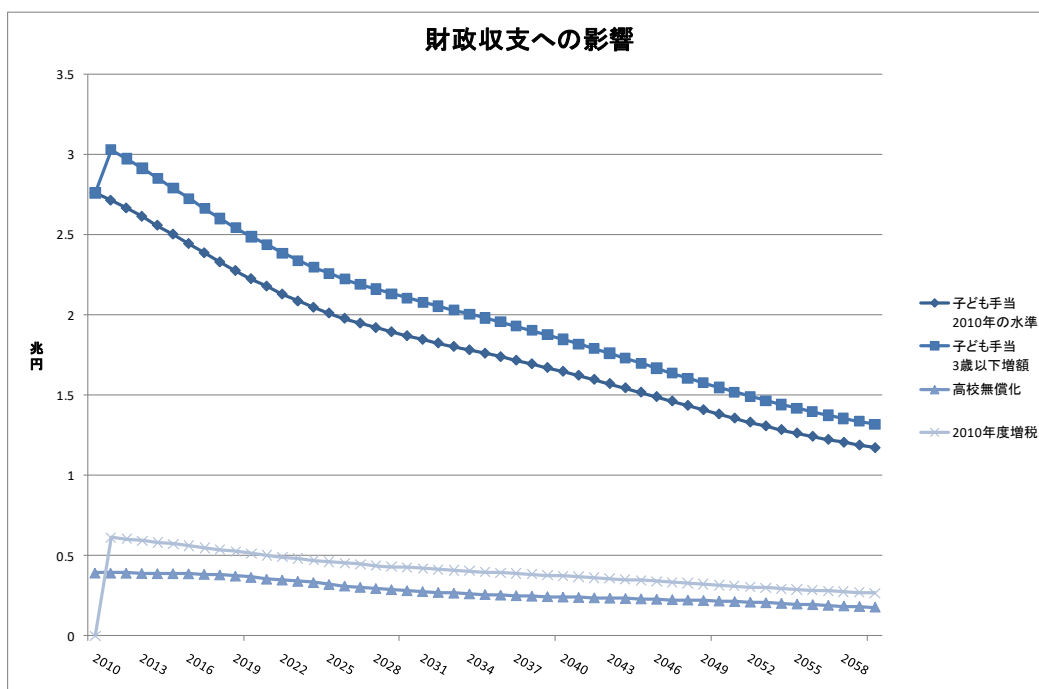


図 2-1 民主党政策の財政収支への影響（2010年改正案）

2011年度からの子ども手当は、民主党マニフェストでは、1人あたり月額2万6千円に倍増することとされていたが、23年度予算案では引き上げ幅が縮小された。具体的には、引き上げ対象となる子どもの年齢を3歳未満に限定し、その給付額も月額2万円に抑えられる。この改革案に沿って子ども手当の支出総額の推移を示したのが図2-1である。この図では、2010年度の給付水準を維持する場合の支出総額の推移よりも上方に位置しているがその差は徐々に縮小していく。これは、子ども手当増額の対象となる3歳未満の人口が減少していくからである。

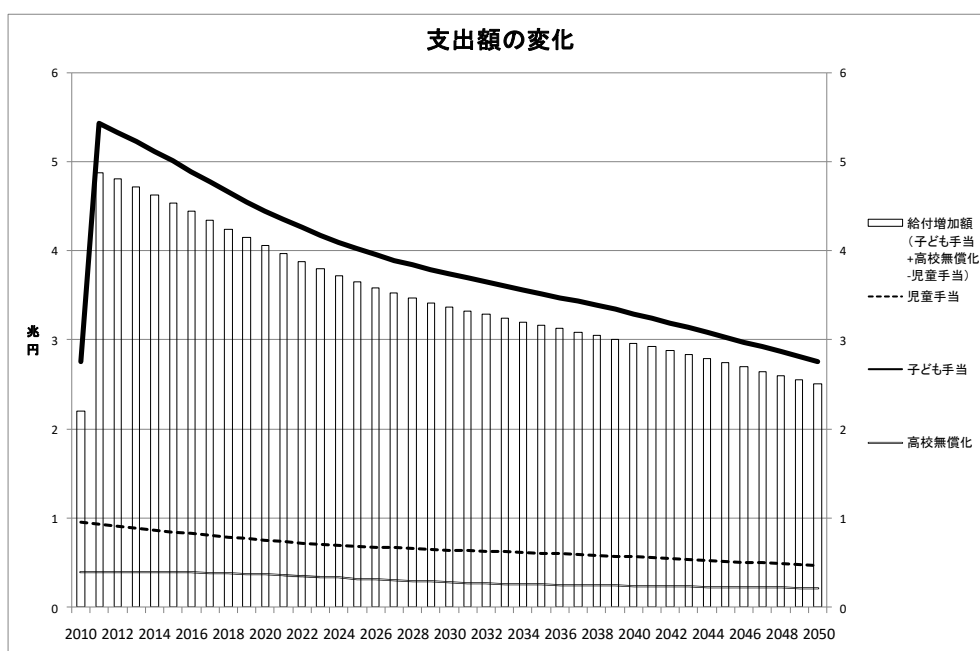


図 2-2 民主党政策の財政収支への影響（2009年時点の改正案）

なお、子ども手当法案が成立しない場合、従来の児童手当に戻るようになる。児童手当の所得制限も従来通りであるとするならば、児童手当給付総額は図2-2のように推移すると予測される。

2. 2 高校無償化

2010年度から導入された高校無償化は、公立高校の授業料の無料化と私立高校の授業料負担の軽減から成り立っている。私立高校の授業料軽減額は所得に応じて決定される。この財源は国の一般財源であり、その推移は図2-1に示されている。この推移は、高校生に該当する16歳から18歳の人口の推移に比例している。

2. 3 扶養控除の見直し

平成 22 年度税制改正において、個人所得税の扶養控除について、「年少扶養親族に係る扶養控除の廃止」と「特定扶養親族に係る特定扶養控除の見直し」が決定した。これにより、15 歳以下の扶養控除 38 万円が廃止され、16 歳から 18 歳の特定扶養控除が 65 万円から 38 万円に減額された。この改正は 2011 年(平成 23 年)から実施される。これによる所得税の増収は平年分として年少控除廃止分が 5,185 億円、特定扶養控除の減額分が 957 億円と見込まれている。この改正の後年への影響は図 2-1 に示されている。

3. 民主党政策の年齢別受益と負担への影響

子ども手当の給付の恩恵を受ける世代については、給付対象である子どもが直接受け取るとみなすこともできるが、親世代が間接的に受け取るとみなすこともできる。2011 年から実施される年少扶養控除の見直しによる所得税増税は親世代が負担するので、所得税増税と子ども手当給付をセットで考えるときに、子ども手当の位置づけが異なる。子ども手当を子どもの世代が受給すると想定する場合は、親世代の増税と子世代の受給という世代間の所得移転政策であり、子ども手当を親世代が受け取ると想定するなら、親世代内での所得階層間の所得再分配をと位置づけられる。

本章では、民主党マニフェストに記された「子育ての心配をなくす」という目的に沿って、子ども手当を親世代への給付とみなすことにする。高校無償化の受益についても特定扶養控除の見直しとセットでとらえ、親世代への受益とみなすことにする。

3. 1 親の年齢別子ども数

子ども手当は 15 歳以下の子どもを対象としている。子ども手当を受け取る親の年齢別の分布を正確に得るには、親の年齢別に子どもの年齢分布のデータが必要であるが、公表されている統計にはこのようなデータは存在しない。

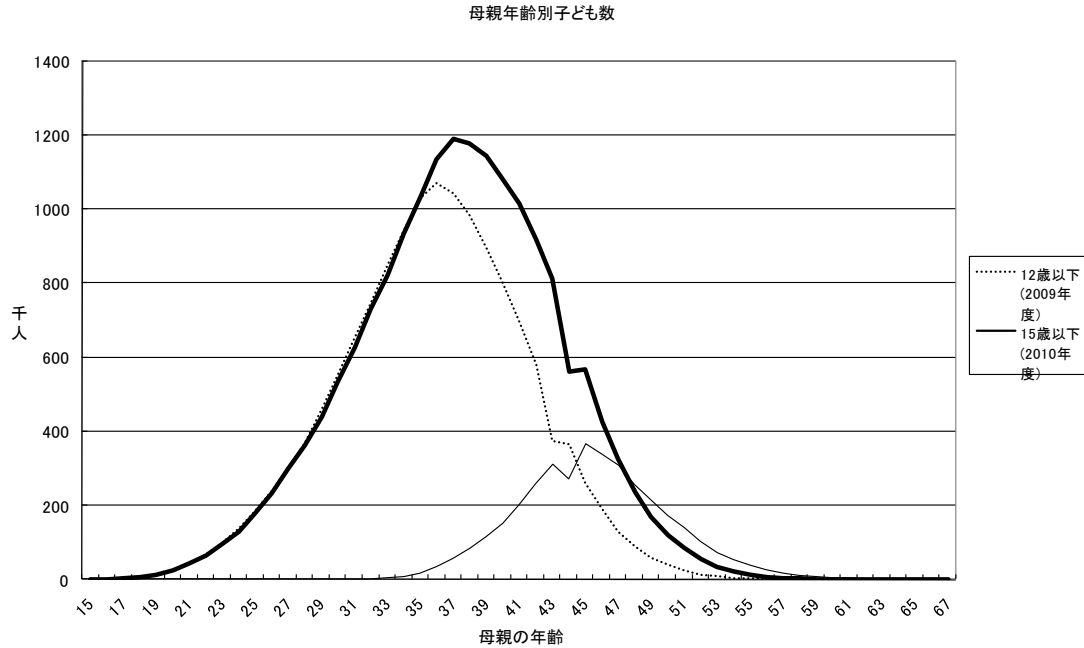


図 2-3 母親の年齢別子ども数

そこで、親と子の年齢分布を得る手段として、人口統計から女性の年齢別出産率を利用することにする。これを基準年度における 0 歳児の母親の年齢分布であるとみなすことにする。さらに基準年度の 1 歳児の母親の年齢は前年の 0 歳児の母親の年齢分布をスライドすることによって得られるものと仮定する。したがって基準年の a 歳の子どもの母親の年齢は a 年前の女性の年齢別出産率から推計するものとする。

3. 2 年齢別給付額

次に、図 2-3 の母親の年齢別子ども数を利用して、親の年齢別給付額を求める。以下では、親年齢は母親年齢と同一であると仮定する。図 2-3 のそれぞれのグラフの下の面積は、それぞれの給付対象の子どもの総数を表している。給付の総額を対象の子ども総数で割ってひとり当たり給付額を求め、図 2-3 の分布に従って配分すると、親の年齢別に給付総額を図 2-4 のように割り振ることができる。それぞれのグラフの下の面積はそれぞれの給付総額を表している。

児童手当、子ども手当、および高校無償化の年齢別分配

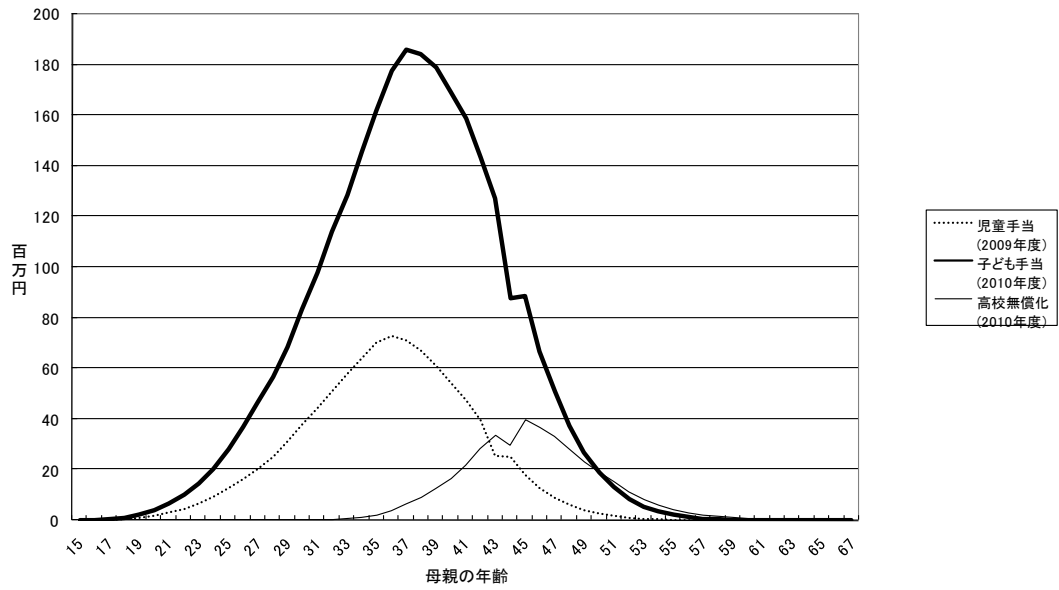


図 2-4 親の年齢別給付額

これをもとに親の年齢別一人当たり給付額を計算したのが、図 2-5 である。

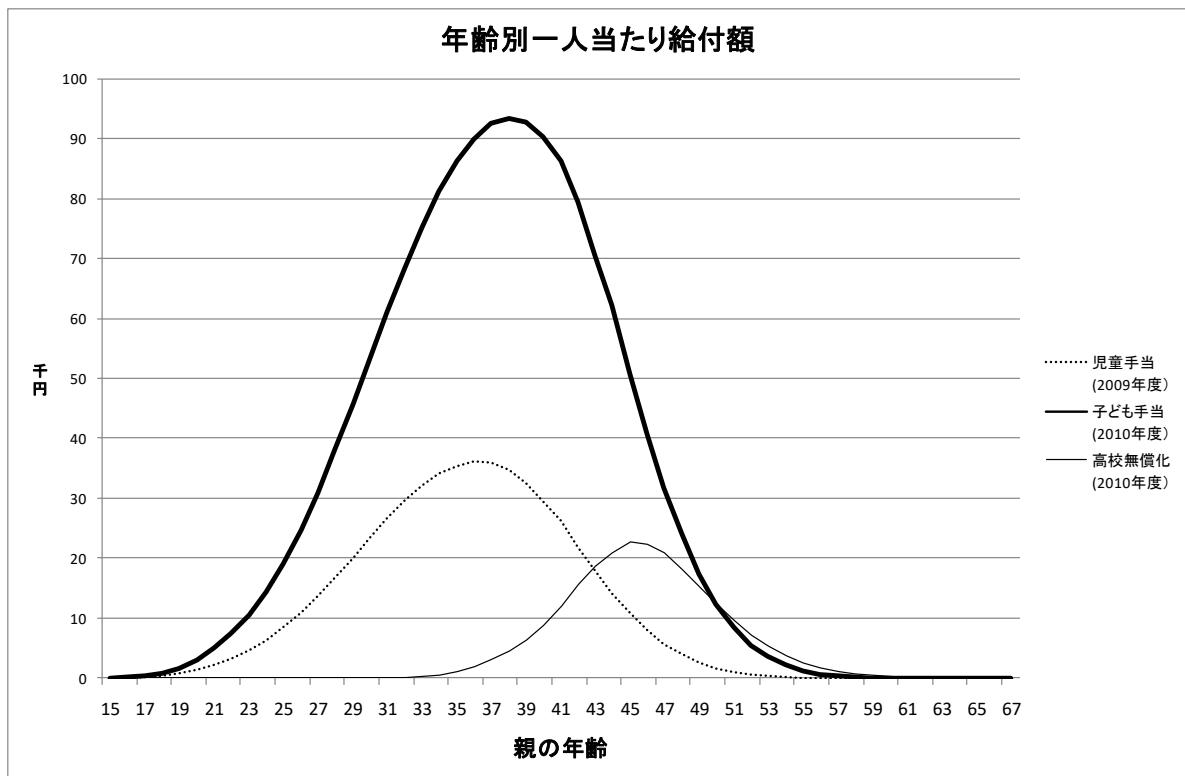


図 2-5 親の年齢別 1 人あたり給付額

従来の児童手当では平均給付の最大値は36歳の3万6千円であったが、2010年度導入時の子ども手当では、38歳がピークになり、その平均給付額は9万3千円で約2.6倍に拡大している。新たに導入される高校無償化による親の負担の軽減額はピークの45歳で2万2千円に達する。

3. 3 扶養控除見直しによる年齢別税負担への影響

年少扶養控除の廃止と特別扶養控除に見直しによる親の負担の変化については、図2-6で示された親の年齢別子ども分布が利用できる。これらの控除の見直しによる増収の見込み額が提示されているので、控除対象人口で割ってひとり当たり税負担増額を求める。年少扶養控除の対象になる15歳以下人口は2011年で1,738万人、特定扶養控除の対象である16歳から18歳人口は363万人なので、ひとり当たり税負担増額はそれぞれ2万9,800円と2万6,400円である⁶。

親の年齢別に税負担の増加をもとめたのが、図2-7である。年少扶養控除廃止による負担増は最大で38歳の17,500円、特定扶養控除の見直しによる負担増は最大で46歳の5,400円である。

⁶ ただし、扶養控除対象であっても課税最低限以下の場合には税の減額を受けていない場合がある。また、税の減額は限界税率に依存する。したがって、対象人口で割ってひとり当たり金額を求める方法には誤差が存在している。ここでは、この誤差が親の年齢別負担を計算する際に偏りが無いものと想定して推計を進めことにする。

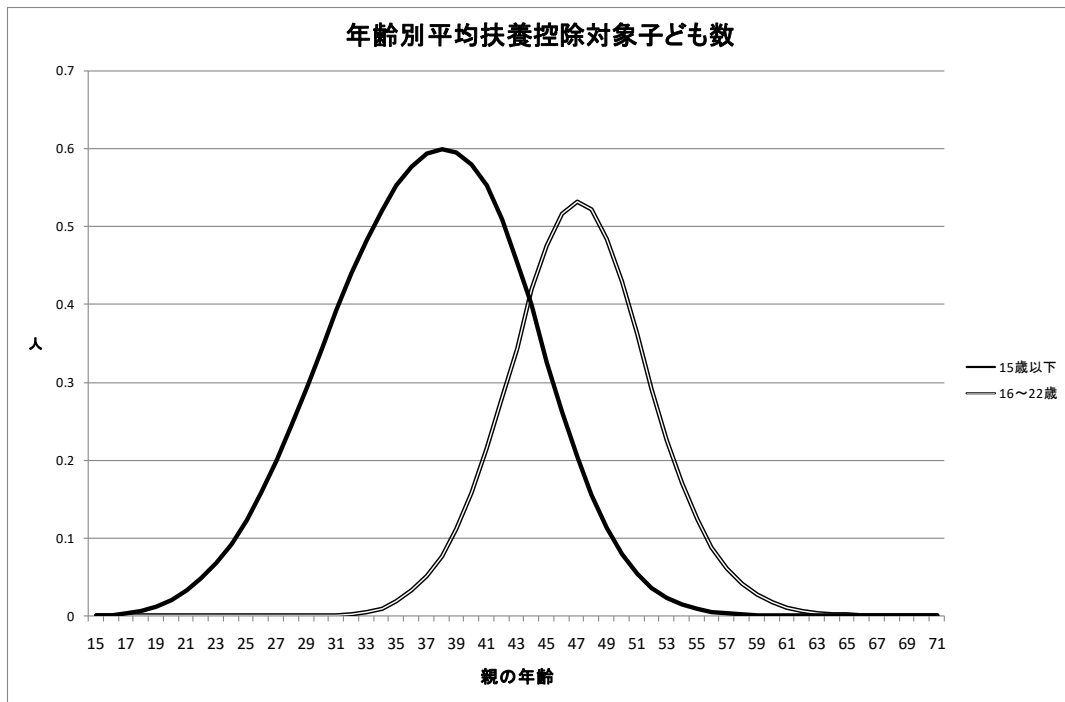


図 2-6 年齢別平均扶養控除対象子ども数

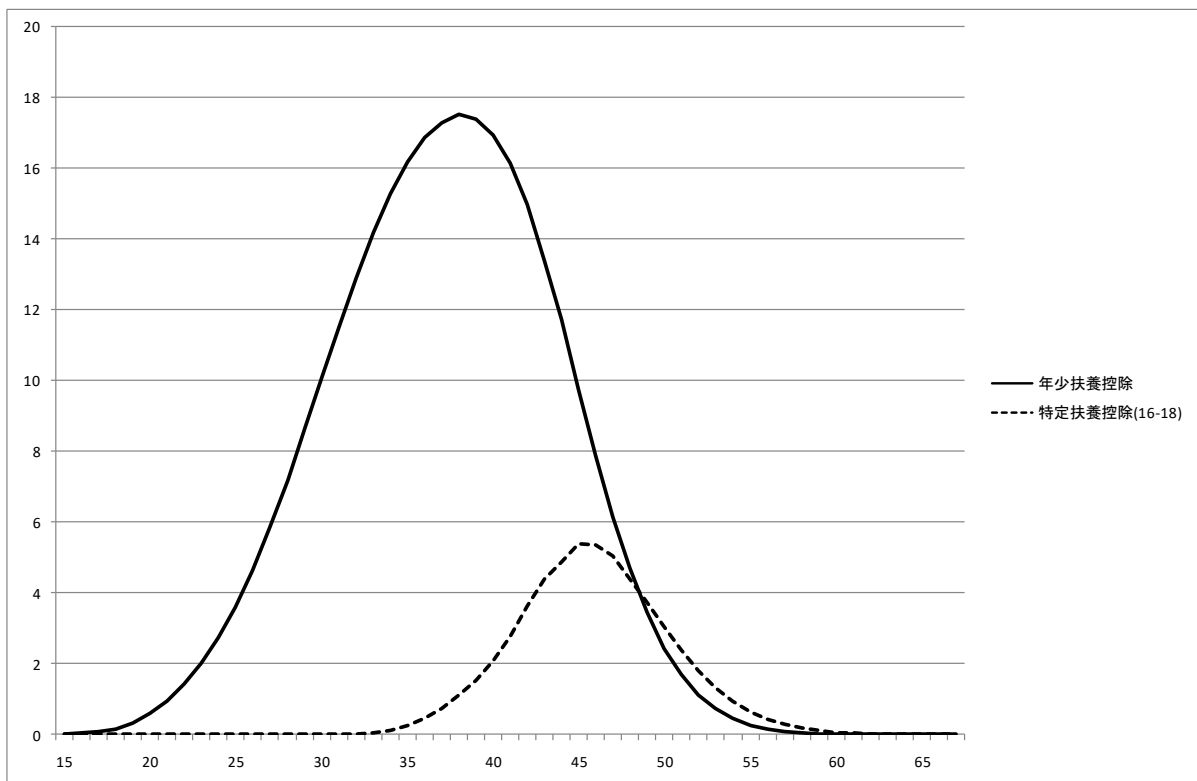


図 2-7 扶養控除の見直しによる親の年齢別税負担の増加

4. 世代会計を用いた民主党政策の評価

前節で示した、民主党政策の年齢別受益と負担が将来にわたって継続されると仮定すると、生涯の受益と負担の変化を世代別に計測することができる。この節では、まず新規政策の世代別影響を計測する。次に法人税減税を含む 2010 年の税制改正と、これから現実的な議論が展開されると予想される消費税の増税について、第 1 章で推計された財政収支への影響試算にもとづいて、世代別の受益と負担への影響を推計する。

4. 1 子ども手当の生涯受給額への影響

前節の年齢別子ども手当の受給額にもとづいて世代別の生涯受給額を推計したのが図 2-8 である。この図には、導入時の 2010 年度の給付水準が維持された場合と 2011 年度以降 3 歳未満に給付の拡大が実行される場合とが示されている。

3 歳未満の給付拡大の影響は、2011 年度時点で 3 歳未満の子のいる世代および 2012 年以降に子をもうける世代である。この図では子ども手当の金額を 2011 年の金額で固定しているため、20 歳台より若い世代での生涯給付はほぼ一定となる。2011 年度の子ども手当の引き上げは、若い世代の給付を約 20 万円増大させる。

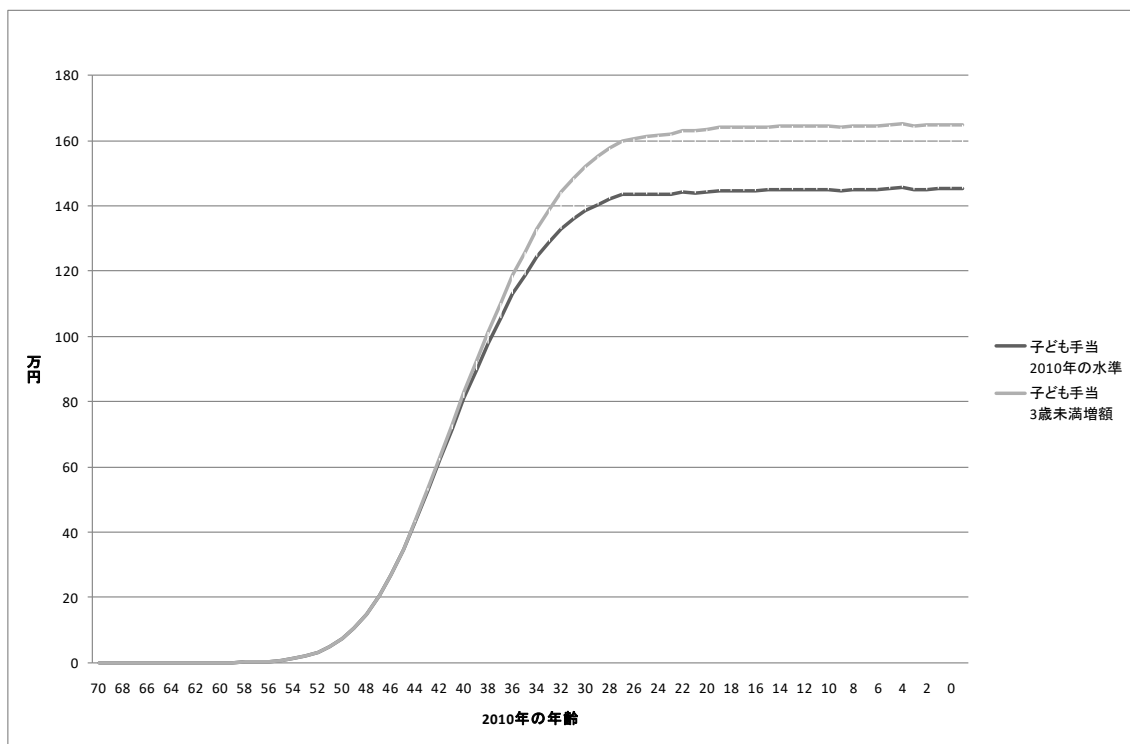


図 2-8 子ども手当の世代別生涯受給額

4. 2 年少扶養控除廃止、特定扶養控除見直しの生涯負担への影響

次に所得税の扶養控除改正の生涯負担への影響をみる。前節の年齢別税負担の変化を生涯の負担として推計したのが図 2-9 である。税負担増加の影響は控除対象の子を持つ世代である。特定扶養控除の見直しの対象である 16 歳から 18 歳の子を持つ親の年齢層が、年少扶養の対象となる 15 歳までの子の親の年齢層よりも上なので、これらの控除の生涯負担への影響は世代別に異なる。年少扶養控除廃止の増税の方が若い世代に大きくなっている。

図 2-9 では、将来の 1 人あたり所得を一定とみなして推計した増税額を示している。これにより、子ども手当増額の生涯給付への影響との比較が可能になる。若い世代の年少扶養控除廃止による生涯負担の増加額は約 27 万円である。これは、2011 年度の子ども手当増額による生涯給付を上回る。子ども手当の生涯給付額は図 2-8 のように生涯で約 165 万円なので、年少扶養控除廃止の負担はこれより小さいが、2011 年度の給付拡大よりも税負担の増加は上回るといえる。

特定扶養控除見直しによる生涯負担の増加は 40 歳台前半が最大で約 6 万円

ある。これより若い世代は子どもの数が少ないので控除見直しの影響も小さい

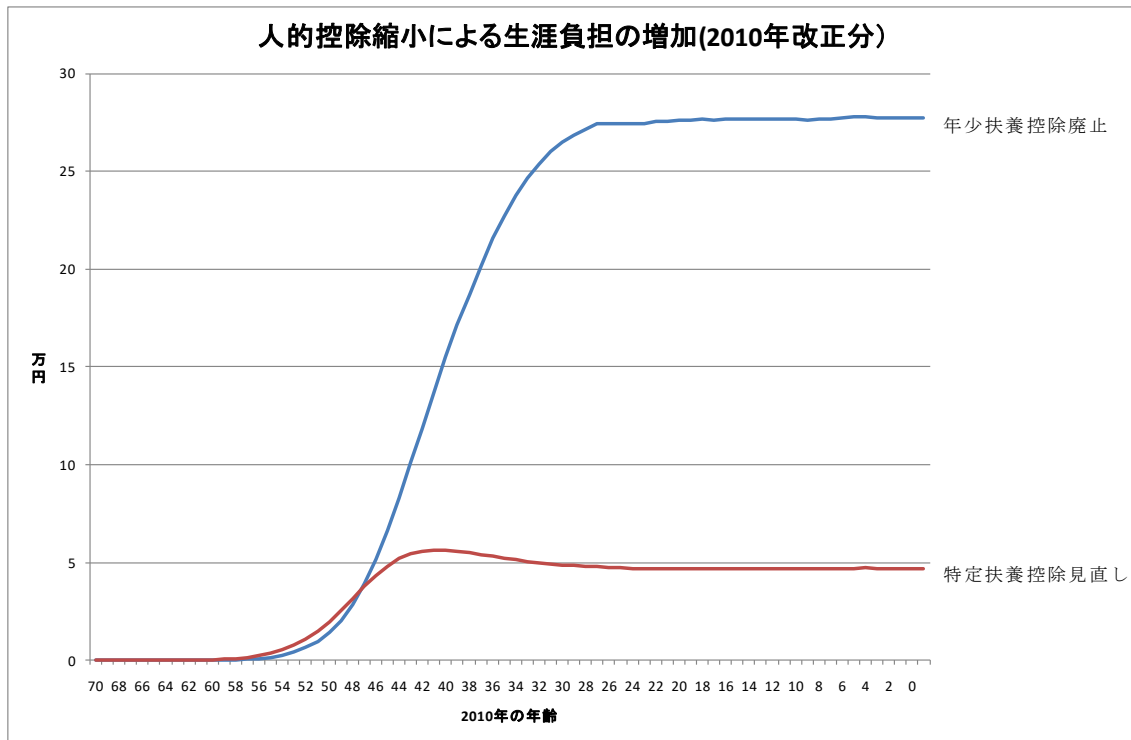


図 2-9 平成 22 年度所得税改正 (扶養控除見直し) の世代会計への影響

5. 財政再建シナリオの世代会計への影響

この節では、第 1 章の日本経済財政中長期モデルのシミュレーションの 5 つシナリオについて、世代別の受益と負担への影響を分析する。分析の単純化のために、5 つのシナリオの違いは、(A)消費税率の引き上げパターン、(B)法人税率の引き下げ、および(C)財政支出の抑制、という 3 つの政策パラメータの違いとして表すことにする。

消費税率については、5%の変更まま引き上げない、段階的に 10%まで引き上げる、および段階的に 15%まで引き上げる、の 3 とおりの想定を置く⁷。消費税は年齢別の消費プロファイルにしたがって負担するものと仮定して負担を計測しているため、消費税率の引き下げも年齢別に異なる影響がでる。

法人税は、引き下げを行わない場合と、5%の引き下げ、および 5%ずつ 2 度引き下げる場合の 3 つを想定する。法人税の引き下げによる税負担の減少は、労

⁷ 本章の世代会計モデルでは、消費税以外の消費課税については、税率の変更はないものとしている。

働所得の増加と配当所得の増加に配分されるものと仮定する。この配分比率には国民経済計算の労働分配率を利用する。

財政支出の抑制については、第1章では、実質支出水準を固定する場合、社会保障以外の実質支出を固定する場合、および社会保障の増加に見合うように公共投資を削減する場合、を取り上げている。世代会計の計測では、歳出については個人の便益に直接かかわる社会保障、教育などは政府からの受益として世代別に計上するが、集合消費的な公共財は便益に計上しないという処理をおこなっている。分析の単純化のために、本章では支出を世代別の受益に計上する社会保障などの項目は削減対象とせず、世代別受益に計上しない項目を削減対象とする。

表 2-1 シナリオ別の設定

	改革先送り 破綻シナリオ	財政再建優 先シナリオ (1)	財政再建優 先シナリオ (2)	財政再建+成 長戦略実現 シナリオ	上げ潮 シナリオ
消費税率	5%のまま	5%のまま	2013年度 7% 2017年度 10% 2021年度 15%	2013年度 7% 2017年度 10%	5%のまま
法人税率	2011年度 5% 引き下げ	2011年度 5% 引き下げ	2011年度 5% 引き下げ	2013年度と 2015年度に 5%ずつ引き 下げ	2013年度と 2015年度に 5%ずつ引き 下げ
歳出削減	削減なし	社会保障以 外 2010年度 の水準で実 質横ばい	削減なし	社会保障以 外 2010年度 の水準で実 質横ばい	社会保障以 外 2010年度 の水準で実 質横ばい

シミュレーションのシナリオ別の設定は表 2-1 のとおりである。推計結果は

表 2-2 にまとめられている⁸。

歳出削減は世代別の受益に計上されないが、将来の債務の減少を通じて将来世代の負担を低下させる。将来世代と 0 歳世代の負担の比率は、表 2-2 の結果によると、改革先送りシナリオが最も高く、歳出削減を伴わない財政再建優先シナリオ（2）がこれよりもやや小さい。これら以外の 3 つのシナリオは財政収支の改善により将来世代の純負担は 0 歳世代よりも小さくなる。

表 2-2 世代別生涯純負担

	改革先送り破綻シナリオ	財政再建優先シナリオ(1)	財政再建優先シナリオ(2)	財政再建+成長戦略実現シナリオ	上げ潮シナリオ
90	-2481	-2481	-2481	-2480	-2480
80	-4350	-4350	-4349	-4351	-4352
70	-5788	-5788	-5785	-5790	-5793
60	-3932	-3932	-3915	-3923	-3940
50	8582	8582	8656	8648	8574
40	18829	18829	19055	19029	18804
30	21344	21344	21722	21681	21304
20	19788	19788	20237	20192	19743
10	17865	17865	18295	18253	17823
0	16077	16077	16466	16428	16039
将来世代	46339	10028	45881	9614	10072
将来世代負担/0歳世代負担	2.88	0.62	2.79	0.59	0.63

※純負担の単位は万円
 ※年齢は 2010 年時点

改革の影響をみるために、改革先送りシナリオを基準として各シナリオの世代別純負担の差額を示しているのが表 2-3 である。

⁸ いずれのシナリオでも実質成長率 2%、物価上昇率 1%を想定している。

表 2-3 改革シナリオによる世代別負担の増加

	財政再建優先 シナリオ(1)	財政再建優先 シナリオ(2)	財政再建 +成長戦略 実現シナリオ	上げ潮 シナリオ
90	0	0	1	1
80	0	1	-1	-2
70	0	4	-1	-5
60	0	17	9	-8
50	0	74	65	-9
40	0	225	200	-25
30	0	377	337	-41
20	0	449	404	-45
10	0	430	388	-42
0	0	388	350	-38
将来世代	-36312	-458	-36726	-36268

※純負担の単位は万円
 ※年齢は 2010 年時点

財政再建シナリオ(1)は改革先送りシナリオとの違いが歳出削減だけなので、現存世代の負担は変化しない。財政収支の改善による影響が将来世代の負担の約 3 億 6 千万円の減少としてあらわれるだけである。

財政再建シナリオ(2)は消費税の引き上げ幅がもっとも大きいので、他のシナリオよりも現存世代の負担の増加が大きく、将来世代の負担減少は小さい。負担増の最大は 20 歳の約 449 万円である。表 2-2 でみたように、将来世代と 0 歳世代の負担比率も改善されていないので、消費税の増税のみでは世代間格差の縮小にはつながらないことを示しているといえよう。

成長戦略実現シナリオと上げ潮シナリオの想定では、法人税率の引き下げを行うために、現存世代で負担の低下がみられる。成長戦略実現シナリオでは法人減税による負担の減少が 80 歳と 70 歳にみられるが、それより若い世代では消費税増税の影響を受ける。負担増加が大きいのは 20 歳の 404 万円である。上げ潮シナリオでは消費税増税がないため、若い世代でも負担が減少し、20 歳で 45 万円の負担減となる⁹。

⁹ 90 歳世代で負担の増加がみられるのは、法人税の減税時期が基準シナリオである改革先送りシナリオが 2 年早いことが影響している。これらのシナリオは将来世代の負担を減少させ、世代間格差を縮小する効果があるといえる。

6. おわりに

この章で示した結果をまとめておこう。まず、子ども手当、高校無償化の便益と扶養控除見直しによる税負担の増加を比較すると、税負担の増加が小さいため、給付対象となる世代の純負担を低下させる。2011年度から導入予定の3歳未満の給付拡大と税負担の増加を比較すると、税負担の増加の方が大きい。

財政再建の世代別の純負担におよぼす影響については、単純化のために成長率や物価上昇率を共通の値に設定しているため、政策の一次的な効果のみを測定し、マクロ経済への効果を捨象していることに注意が必要である。

この想定のもとで、結果をまとめると、世代間格差を縮小するシナリオに共通するのは歳出削減を伴っていることである。法人税の減税は現存世代にも将来世代にも受益をもたらすが、世代間格差には影響がほとんどない。消費税の増税は財政再建に寄与するが、この増税だけでは将来世代と0歳世代の格差は縮小しない。

参考文献

- Auerbach, Alan J., Jagadeesh Gokhale and Laurence J. Kotlikoff, (1991), "Generational Accounts: A Meaningful Alternative to Deficit Accounting." In Bradford David eds., *Tax Policy and the Economy*, Vol. 5, pp. 55-110.
- Auerbach, Alan J., Jagadeesh Gokhale and Laurence J. Kotlikoff, (1993), "Generational Accounts and Lifetime Tax Rates, 1990-1991." *Economic Review*, Federal Reserve Bank of Cleveland, Vol. 29, No. 1, pp. 2-13.
- Auerbach, Alan J., Jagadeesh Gokhale and Laurence J. Kotlikoff, (1994), "Generational Accounting: A Meaningful Way to Evaluate Fiscal Policy." *Journal of Economic Perspectives*, Vol.8, No.1, pp. 73-94.
- Auelbach, Alan J., Kotlikoff L. J, and Leiblfritz W. eds., (1999), *Generational Accounting around the World*, The University of Chicago Press.
- Buiter, W., (1997), "Generational Accounts, Aggregate Saving and Intergenerational Distribution," *Economica*, Vol.64, pp. 605-626.
- Cutler, D., (1993), "Review of Generational Accounting: Knowing Who Pays and When, for What We Spend," *The National Tax Journal*, Vol.46, No.1, pp. 61-67.

- Diamond, P., (1996), "Generational Accounts and Generational Balance: An assessment," *The National Tax Journal*, Vol. 49, No. 4, pp. 597-607.
- アラン・J・アウアバック、ローレンス・J・コトリコフ、ウィリー・リーブフリッツ(1998)
「世代会計の国際比較」『金融研究』 pp.1-38
- 麻生良文・吉田浩 (1996) 「世代会計からみた世代別の受益と負担」『フィナンシャル・レビュー』大蔵省財政金融研究所 第39号 pp. 1-31
- 島澤諭 (2007) 「財政再建が世代間不均衡に与える影響について—世代会計による定量的な分析—」早稲田大学現代政治経済研究所 Working Paper Series No. 0604.
- 鈴木玲子 (1999) 「個人別世代会計による受益と負担の分析：世代間移転構造からみた財政の問題点」日本経済研究センター JCER Discussion Paper No. 59
- 内閣府 (2007) 「世代会計を用いた世代間の給付・負担構造及び政府債務残高に関する調査」
- 増島稔・島澤諭・村上貴昭(2009) 「世代別の受益と負担～社会保障制度を反映した世代会計モデルによる分析～」ESRI Discussion Paper Series No.217
- 吉田浩 (2006) 「世代会計による高齢化と世代間不均衡に関する研究」Project on Intergenerational Equity, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University, Discussion Paper No. 28
- 吉田浩 (2008) 「世代会計による世代間不均衡の測定と政策評価」貝塚啓明・財務省財務総合研究所編 『人口減少社会の社会保障制度改革の研究』中央経済社 pp. 275-296

国税編

第3章 給与所得控除のあり方について

橋本 恭之・鈴木 善充

1. はじめに

2010年12月16日に発表された「平成23年度税制改正大綱」では、「累進構造を基本とする所得税については、雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、所得再分配機能等を回復するための改革を進める必要があります。そのため、税率構造の見直しはもとより、高所得者に対して結果的に有利になっている所得控除の見直しなどによる課税ベースの拡大、さらには、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へという改革を進めます。」という方針が打ち出された。このうち、今回の答申では給与所得控除の見直しのみが具体化されている。給与所得控除については、従来からその水準が高すぎるという批判が存在した。大綱では、「給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと、また、主要国においても定額又は上限があること等から、給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限を設けることとします。」とし、給与所得控除に上限を設定するとした。さらに、法人役員については、「法人役員については、一般従業員に比べ、勤務態様が必ずしも従属的でないと考えられることや、給与の自己決定度合いが高いこと等を踏まえると、特に、高額な役員給与については、給与所得控除の性格のうち「他の所得との負担調整」部分が過大となっていると考えられます。このため、役員給与に係る給与所得控除を見直し、4,000万円超という特別に高額な役員給与については、「勤務費用の概算控除」部分である、給与所得控除額の2分の1の額を上限とします。」とし、役員と一般従業員との間で異なる取り扱いをすることとした。

さらに、給与所得控除との選択が認められている現行の特定支出控除制度について、給与所得者の実額控除の範囲を拡大したうえで、適用要件を給与所得控除の全額ではなく、2分の1とするという改革をおこなうとした。

この給与所得控除の見直しは、年収1,500万以上の限られた高所得層のみを対象とするものであり、政治的には実現可能性の高いものなのかもしれない。

しかし、その一方で改革による増収額も 1,195 億円（平年度）にすぎない。

本章では、この税制改正大綱が打ち出した給与所得控除の改正の是非について検討することとしたい。そのため、まず第 2 節では給与所得控除の性格について詳細に検討する。今回の大綱では、実は給与所得控除の性格を現行の概算経費として捉える考え方から、かつて主張されていた、2 分の 1 は「概算的経費控除」、2 分 1 は「他の所得との負担調整」という考え方への回帰を明確に打ち出したからだ。第 3 節では、今回の大綱でターゲットとされた給与収入 1,500 万円以上の納税者を対象したアンケート調査を利用した分析をおこなう。第 4 節では、『家計調査年報』を利用して、給与収入に対する経費率の推計をおこなう。第 5 節は、本章での分析結果を踏まえて、今後の給与所得控除のあり方について議論する。

2. 給与所得控除の性格について

2. 1 税制改正大綱の概要

今回の税制大綱では、給与所得控除の性格を「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整部分」に分割し、役員給与については「他の所得との負担調整部分」は不要だという論理を打ち出している。この大綱で打ち出された論理構造をあきらかにするためには、今回の改正の具体的な内容を正しく把握する必要がある。

表 3-1 2011 年度税制改正大綱における給与所得控除の改正の概要

上限の設定	給与収入1500万円超は、一律245万円
役員等の給与所得控除の縮小	給与収入4000万円超は、一律125万円 給与収入2,000万円を超え4,000万円までの間は、控除額 の上限を4分の3とする部分も含め調整的に徐々に控除 額を縮減
特定支出控除の範囲拡大	・ 弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務 必要経費（図書費、衣服費、交際費、職業上の団体の経 費）を追加

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用判定の基準を給与所得控除額の2分の1（現行：控除額の総額）とする
--	--

表 3-1 は、2011 年度税制改正大綱における給与所得控除の改正の概要をまとめたものである。給与所得控除については、上限の設定と役員等の給与所得控除の縮小がおこなわれる。上限としては、給与収入 1,500 万円超は、一律 245 万円となる。役員等については、この 1,500 万円からの上限に加えて、給与収入 2,000 万円を超え 4,000 万円までの間は、控除額の上限を 4 分の 3 とする部分も含め調整的に徐々に控除額を縮減することになっている。さらに役員等の給与収入が 4,000 万円を超えると上限額は 125 万円となる。ここで役員等には、指定職等の国家公務員等やそれと同様の職位の地方公務員等も含まれている。この役員等についてのみ給与所得控除をさらに縮小するのに使われたロジックが「他の所得との負担調整」である。役員等は、一般従業員よりも担税力があり、他の所得との負担調整による部分は不要だというわけだ。

給与所得控除の改革案のいまひとつの柱が、特定支出控除の範囲拡大である。現行法のもとでは、給与所得控除の金額を上回る必要経費が生じたときには、特定支出控除と呼ばれる領収書による実額控除を給与所得控除にかえて、選択することが認められている。しかし、特定支出控除を利用する納税者は、毎年数人にすぎない。ほとんど特定支出控除の利用者がいない理由は、特定支出控除でみとめられる経費の範囲がせまいことと、給与所得控除の金額が高すぎることの 2 つが挙げられる。そこで大綱では、表 3-1 にあるように経費の範囲を拡大するとともに、これまで給与所得控除の全額を超える領収書がなければ認めてこなかったものを「適用判定の基準を給与所得控除額の 2 分の 1 とする」としたわけだ。この適用判定の基準を全額から 2 分の 1 にする根拠にも、給与所得控除の性格を「経費の概算控除」と「他の所得との負担調整」に 2 分するというロジックが使われている。

2. 2 改正の経緯

給与所得控除の性格については、（旧）政府税制調査会において繰り返し検討がなされてきた。その理由は、給与所得控除の性格が曖昧にされてきたため

でもある。1956年（昭和31年）12月の答申にまでさかのぼると、給与所得控除の性格は、イ経費の概算控除、ロ資産所得や事業所得との比較での担税力の低さへの調整、ハ正確に捕捉されやすいことへの調整、ニ源泉徴収に伴う早期納税の金利分という4つに分類されていた。1983年（昭和58年）11月の中期答申では、給与所得控除の性格として「勤務に伴う費用の概算控除及び給与所得と他の所得との負担の調整」が強調されている。このような曖昧さゆえに、サラリーマンについて税制上必要経費が認められないのは不当であるとした有名な大島訴訟がおこされたのである。

大島訴訟に対する判決として、1974年（昭和49年）5月30日の京都地裁判決は、給与所得控除の性格について、イ必要経費の概算控除、ロ給与所得が他の所得に比べて担税力が一般に弱いことへの概算的調整、ハ捕捉率が高いことの調整、ニ早期納税することの調整、という4つの内容を総合したものであり、このうち必要経費の概算控除部分とその主要な地位部分を占めているとした。また、1979年（昭和54年）11月7日の大阪高裁判決では、「他の所得者との負担の公平を確保するために給与所得控除が設けられているものであるとし、給与所得に特有の極めて政策的な一種の所得控除」とした。そして、1985年（昭和60年）3月27日の最高裁判決では、「給与所得控除には必要経費の概算控除の趣旨が含まれている」とし、「給与所得控除は、勤務に伴って支出する費用を概算的に控除することのほか、給与所得と他の所得との負担調整を図ることを主眼として設けられているものとして理解することが妥当」とされた。

このような大島訴訟での判決を受けて、1986年（昭和61年）3.11の（旧）政府税制調査会の「給与所得控除等に関する専門小委員会報告」では、「現行の概算的な給与所得控除を、給与所得者の「勤務費用に係わる概算控除」と「他の所得との負担調整に配慮して設けられる特別の控除」とに分解」したうえで、「給与所得者の「勤務費用に係わる概算控除」について、選択により実額控除を認める」ものとした。この報告書での実額控除の選択制の考え方は、1988年の特定支出控除の導入につながることとなった。ただし、専門小委員会報告では、給与所得控除のうちの「勤務費用に係わる概算控除」の部分についてのみ実額控除との選択を認める方針であったのが、給与所得控除全額との選択にすり替わったことになる。これは、事実上、給与所得控除の性質を「勤務費用に

係わる概算控除」と認定したことになる。

ところが、2011年の税制改正大綱では、給与所得控除に関して再び、2分の1が「勤務費用に係わる概算控除」であり、2分の1が「他の所得との負担調整」であるという考え方に復活したことになる。このうち「他の所得との負担調整」の部分については、役員等については認めないとされている。

この理由として、平成22年12月9日に公表された税制調査会専門家委員会による『「税目ごとの論点の深掘り」に関する議論の中間報告』は、「特に、役員については、雇用関係に基づく従属性といった性格は薄く、給与の決定方法も一般被用者とは異なること、一般被用者と役員の給与格差が拡大していること等を踏まえると、役員給与に係る給与所得控除については、「他の所得との負担調整」の必要性は薄れてきている」という意見があったことを示した。しかし、他の所得との負担調整の考え方が妥当かどうかは、役員等だけでなく、役員以外についてもあてはまることである。平成17年6月21日の（旧）政府税制調査会、基礎問題小委員会による『個人所得課税に関する論点整理』には、「給与所得も事業所得も、勤労を通じた経常的所得であるとの点では差異はない。こうした雇用形態の多様化等の状況も踏まえれば、雇用関係の有無だけをもって給与所得者と個人事業者を比較し、その置かれた立場の強弱を一律に論ずることは難しくなりつつある。すなわち、給与所得者であることを理由として、所得の計算にあたって特別の斟酌を行う必要性は乏しくなっているといえよう。」という記述も見られる。今回の税制改正大綱において、役員等についてのみ「他の所得との負担調整」を認めないというロジックを打ち出したことは、一部の高所得層のみを意図的に増税のターゲットとしたものといわざるをえないだろう。

3. 給与所得控除に関するアンケート調査

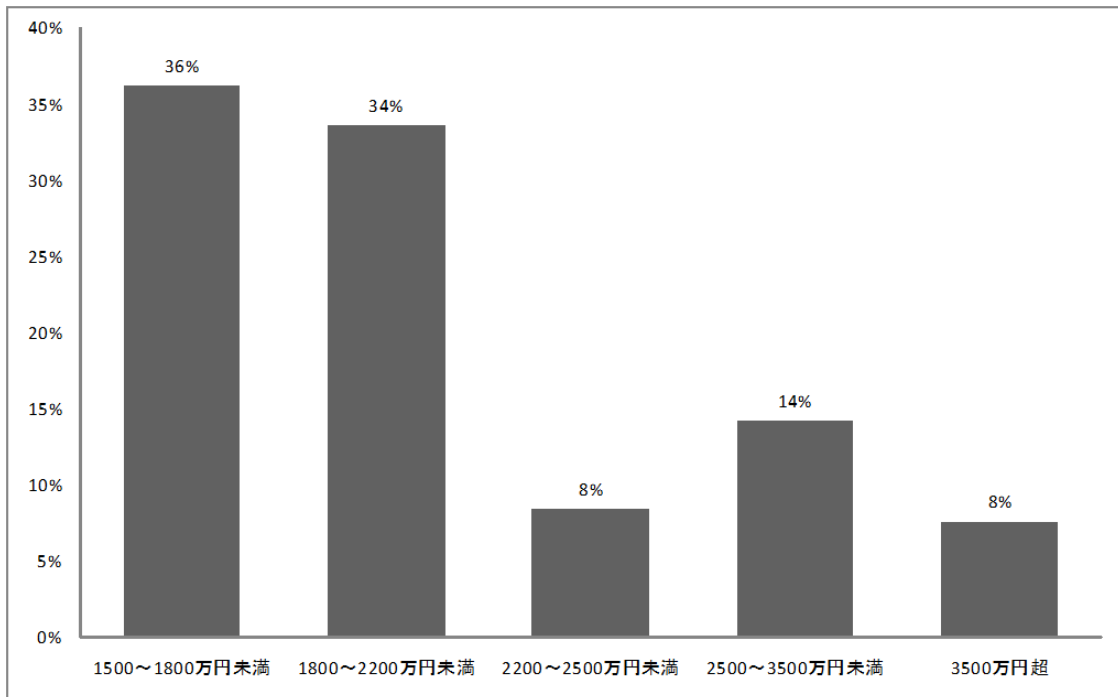


図 3-1 アンケート対象の所得分布

この節では、給与所得控除に関するアンケート調査にもとづく分析をおこなう。関西社会経済研究所では、2011年2月に「高額給与所得者への給与所得控除改正アンケート調査 500人全国アンケート」を実施した¹⁰⁾。

アンケートの対象は、給与収入1,500万円以上の高額給与所得者500人である。図3-1は、アンケート対象者の所得分布を描いたものである。高額給与所得者のうち1,500万円から1,800万円未満が36%、1,800万円以上2,200万円未満が34%を占めていることがわかる。

10) アンケートはウェブアンケート方式であり、実施は楽天リサーチに委託した。

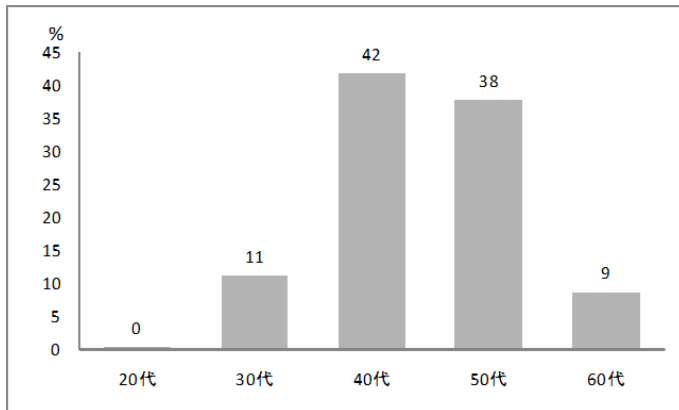


図 3-2 アンケート対象の年齢分布

職業	%
全体	100
公務員	1.6
会社役員	37.8
役員以外のサラリーマン	21
大学教職員	1
団体職員	0.8
勤務医	34.2
弁護士・会計士	3.6
国会・地方議員	0
役員扱い	39.4
役員以外扱い	60.6

図 3-3 アンケート対象の職業分布

図 3-2 は、アンケート対象の年齢分布をみたものだ。20 代の高額給与者がほとんどおらず、40 代が 32%、50 代が 38%を占めていることがわかる。図 3-3 は、アンケート対象の職業分布をみたものである。最も多い職業は、会社役員 37.8%であり、勤務医の 34.2%がそれに続いている。さらに、今回の税制改正大綱において一般の給与所得者と違い、「他の所得との負担調整」相当の給与所得控除部分が認められなくなる役員扱いの対象者は、高額給与所得者全体の 39.4%となっていることがわかる。

アンケート調査では、1. 通勤費（通勤手当込み）2. 転勤のための引っ越し費用 3. 職務に直接必要なスキルアップのための研修費（英語学校受講料など）4. 職務に直接必要な資格取得にかかる費用（TOEIC 受験料など）5. 単身赴任による勤務地と自宅の往復費用 6. 弁護士、税理士、公認会計士、弁理士などの業務独占資格を取得するための費用 7. 職務と関連のある定期刊行物（専門書）の購入費用 8. 職場で着用する衣服費（スーツなど）9. 職務に必要な交際費 10. 学会費、社交団体などへの会費の各項目について年間の支出額をこたえてもらっ

ている。これらの金額の合計額をすべて必要経費として認めた場合について所得階級別に役員等と役員等以外の給与所得者の経費をみたものが表 3-2、図 3-4 である。役員等と役員以外の経費の違いは、3,500 万円超の所得階級を除くとそれほど大きくはない。3,500 万円超の階級については、役員以外の必要経費の金額が 249 万円であるのに対して、役員等の必要経費の金額が 340 万円となっている。今回の税制改正大綱では、給与所得控除の上限が役員以外については 250 万円、役員等については、年収 4,000 万円超については 125 万円に設定されている。したがって、役員以外については、役員以外については税制改革が実施された場合でも、給与所得控除の金額が必要経費の金額を上回っていることがわかる。ただし、必要経費の領収書による実額控除が認められる特定支出控除の利用は、税制改革後には給与所得控除の金額の半分、上限額 250 万円の半分だと 125 万となるため、役員以外についても特定支出控除を利用できる可能性が高い。役員等については、年収 3,500 万円超の所得階級の必要経費額が 340 万円となっており、ほとんどが特定支出控除を利用できるようになる可能性が高いことがわかる。

表 3-2 役員等と役員等以外の所得階級別の経費

役員扱い

所得階級	世帯数	世帯割合	平均収入(万円)	平均経費額(万円)	平均経費率
1500～1800万円未満	61	31%	1571	88	6%
1800～2200万円未満	66	34%	1904	118	6%
2200～2500万円未満	18	9%	2342	127	5%
2500～3500万円未満	34	17%	2848	188	7%
3500万円超	18	9%	4844	340	8%
合計	197	100%			

役員以外

所得階級	世帯数	世帯割合	平均収入(万円)	平均経費額(万円)	平均経費率
1500～1800万円未満	120	40%	1589	77	5%
1800～2200万円未満	102	34%	1897	77	4%
2200～2500万円未満	24	8%	2318	129	6%
2500～3500万円未満	37	12%	2780	137	5%
3500万円超	20	7%	4672	249	5%
合計	303	100%			

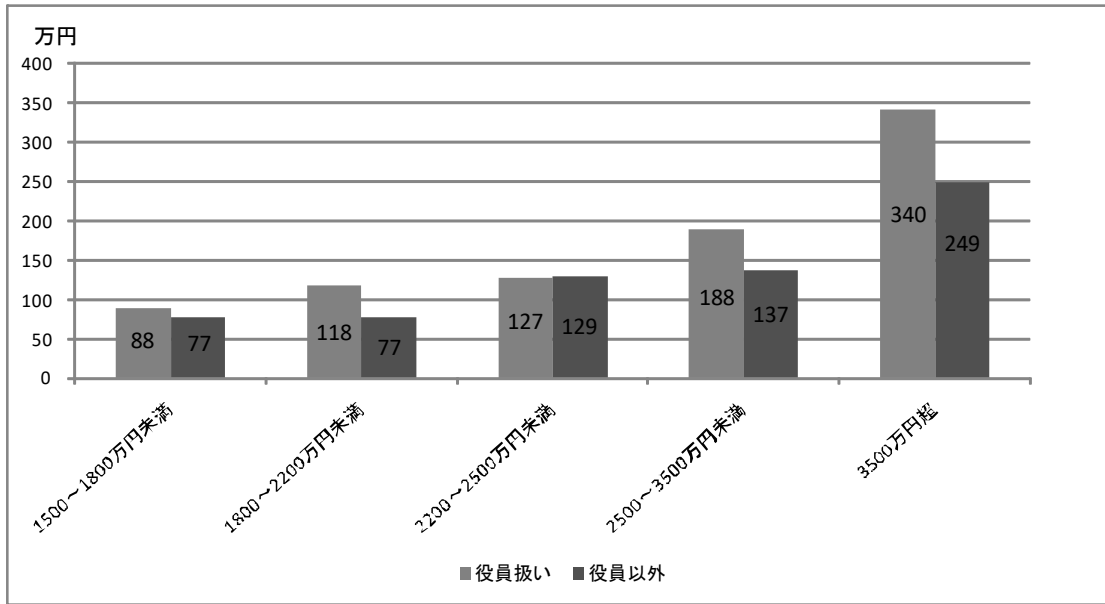


図 3-4 役員と役員以外との経費比較

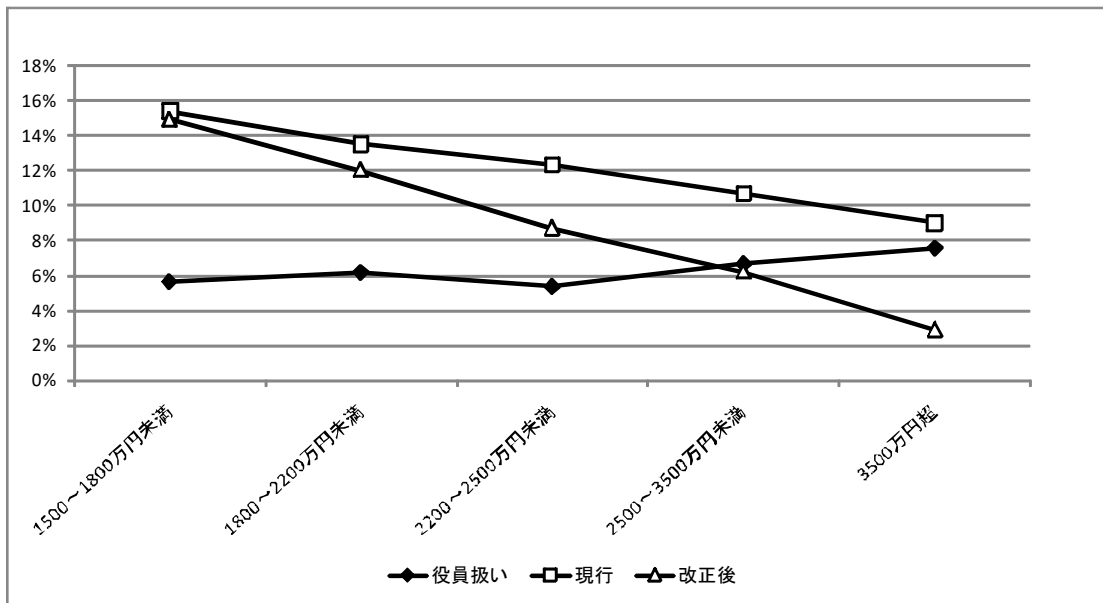


図 3-5 役員の経費と改正前後の給与所得控除額

図 3-5 は、役員等の必要経費の水準と現行および改正後の給与所得控除の水準を比較したものである。現行の給与所得控除の水準と役員等の必要経費の水準を比較するとすべての所得階層について、給与所得控除の水準のほうが高くなっていることがわかる。改正後の水準と比較すると 2,500 万円超を除くと依

然として、給与所得控除の水準の方が高くなっていることがわかる。

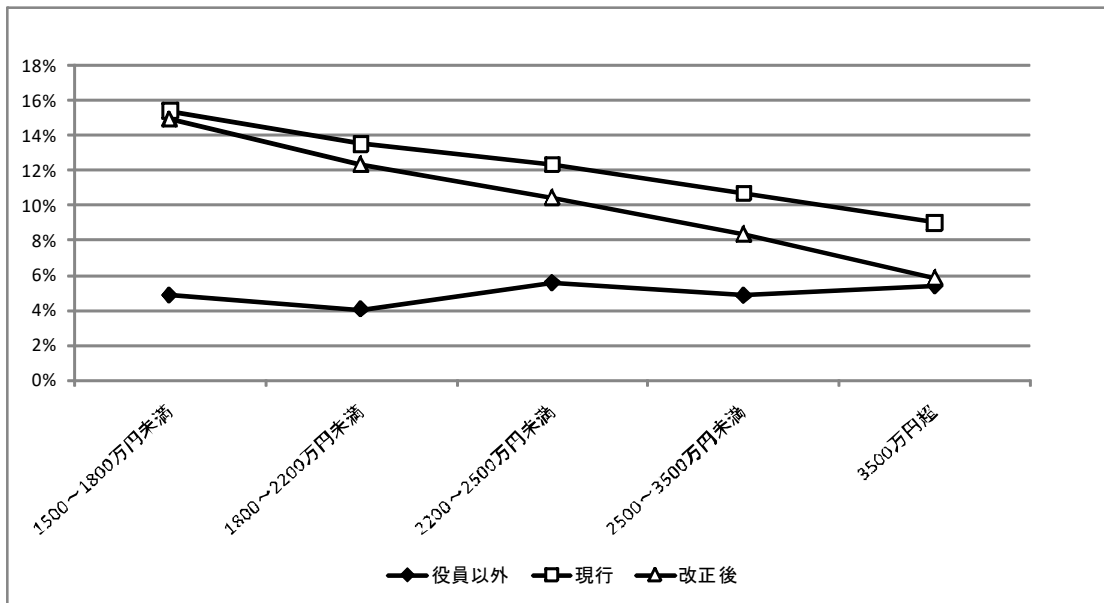


図 3-6 役員以外の経費と改正前後の給与所得控除

図 3-6 は、役員以外の必要経費の水準と現行および改正後の給与所得控除の水準を比較したものだ。役員以外については、必要経費の水準は、すべての所得階級について改正前後の給与所得控除の水準を下回っていることがわかる。アンケート調査の結果をみるかぎり、給与所得控除の性格を必要経費とみなした場合には、役員等と役員等以外の給与所得者について差別的な取り扱いをする必要性はないことが確認できた。今回の税制改正大綱では、役員等とそれ以外の給与所得者についての差別的な取り扱いをする理由として、「他の所得との負担調整」という論理を使用している。今回の改正を評価するには、「他の所得との負担調整」という考え方の妥当性が問われていると言えよう。

4. 家計調査による経費率の推計

前節では、関西社会経済研究所で実施した高額給与所得者について、必要経費の実態をあきらかにしてきた。前節で指摘したような給与所得控除の水準が必要経費の水準を大幅に上回っているという状況は、高額給与所得者にのみに見られるわけではない。この節では、所得階級別に給与所得者の必要経費率を

『家計調査』を用いて推計してみよう¹¹⁾。

推計にあたっては、『家計調査年報（平成 21 年）』における「(品目分類) 第 10 表 年間収入五分位階級別 1 世帯当たり、品目別支出金額及び購入頻度（総世帯）」の中の勤労者世帯のデータを使用した。必要経費とした抽出項目は、男子用洋服（背広服）、男子用シャツ・セーター類（ワイシャツ）、ネクタイ、男子用靴下、男子靴、通信（郵便料、固定電話通信料、移動電話通信料）、パーソナルコンピューター、新聞、語学月謝、他の教育的月謝、他の教養的月謝、理髪料、腕時計、交際費である。これらの項目は、今回の税制改正大綱で拡大か認められた項目をすべて含んでおり、かつ実際には適用が難しいものも含んだものと言える。したがって、これらの項目の合計額とした必要経費の水準は、実際の必要経費の水準を最大限高く見積もったものだといえる。

表 3-3 所得階級別の必要経費

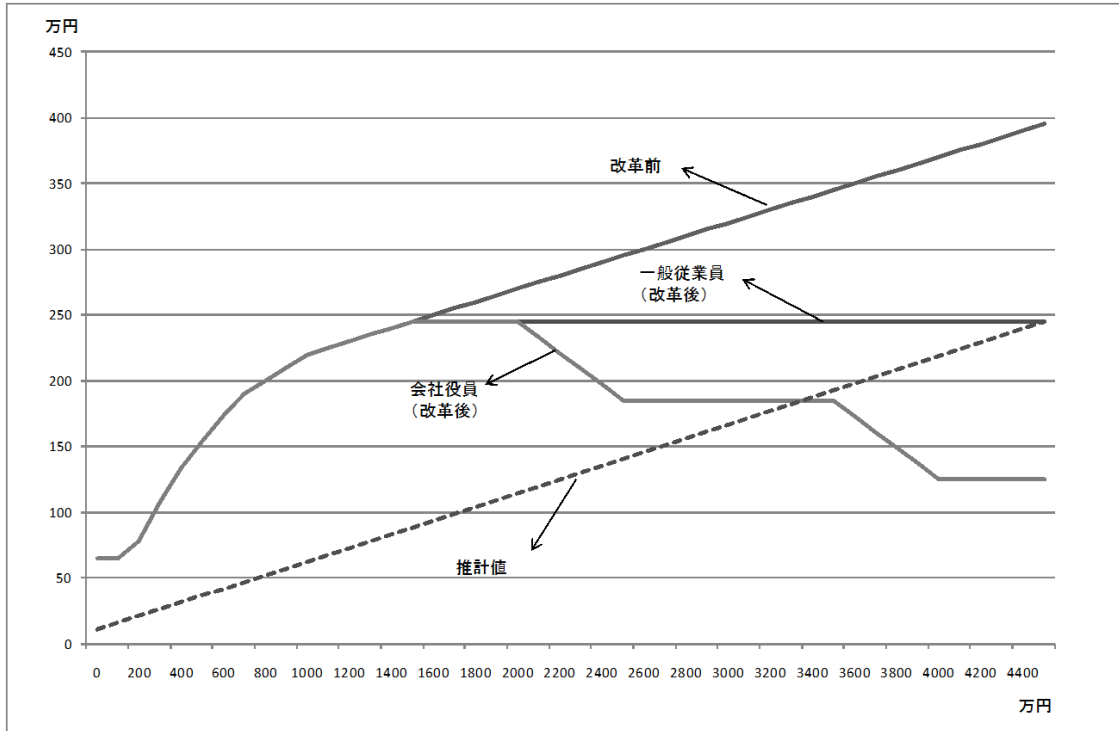
所得階級	勤め先収入	経費	比率
第Ⅰ階級	249.7万円	21.8万円	8.7%
第Ⅱ階級	370.4万円	30.2万円	8.2%
第Ⅲ階級	470.4万円	36.4万円	7.7%
第Ⅳ階級	619.1万円	44.2万円	7.1%
第Ⅴ階級	911.2万円	56.7万円	6.2%

表 3-3 は、このようにして推計した所得階級別の必要経費をまとめたものだ。この表では、給与所得者の経費比率は、6.2%から 8.7%の間であることがわかる。

収入階級別に得られた経費率については、最小自乗法により最低控除額と経費関数の傾きを求めた。推計結果は以下の通りとなった。括弧内の数値は t 値である。なお、修正済み決定係数は、0.984 であった。

$$\text{経費} = 10.628 + 0.052 \text{ 勤め先収入}$$

11) 給与所得者の必要経費についての先行研究には、林(2002)が存在する。林(2002)は、家計調査による経費の推計では、給与収入に対する経費の割合は 7 から 8 %程度に対して給与所得控除は 25~30%、給与所得控除を概算で決定する際の比率は 10%程度が妥当だとしている。



[備考]縦軸は給与所得控除, 推計経費額、横軸は給与収入額である。

図 3-7 改正前後の給与収入階級別の給与所得控除額とサラリーマンの必要経費

図 3-7 は、各収入階級別の収入と経費率の関係に近似線をあてはめたサラリーマンの必要経費の推計値と、改正前後の給与所得控除の水準を比較したものである。図からは、給与所得控除の水準が高すぎるということが読み取れる。今回の税制改正大綱では、年収 1,500 万円以上の高額給与所得者のみを増税の対象としているが、ここでの推計結果は、給与所得控除の性格を必要経費の概算控除として捉えるならば、改革の必要性は高額所得者のみではないことを示唆するものだ。今回の改革は、高額所得者のみを対象としたために政治的な抵抗はすくないものと考えられる。しかし、この改革による増収規模は、1,195 億円（平年度）にすぎない。特定の高所得層を狙いうちにすることで、改革の成果をうちだそうとする政治的なパフォーマンスにすぎないと言わざるを得ない。

5. 給与所得控除改革の方向性について

今回の税制改正大綱においては、給与所得控除の上限設定、法人役員等に対する差別的な取り扱い、特定支出控除の範囲拡大と適用要件の緩和が打ち出さ

れた。これらの改正のベースとなっているのは、給与所得控除の性格を「勤務費用の概算経費」と「他の所得との負担調整」に2分するという考え方だ。これは、前述したように1985年の大島訴訟に対する最高裁の判決時点の考え方に回帰したものといえる。しかし、最高裁判決で示された「他の所得との負担調整」という性格は、きわめて不明確なものである。この他の所得との負担調整という考え方は、「クロヨン」に代表される業種間の所得捕捉率格差の存在がその背景として指摘される¹²⁾。源泉徴収制度のもとで100%所得を税務署に把握されている給与所得については、他の所得よりも税負担を軽減すべきだというわけだ。しかし、かりにこのような業種間の所得捕捉率格差が存在するならば、納税者番号制度の導入など所得捕捉体制の強化などで、所得間の税負担のアンバランスを是正すべきである¹³⁾。

1988年の特定支出控除の導入以降、給与所得控除の性格は、事実上「勤務費用の概算経費」として捉えられてきた。特定支出控除を利用する要件は、給与所得控除の全額を超える必要経費が生じた場合に限定されてきたからだ。この特定支出控除については、年間数件しか適用事例がないことが一部で問題視されてきた。これが今回の大綱において「他の所得との負担調整」の考え方を復活させたいうえで、給与所得控除の2分の1にあたる「勤務費用の概算経費」部分を超えた場合には、給与所得控除にかえて特定支出控除を利用できるように改正する理由のひとつになっている。しかし、特定支出控除の利用件数が極端に少ないのは、本稿の推計で示したように、給与所得控除の水準が概算経費としてはあまりにも高すぎたためである。給与所得控除に必要な改革は、一部の高所得層を狙い撃ちにしたものではなく、定額控除と比例部分に簡素化したうえで、給与所得控除全体の水準を引き下げることである¹⁴⁾。給与所得控除の引き下げは、実は業種間の税負担格差の縮小にもつながる。給与所得控除は、個人事業者が法人化した場合、事業主の給与収入に対しても適用される。また、妻に専従者給与を支給した場合にも、給与所得控除が適用される。事業所得は必要経費を引いて算出されるため、いわば経費の二重取りが可能となるわけだ。

12) クロヨンについての議論は、石(1979)、林(1986)を参照されたい。

13) 宮島(1986)もこのような給与所得に対する負担調整に対して「悪しきバランス論」とであると指摘している。

14) このような主張は、宮島(1986)、藤田(1992)においてもおこなわれている。

給与所得控除の水準を実際の経費に近い水準まで大幅に引き下げた場合には、給与所得者に対する大幅な増税となる可能性が高い。これを避けるためには、給与所得控除の定額部分を高めに設定する措置と、税率表のフラット化をあわせておこなうべきであろう。

参考文献

石弘光(1979)『租税政策の効果－数量的接近－』東洋経済新報社.

藤田晴(1992)『所得税の基礎理論』,中央経済社.

宮島洋(1986)『租税論の展開と日本の税制』,日本評論社.

林宏昭(1986)「所得税における所得捕捉の実態」『租税研究』第 40 号, pp. 22-25.

林宏昭(2002)「所得税の課税単位と課税最低限」『どう臨む、財政危機下の税制改革』,清文社,第 5 章所収.

第4章 資産課税改革について

橋本 恭之・鈴木 善充

1. はじめに

2010年12月16日に来年度の税制改正大綱がまとめられた。大綱では、法人税、所得税と並んで相続・贈与税についての改正が織り込まれている。菅内閣では資産課税の強化を図ることで再分配機能を強化させようとしている。

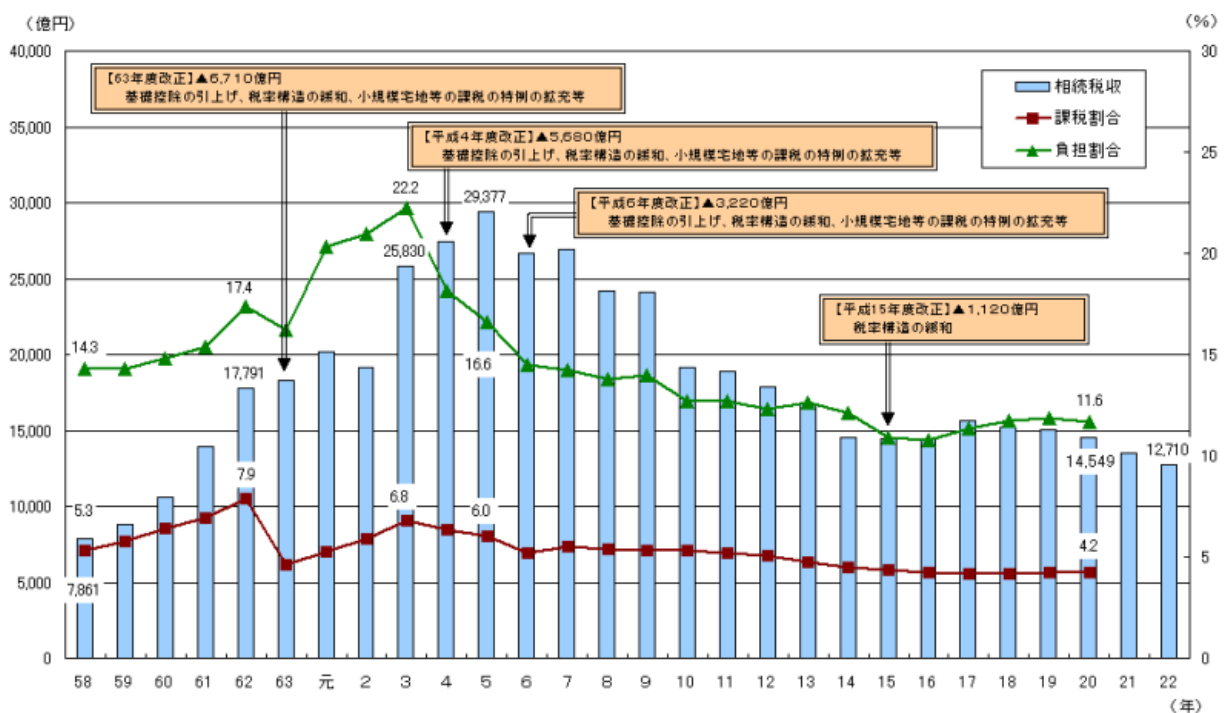
近年の相続税・贈与税は、基本的には課税最低限の引き上げ、累進税率表の緩和、土地の優遇措置の拡大などにより税負担の軽減がはかれてきた。この一連の改革により死亡件数に占める課税割合は、1987年には7.9%であったものが2008年には4.2%にまで低下してきている。近年、所得格差の拡大が社会問題化しているが、所得以上に資産には大きな格差が存在している。資産格差の存在は、相続・贈与を通じて資産が次世代に受け継がれることで、さらなる所得格差を生じさせることにつながる。このような相続・贈与を通じた格差拡大を防ぐための有力な手段が相続・贈与税である。

本章では、このような問題意識のもとで、まず相続・贈与が資産形成に果たしている役割を再確認することとした。家計の資産形成に占める相続・贈与の比率が大きいほど相続・贈与税の強化の必要性が増すと考えられるからだ。次に、相続・贈与税負担の現状を検証する。日本の相続税は、近年緩和されてきたとはいえ、表面的には高い累進税率構造を保持している。しかし、土地に対する優遇措置を活用した節税が可能であるとも言われている。相続税改正の方向性を探るためには、相続税の実効税率を推計し、これらの現行税制の課題を浮き彫りにする必要がある。さらに、階層の固定化がどの程度進行しているかについても検証することとした。日本は、終戦後、ほとんどの国民が何も無い状態から再スタートしたわけだが、戦後の経済発展を通じて、階層の固定化が進行してきている可能性がある。階層の固定化は、親と子との職業連鎖、教育投資の水準の差などの要因で進行していくものと考えられる。本章では、これらの検証に際して、関西社会経済研究所が2010年11月に実施した「資産課税についてのアンケート」を利用することとした。

本章の具体的な構成は以下の通りである。第2節においては、相続・贈与税の現状を明らかにする。ここでは現行の相続税・贈与税の税制の説明と税務統計による相続税負担の現状をみる。第3節では、資産格差と相続・贈与との関係を検証する。ここではまず、資

産格差と相続・贈与との関係を調べた先行研究を紹介する。次に、関西社会経済研究所がおこなった「資産課税についてのアンケート」を利用した分析をおこなう。第4節では階層の固定化について検証する。ここでもアンケートを利用した分析をおこなう。第5節では、本章での分析結果を踏まえて、相続・贈与税改革の方向性について議論する。

2. 相続・贈与税の現状



出所：財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/141.htm> 引用

図4-1 最近における相続税の課税割合・負担割合及び税収の推移

図4-1は、資産課税のなかで、相続税の課税割合・負担割合及び税収の推移を描いたものだ。まず、相続税収は、昭和58年以降平成5年まではほぼ右肩上がりに上昇している。これは地価の上昇でほぼ説明ができる。その後、平成6年からはほぼ減少傾向が続いていることがわかる。これは、バブル崩壊後の地価下落と平成6年度改正による基礎控除の引き上げ、小規模宅地の特例拡大などによる相続税の減税によるものと考えられる。これらの減税措置により相続税の負担割合は、ピーク時の22.2%から、平成19年には11.9%まで低下している。課税割合についても昭和62年のピーク時の7.9%から、平成19年には4.2%

まで低下してきている。

表 4-1 近年における相続・贈与税の主な改正

	相続税の主な改正	贈与税の主な改正
抜本的 税制改 正前	基礎控除2,000万円 法定相続人比例控除 400万円×法定相続人の数 最低税率10% (課税価格200万円以下) 最高税率75% (課税価格5億円超) 税率区分 14段階 小規模宅地の課税の特例 200㎡以下 居住用30%減額 事業用40%減額	基礎控除 60万円 最低税率10% (課税価格50万円以下) 最高税率75% (課税価格7000万円超) 住宅取得資金の贈与の特例 300万円まで非課税
抜本税 制改革 後 (昭和63 年1月1 日以降適 用)	基礎控除4000万円 法定相続人比例控除 800万円×法定相続人の数 最低税率10% (課税価格400万円以下) 最高税率70% (課税価格5億円超) 税率区分 13段階 小規模宅地の課税の特例 200㎡以下 居住用50%減額 事業用60%減額	基礎控除 60万円 最低税率10% (課税価格100万円以下) 最高税率70% (課税価格7000万円超) 住宅取得資金の贈与の特例 300万円まで非課税
平成4 年度改 正	基礎控除4800万円 法定相続人比例控除 950万円×法定相続人の数 最低税率10% (課税価格700万円以下) 最高税率70% (課税価格10億円超) 税率区分 13段階 小規模宅地の課税の特例 200㎡以下 居住用60%減額 事業用70%減額	基礎控除 60万円 最低税率10% (課税価格150万円以下) 最高税率70% (課税価格1億円超) 住宅取得資金の贈与の特例 300万円まで非課税
平成6 年度改 正	基礎控除5000万円 法定相続人比例控除 1000万円×法定相続人の数 最低税率10% (課税価格800万円以下) 最高税率70% (課税価格20億円超) 税率区分 9段階 小規模宅地の課税の特例 事業用330㎡以下 (平成11年～) 80%減額 居住用等200㎡以下 80%減額	同上
平成13 年度に 遡るに 降の一連	小規模宅地の課税の特例 事業用(課税件数の減少へ) 相続税の 居住用等240㎡以下 80%減額	基礎控除 110万円 住宅取得資金の贈与の特例 550万円まで非課税

抜本的税制改革による相続税の減税によってもたらされたものである。表 4-1 は、最近の相続税の主な改正をまとめたものである。表では、この最近 10 年ほどの間に、相続税については課税最低限の大幅な引き上げと税率区分の引き上げによる相続税の減税が頻りに繰り返されてきたことがわかる。最高税率の 70% が適用される課税価格は 2010 年現在では、20 億円まで引き上げられたため、この最高税率が

適用されるケースはまずない。2010年現在の相続税の課税最低限は、夫婦子供2人の4人世帯において夫が死亡した場合、基礎控除5,000万円に、法定相続人一人当たり1,000万円×3で3,000万円を合計すると8,000万円にも達する。しかも我が国では、居住用財産については特例措置が適用されるため、実質的な課税最低限はさらに上になる。その200㎡以下の小規模宅地の課税の特例も抜本的税制改革前には、評価の減額割合が居住用で30%だったものが、2010年現在は、80%にまで引き上げられている。この特例措置は、あきらかに金融資産と実物資産の間の税負担の不均衡をもたらし、税負担の不公平、資源配分のゆがみをもたらすものとなっている。

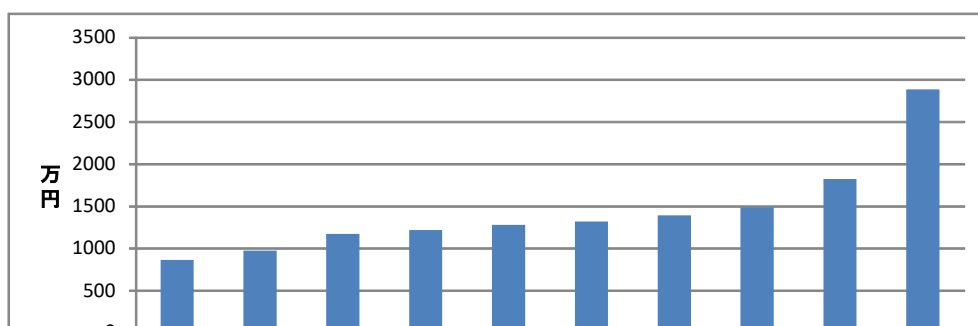
このような近年における相続税収の低下、課税割合の低下、負担割合の低下をふまえて、平成22年12月16日に閣議決定された「平成23年度税制改正大綱」において、基礎控除の引き下げ、最高税率の引き上げ等の相続税の増税措置が打ち出されたのである。

3. 資産格差と相続・贈与

この節では、資産格差の現状を把握したうえで、その資産格差に関する相続・贈与の比重について検証する。

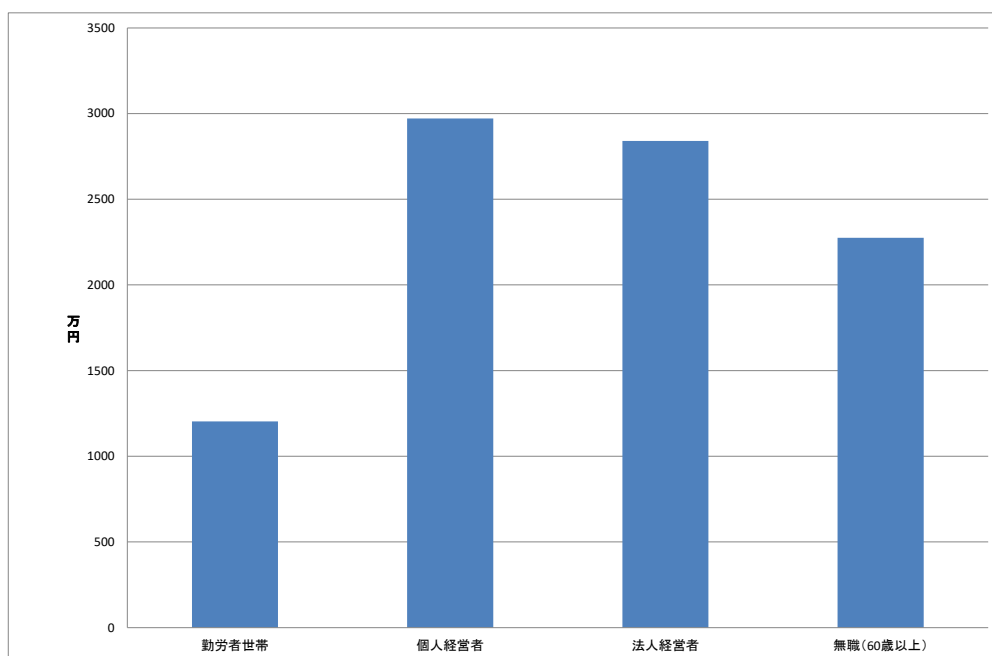
3. 1 資産保有の現状

まず、現在の資産保有の現状からみていこう。図4-2は、全世帯について年間収入十分位階級別の貯蓄残高を描いたものである。十分位階級とは、分布が均等になるように収入階級を調整したものであり、たとえば、第Ⅰ分位は、収入が下位10%に属する人たちを示し、第Ⅹ分位は上位10%に属する人たちである。この図では、第Ⅱ分位から第Ⅷ分位までは、貯蓄残高が約1,000万円から1,500万円の範囲にあり、それほど大きな差がないことがわかる。一方、第Ⅸ分位以降の貯蓄残高は急激に増加する。とりわけ、第Ⅹ分位の貯蓄残高は、約2,900万円にも達している。これは、第Ⅱ分位の貯蓄残高1,000万円弱のほぼ3倍にもなっている。このように、我が国の所得階層別の資産保有の特徴は、高所得者層に資産保有が集中しているところにある。



出所：『全国消費実態調査(平成 16 年)』総務省統計局「年間収入十分位階級別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出」より作成。

図 4-2 年間収入階級別の貯蓄残高（全世帯）

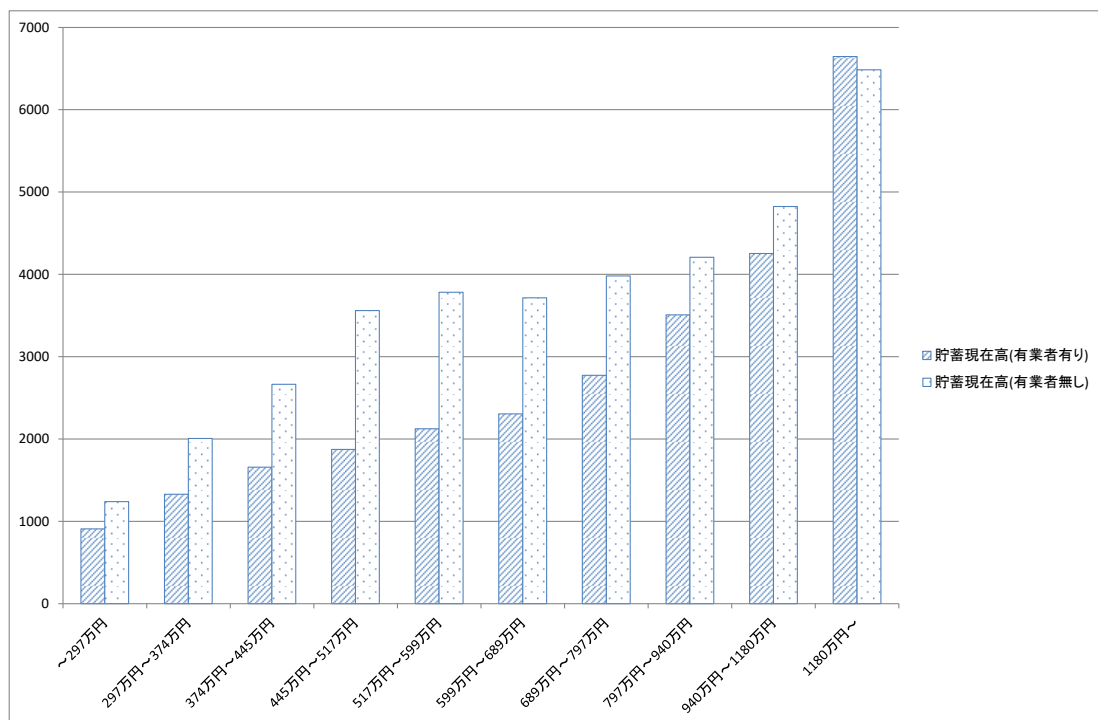


出所：『家計調査年報：貯蓄負債編（平成 21 年）』総務省統計局「世帯主の職業別貯蓄及び負債」より作成。

図 4-3 世帯主職業別貯蓄残高

わが国の資産保有におけるいまひとつの特徴が、職業別の資産保有格差である。図 4-3 は職業別の貯蓄残高を描いたものである。この図によると、貯蓄残高がもっとも少ないのは勤労者世帯であり、個人経営者、法人経営者世帯の貯蓄残高が他の世帯を超越していることがわかる。個人経営者の貯蓄残高は、約 3,000 万円にも達しており、勤労者世帯の残高約 1,200 万円のほぼ 3 倍になっている。なお、この図において 60 歳以上の無職世帯の貯蓄残高は約 2,300 万円であり、勤労者世帯の 2 倍近い残高を保有していることがわかる。この無職世帯の世帯主の平均年齢は、71.6 歳であり、引退した老人世帯が多く含まれていることがわかる。つまり、現役のサラリーマン世帯よりも引退後の老人世帯の方が資産を多く保有していることがわかる。

この老人世帯の資産保有状況をさらに詳しく調べてみよう。図 4-4 は、『全国消費実態調査（平成 16 年）』の高齢者夫婦世帯（夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯）における有業者有り・無し世帯の年間収入階級別の貯蓄残高を描いたものである。貯蓄残高の内訳は、通貨性預貯金、定期性預貯金、生命保険、有価証券である。

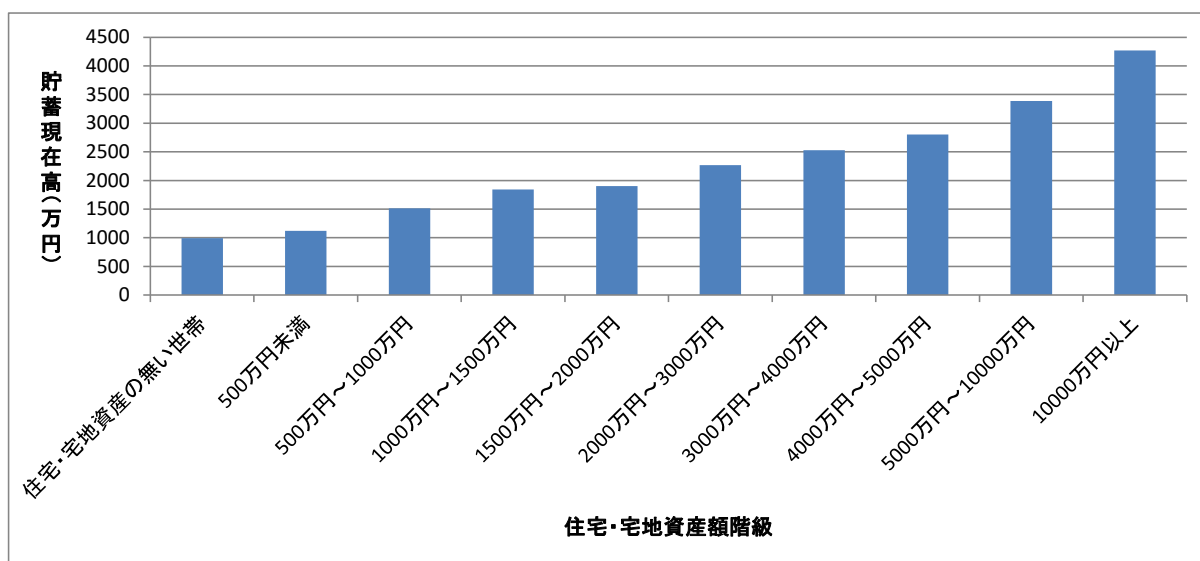


出所：『全国消費実態調査（平成 16 年）』「高齢者夫婦・夫婦高齢者世帯，有業者の有無，年間収入十分位階級別 1 世帯当たり 1 か月間の支出」より作成。

図 4-4 年間収入階級別の貯蓄残高

図 4-4 によると有業者有り世帯の貯蓄残高は、年間収入 940 万円までは約 1,000 万円から 4,000 万円程度までの間にあり、ほぼ収入の増加にしたがって増加していく傾向が見ら

れる。年間収入が1,180万円を超える世帯では、貯蓄残高は約6,600万円に達する。高齢者夫婦世帯の一部に現役で高収入かつ高資産の世帯が含まれていることがわかる。有業者無しの世帯は、年収1,180万円以下の世帯まで有業者有りの世帯よりも貯蓄残高が多くなっていることがわかる。これは、高齢者の有業世帯では、貯蓄残高の不足をおぎなうために働いているためと推測できる。一方、1,180万円以上の高収入の有業者世帯は、個人経営者、法人経営者や法人経営者など裕福な高齢者世帯が含まれているものと考えられよう。



出所：『全国消費実態調査（平成16年）』「高齢者夫婦・夫婦高齢者世帯，有業者の有無，資産の種類・資産額階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」より作成。

図4-5 住宅資産額階級別の貯蓄現在高

最後に、高齢者夫婦世帯における住宅宅地資産階級別の貯蓄残高を描いたものが図4-5である。この図では、住宅・宅地資産の無い世帯と有る世帯では明らかに住宅・宅地資産を保有している世帯の方が貯蓄現在高も高いことが示されている。住宅宅地資産の有る世帯については、住宅・宅地資産が高くなるにしたがって、貯蓄残高も高くなっている。1億円以上の住宅・宅地資産階級の世帯の貯蓄残高は、約4,300万円となっており、住宅・宅地資産の無い世帯の約4倍の貯蓄残高を保有していることがわかる。このような高齢者間の資産格差が相続・贈与を通じて、次の世代にさらなる資産格差を生じさせることになるわけだ。

3. 2 資産形成における相続の実態

以上でみてきたように、高齢者間ではかなりの資産格差がみられることがわかった。このような高齢者間での資産保有格差は、遺産相続を通じて次の世代に引き継がれていくことになる。その結果、親の世代からの資産の移転が期待できる家計と期待できない家計の間の資産格差は、ますます増大することになる。そこで以下では、わが国において遺産なり贈与の形態での資産の移転が資産の保有状況にどのような影響を与えてきたのかみていこう。わが国で遺産や贈与の存在が資本蓄積にどのような影響をおよぼすかについて検証した先行研究には、Kotlikoff and Summers (1981)の手法を踏襲した橋本(1991)、橋本・呉(2002)が存在する。Kotlikoff and Summers (1981)は、ライフサイクルを通じて自らが蓄積した資産であるライフサイクル資産 (Life-cycle wealth) を推計し、現実の資産保有残高から、このライフサイクル資産を差し引くことで贈与ないし遺産の形で移転された移転資産の比率を推計できるとした。具体的には、ライフサイクル資産は以下のような式で定義することができる。

$$LW = \sum_{t=F}^L (Y_t - C_t) \prod_{t=F}^L (1+r_t)$$

ただし、 LW はライフサイクル資産、 Y_t は t 期の課税後所得、 C_t は t 期の消費、 r_t は t 期の資産の収益率、 F は労働市場への加入年齢、 L は死亡年齢である。橋本(1991)によると、1931年生まれの世代から1938年生まれの世代についての移転資産の比率は、40%から60%の値とされている。橋本(1991)による推計は、平均的な勤労者の生涯の所得と消費の差額から毎年のフローの貯蓄額を求め、それを平均的収益率で運用した場合のライフサイクル資産を求め、それを50歳時点での金融資産、実物資産の残高から差し引くことで、移転資産を求めたものである。この手法では、平均的な勤労者の移転資産比率は推計できるものの、先に指摘したような職業別の資産格差が生じる移転資産比率の違いなどをみることはできない。そこで、本稿ではよりきめ細かく資産形成に占める相続・贈与の比率を調べるために、「資産課税についてのアンケート」を利用することにした。

3. 3 アンケート調査結果

ここでは、関西社会経済研究所が2010年11月29日、30日にインターネットを通じておこなったアンケート調査を利用する¹⁵⁾。アンケートの対象者は、18歳以上の子どもがいる世帯主1,000人である。18歳以上の子どもがいる世帯にアンケート対象を限定したのは、相続がすでに完了している可能性が高い年代を対象とするために加えて、教育投資を通じた格差拡大効果についても検証するためである。まずは、アンケート対象の特性をみるために、所得階層、年齢階層別の分布からみていこう。

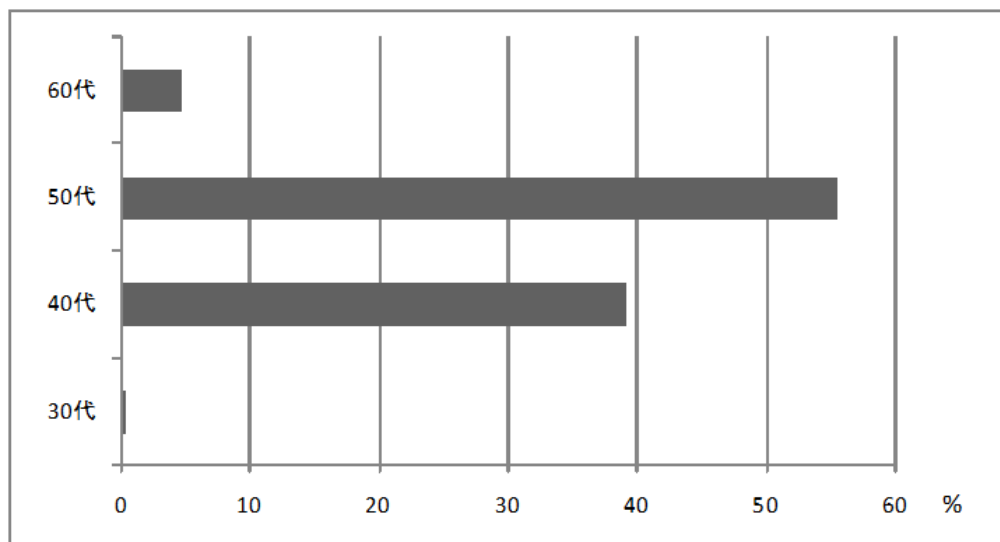


図 4-6 世帯主の年齢分布

図 4-6 は、世帯主の年齢分布を描いたものである。今回のアンケート調査では、18歳以上の子どもがいる世帯を対象にしたため40代、50代が対象者の大部分を占めていることがわかる。

次に、所得階層別の分布状況を見たものが図 4-7 である。この図では、年収700万円～1,000万円未満の階層が全体の約30%を占めていることが読み取れる。アンケート対象を18歳以上の子どもがいる世帯に限定したために、サラリーマンの平均年収よりも高い層が多く含まれていることになる。なお、年収300万円未満の所得階層には、母子家庭や高齢者世帯ですでに子どもが独立している世帯が多く含まれている。

15) アンケート調査は、楽天リサーチに委託した。具体的なアンケート項目については参考資料を参照されたい。

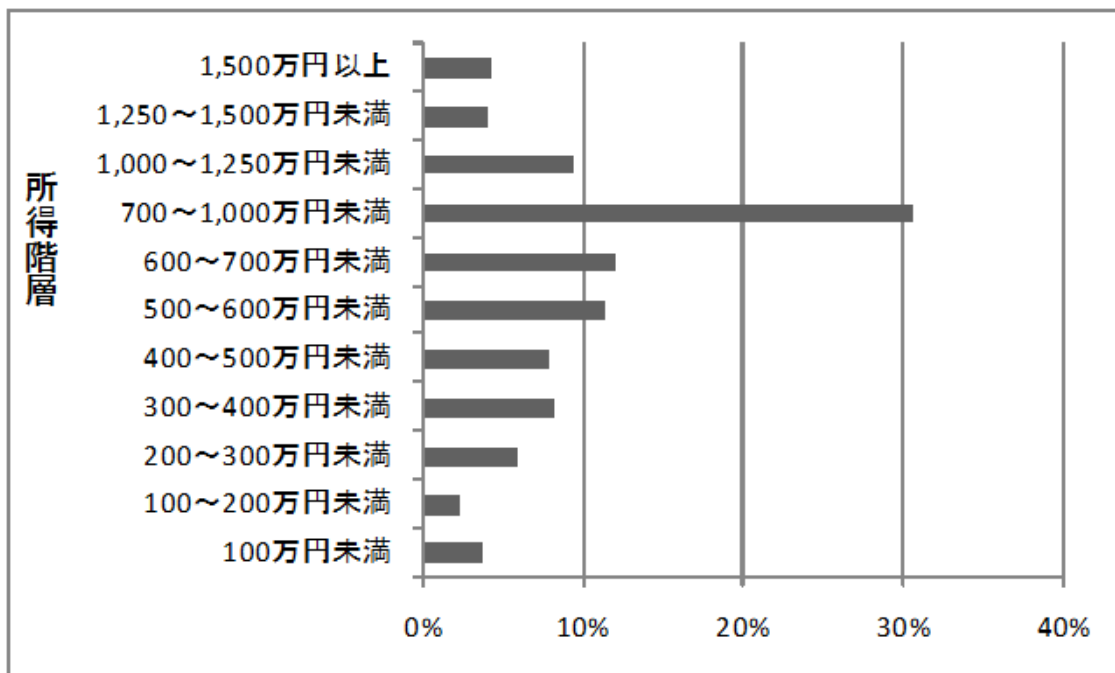


図 4-7 所得階層別分布

年収 300 万円未満の所得階層に高齢者が多く含まれていることは、図 4-8、図 4-9、図 4-10 から確認できる。特に、年収 200 万円から 300 万円の階層については、図 4-10 から 65 歳以上の世帯がかなり多いことがわかる。65 歳以上の世帯については、ちょうど 200 万円から 300 万円程度の公的年金の水準に合致しているわけだ。

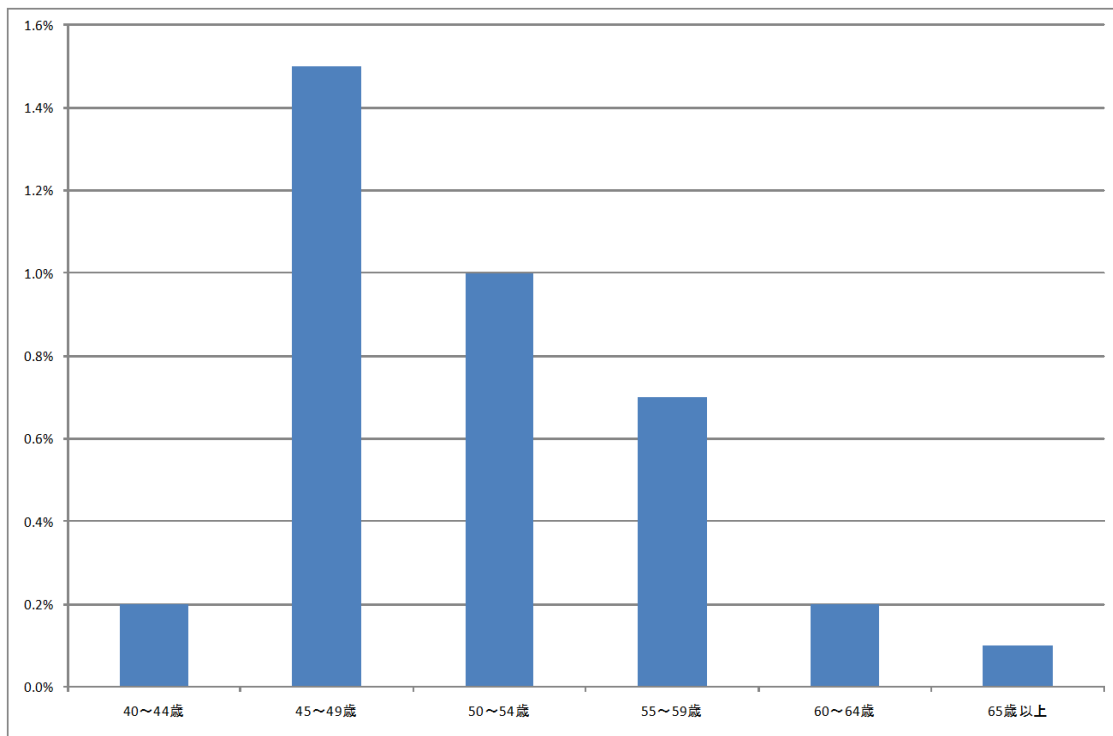


図 4-8 所得階層別年齢分布 (1) 100 万円未満

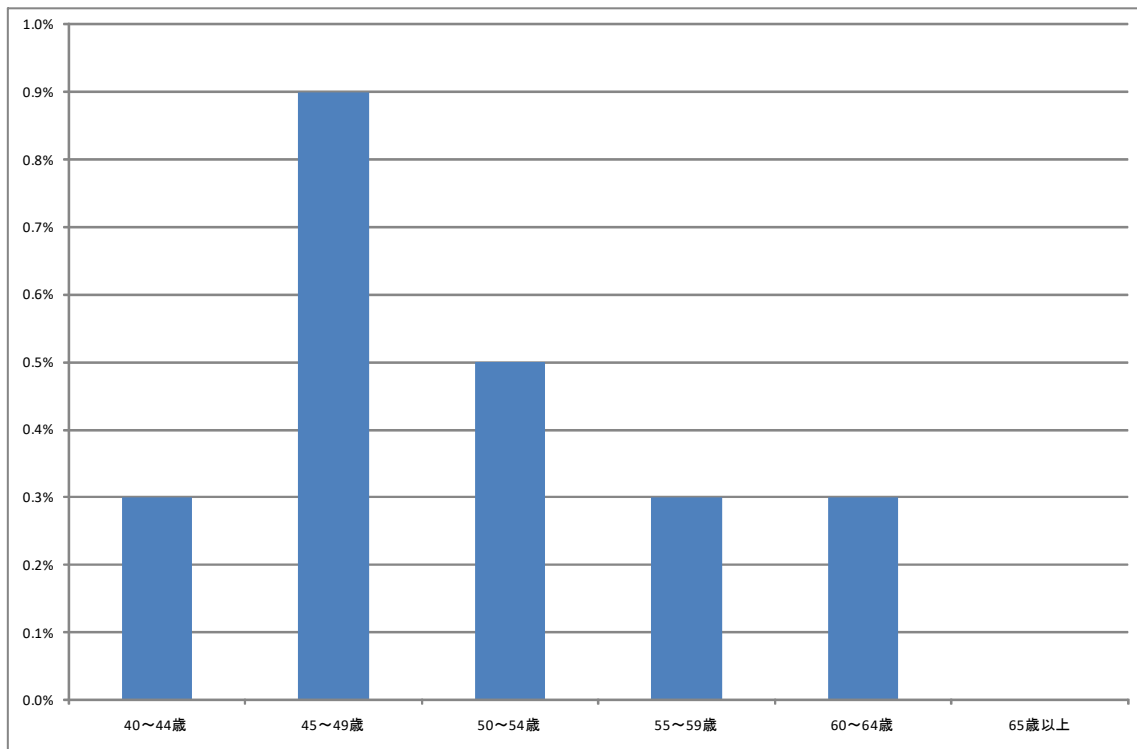


図 4-9 所得階層別年齢分布 (2) 100~200 万円未満

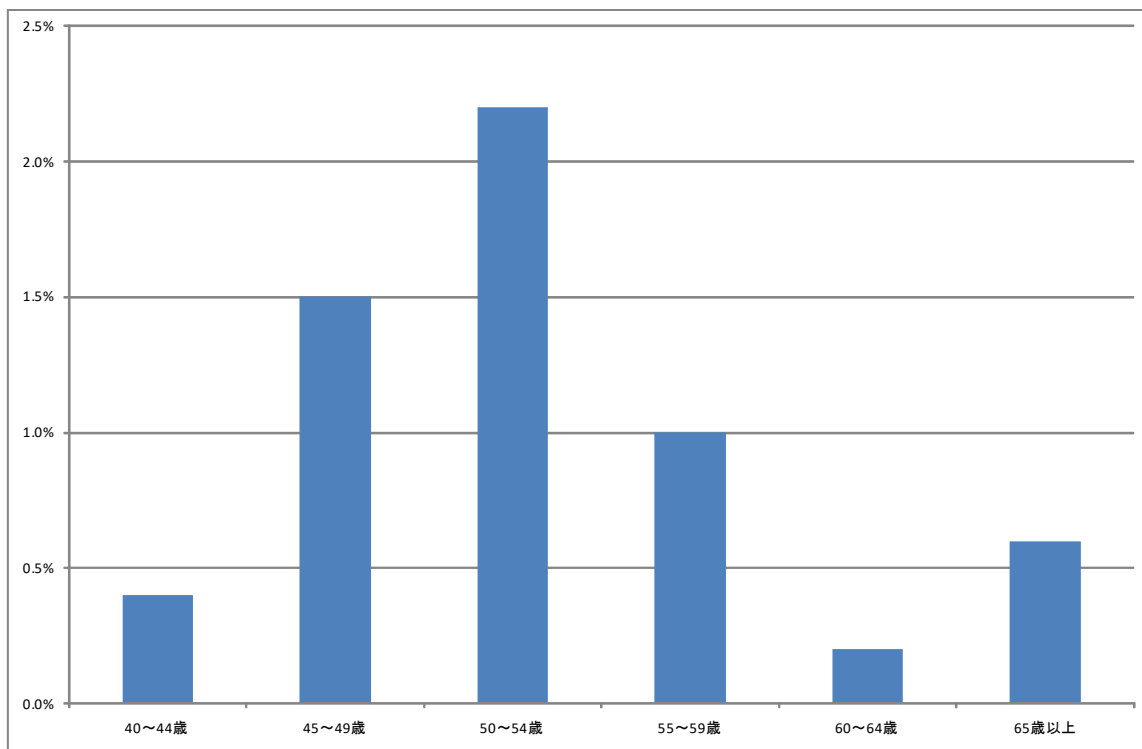


図 4-10 所得階層別年齢分布 (3) 200～300 万円未満

次に、アンケート対象者の職種別の平均年収をみたものが表 4-2 である。職種別の平均年収が最も高いのは専門家の 1,101 万円であり、会社役員が 801 万円がそれに続いている。一方、平均年収がもっとも低いのは、アルバイトの 172 万円であり、会社員の平均年収 727 万円と比べると、正社員であるかどうかによって、大きな所得格差が発生していることがわかる。

表 4-2 職種別の平均年収

職種	平均年収
会社員	727 万円
会社役員	801 万円
公務員・団体職員	788 万円
専門家	1101 万円
自営業	507 万円
自由業	411 万円
アルバイト	172 万円

表 4-3 所得階級別資産保有シェア

所得階層	資産保有 シェア	世帯数 シェア
100万円未満	2%	4%
100～200万円未満	1%	2%
200～300万円未満	3%	6%
300～400万円未満	5%	8%
400～500万円未満	7%	8%
500～600万円未満	9%	12%
600～700万円未満	8%	12%
700～1000万円未満	29%	31%
1000～1250万円未満	13%	9%
1250～1500万円未満	7%	4%
1500万円以上	17%	4%

表 4-3 は、所得階級別に資産保有のシェアと世帯数シェアを示したものである。年収 1,250 万円の世帯数のシェアは 8%にすぎないのに対して、年収 1,250 万円以上の資産保有シェアは 37%を占めており、高所得層に資産保有が偏っていることが読み取れる。

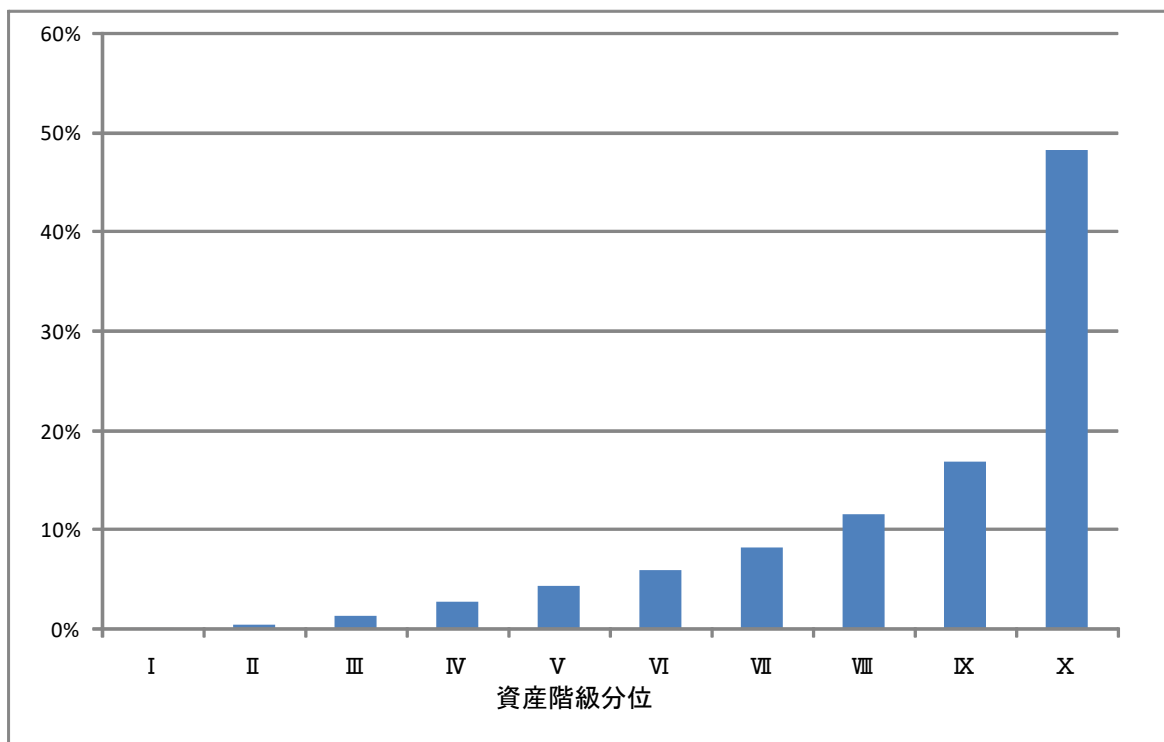


図 4-11 資産階級別の資産保有シェア

図 4-11 は、資産階級別の資産保有シェアを示したものだ。この図からは、資

産階級の上位 10%が資産保有全体の約 50%を占めていることがわかる。この図からも資産保有状況にはかなりの偏りが存在していることが読み取れる。

表 4-4 資産形成に占める相続割合

資産保有額	相続割合
3 億～9 億円 (11 世帯)	4 世帯：相続なし 2 世帯：相続の割合が 8%、または 14% 5 世帯：相続割合 80%以上
1 億～2 億円 (37 世帯)	28 世帯：相続なし 9 世帯：相続割合 50%超
7000 万～1 億円未満 (57 世帯)	相続割合 21%
4000 万～7000 万円未満 (137 世帯)	相続割合 21%

表 4-4 は、資産形成に占める相続割合を資産保有額別にまとめたものだ。3～9 億円という高額な資産を保有する世帯は 11 世帯存在するが、彼らの中の 5 世帯は、相続した資産額が資産保有額に占める比率が 80%以上となっている。一方で、一億円未満の資産保有額では、資産保有額に対する相続財産の割合は 21%となっており、資産保有額が少ない階層ではほとんどの資産が自らの努力で形成されていることがわかる。

表 4-5 所得階級別の相続資産

所得階層	世帯数	相続有り 世帯数割 合	相続あり世帯 平均相続資産 額	相続あり世帯 平均資産形成 相続割合
1500 万円以上	4.4%	31.8%	1 億 7795 万円	49.9%
1250～1500 万円未満	4.0%	30.0%	3109 万円	51.8%
1000～1250 万円未満	9.4%	34.0%	2053 万円	59.0%

表 4-5 は、所得階級別の相続資産を 1,000 万円以上の高所得層についてのみ取り出した

ものである。年収 1,000～1,250 万円未満の世帯数は、アンケート対象世帯全体の 9.4%を占めているが、そのうち「相続あり」と答えた世帯は 34.0%となっている。年収 1,250～1500 万円未満の世帯数は全体の 4.0%を占めているが、そのうち「相続あり」と答えた世帯は 30.0%となっている。年収 1,500 万円以上の世帯は全体の 4.4%を占めているがそのうち「相続あり」と答えた世帯は 31.8%となっている。この「相続あり」と回答した世帯について相続した資産の平均額を計算すると 1,500 万円以上の所得階層においては約 1 億 8 千万円もの財産を相続していることがわかった。一方、年収 1,000～1,250 万円未満の世帯の相続財産の平均額は、2,053 万円であり、所得階層が高いほど相続財産の金額が高くなっていることがわかる。また、これらの高所得階層では、資産形成に占める相続財産の比率が 49.9%から 59.0%となっている。資産形成に占める比率が高所得階層のほうが多少低くなっているのは、フローの所得が高くなるほど自らの努力で資産を蓄積できる割合が高くなるためと考えられる。高所得層ほど、相続あり世帯での相続財産額が高いという結果は、親の世代の豊かさが教育投資を通じて子どもの世代の所得を引き上げている可能性があることを示唆するものだ。そこで、次節では、親子間での職業の連鎖と教育投資の格差などによる階層の固定化がどの程度見られるかについてアンケート調査を利用した分析をおこなうこととしよう。

4. 階層の固定化

階層の固定化の原因は、大きく分けると 3 つに分類できよう。第 1 に相続・贈与を通じた階層の固定化、第 2 に教育投資の格差を通じた階層の固定化、第 3 に親子間の職業連鎖を通じた階層の固定化である。この節では、前節で紹介したアンケート調査を利用してこれらの階層の固定化について検証していこう。

4. 1 贈与による階層固定化

前節では、相続資産の有無が子供の世代の資産保有格差に大きな影響を与えている可能性が高いことを見てきた。ここでは、生前贈与がもたらす階層の固定化についてみていこう。現行税制のもとで、贈与税の累進税率表は、相続税のそれよりもかなり累進度が高く設定されている。2010 年度税制のもとでは、相続税、贈与税とも最高税率は 50%で同じであるものの、最高税率が適用される課税価格は、相続税が 3 億円超であるのに対して、贈与税は 1,000 万円超となっている。しかし、贈与税には、さまざまな合法的な節税策が存

在している。まず、贈与税には基礎控除が 110 万円認められている¹⁶⁾。さらに、課税価格 200 万円までの贈与なら最低税率の 10%が適用されることになる。このため、毎年少額の贈与をした場合には、ほとんど贈与税を支払うことなく、財産を継承できることになる¹⁷⁾。

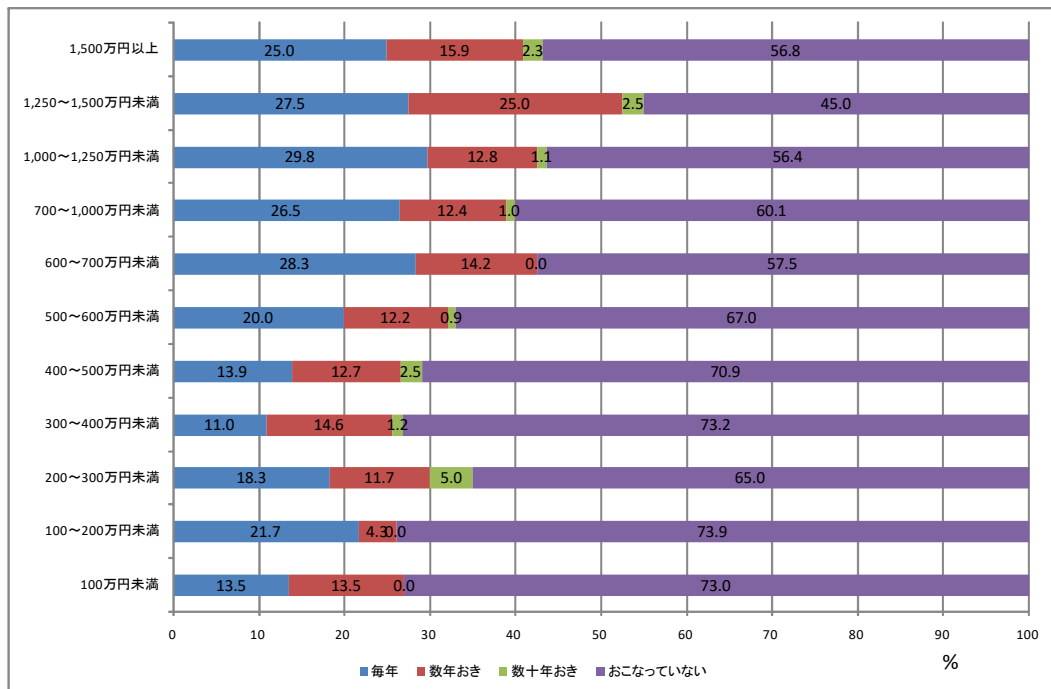


図 4-12 所得階層別の子供に対する定期預金状況

図 4-12 は、所得階層別の子供に対する定期預金の状況を示したものである。この図からは、高所得階層において定期預金を通じた生前贈与（節税策）を行っている傾向が読み取れる。たとえば、1,250~1,500 万円所得階層で 52.5%が「毎年と数年おき」に定期預金を行っているのに対して、300~400 万円所得階層ではこの値は 25.6%になっている。生前贈与による格差拡大が懸念されるところである。

4. 2 教育投資による階層固定化

16)本則では基礎控除は 60 万円である。平成 13 年改正で当分の間 110 万円に引き上げるとされている。
 17)ただし、毎年 110 万円ずつ 10 年間贈与するようなケースでは、国税庁は 1,100 万円の贈与を分割して贈与したものだと見なして、定期贈与として課税するとしている。

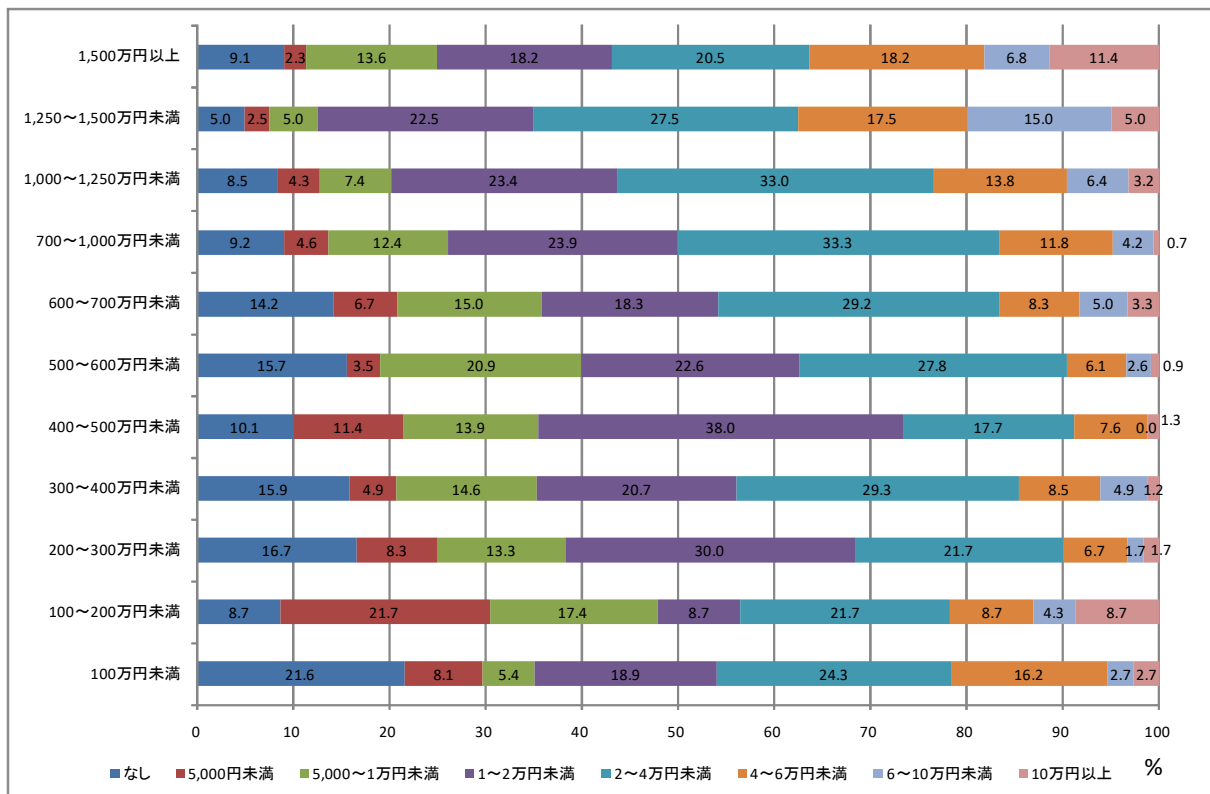


図 4-13 所得階級別教育投資額の分布

次に、教育投資がもたらす階層固定化についてみていこう。図 4-13 は、所得階級別教育投資額の分布をみたものだ。たとえば、4～6 万円の教育投資は 1,500 万円以上世帯では 18.2%、600～700 万円世帯では 8.3%となっている。したがって、この図からは、所得階層が高い家庭ほど子供に対する高額な教育投資をおこなっている傾向が読み取れることになる。なお、年収 100 万円～200 万円の所得階層での 10 万円以上の教育投資が 8.7%と年収 1,500 万円以上の世帯について高くなっている理由には、この所得階層には、母子家庭と年金世帯が数多く含まれていることが挙げられる。アンケート調査では、子供が中学、高校生時点におこなっていた補習教育の費用を聞いている。年金世帯の場合には、過去の補習教育費用を答えているため、現在の年収に比べて高額な教育投資をおこなっていることになるわけだ。母子家庭についても、夫と死別する前、ないし離婚前の教育投資額を答えているケースが含まれることに注意が必要だ。

このような教育投資の水準の違いは、所得階層別の進学状況に影響を与えることにつながる。図 4-14 は、所得階層別の子供の進学状況をまとめたものだ。年収 1,500 万円以上世帯では 40.9%がレベル A（旧帝大、医学部、早慶）の大学に入学させていることが読み取れ

る。レベル A の大学への進学率は、400～600 万円世帯に至るまで下がり続け、年収 400～600 万円世帯では 6.3%となっている。つまり、先ほど見た高所得層における高い教育投資によって、高所得層の子供ほど難関大学へ進学する比率が高くなっているわけだ。ただし、年収 200 万円未満の所得階層でレベル A の大学への進学率が比較的高い傾向も見られる。これは、前述したようにこれらの世帯には、母子家庭と年金世帯が多く含まれていることの影響と考えられる。母子家庭では、離婚したが子供の養育費、教育費を元夫が負担しているケースも考えられる。また、母子家庭であるがゆえに、経済的負担が少ないレベル A の国立大学へ進学せざるをえなかったケースも考えられよう。

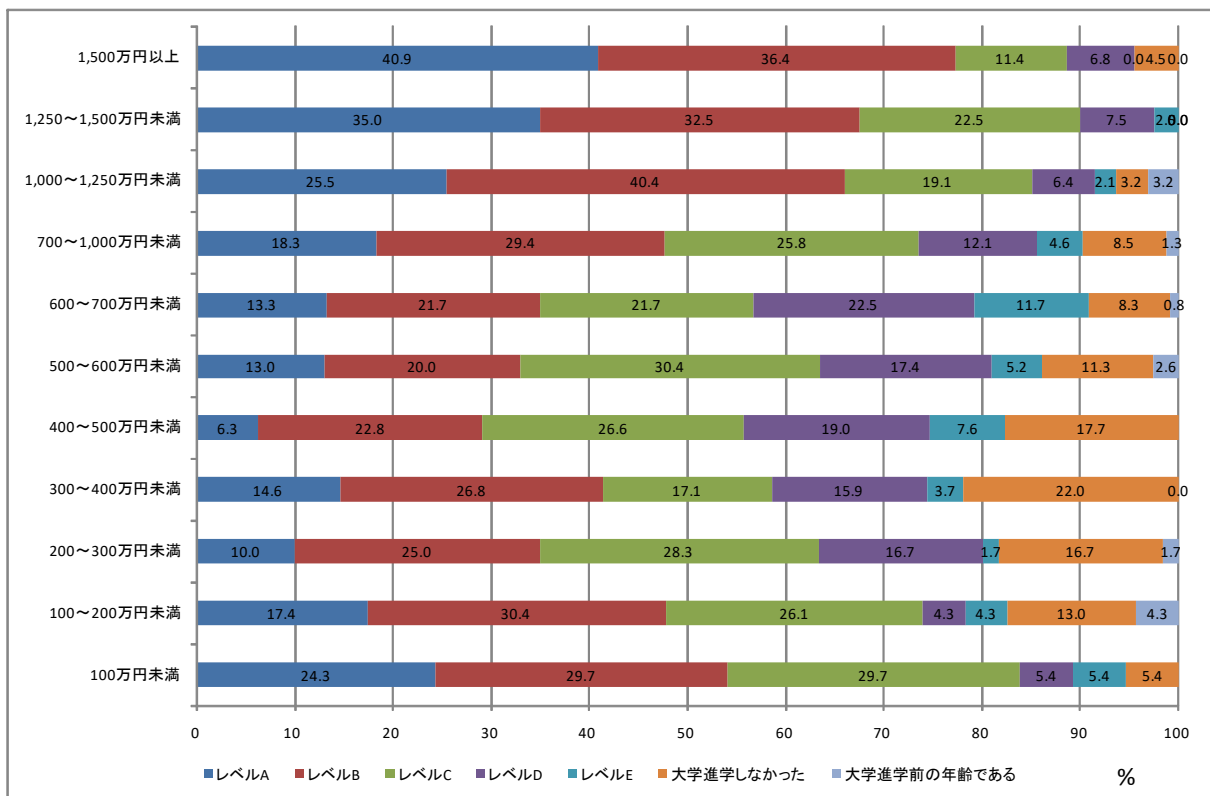


図 4-14 所得階層別の子どもの進学状況（長子）

4. 3 親子間の職業連鎖による階層固定化

表 4-6 職業の連鎖

		親の職業								
		会社員	会社役員	公務員・団体職員	専門家	自営業	自由業	アルバイト	その他	合計
本人の職業	会社員	36%	6%	11%	1%	16%	2%	1%	28%	100%
	会社役員	17%	40%	7%	0%	18%	0%	0%	18%	100%
	公務員・団体職員	22%	6%	28%	1%	19%	2%	0%	22%	100%
	専門家	15%	14%	17%	10%	25%	3%	0%	15%	100%
	自営業	14%	8%	12%	0%	31%	2%	1%	31%	100%
	自由業	26%	5%	16%	0%	16%	5%	0%	32%	100%
	アルバイト	22%	6%	6%	6%	17%	6%	17%	22%	100%

最後に、親子間の職業連鎖による階層の固定化についてみたものが表 4-6 である。この表からは、本人が会社役員の人々の 40% は親も会社役員であること、自営業の 31% は親も自営業であることがわかる。一方、本人の職業がアルバイトの場合の親の職業がもっとも多いのは会社員の 22% であることも読み取れる。つまり、この表からは、会社役員、自営業などでは、親の職業を引き継ぐ傾向が高く、階層の固定化が進んでいる状況があきらかにされている。

5. 今後の資産課税のあり方について

最後に、本章での分析結果を踏まえて、今後の資産課税のあり方についての方針について議論しよう。2011 年度の税制改正大綱では、相続税に関しては、基礎控除の 5,000 万円から 3,000 万円への引き下げ、相続人一人あたり控除の 1,000 万円から 600 万円への引き下げ、最高税率の 50% から 55% への引き上げという改革が提示された。本章のアンケート調査からは、資産格差の存在、相続贈与を通じた資産格差拡大のおそれが指摘された、資産格差拡大を防ぐためには、相続税の強化は、有力な手段となる。したがって、相続税の課税最低限の引き下げによる資産課税の強化の方向性については、評価できるものと言える。しかし、最高税率の引き上げについては、あまり効果を持たない可能性が高い。なぜならば、最高税率が適用されるのは、極めて高額な財産を残した場合のみであるからだ。さらに、相続税の税率表自体は、これまで十分に高い累進税率表のもとで課税されてきたにもかかわらず、相続税の実効税率は、かなり低いと考えられるからだ。

表 4-7 相続資産階級別の相続税実効税率

相続資産	世帯数	実効税率
------	-----	------

7 億～11 億円	3	3.7%
2 億～5 億円	5	4.3%
1 億～2 億円未満	8	2.9%
5000 万～1 億円未満	25	1.4%

表 4-7 は、アンケート調査にもとづき相続資産階級別の相続税の実効税率を推計したものだ。相続の時期がアンケート対象者によって異なるために、異なる税率表が適用されているものの、これまでの相続税が資産再分配の役割を果たしてきたといえるのかどうかの目安となる。この表では相続資産が 5,000 万円～1 億円未満の世帯の実効税率が 1.4%であるのに対して、2 億円～5 億円の世帯の実効税率が 4.3%となっており、相続資産が高くなるほど実効税率が上昇していることになる。ところが、相続資産が 7 億円～11 億円の階層の実効税率は、3.7%となっており、資産が多くなるにもかかわらず、実効税率が低下していることがわかる。これは、高額な資産をもつほど、相続税にそなえた節税策を活用しているためだと思われる。とりわけ、相続税の節税策としては、土地に対する優遇措置を利用したものが多い。たとえば、2010 年税制のもとでは、240 m²以下の居住用の宅地については、評価額を「80%減額」する特例などがある。また、事業用資産の特例を利用するために、アパートを建設し、土地の評価額の減額と、借入金による相続資産の圧縮をはかることで節税をはかる事例が知られている。最高税率の引き上げをはかるよりもむしろ、これらの相続税の合法的な節税策を解消するほうが高資産階層の実効的な税負担を引き上げることにつながるであろう。

また、世代間の所得・資産移転を通じての格差拡大を防ぐためには、資産課税の見直しに加えて教育投資の格差による格差拡大を防ぐ必要もある。民主党政権が導入した子ども手当は、教育による階層の固定化をさらに拡大させる可能性が高い。関西社会経済研究所が 2009 年 12 月に発表した「子ども手当等に関する調査研究結果」によると、高所得層では子ども手当を教育費に充当し、低所得層ではレジャーに充当する傾向が示されている。教育による格差拡大を防ぐためには、子ども手当が確実に教育にまわる仕組みを導入することが望ましい。子ども手当の支給に関しては、地方負担分についての不満も地方団体か

ら寄せられている。地方負担相当分は、地方分権の理念にしたがい、各地方団体での教育充実にあてる措置が、子ども手当の国庫負担分については現金支給から、使い途を教育に限定した教育バウチャー（金券）の支給に切り替えることを検討すべきだろう。

参考文献

橋本恭之(1991)「コーホート・データによるライフサイクル資産の推計」『桃山学院大学経済経営論集』第32巻,第4号.

橋本恭之・呉善充(2002)「資産形成における相続税の重要性と相続税改革」『関西大学経済論集』第52巻第3号.

Kotlikoff, L. J. and L. H. Summers (1981), “The Role of Intergenerational Transfers in Aggregate Capital Accumulation”, *Journal of Political Economy*, Vol. 89, No. 4.

下野恵子(1991)『資産格差の経済分析』名古屋大学出版会.

橘木俊詔(1989)「資産価格の変動と資産分布の不平等」『日本経済研究』No. 19.

高山憲之編(1992)『ストックエコノミー』東洋経済新報社.

参考資料

資産に関するアンケート調査票

Q1 あなたの世帯の年間収入はいくらですか。
【必須】 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	1. あなた	2. 配偶者
	↓	↓
100万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
100～200万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
200～300万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
300～400万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
400～500万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
500～600万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
600～700万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
700～1,000万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
1,000～1,250万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
1,250～1,500万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
1,500万円以上	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q2 あなたの世帯で土地・建物資産残高と、金融資産残高および負債残高はどれくらいですか。
【必須】 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

※金融資産とは、現金・預金・有価証券・貸出金などの資産を意味します。
 土地・建物資産額は購入価格で回答してください。

	1. 土地・建物資産残高	2. 金融資産残高	3. 負債残高
	↓	↓	↓
125万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
125～250万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
250～500万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
500～750万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
750～1,000万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
1,000～1,500万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
1,500～2,000万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2,000～3,000万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3,000～5,000万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5,000～1億円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

1億～2億円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2億～5億円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5億～10億円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10億円以上	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q3 相続・贈与で現金ないし土地・建物資産を受け取った場合は、その金額を回答ください。
【必須】 また両親から負債を引き継いだ場合は、その金額を回答ください。
(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

※負債とは借入金のことを示します。住宅ローンやその他ローンも含まれます。

	1. 土地・建物資産	2. 金融資産	3. 負債
	↓	↓	↓
相続なし	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
125万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
125～250万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
250～500万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
500～750万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
750～1,000万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
1,000～1,500万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
1,500～2,000万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2,000～3,000万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3,000～5,000万円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5,000～1億円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
1億～2億円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2億～5億円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5億～10億円未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10億円以上	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q4 あなたは過去に相続税をどれくらい支払いましたか。

【必須】 複数回にわたって支払った場合は複数回答をお願いします。
(矢印方向にそれぞれいくつでも)

※それぞれの期間についてチェックをしてください。

	5年以内	6年以上 10年以内	11年以上 15年以内	16年以上 20年以内	それ以前
	↓	↓	↓	↓	↓
5万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5～10万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10～50万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
50～100万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
100～200万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
200～500万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
500～1,000万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1,000～2,000万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2,000～5,000万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5,000～1億円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1億円以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
相続は発生したが支払っていない(排他)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
相続が発生していないので支払っていない(排他)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q5 あなたはこれまでどれくらい贈与を受けましたか。
【必須】 複数回にわたって受け取った場合は複数回答をお願いします。
 (矢印方向にそれぞれいくつでも)

※贈与とは親からの財産の受取りのことを示します。
 財産には土地資産、住宅資産、預金、株式などが含まれます。
 教育費などは含まれません。
 ※それぞれの期間についてチェックをしてください。

	5年以内	6年以上 10年以内	11年以上 15年以内	16年以上 20年以内	それ以前
	↓	↓	↓	↓	↓
50万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
50～100万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
100～200万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
200～500万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
500～750万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
750～1,000万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1,000～1,500万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1,500～2,000万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2,000～3,000万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3,000～5,000万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5,000～7,000万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7,000～1億円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1億円以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
受け取っていない(排他)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q6 あなたは住宅を購入(あるいは増改築)するために親から資金援助を受けましたか。
【必須】 複数回にわたって援助を受けた場合は複数回答をお願いします。
 (矢印方向にそれぞれいくつでも)

※それぞれの期間についてチェックをしてください。

	5年以内	6年以上 10年以内	11年以上 15年以内	16年以上 20年以内	それ以前
	↓	↓	↓	↓	↓
50万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
50～100万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
100～200万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
200～500万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
500～750万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
750～1,000万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1,000～1,500万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1,500～2,000万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2,000～3,000万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3,000～5,000万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5,000～7,000万円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7,000～1億円未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1億円以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
受け取っていない(排他)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q7 あなたは子どもの名義で定期預金をおこなっていますか。
【必須】

- 1. 毎年
- 2. 数年おき
- 3. 数十年おき
- 4. おこなっていない

Q8 **【必須】** あなたの子どもが中学生時、高校生時におこなっていた補習教育(塾・予備校・家庭教師・通信添削など)の費用はどれくらいですか。月額ベースで回答ください。

※複数お子様がいらっしゃる場合は長子についてお答えください。

- なし
- 5,000円未満
- 5,000~1万円未満
- 1~2万円未満
- 2~4万円未満
- 4~6万円未満
- 6~10万円未満
- 10万円以上

■以下の質問については、あなたの子が成人している場合も子どもとしてみなしてください。

Q9 **【必須】** あなたの子どもの大学の進学状況についてお聞かせください。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

※レベルについては以下の表を参考にしてください。

	レベル A	レベル B	レベル C	レベル D	レベル E
偏差値	70 以上	60-69	55-59	50-54	50 未満
大学	旧帝大、医学部、早大、慶大など	旧一期校、MARCH、関関同立など	日東駒専、産近甲龍など		

	1. 第1子	2. 第2子	3. 第3子
	↓	↓	↓
1.レベルA	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.レベルB	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.レベルC	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4.レベルD	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5.レベルE	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6.大学進学しなかった	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7.大学進学前の年齢である	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8.子どもはいない	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q10 あなたの親とあなたの職業をお聞かせください。
【必須】 あなたの親が引退されている場合は過去の主な職業をお聞かせください。
 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

※親は「育ての親」も含めて、育った家庭の生計主についてお答えください。

	1. 親	2. あなた	3. 第1子	4. 第2子	5. 第3子
	↓	↓	↓	↓	↓
1.会社員	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.会社役員	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.公務員・団体職員	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4.専門家(医師・弁護士・会計士など)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5.自営業(農林漁業含む)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6.自由業(フリーランス)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7.アルバイト	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8.無職	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
9.在学中	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10.いない	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
11.わからない	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

地方税編

第5章 企業誘致政策の地方財政へ与えた影響¹⁸

¹⁸ 本稿を作成するにあたり、橋本恭之教授（関西大学）、林宏昭教授（関西大学）、高林喜久生教授（関

1. はじめに

2002年に三重県と亀山市がシャープ株式会社（以下シャープ）の液晶パネル工場の誘致に成功して以来、自治体が企業誘致政策として、大規模な税制優遇や補助金助成を行う動きが活発化した。企業側も、同時期に実施された工場三法の撤廃¹⁹や、世界的な景気回復をうけて、日本国内への工場建設を加速させた（図 5-1）。薄型テレビ用パネルの設備投資が集中した大阪湾岸や、自動車関連の設備投資が集中した九州地方は、自治体の企業誘致政策と企業の設備投資意欲が合致した事例として知られている。

自治体側が企業誘致政策に熱心に取り組むのは、誘致に成功した場合の雇用創出、税収増加など地域経済にとってのプラス要因が多いためと考えられる。例えば、亀山市の場合、シャープ亀山工場が稼働した2004年以降、人口は5年連続で増加しており、一人当たり雇用者報酬も2000年の218万円から2009年には222万円へと増加している（図 5-2、5-3）。これらの傾向は亀山市が立地する三重県の平均と比較しても、好調であると言える。大型の工場や研究所が誘致されると、周辺地域に関連企業が進出して新たな産業集積が起こるため、地域経済への影響はさらに増大する。

こうした企業誘致はプラスの面から評価されることが多く、関連する報告書等は数多くのもものが公表されている。しかし、仮にプラスの影響があったのだとすれば、どの範囲でどの程度の規模であったのであろうか。加えて、投入したコストに見合った効果が得られているのかは、自治体経営の透明性という面からも明らかにされるべきである。

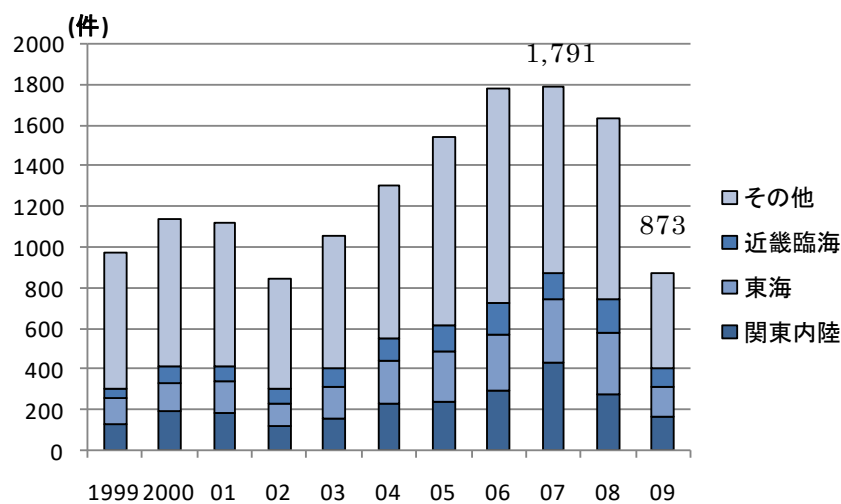
企業立地と地域経済に関する先行研究としては、企業誘致政策を税負担の軽減や補助金の交付ととらえれば、赤井（2003）や鈴木（2007）のサーベイで明

西学院大学)、入江啓彰氏(関西社会経済研究所)に貴重なコメントをいただいた。また、青山学院大学経済研究所ワークショップ、日本租税研究協会における報告でも有益なコメントをいただいた。さらに、亀山市にはヒアリングを通じて多くの情報を提供いただいた。記して感謝したい。

¹⁹工場等制限法は1964年に制定された近畿地域での大工場および大学の新設を制限する法律で、工場再配置促進法、工場立地法と合わせて工場三法と呼ばれる。また、工業等制限法は関東地域での大工場の新設を制限する法律である。いずれも2000年以降に廃止・縮小された。

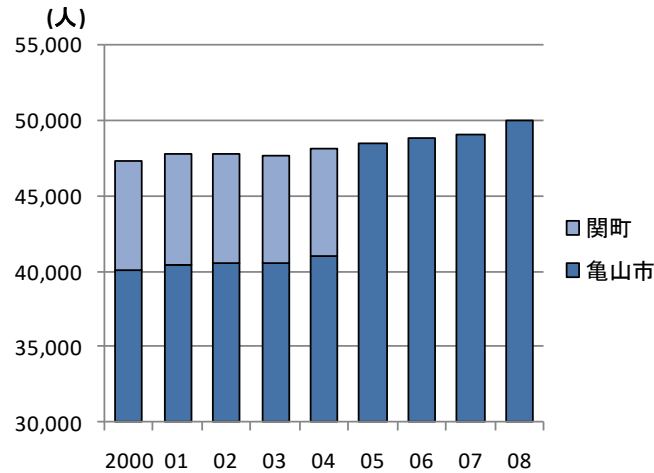
らかにされているように、これまでに数多くの研究の蓄積が存在する。また、武者（2008）は産業連関表を用いて関西地域における企業立地の効果を計測している。西川（2000）は原子力発電所の立地に伴う特定補助金が、立地自治体の財政に与える影響を計測している。しかし、いずれも企業立地が直接、設備投資や自治体の歳入に与える影響を計測するにとどまっている。

そこで本報告で行う分析では、企業誘致政策が地域経済に与えた影響を総括的に分析する。それにあたり、まず企業誘致の成功の代表例となっている亀山市をケーススタディとして取り上げ、ヒアリングによる情報収集を行う。さらに、そこで明らかになった事実を次のステップへ反映し、企業立地が自治体の税収に与える影響を、コンパクトな財政モデルを構築して分析する。このモデルには、立地地域の経済変数に与えるパスを含めており、自治体の財政、特に税収への影響をより広範な経路からとらえることが可能である。こうした分析から、企業誘致による地方税の増収効果を推計し、誘致コストおよび誘致に伴う各種インフラ設備のコストと比較した誘致の効果を数量的に明らかにする。



出所：経済産業省「工場立地動向」

図 5-1 工場立地動向の推移



注：亀山市は2005年1月に関町と合併した。
出所：亀山市経済統計

図 5-2 亀山市の総人口推移

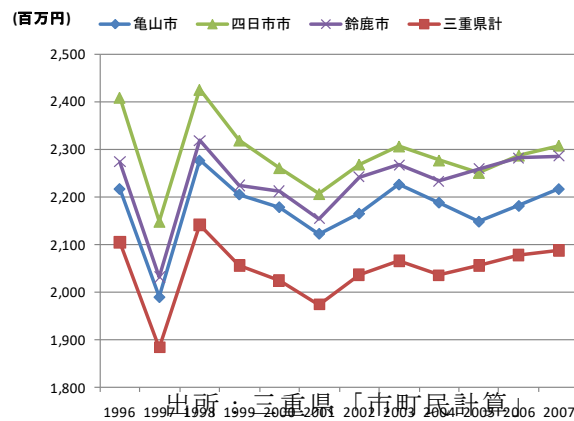


図 5-3 亀山市と周辺自治体の一人当たり雇用者報酬の推移

2. 先行研究

企業誘致政策そのものは、産業政策として古くから多くの地域で実施されてきた。一般の関心の高いテーマでもあることから、地域の研究機関や財界団体による報告書やレポートは非常に多い。全国の事例を扱ったものとしては、21世紀政策研究所（2004）が構造改革特区制度との関連を示したものがある。シャープの液晶パネル工場の誘致に成功し、企業誘致の代表例として挙げられる亀山市の事例では、三重銀総研（2003）や、大阪府ならびに福岡県の事例を比較したレポートとして廣瀬（2008）等が公表されている。山本（2008）は北海道の中札内村に進出した企業の進出前後の様子をレポートしている。しかし、

企業進出による税収増や雇用、工場出荷額といったプラスの効果の分析にとどまっているものが多い。

法人税率を設備投資を行う際の資本コストとして捉え、企業の投資活動に与える影響を分析した学術研究は多い。本間他（1984）は、一時的に法人税減税を行った場合、その実施期間の前半に投資を集中させる効果を持つ。投資税額控除の場合には短期間でも投資は確実に増大し、法人税減税よりも投資誘発効果は高いとのシミュレーション結果を明らかにしている。前川・真鍋（2008）も、法人税減税より投資税額控除の引き上げのほうが設備投資及び GDP に与える影響は大きいとしている。

大型設備投資を伴い、かつ地域経済に与える影響が大きいと思われる事例として、原子力発電所が考えられる。西川（2000）は、原発が立地する市町村（原発立地団体）においては固定資産税収が増加するものの、それは一時的なショックにすぎず中長期的に財政を好転させるほどではない。また、原発関連の補助金は地方自治体にとって正の影響があるわけではないという結果が得られている。西川（2007）は、原発の立地をリスクとみなし、そのメリットを最大化しデメリットを最小化するための提言をアンケートの結果も踏まえて行っている。それによると、メリットを最大にするためには立地自治体をできるだけ小規模なものにするということを明らかにしている。これらは、人口が 5 万人と小規模な自治体である亀山市に、シャープという大型設備投資が行われたという意味で、本稿の取り上げる範囲と共通する。

このように、法人税率などの外的要因が企業に与える影響を定量的に計測した分析は多く存在する。しかし、設備投資とその事後的影響という面からとらえた分析となると、多くの報告書が公表されているものの、ほとんどが該当地域の情報収集および各種指標の経年変化を追ったものにとどまっており、定量的分析を伴った報告となっているものは少ない。また、大型設備投資による税収増や雇用増といったプラスの側面を評価した分析は多いものの、それに伴うコストまで考慮した分析は少ない。

そこで、本稿では実際に大型設備投資が実現した自治体を取り上げて、設備投資とその事後的影響という面からの分析を行うこととする。

3. 亀山市の状況

本節では、シャープ進出前後の動向および亀山市の経済状況について、ヒアリングで得た情報および経済・財政指標により確認する。

3. 1 シャープ進出前後の動向

表 5-1 はシャープ亀山工場における設備投資の状況と、関連産業の立地状況をヒアリング等からまとめたものである。シャープが亀山市の工業団地（亀山関テクノヒルズ）内に進出を決定したのは2002年であり、亀山市が実施した企業誘致政策の適用第1号となった。2006年には液晶第二工場が稼働し、新たな設備投資の投下が起こった。また、シャープが亀山市内に進出を表明すると、関連する液晶産業が次々と立地を表明した。

表 5-2 はシャープに適用された企業誘致政策を三重県、亀山市それぞれにまとめたものである。いずれも2004年に稼働した第一工場を対象としており、奨励額の上限額が三重県、亀山市から支払われた。したがって、このコストは三重県および亀山市の歳出増加要因となっている²⁰。

表 5-3 は亀山市におけるインフラの整備状況を示したものである。シャープの亀山工場の立地前後で、亀山市内のインフラ状況は大きく進展した。大規模工場の進出に伴い、亀山市では工業用水の新設や、工場近辺の市道の拡張などインフラを整備する必要があった。さらに、税収の増加による財政状況の好転で、従来予定されていたインフラ整備が早期実現された。シャープを含む一連の企業の活動を支えるために新たなインフラが整備された面もあり、企業進出とそれに伴うインフラ整備は、亀山市の経済環境の向上に寄与したといえる。

表 5-1 シャープと関連産業の立地状況

シャープ		関連産業	
2002年2月	亀山工場の進出決定	2002年6月	凸版印刷の進出決定
		2002年9月	日東電工の進出決定
2003年	亀山市の助成制度の開始（第1号）	2003年3月	ユーテックの進出決定
2004年1月			

²⁰ 亀山市の場合、シャープへの奨励金は歳出項目のうち「補助費等」に分類される。後段の分析ではこのような奨励金も歳出増加要因として計上している。

2005年1月	亀山第一工場の稼働開始	2005年8月	凸版印刷の増設決定
2006年8月	亀山第二工場の増設決定		
2009年8月	亀山第二工場の稼働開始	2009年9月	日本トランスシティ物流施設建設決定
2009年10月	中国企業への第一工場の設備売却決定 シャープ堺工場稼働開始		

出所：報道資料・ヒアリングより作成

表 5-2 シャープ亀山工場立地にかかる優遇策

三重県		亀山市	
新たに土地を取得し、立地に係る投下固定資産の総額が600億円以上の事業所。	立地や設備投資の経費の15%を補助金で交付。 上限90億円。 最大15年分割。	新たに土地を取得し、事業従事者が600人以上の事業所。	固定資産税の90%を奨励金で交付。上限45億円。最大15年分割。

出所：三重県、亀山市ホームページより作成

表 5-3 亀山市における社会インフラ整備の例

分野	詳細	費用
道路	2005年12月 亀山PAにスマートインターチェンジ設置 2008年2月 新名神高速道路（亀山JCT-草津JCT間）が開通	6億円
水道	上水道供給能力の増強、工業用水の整備	
学校整備	耐震化工事の早期実現、改修工事の実現	

出所：：亀山市ヒアリングより作成

3. 2 亀山市の経済・財政の状況

図 5-4 は亀山市内で工業に従事する者の推移である。2003年までは8000人程度で推移している従業者数が、シャープが稼働した2004年以降は急増しており、雇用面へ明確な影響があったと思われる。図 5-5 は工業出荷額でみた亀山市の

状況である。シャープの第一工場が稼働した 2004 年度以降、近隣他地域と比較しても亀山市の出荷額は急増したことが分かる。

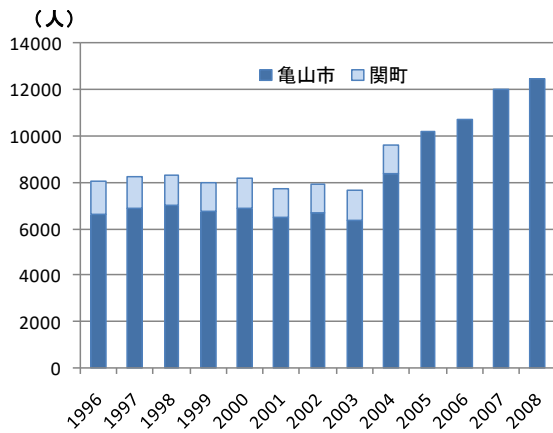
図 5-6 は亀山市における税目別の税収推移である。シャープが進出した 2004 年度以降、亀山市の税収は増加に転じており、中でも固定資産税の増加が顕著であることが分かる。そこで、固定資産税の内訳を詳細にみる（図 5-7）。亀山市の固定資産税は土地、家屋、償却資産ともにシャープの工場が稼働した 2004 年以降増加しており、中でも償却資産分の割合が増加している。

償却資産の割合が他の自治体と比較して大きいかどうかは図 5-8 を見ると確認できる。図 5-8 は「地方財政統計年報」で固定資産税の内訳が開示されている中核市、特例市のうち、三重県および近畿 2 府 4 県に立地する自治体の固定資産税の内訳の割合を示したものである。亀山市の償却資産の割合は 59% と突出している。すなわち、企業進出によって多額の設備投資が亀山市に投下され、そのため固定資産税、特に償却資産分が増加したことが分かる。

図 5-9 は亀山市の歳入推移である。シャープ亀山工場が稼働した 2004 年以降、市税が増加する一方、移転財源である地方交付税や国庫支出金は減少している。

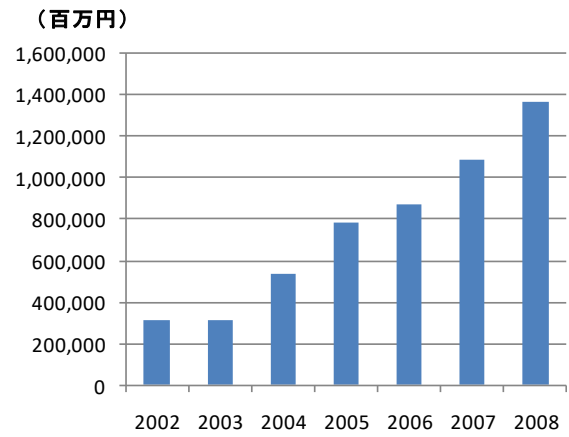
その結果、図 5-11、5-12 でみられるように地方交付税交付額は減額し、財政力指数や歳出に占める公債費比率は改善された。特に、2009 年度の財政力指数は 1.34 と、三重県下の 14 市では最高である。2005 年度からは地方交付税の不交付団体に転じている。

これらの指標が示す状況をみると、亀山市におけるシャープの進出は、経済および税収面にはプラスの影響を与えていると考えられる。一方で、シャープ進出に伴い奨励金の交付やインフラの整備等のコストも発生しているため、一概に判断することはできない。そこで、次節では亀山市の財政モデルを構築し、シャープ進出にかかる歳入増加要因と歳出増加要因を推計することとする。



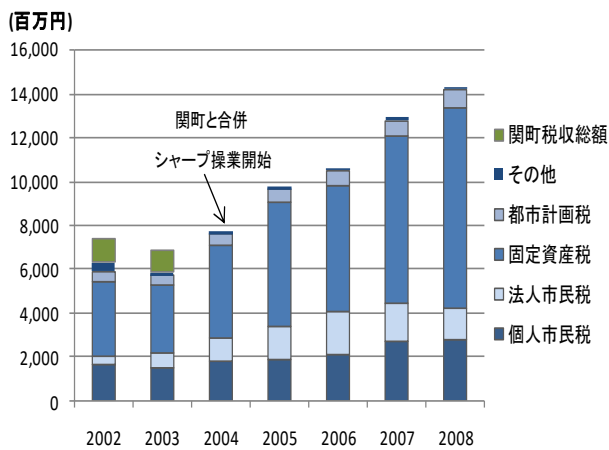
出所：経済産業省「工業統計」

図 5-4 亀山市の工業の就業者数



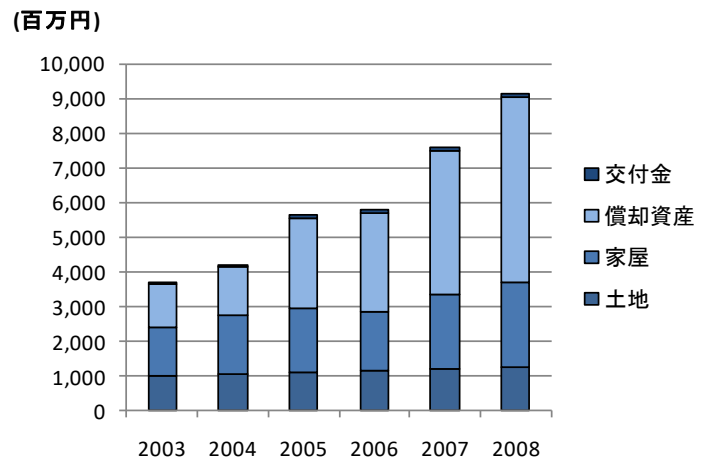
出所：経済産業省「工業統計」

図 5-5 亀山市の工業出荷額推移



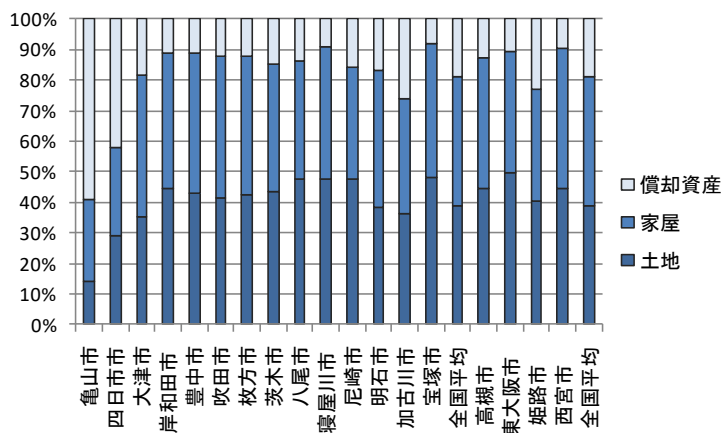
出所：総務省「市町村決算状況調」

図 5-6 亀山市の税収推移



出所：亀山市「決算資料」

図 5-7 亀山市の固定資産税収推移



出所：総務省「地方財政統計年報」

図 5-8 中核市、特例市の固定資産税収内訳

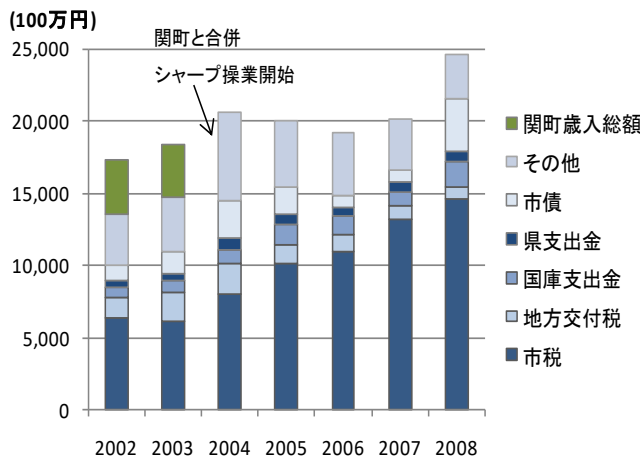


図 5-9 亀山市の歳入推移

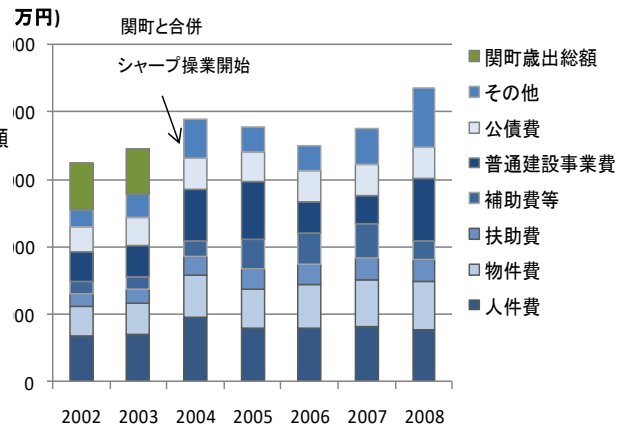
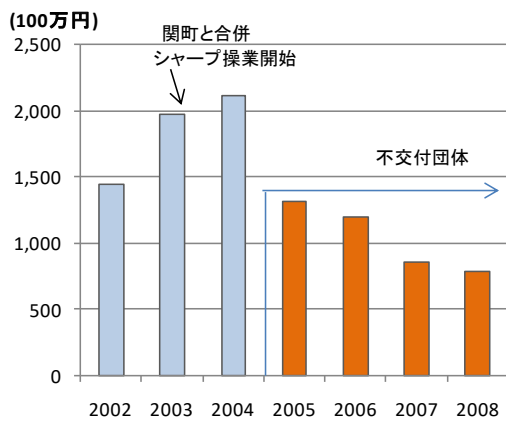
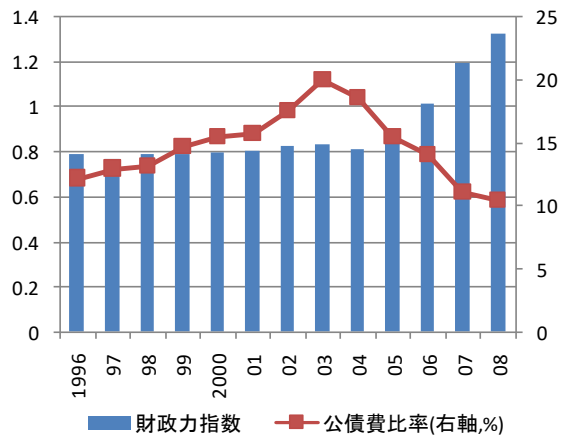


図 5-10 亀山市の歳出推移



注：2005 年以降の交付額は合併特例の交付税措置のため。
出所：亀山市「決算資料」

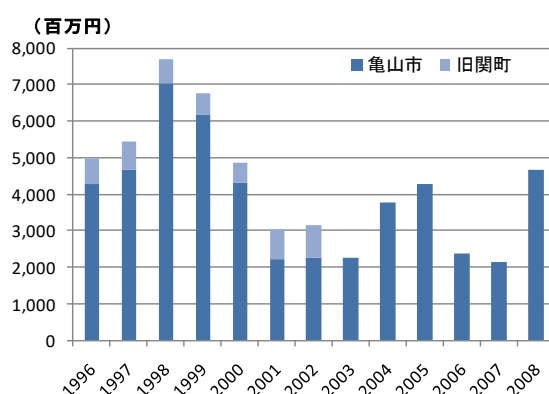
図 5-11 亀山市の地方交付税推移



出所：総務省「市町村決算状況調」

図 5-12 亀山市の財政指標推移

注：亀山市は 2005 年 1 月 11 日（2004 年度）に関町と合併した。



出所：総務省「市町村別決算状況調」

図 5-13 亀山市の普通建設事業費推移

4. 企業誘致のシミュレーション分析

本節では、亀山市の歳出と歳入についてそれぞれ、企業進出が起こった現状に対して、起こらなかった場合を仮定し、それぞれを比較することとする。

初めに、亀山市のコンパクトな財政モデルを構築する。そのうえで、亀山市に企業進出がなかった場合の税収および歳出を推計し、現実の数字（企業進出あり）の場合の税収および歳出と比較する。すなわち、この 2 ケースの差が企業進出の効果と考える。

4. 1 分析手法

亀山市モデルを構築する上で、最も注意しなければならないことは、市町村合併の影響を取り除くことである。亀山市はシャープが工場稼働を開始したのと同じ 2004 年度に関町と合併を行っている。そこで、財政モデルでは、合併前年の 2003 年度までは亀山市と関町のデータを合算して推計を行った。また、財政モデルの推計方法は中井（1988）や杉並区（2009）、入江（2003）等を参考にした。なお、3 節からは亀山市の税収のうち固定資産税の割合が高いことが明らかになっていることを反映し（図 5-8）、固定資産税は土地、家屋、償却資産と分割して他の税より細かく取り扱う。

歳入のうち、個人市民税は均等割と所得割から構成されるが、均等割は小額であると考え、説明変数には亀山市の一期前雇用者報酬を利用して推計した。

法人住民税も均等割と法人税割は亀山市の一期前企業所得から推計した。

固定資産税は、3節で言及したとおり亀山市の場合は償却資産分が多いため、土地、家屋、償却資産それぞれについて推計を行う。固定資産税（土地）は三重県の「市町民累年統計表」から亀山市の評価総地積で推計した。固定資産税（家屋）は国土交通省「建築物ストック統計調査」から住宅計と法人等非住宅計延べ床面積を合算して利用した。この統計は都道府県別の値までしか掲載されていないため、三重県の値を、三重県と亀山市の総生産の割合で按分した。さらに、「建築物ストック統計調査」の法人等非住宅計は2002年までの値しか取れないため、2003年以降は「企業の土地取得状況等に関する調査」の三重県の増減率で伸ばした。固定資産税（償却資産）は内閣府「民間固定資本ストック」から亀山市分を推計した。最初に、全国と亀山市の総所得の割合で按分した期初のストック額に、按分した新設投資額を加えたものから按分した純除却額を減じて毎年のストックを作成した。

都市計画税は、固定資産税の土地および家屋評価額が算定基礎となるが、亀山市の家屋の評価ベースは公表されていない。そこで、代替的指標として固定資産税（土地）および固定資産税（家屋）の和から推計した。なお、旧関町には、都市計画税は課されていない。

歳出のうち、普通建設事業費は、単独事業分も含めて補助事業の原資となる国庫支出金および県支出金の増減率に応じて決まると考え、国庫支出金と県支出金の和を利用した。補助費等は企業立地に対する奨励金が含まれているため、税収が増加すると原資も増加する。亀山市の税収が増加した要因は3節の結果から固定資産税の増加が大きいと考えられる。となることから、固定資産税収額を説明変数として推計した。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税から成るが、普通交付税は基準財政需要額と基準財政収入額の差として算定される。今回は構成比の高い普通交付税を地方交付税とみなして考える。市町村の場合、基準財政収入額はほぼ全ての税収に留保財源額を乗じた値で決定される。ただし、今回のモデルで取り扱っている税目のうち都市計画税は算定対象とならないため、これを除いた税収に留保財源額を乗じたものを説明変数とした。

シャープ亀山工場が稼働した2004年以降は「シャープダミー」を採用し、後

のシミュレーションで利用する。したがってこのダミーの符号はプラスが予想される。シャープダミーとは亀山工場が稼働した 2004 年以降は 1、それ以前は 0 を取るダミー変数である。

表 5-4 マクロモデルの推計結果

① 税収ブロック

被説明変数	定数項	説明変数	ダミー	シャープダミー	Adj. R ²	D. W.
ln 個人市民 税	6.100(6.944)	0.583(6.932) ln 雇用者報酬 (一期前)	0.445(4.025) Dum07,	0.413 (6.17)	0.878	1.884
ln 法人市民 税	6.816 (-1.934)	0.524(2.626) ln 企業所得 (一期前)	0.035(7.307) Dum99	0.264 (1.917)	0.631	2.036
固定資産税 (土地)	6604.1 (4.118)	0.061(2.299) 土地評価額		65.25 (1.491)	0.583	0.987
ln 固定資産 税(家屋)	10.14(59.91)	0.078(3.64) 家屋ストック		0.0235 (2.79)	0.881	1.545
ln 固定資産 税(償却資 産)	7.200(8.622)	0.257(2.302) 資本ストック	-0.110 (-4.479) D96+D97+D98	0.088 (3.58)	0.701	1.648
都市計画税	28110.1 (64.45)	0.0329(7.19) 固定資産税 (土地+家屋)		193.50 (1.41)	0.944	1.224

データは 1996-2007 年 () 内は t 値

②歳出ブロック

被説明変数	定数項	説明変数	ダミー	シャープダミー	Adj. \bar{R}^2	D. W.
人件費	6856.7 (12.03)	0.239 (3.161) 職員数	912.05 (3.879) D02+D03	863.18 (2.804)	0.906	1.227
普通建設事業費	-902.4 (-0.998)	3.399 (4.673) 国庫+県支出 金	2313.0 (3.653) D97+D98	881.65 (1.408)	0.775	1.747
補助費等	7814.8 (3.48)	0.479 (10.63) 固定資産税 収		193.50 (1.414)	0.942	1.224

データは 1996-2007 年 () 内は t 値

③交付税ブロック

	定数項	説明変数	シャープダミー	Adj. \bar{R}^2	D. W.
基準財政収入額	1637441 (4.653)	87.108 (4.058) 都市計画税を除く税収* 留保財源率	118264.0 (4.227)	0.866	3.531
基準財政需要額	-3839274 (-12.99)	82.568 (4.527) 人口	-16326.7 (-0.347)	0.948	2.232

データは 1996-2007 年 () 内は t 値

4. 2 シミュレーションでの想定

この推計式を用いて、亀山市の財政についてシミュレーションを行う。シミュレーションには 1996 年から 2007 年までのデータで推計した関数を利用して

いる。そこへ、2004年から2007年までは内挿シミュレーション、2008年から2010年までは外挿シミュレーションを行った。外生変数の設定は表5-5のとおりである。

歳入のうち、個人市民税についてはシャープが進出しなかった場合、三重県平均の成長率を与えて推計した。なお、個人市民税については、三位一体改革の影響を考慮することが必要である。三位一体改革による税源移譲は、2007年以降に国の所得税収の一部を個人住民税に振り替えて実施されている²¹。したがって、2007年以降の制度改革による増収が含まれている額を亀山市議会資料等を利用して除いた。2009年、2010年の値はそれぞれ予算額を利用した。

法人住民税は個人住民税と同様、シャープが進出しなかった場合、三重県平均の成長率を与えて推計した。2009年、2010年の値はそれぞれ予算額を利用した。

固定資産税は土地、家屋、償却資産それぞれについて異なる前提を置いた。土地については、武者（2010）におけるシャープダミーのパラメーターを利用し、被説明変数である亀山市地価との比率を求めて、本稿の土地評価額のパラメーターから減じた。なお、シャープダミーとは亀山工場が稼働した2004年以降は1、それ以前は0を取るダミー変数であり、パラメーターはシャープの進出効果と考えられ、武者（2010）では0.017と推計されている。家屋、償却資産については個人住民税と同様とした。2009年、2010年の値はそれぞれ予算額を利用した。

都市計画税については、個人住民税と同様に三重県平均の成長率を与えて推計した。2009年、2010年の値はそれぞれ予算額を利用した。

歳出のうち、シャープ等の企業進出に伴って増加した項目は、インフラ整備に伴う普通建設事業費と、奨励金支出に伴う補助費等と考え、この2項目についてシミュレーションを行う。

普通建設事業費は、国庫支出金は地方財政計画の国庫支出金の伸び率、県支出金は三重県の国庫支出金に依存すると考え、これを与えて推計した。補助費等は固定資産税収の伸び率をそのまま使用した。

²¹ 2007年度分の個人住民税から、個人住民税所得割が一律10%に変更された。内訳は都道府県4%、市区町村6%である。

表 5-5 シミュレーションでの外生変数の想定

データ	出所および 2004-2007 年度の設定	2008-2010 年度の設定(外挿)
雇用者報酬	三重県「県民経済計算」の伸び率	2008、2009 は「国民経済計算」の GDP 伸び率、2010 は政府見通しの GDP
企業所得	三重県「県民経済計算」の伸び率	2008、2009 は「国民経済計算」の GDP 伸び率、2010 は政府見通しの GDP
土地評価額	武者（2010）のシャープダミーと被説明変数（地価）の比率を利用	2007 年の値で固定
家屋ストック	2003 年の亀山市と三重県の GDP 比率でストックの分割比率を固定し伸ばす	2003 年の亀山市と三重県の比率でストックの分割比率を固定
資本ストック	2003 年の亀山市と三重県の比率でストックの分割比率を固定し伸ばす	2003 年の亀山市と三重県の比率でストックの分割比率を固定
国庫支出金	総務省「地方財政計画」の国庫支出金の伸び率	総務省「地方財政計画」の国庫支出金の伸び率
県支出金	三重県の国庫支出金の伸び率	総務省「地方財政計画」の国庫支出金の伸び率
職員数	亀山市人口の伸び率	2008、2009 は亀山市人口、2010 は社会保障・人口問題研究所の推計人口

以上の前提で行ったシミュレーション結果を、亀山市と関町の合併が起こったか、および亀山市でシャープの液晶パネル工場が稼働したかどうかの基準で分類して示した（図 5-14 から図 5-19）。

本稿ではシャープが稼働し始め、かつ関町との合併が実施された 2004 年度を境に、亀山市の税収ないし歳出項目について(a)から(e)の 5 種類にパターンを分けた。(a)は合併前の亀山市と関市の歳入を単純合算したものである。(b)は合併していない亀山市の状況である。(c)は合併後の亀山市の数値であり、2004

年以降は亀山市として公表されているものである。(d)は合併したものの、企業進出はなかった場合である。(e)は合併はせずに企業進出も起こらなかった場合である。したがって、本稿で比較の対象とするのは、(c)と(d)の差額となる。

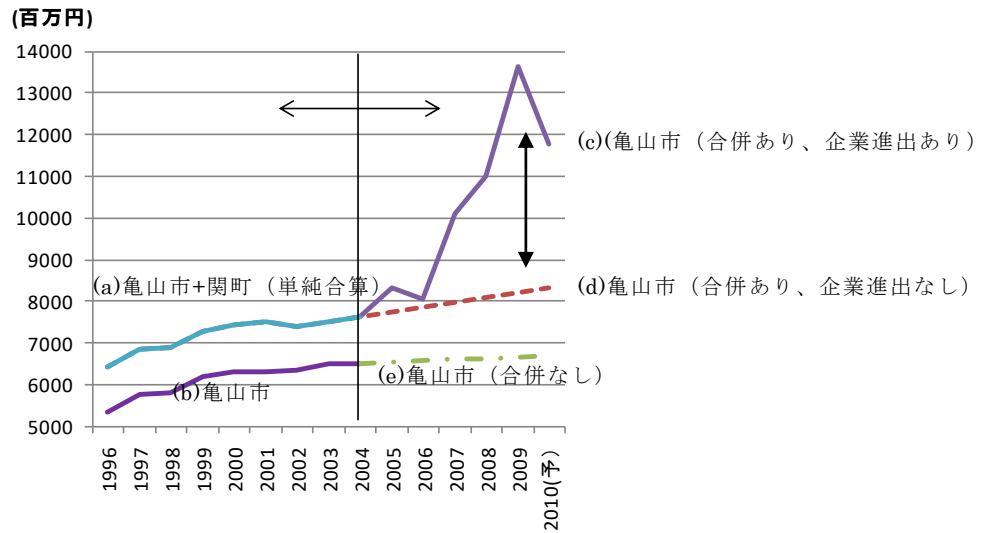


図 5-14 亀山市の地方税収のシミュレーション

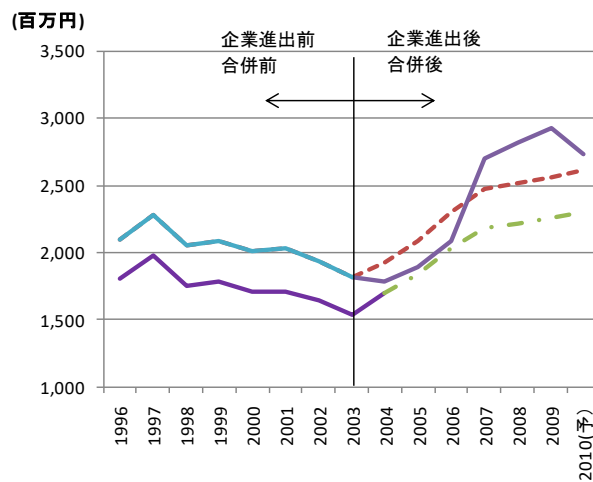


図 5-15 亀山市の個人市民税のシミュレーション

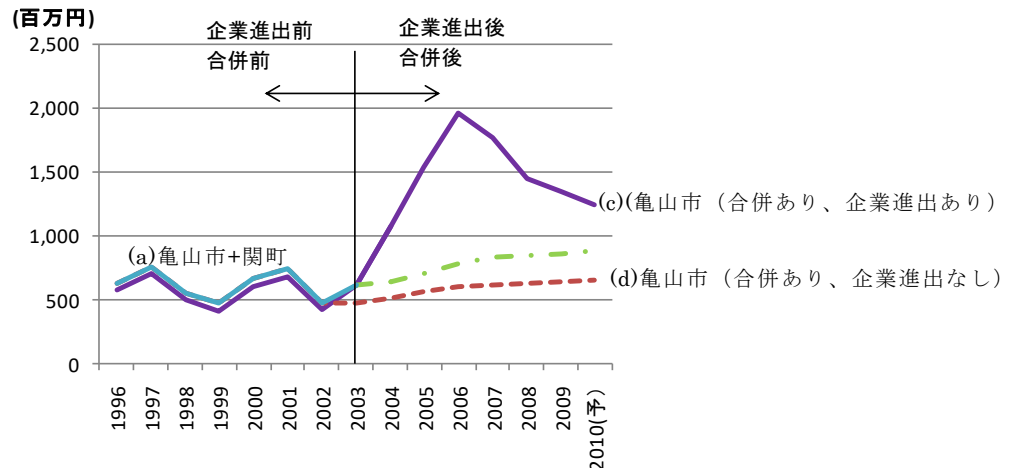


図 5-16 亀山市の法人市民税のシミュレーション

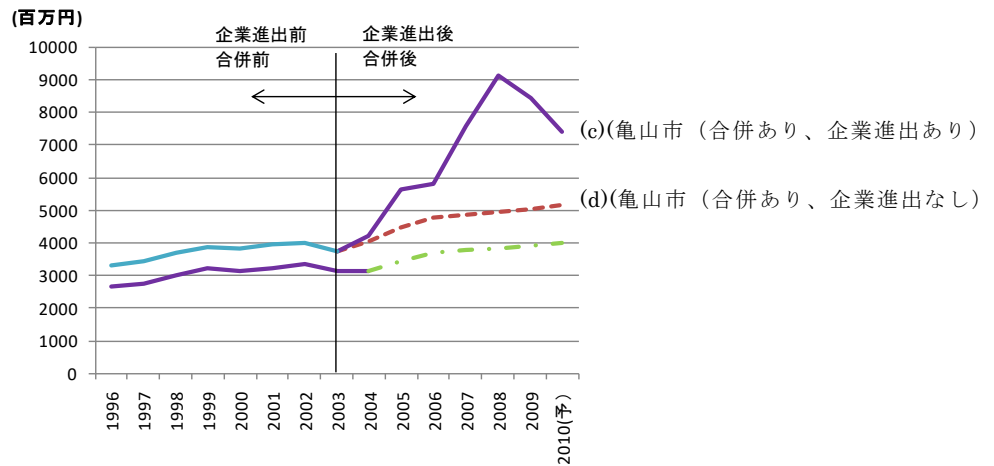


図 5-17 亀山市の固定資産税のシミュレーション

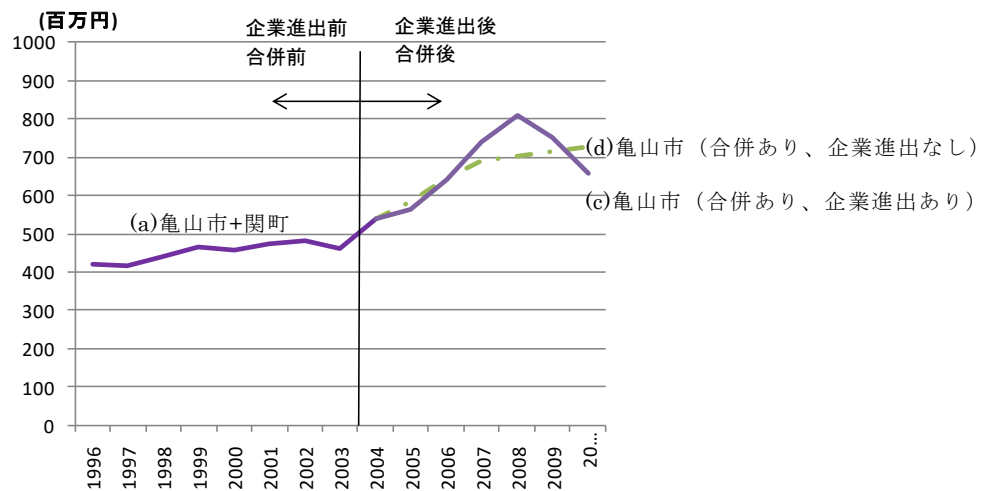


図 5-18 亀山市の都市計画税のシミュレーション

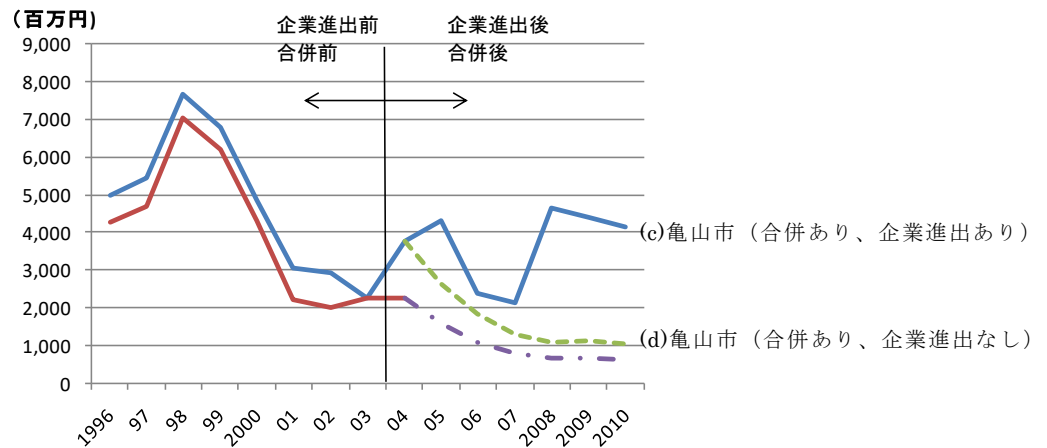


図 5-19 亀山市の普通建設事業費のシミュレーション

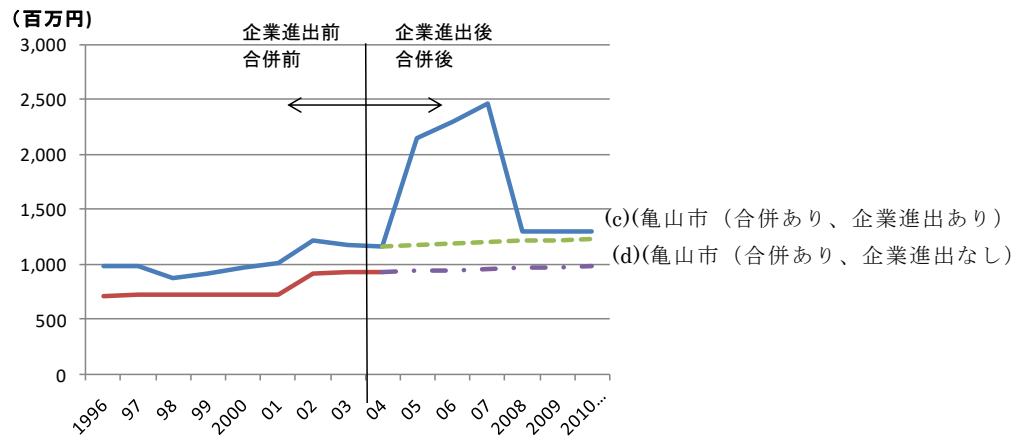


図 5-20 補助費等のシミュレーション

以上の収支を 2004 年度から 2007 年度まで累計して合算した結果が表 5-6 である。「企業進出なし」の列は今回シミュレーションで推計した部分である。「企業進出あり」は実際に亀山市の決算書ないし亀山工場関連の予算書に数字が記載されているものである。この差額がその項目の増減要因となる。

歳入項目をみると、個人市民税は企業進出がなかった場合は 102.7 億円、企業進出があった場合は 119.9 億円となるので、7 年間の差額は 17.2 億円になる。以下、法人市民税の差額は 30.8 億円、固定資産税の差額は 69.3 億円、都市計画税の差額は 4.4 億円となる。ここでもシャープ進出後に税収に占める割合が上昇した固定資産税の増収分が大きい。

一方、歳出項目は推計上マイナス要因となるため、項目名の前に（－）を付けている。まず普通建設事業費をみると、企業進出がなかった場合に 102.4 億

円、企業進出があった場合に 155.1 億円となり、企業進出があったときとなかったときの支出額の差の 7 年間の累積は 52.7 億円となる。同様に、地域住民の社会活動等への交付金を含む補助費等は 33.3 億円となった。

その結果、税収増からくる歳入増加要因の累計は 134.9 億円、歳出増加要因の累計は 90.9 億円となり、その差をとると 44.0 億円となった。この数字がすなわち、シャープとその関連企業の進出による効果と考えられる。黒字になったということは、シャープとその関連企業の立地は亀山市にとっては、ネットでみてもプラスの影響をもたらしたとみなすことができる。

表 5-6 シミュレーションの増減額（2004-2010 年の増減額の累計）

	企業進出なし	企業進出あり	増減額
個人市民税	102.7 億円	119.9 億円	+17.2 億円
法人市民税	392.3 億円	422.1 億円	+30.8 億円
固定資産税	516.4 億円	585.7 億円	+69.3 億円
都市計画税	24.6 億円	43.2 億円	+18.6 億円
税収累計 (A)	1036.0 億円	1170.9 億円	+134.9 億円
(-) 普通建設事業費	102.4 億円	155.1 億円	+52.7 億円
(-) 補助費等	81.5 億円	119.7 億円	+38.2 億円
歳出累計 (B)	183.9 億円	274.8 億円	+90.9 億円
収支 (A) - (B)	852.1 億円	896.1 億円	+44.0 億円

5. むすび

本稿では、シャープの液晶パネル工場の誘致に成功した亀山市をとりあげ、ヒアリングを行ったうえで、工場立地とそれに伴う社会資本整備が亀山市および周辺地域にどの程度の影響を与えているかを計測した。ここからは、シャープと関連企業の進出による亀山市経済への影響は、プラスであることが分かった。自治体の企業誘致政策の評価は、主に税収の増加からなされてきたが、本

稿では歳出の増加も考慮したネットでの評価方法を提示したことが貢献である。企業誘致政策に取り組む自治体は増加していること、また自治体の透明性が重視されるようになっていくことを勘案すると、本稿のような評価手法を確立していくことは必要性が高いと言えよう。

しかし、亀山市の場合においては今後、追加的な設備投資が行われないと固定資産税収が減収する一方、追加したインフラの維持費用が必要となると予想される。加えて、2008年に起こった世界金融危機による需要減で亀山工場等の生産が減少し、個人市民税および法人市民税が減少している。歳入が減少する中、歳出が一方的に膨張する状態が恒常的に続くと、財政収支が悪化するおそれがある。したがって、大規模工場の進出により短期的に税収が増加したとしても、中長期的には歳出を増加させることなく財政収支の黒字化に努めることが必要である。

最後に、本稿の課題と今後の発展について触れておこう。

本稿では亀山市のインフラ整備のための設備投資は歳出増加要因としてのみ取り扱っているにすぎない。本来、インフラの増加は地域住民の厚生増加に寄与するが、今回は考慮していない。道路等のインフラは亀山市民だけでなく、周辺自治体の住民へもスピルオーバーが生じている可能性がある。亀山市およびその近辺の住民の厚生関数等を推計し、分析に反映することがのぞましい。

また、今回の企業誘致政策の結果、亀山市には新型の薄型パネル工場が立地したが、その反面、以前から稼動していた三重県内の多気工場は生産規模を縮小した。多気市は工場の縮小に伴い、税収等にマイナスの影響を受けているはずであるが、本稿では考慮していない。

ここでは地方自治体の財政の一部の項目しか取り扱っていないが、本来なら多くの項目が存在する。特に、公債費をモデルに組み込むことは早めに必要である。

本稿では、先行する亀山市の事例を利用したが、企業誘致政策は全国の自治体が行っている。今後は分析の対象を広げ、さらに一般化された結論を導くことも必要である。亀山市の事例が偶然成功しただけなのか、企業誘致に成功した自治体に共通点はあるのかどうかを探ることが必要である。例えば、同時期に大規模な工場が立地した尼崎市などの事例と比較する必要がある。グロ

ーバル化が進展する中、自治体の企業誘致政策は国内他地域との競争だけでなく、海外と競争せざるを得ない。その中で、企業誘致政策の影響についてより普遍的な判断材料を提供することの必要性は高まると考えられる。

参考文献

- 赤井伸郎 (2003) 「設備投資行動と法人税効果：展望-実証分析手法のサーベイ-」『経済活力と税制』金融調査研究会報告書 31 号.
- 赤井伸郎・大竹文雄 (1995) 「地域間環境格差の実証分析」『日本経済研究』 No. 30 pp. 94-137. 廣瀬信己 (2008) 「企業立地と地域経済の活性化 -大阪府、福岡県の取組みを中心に-」『レファレンス』 2008. 8 号 pp. 53-72.
- 入江啓彰 (2003) 「地域計量モデルによる大阪府の財政分析」『関西学院経済学研究』 第 34 号.
- 大阪自治体問題研究所・堺市企業立地とまちづくり研究会編 (2008) 「地方自治体と企業誘致 -大阪・堺市のシャープ誘致にみる問題点の分析と提言-」.
- 岡崎ゆう子・松浦克己 (2000) 「社会資本投資、環境要因と地価関数のヘドニックアプローチ：横浜市におけるパネル分析」『会計検査研究』 No. 22 pp. 47-62.
- 各務和彦・福重元嗣 (2004) 「関西における集積の経済と工場三法」, 『地域学研究』, 第 34 卷 第 3 号, pp. 251-260
- 児玉克哉 (2007) 「シャープ亀山工場の誘致とまちづくり -地域活性化への起爆剤となるか-」 NIRA Case Study Series No. 2007-06-AA-4.
- 鈴木将覚 (2007) 「法人税率引き下げが経済に与える影響」みずほ総研論集 2007 号.
- 杉並区減税自治体構想研究会 (2009) 「杉並区減税自治体構想報告書」.
- 只友景士 (2010) 「企業立地の動向と自治体の企業誘致政策を考える」『暮らしと自治・京都』 No. 359 京都自治体問題研究所.
- 田近栄治・油井雄二 (1998) 「法人税負担の日米比較 -資本コストと限界実効税率による分析-」『フィナンシャル・レビュー』 第 45 号 pp. 147-173.
- 中井英雄 (1988) 「現代財政負担の数量分析」有斐閣.
- 中塚賢 (2004) 「アメリカ州税と海外直接投資：日本企業のアメリカ州間投資先選択に与える税の影響」『関西学院大学経済学研究』 第 35 号 pp. 107-123.
- 西川雅史 (2009) 「原子力発電所の立地場所の選定」『青山経済論集』 第 60 卷 4 号 pp. 27-54.
- 西川雅史 (2000) 「原子力発電所の建設と地方財政」『公共選択の研究』 第 34 号 pp. 72-83.

- 21 世紀政策研究所 (2004) 「企業誘致に向けた地方自治体の取り組み」.
- 橋本徹・牛嶋正・林宜嗣・中井英雄・今枝恒雄・前田高志 (1980) 「泉北ニュータウン並びに臨海工業地帯造成が地元財政に及ぼした影響に関する調査報告書」財団法人地方行政総合研究センター.
- 長谷川貴陽史・谷下雅義・清水千弘 () 「ヘドニック分析とその応用に関する考察-大都市圏における宅地売買データを素材として-」 土地総合研究所.
- 林正義 (2003) 「社会資本と地方公共サービス-資本化仮説による地域別社会資本水準の評価-」
『経済分析』 171 号 pp. 30-43.
- 肥田野登 (1997) 「環境と社会資本の経済評価」 勁草書房.
- 本間正明・跡田直澄・林文夫・秦 邦昭 (1984) 「設備投資と企業税制」 経済研究所研究シリーズ第 41 号.
- 前川聡子 (2005) 「企業の投資行動と法人課税の経済分析」 関西大学出版部.
- 前川聡子・真鍋雅史 (2008) 「法人課税と設備投資」 KISER Discussion Paper No. 13
- 三重銀総研 (2003) 「三重県の産業集積と地域活性化-液晶関連企業の集積と県内経済発展の可能性-」 みえぎん調査レポート No. 31.
- 武者加苗 (2008) 「関西地域における投資の影響 -関西地域間産業連関表による計測-」 『関西学院大学経済学研究』 第 39 号 pp. 123-147.
- 武者加苗 (2010) 「企業誘致政策が地域経済に与える影響」 『青山学院大学ワーキングペーパーシリーズ』 2010-12. .
- 山本栄一 (2009) 「『むらの魅力』の経済学-北海道の代表的風景・中札内村の研究」 日本評論社.
- 山下耕治 (2001) 「地方政府の課税インセンティブ-超過課税に関する実証分析」 『日本経済研究』 43 号 pp. 155-169.
- 李聖華 (2003) 「対中直接投資の立地選択要因: パネルデータ分析」 『東京経大会誌』 第 253 号 pp. 37-57.
- Rosen S. (1974) “Hedonic Price and Implicit Markets; Product differentiation in Pure Competition” *Journal of Political economy*, Vol. 82

付表 変数リストとデータの出所

	変数名	出所	発行元
APPR	国庫・県支出金	市町村別決算状況調べ	総務省
ARBP	都市計画税	市町村別決算状況調べ	総務省
AREA	総地積	三重県市町累年結果	三重県
BOND	地方債	市町村別決算状況調べ	総務省
CONST	普通建設事業費	市町村別決算状況調べ	総務省
EXPE	歳出総額	市町村別決算状況調べ	総務省
EXPOH	その他歳出	市町村別決算状況調べ	総務省
FEA	補助費等	市町村別決算状況調べ	総務省
JGDP	国内総生産	国民経済計算年報	内閣府
GDP	市内総生産	平成19年度三重県の市町民経済計算	三重県
GR	留保財源率	地方交付税法	総務省
KBOND	期末地方債残高	市町村別決算状況調べ	総務省
KPF	民間企業資本ストック	国民経済計算年報より推計	内閣府
KPH	住宅資本ストック	建築物ストック統計調査より推計	国土交通省
LABC	人件費	市町村別決算状況調べ	総務省
LGT	地方交付税	市町村別決算状況調べ	総務省
LSD	基準財政需要額	市町村別決算状況調べ	総務省
LSR	基準財政収入額	市町村別決算状況調べ	総務省
POP	総人口	平成19年度三重県の市町民経済計算	三重県
REVE	歳入総額	市町村別決算状況調べ	総務省
REVOH	その他歳入	市町村別決算状況調べ	総務省
STAFF	職員数	市町村別決算状況調べ	総務省
TAXA	税収総額	市町村別決算状況調べ	総務省
TAXCC	法人市町民税	市町村別決算状況調べ	総務省
TAXCI	市町民税	市町村別決算状況調べ	総務省
TAXOH	その他税収	市町村別決算状況調べ	総務省
TAXP	固定資産税	市町村別決算状況調べ	総務省
TAXPA	固定資産税(土地)	市町村別決算状況調べ	総務省
TAXPC	個人市町民税	市町村別決算状況調べ	総務省
TAXPH	固定資産税(家屋)	市町村別決算状況調べ	総務省
TAXPP	固定資産税(償却資産)	市町村別決算状況調べ	総務省
YECV	企業所得	平成19年度三重県の市町民経済計算	三重県
YWTD	雇用者報酬	平成19年度三重県の市町民経済計算	三重県

第6章 固定資産税の改革について

鈴木 善充

1. はじめに

固定資産税は、市町村税収の基幹税であり²²⁾、また応益性、負担分任、普遍性など地方税固有の原則に合致する税と見なされてきた。これらの点について政府税制調査会は、「固定資産税は、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りも小さく市町村税としてふさわしい基幹税目であり、今後も本税の安定的な確保が重要である。」とされ²³⁾、基幹税としての期待が表明されている。

政府税調での固定資産税の課題は、「地価公示価格の7割を目途とした評価水準については、全国的な評価の均衡化、適正化の観点からこれを維持することが適当である。負担水準の均衡化については平成9年度以降ある程度進展しつつあるが、依然として地域や土地によって相当のばらつきが残っており、今後、評価替えの動向、負担水準の状況や市町村財政の状況等を踏まえ、負担の均衡化・適正化を更に一層促進する措置を採る必要がある。」としており²⁴⁾、主として固定資産税の評価水準にのみ関心が寄せられている。

たしかにバブル経済崩壊以降、地価の大幅な下落とともに複雑な負担調整が行われたこともあり、評価水準に関心が高いことは理解できる。しかし、固定資産税のあり方を考えていく上では、固定資産税が有する地方税原則に即した分析が欠かせない。すなわち、応益性、普遍性といった地方税原則と租税そのものの根本原則である租税原則としての公平性、効率性、簡素性を満たしているを検証することである。

本稿では、固定資産税が租税原則および地方税固有の租税原則を本当に満た

22)2008年度（平成20年度）決算において、固定資産税収は市町村税収の40.6%を占めている。

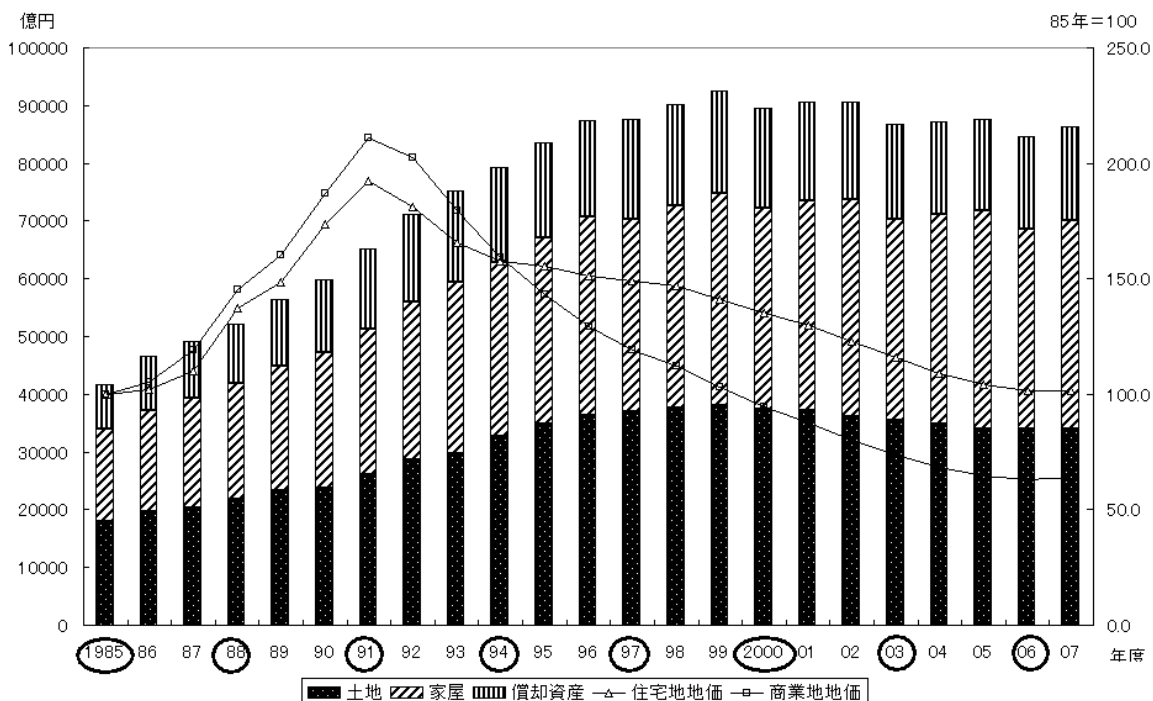
23)政府税制調査会（2005）p.3、21行目から引用。

24)政府税制調査会（2005）p.3、24行目から引用。

しているのかを検証し、固定資産税の改革の方向性を探ることを目的としたい。

2. 固定資産税の現状と課題

2. 1 固定資産税の現状

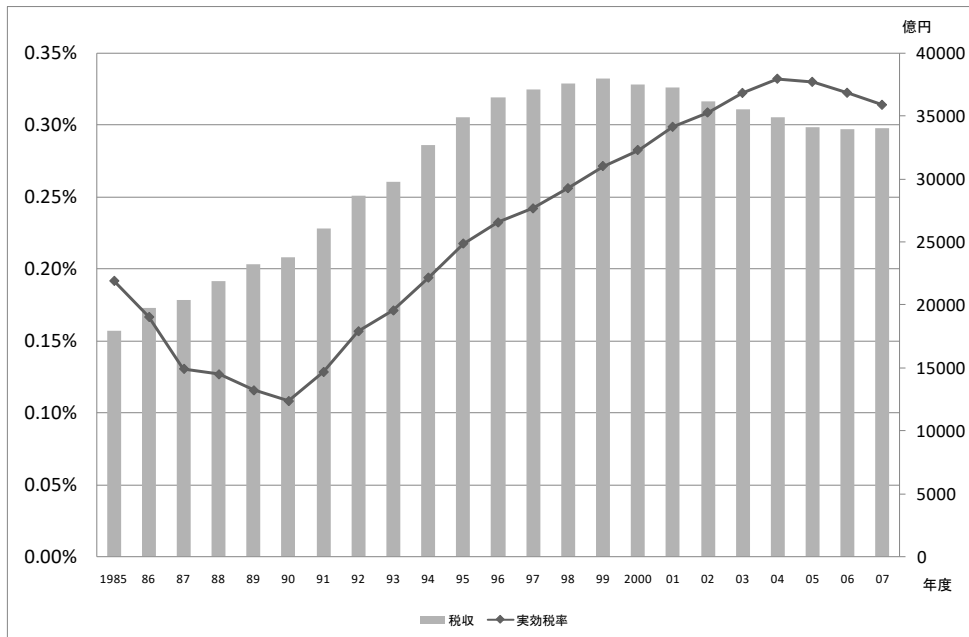


注：○印は評価替えが実施された年

出所：『財政金融統計月報（租税特集）』（財務省）各年版および、『地価公示（平成 22 年度）』（国土交通省）より作成。

図 6-1 固定資産税収の推移

図 6-1 は固定資産税収と 1985 年時点を基準値 100 として住宅地と商業地の地価の推移を表している。住宅地と商業地の地価がバブル崩壊年である 1991 年がピークとなっている一方、固定資産税収は 1999 年がピークとなっている。商業地地価は 1991 年のピークから最新年度である 2007 年まで断続的に下がり続け、初期段階の 1985 年時点よりも下がっている。住宅地地価には、商業地よりも下落の度合いは緩いが、2007 年時点では 1985 年時点と同程度にまで下がっている。固定資産税の課税ベースは固定資産価格であるが、バブル崩壊以降では税収と課税ベースが連動しないようになっている。

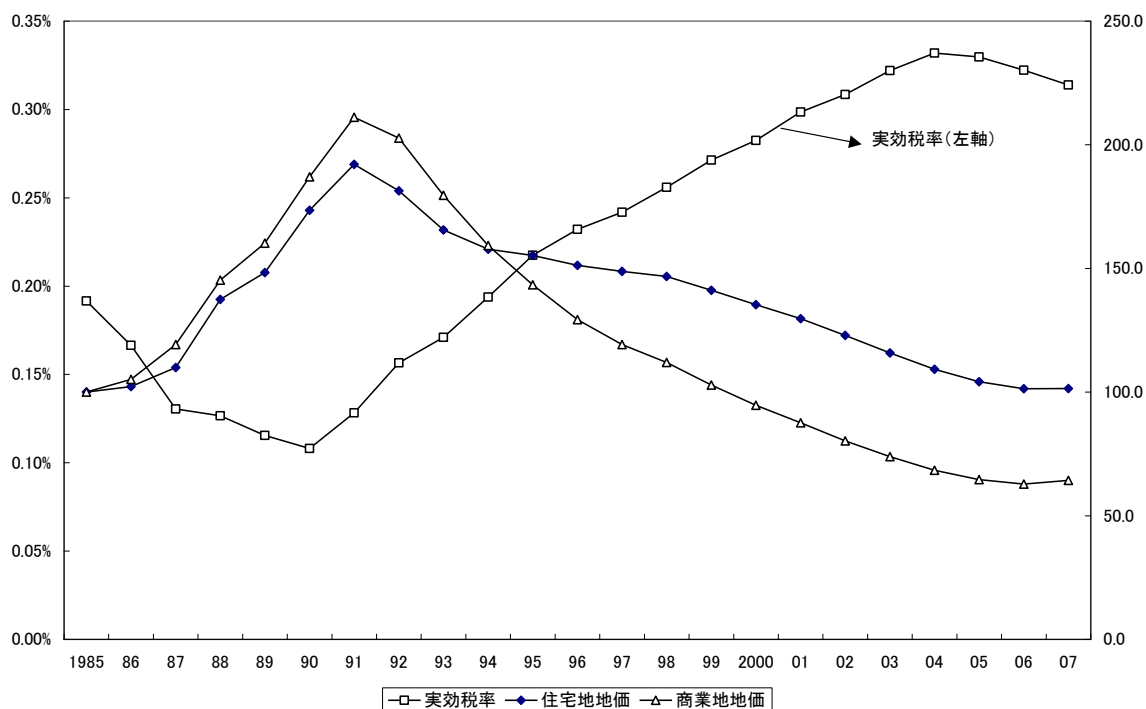


出所：内閣府『国民経済計算年報』,財務省『財政金融統計月報（租税特集）』より作成。

図 6-2 固定資産税（土地）の税収と実効税率の推移

図 6-2 は、固定資産税（土地）の税収と実効税率の推移を描いたものである。実効税率は、『平成 20 年度国民経済計算（93SNA）』における「第 2 部ストック編, 4. 参考表一（3）土地の資産額の都道府県別内訳（民有地）」の合計額で固定資産税収（土地）を割ることで推計した。固定資産税の税収は、財務省『財政金融統計月報（租税特集）』の計算額を使用した。図 6-2 によると、1986 年から 1990 年にかけて実効税率が大きく低下しているにもかかわらず、税収が伸びるといふ税収と実効税率の不連動が起きている。これは、バブル経済期間中の地価高騰期間に固定資産税の負担調整がおこなわれていたためである²⁵⁾。これを確かめるために地価と実効税率の関係をみたものが図 6-3 である。

25) 負担調整措置の詳細については後述する。



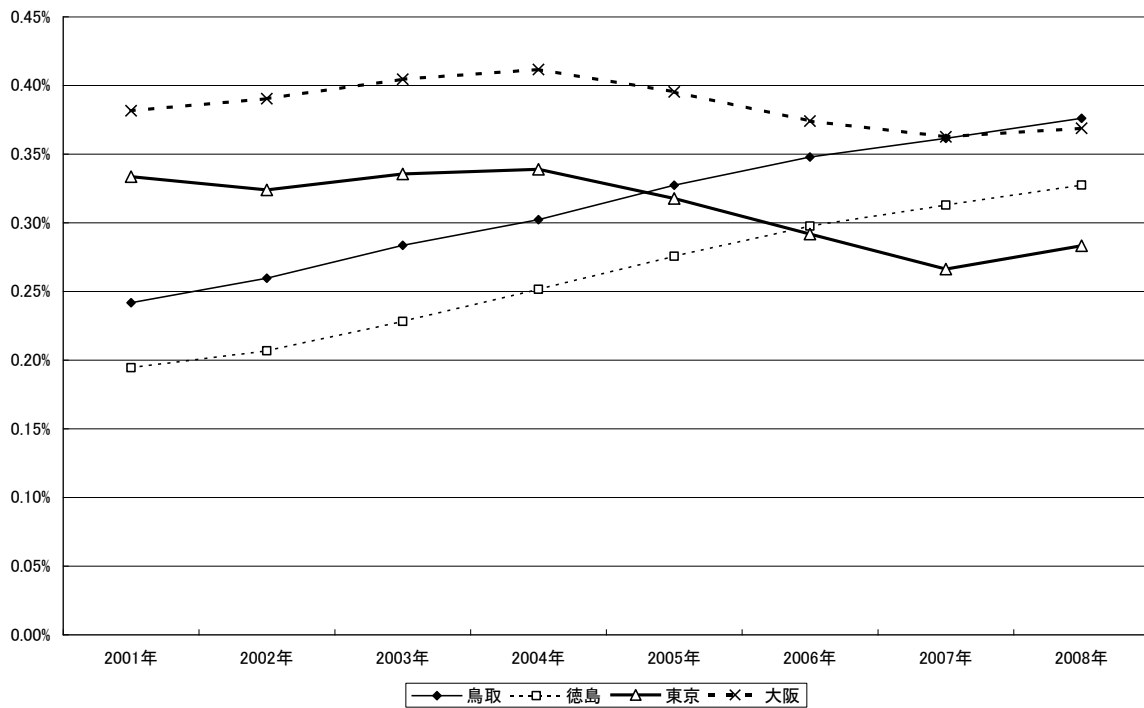
出所：内閣府『国民経済計算年報』，財務省『財政金融統計月報（租税特集）』および国土交通省『地価公示』より作成。

図 6-3 地価と実効税率

図 6-3 によると、1985 年から 1990 年まで地価が急上昇し、実効税率は急下落している。実効税率は分子に税収を、分母に地価をとっているために地価が上昇すると、何らかの措置がない限り、実効税率は下がることになる。1991 年には地価は上昇しているにも関わらず、実効税率は下がっている。これは 1991 年に負担調整措置がなされたためである。地価は 1990 年をピークとして急激に下がっている。住宅地地価は 2007 年時点で 1985 年の価格に戻っている。この地価の減少に応じて実効税率は大きく上昇している。図 6-2 にあるように固定資産税収（土地）は 1999 年がピークであるが、実効税率は 2005 年がピークになっている。適切な税率が設定されていないことを示唆している。

バブル景気における地価高騰は東京圏や大阪圏といった大都市圏に見られた現象である。実効税率の基となる固定資産税の税率は基本的に地域間に差がない。したがって地域間によって地価の上昇額に差があれば、実効税率にも差

がでてくることになる。地域別に固定資産税の実効税率と地価の関係をみたものが図 6-4 である。期間としては、過去 8 年間を取っている。この期間中は地価が減少している。この図では、対象期間中に実効税率が最も下がった東京都、大阪府と逆に最も上昇した鳥取県、徳島県のみを取り出して描いている。



出所：総務省『地方税に関する参考係数資料』、内閣府『国民経済計算』より作成

図 6-4 地域別の固定資産税の実効税率の推移

図 6-4 によると、鳥取県と徳島県の実効税率は 2001 年から 2008 年にかけて断続的に上昇している。鳥取県はこの期間中に 0.24%から 0.38%に、徳島県は 0.19%から 0.33%に上昇している。2001 年と 2008 年を比較して実効税率が下落しているのは東京都、大阪府、香川県である。東京都と大阪府は小泉政権と安倍政権における景気拡大期といえる 2004 年から 2007 年にかけて実効税率が下がっている。東京都は 2004 年から 2007 年にかけて実効税率が 0.34%から 0.27%へと 0.07%p 下がっている。大阪府は同時期に 0.41%から 0.36%へと 0.05%p 下がっている。しかし 2008 年の日本経済の急激な悪化にともなって実効税率は上昇している。東京都と大阪府はともに 0.01%p 上昇している。日本経済の低

迷ともなっていて実効税率が固定資産税の実効税率はほぼすべての地域において上昇していることから地域間における実効税率の格差は縮小しているものと予想される。

2. 2 固定資産税の仕組み

前述したように固定資産税の税収額と地価とはかならずしも連動していない。その連動を断ち切っているのが固定資産税の負担調整措置である。負担調整措置は、地価高騰期に固定資産税負担の急増をさけるために設けられた措置である。ここでは、固定資産税の負担調整措置について詳しく説明しよう。

表 6-1、表 6-2 は、1973 年度から 2004 年度にかけての固定資産税の沿革をまとめたものだ。固定資産税の税率は、標準税率が 1.4% で固定されたままであることがわかる²⁶⁾。1973 年度には宅地について負担調整措置が設けられた。具体的には、住宅用地の課税標準を価格の 2 分の 1 にする特例が設定され、税負担激増への措置をしながら 1975 年度から評価額を基礎として課税する措置を講じることになった。つまり、3 年おきに実施されている固定資産税の評価替えの際に、固定資産税の税負担が急増することを回避してきたことになる。1982 年度には、負担調整措置はこれまでと同様であるが、宅地については、負担上昇率 1.3 倍超から 1.5 倍以下、1.7 倍超から 1.9 倍以下について新たな負担調整率が設定されることになった。農地については、負担調整措置はこれまでと同様であるが、負担上昇率 1.3 倍超から 1.5 倍以下のものについて新たな負担調整率が設定される措置が講じられた。1988 年度には、宅地に対して上昇率 1.15 倍以下について、また農地に対して上昇率 1.075 倍以下について新たな負担調整率が設定されるようになった。1991 年度には、宅地における住宅用地以外で法人が所有しているものに対して 1991 年度から 1993 年度までの新たな負担調整措置が設定され、また免税点が土地は 15 万円から 30 万円に、家屋

26) 固定資産税の税率は、2004 年の税制改正で制限税率が廃止されたため、市町村毎に税率を引き上げることも可能だが、実際に引き上げられている事例はほとんどない。夕張、赤池など財政破綻した市町村の数字を調べる。夕張市は財政再建団体になった後で 2009 年度に固定資産税率を 1.4% から 1.45% に引上げている。

は 8 万円から 20 万円に、償却資産は 100 万円から 150 万円に上げられた。

1994 年度は大きな改正がなされた年である。この年には、評価方法が地価公示価格あるいは不動産鑑定士評価額の 7 割化がなされ、住宅土地に係る課税標準の特例を 1/2 から 1/3 へ、小規模住宅用地に係る課税標準の特例を 1/4 から 1/6 へと大きく変更されることになった。またこの年においても宅地において住宅用地に係る課税標準への特例措置が拡充されている。1996 年度には、住宅等に係る新たな負担調整率が設定され、農地では負担調整率の上限が新たに設定されることになった。1997 年度には、地価の急激な下落に対応するために、宅地と農地に対して調整措置が講じられるようになった。2000 年度には商業地において改正がなされ、負担水準の上限を 80%から 2000 年度、2001 年度は 75%、2002 年度は 70%に段階的引下げが実施された。2003 年度には、農地において改正がなされ、一般市街化区域農地の課税標準額の上限を評価額の 3 分の 1 とすることになった。2004 年度には、商業地に対して改正がなされ、負担水準の上限を 70%の場合に算定される税額から地方条例によって 60%から 70%の範囲に減額可能となった。

表 6-1 固定資産税の沿革 (1)

	1973年度	1982年度	1985年度	1988年度	1991年度	1994年度
税率	標準税率 1.4%	同左	同左	同左	同左	同左
	制限税率 2.1%	同左	同左	同左	同左	同左
宅地	住宅用地の課税標準を価格の2分の1にする特例の設定。税負担増への措置をしながら1973年度から新制度を産産として課税する措置を講じたことになった。	負担調整措置はこれまでと同様。上昇率1.3倍超から1.5倍以下、1.7倍超から1.9倍以下について新たな負担調整率が設定される。		上昇率1.15倍以下について、新たな負担調整率が設定される。	住宅用地以外の宅地で法人が所有しているものに対して91年度から93年度までの新たな負担調整措置が設定される。	住宅用地に係る課税標準の特例措置拡充。94年度から96年度までの評価の上昇率が高い宅地に対する暫定的課税標準適用。94年度から96年度までよりなだらかな負担調整措置が講じられる。
農地		負担調整措置はこれまでと同様。上昇率1.3倍超から1.5倍以下のものについて新たな負担調整率		上昇率1.075倍以下について新たな負担調整率が設定される。		
商業地						
その他	A農地とB農地についての課税適正化への措置が講じられるようになった。	C農地について宅地等と同様の負担調整措置がされるようになった。	D農地について新たに既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置がされるようになった。	既適用市街化区域農地、一定の新適用市街化区域農地についても同様の負担調整措置がされるようになった。		特定市街化区域農地については94年度から96年度までの課税標準を価格の3分の1の額にするようになった。家屋については、耐用年数基準51年、非木造住宅やパトに係る初期減価引下げ、在来分家屋に係る3%減価措置が実施さ
免税点	土地: 15万円 家屋: 8万円 償却資産: 100万円	同左	同左	同左	土地: 30万円 家屋: 20万円 償却資産: 150万円	同左

出所：総務省『地方税に関する参考計数資料（平成 22 年度）』より作成

表 6-2 固定資産税の沿革 (2)

	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	2000年度	2003年度	2004年度
税率	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
宅地	同左	同左 住宅等に係る負担調整率として新たに0.02%を設定、既存の負担調整率を1段階引下げが実施。	同左 負担調整率の区分に際して税額の増量、ならかな税負担となるような調整措置、地価急落に対応した税額増量の調整措置を講じたこととなった。	同左	同左	同左	廃止
農地		農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が実施。	負担調整率の区分に際して税額の増量、ならかな税負担となるような調整措置、市街化区域農地の地価急落に対応した税額増量の調整措置を講じたこととなった。			一般市街化区域農地の課税標準額の上限を評価額の3分の1とすることになった。	
商業地					負担調整率の上限を80%から200年度、2001年度は70%、2002年度は70%に段階的引下げが実施。		負担調整率の上限を70%の範囲に算定される税額から地方条例によって60%から70%の範囲に減額可能となった。
その他	地価下落への対応のため、各種負担調整措置を97年度まで評価の上昇率にひいた課税標準の特例措置の実施。			1.7%を超える税率を適用する場合に自治体への届出が廃止。市町村議会での納税義務者の意見を聴くことで条例化することになった。	急激な地価下落に対して税額増量廃止し、対象となる価格下落率を8%以上から12%以上とすることになった。	急激な地価下落に対しての税額増量廃止。対象となる地価下落率を過去3年度間15%以上とすることになった。	
免税点	土地：30万円 家屋：20万円 償却資産：150万円	同左	同左	同左	同左	同左	同左

出所：総務省『地方税に関する参考計数資料（平成22年度）』より作成

この固定資産税の負担調整措置は、固定資産税の税負担の上昇と地価の上昇との間にタイムラグを生じさせることになる。そのため、地価が減少すると過去に負担調整措置によって引き上げられなかった評価額が遅れて、引き上げられることとなる。このため図 6-1 でみたように地価が下落しているにもかかわらず、固定資産税税収が増加する期間が発生してしまうわけだ。

2. 3 固定資産税改革の課題：既存研究のサーベイ

表 6-3 固定資産税改革の既存研究

公平	中井（1990）、本間・中井・斉藤（1990）、林宏昭（1995）
効率	金本（1982）、岩田他（1993）、井堀（2003）、壁谷・伊多波（2009）
簡素	田中（1998）、林宜嗣（2004）、前田（2001）
応益性	下山（2003）、林宜嗣（2004）、宮崎・佐藤（2008）
普遍性	小野・清水（1999）、前田（2002）、高林（2005a）（2005b）
安定性と伸張性	下山（2003）

それでは、固定資産税改革の課題を既存研究を参考にしながらまとめてみよう。表 6-3 は、固定資産税改革の既存研究を租税原則毎に整理したものだ²⁷⁾。

27) 地方税固有の原則である「負担分任」の観点から固定資産税について検討した既存研究は見当たらない。

固定資産税の公平性についての研究には、中井(1990)、本間・中井・齊藤(1990)、林宏昭(1995)、林宜嗣(2004)などの研究が存在する。固定資産税には、地域毎に実効税率の格差が存在すると言われてきた。固定資産税の税率は、1.4%で同一であるのに対して、地域間で評価水準に差が生じていること、評価替えの際に起きる税負担の急増を避けるために負担調整措置が講じられたことによって、その差が生じたのである。地域間で実効税率に差があるならば、同じ経済状態の人を同じように取り扱うべきだという水平的公平の原則を満たさないことになる。

中井(1990)は、市町村民税と固定資産税(土地分)を代替させることが地方間税収格差にどのような影響を及ぼすのかについて分析をおこない、大都市圏と地方圏の税収格差が拡大するということを明らかにしている²⁸⁾。中井(1990)「土地の評価率は、昭和50年代の前半以降、低下傾向にあり、近年の地価高騰がこれに拍車をかけている。同時に、それは大都市圏の評価率を急激に低下させ、地方圏との地域格差がより一層拡大している。」と指摘し²⁹⁾、「「適正な時価」を実勢価格にリアル・タイムに対応させ、都道府県間で均一化させることは、負担の公平という側面だけでなく、資源配分の側面からも必要である。」としている³⁰⁾。

本間・中井・齊藤(1990)は、中井(1990)における手法を発展させて、市町村民税と固定資産税(土地分)を代替する方法として、小規模住宅の特例措置を変更させることで固定資産税増税し、市町村住民税減税を行っている³¹⁾。本間・中井・齊藤(1990)はこの手法を取り入れると、「特例措置の規模を大きくするにしたがって全国規模での小規模宅地に対する固定資産税減税額が大きくなり、その結果として評価率が高まる。このため主として小規模宅地特例措置の適用を受ける固定資産税個人分総額が減税になるのに対し、法人分は

28)中井(1990)は固定資産税における土地評価率を引上げることで市町村民税収を賄うことができる固定資産税収を算出している。

29)中井(1990)287ページ、15行目から引用。

30)中井(1990)287ページ、44行目から引用。

31)本間・中井・齊藤(1990)は、当時の特例率1/4を1/5、1/10に変化させている。またそれぞれのケースでの固定資産税収が現状と一致するように評価額を引き上げる措置を施している。

増税となる。」と述べている³²⁾。本間・中井・齊藤（1990）はシミュレーションの結果として、「個人分についてみると、特例措置の拡大による減税効果が評価率引き上げ効果より大きくすべての府県で減収率が大きくなり、全国平均でも 25.9%から 33.7%へと減収率が増加する。（中略）法人分は評価率引き上げのためすべての府県で減収額が小さくなるかあるいは増収となり、平均的な増収率は 44.6%から 58.1%になる。」とし³³⁾、人口一人当たりの固定資産税（土地全体）と固定資産税（個人分）はそれぞれ大幅に減少するとしている。

一方、公平性に関して垂直的公平の観点から評価を試みた研究が林宏昭（1995）である。固定資産税は、資産に関して比例的に課税されるため、消費に比例的に課税する消費税と同様に、所得に対しては逆進的な税負担になる可能性がある。とりわけ、低所得層に年金世帯などの退職後の世帯が含まれていることから、退職後の世帯かつ持家の世帯が固定資産税に逆進性を付与する可能性があるわけだ。林（1995）は、『大阪市税務統計』と『全国消費実態調査』のデータを用いて、所得階級別に固定資産税の負担率を推計している。その際には、持家世帯の固定資産税だけでなく、借家世帯の固定資産税についても借家世帯に帰着させている。借家世帯の固定資産税の帰着については 100%家賃に反映されるとは限らないものの、固定資産の引き上げは単純化のために 100%が家賃に反映されるものと仮定したうえで推計がおこなわれている。林（1995）は、「全体的な傾向は、家屋のみの場合と同様、借家世帯が低所得層で強い逆進性、持家世帯が全体的に緩やかな累進性を示している。伝統的な見解に基づけば、居住用資産に対する固定資産税の帰着は、借家世帯にとっては、所得に関してかなり強い逆進性を示すことが実証された。」と指摘している³⁴⁾。

効率性の議論については、理論的な研究によって固定資産税の中立性の議論からより現実的な仮定をおくことによって、固定資産税が経済に対して非効率性をうむ議論に発展している。金本（1982）は、完全予見を仮定し、土地税制が土地市場の均衡径路に及ぼす影響を理論的に分析している。そこで金本

32)本間・中井・齊藤（1990）213 ページ、64 行目から引用。

33)本間・中井・齊藤（1990）218 ページ、7 行目から引用。

34)林（1995）179 ページ、9 行目から引用。

(1982) は、「宅地に対する税率を一定にしておいて農地に対する税率だけを上昇させた時には、定常状態での住宅地の量が増加し、地価が下がる。」としている³⁵⁾。また、「固定資産税は税率が農地と宅地について同じである時には資源配分に中立的である。(中略)しかしながら、宅地と農地への実効税率が異なる時には資源配分への影響が生じる。」としている³⁶⁾。岩田(1990)は固定資産税の中立性が崩れる要因として、土地利用目的を変更させるコスト(転用費用)をあげ、「転用費用の存在が無視できない場合には都市農家は土地を農地として利用し、地価が上昇するにつれて土地を宅地利用者に売却していく。(中略)土地の固定資産税は早い時点で収益が期待できるプロジェクトを有利にするという効果を発揮する。」と述べている³⁷⁾。

井堀(2003)は、動学的な理論モデルによって土地への課税が長期的に資本蓄積や経済厚生にどのような影響をもたらすのかを分析している。井堀(2003)は、「貯蓄が利子の非減少関数であれば、土地課税によって調達された政府支出の増大により、長期的に土地の価格と土地の実質的な収益率は低下する。」とし³⁸⁾、直観的な理解として、「土地課税の結果、資産選択において土地から資本への代替がおきるため」としている³⁹⁾。

租税原則としての「簡素」の観点から、固定資産税を評価したものとしては、林宜嗣(2006)、前田(2001)、田中(1998)が存在する。林宜嗣(2006)は、「市町村の徴税コストが割高になっている最大の要因は固定資産税」とし、「固定資産の評価および賦課に関して多くの人員を必要としている」と述べている⁴⁰⁾。前田(2001)は、平成9年度に導入された「負担水準」の概念にもとづくあらたな負担調整の仕組みについて「実際に負担の均衡化が実現するのに商業地等については約36年、小規模住宅用地に至っては47年を要し」という問題点を指摘している。田中(1998)は、複雑な負担調整措置は、「課税標準額と

35) 金本(1982) 233 ページ、75 行目から引用。

36) 金本(1982) 235 ページ、57 行目から引用。

37) 岩田(1990) 226 ページ、12 行目から引用。

38) 井堀(2003) 146 ページ、22 行目から引用。これらのことについては、Feldstein(1977)、Chamley and Wright(1987)も指摘していると井堀(2003)は述べている。

39) 井堀(2003) 147 ページ、1 行目から引用。

40) 林(2006) 13 ページ、14 ページから引用。

税分との関係をすこぶる曖昧にし、固定資産税の信頼性、もしくはアカウントビリティを失わせ、近年多発する不服申し立ての背景にもなっている」と述べている。この負担調整措置により固定資産税の評価が複雑化することの弊害は多くの論者が指摘しているところでもある。

地方税固有の原則とされる「応益性」の観点から評価しているものとしては、下山（2003）、林宜嗣（2004）、宮崎・佐藤（2008）がある。下山（2003）は、固定資産評価額（土地分）の関数を経済要因と地理要因と行政サービス水準の3つの要因で回帰することによって求め、行政サービスが固定資産評価に与える影響を分析している。分析結果として、「固定資産税評価額（土地分）に関しては、行政サービスと対応関係が見られる」とし、行政サービスと対応した応益性が固定資産税には見られると結論づけている⁴¹⁾。林（2004）は、地価水準に連動する固定資産税（土地分）が応益性を満たしているかどうかを、地価の決定要因を推計することで検証している。分析の結果として、「地価を課税対象とする固定資産税が応益課税として公平性を概ね維持している」と指摘している⁴²⁾。ただし、林（2004）は、地価が行政サービスの格差を反映していることをあきらかにしているものであり、現行の固定資産税負担の実態が応益性を満たしていることを検証していないことには注意が必要である。現実の固定資産税の負担は、地域毎に異なる負担調整の結果、実効税率の格差を生じている。すなわち、地域毎の評価水準の格差が均等化されるまでは、応益性を満たした税とは言えないことになるだろう。宮崎・佐藤（2008）は、固定資産税負担が住宅供給側に転嫁されたとしても、公共サービスの便益から住宅資産価値が上昇することによって転嫁された負担が吸収され、また居住者の負担はないという条件が前提とされる Benefit View の検証を通じて固定資産税の応益性を分析している。宮崎・佐藤（2008）では、「現行制度下では、居住者にとっては応益課税となり得るものの、住宅所有者にとっては税負担による資産価格の減

41) 下山（2003）191 ページから引用。下山（2003）では「固定資産税額となると、必ずしも明確な対応関係が見られない」とし、「評価額と税額との間で負担調整措置によって、大きく乖離している」と指摘している。

42) 林（2004）284 ページから引用。

少のみが観察され、応益課税とならない可能性」と「地方の課税自主権を強化し、公共サービスの増額を固定資産税の増額ですべて賄うとの想定をしたケースでの数値計算からは、公共サービスの資本化を通じ、住宅所有者の便益が正になる」とし、「現状では勿論、今後地方分権を進めた場合でも、大都市圏ほど固定資産税が応益原則を満たしやすい」としている⁴³⁾。

固定資産税は、地方税固有の原則のなかでは「普遍性」にもっとも合致した税として考えられている。この普遍性についての先行研究としては、小野・清水（1999）、前田（2001）、高林（2005a）（2005b）が存在する。

小野・清水（1999）は、固定資産税収の地域間格差は人口規模に依存するものとし、固定資産税収（土地分）の地域間格差は拡大していると指摘している。地域間格差拡大の要因として、「バブル後の自治体別地価下落率に差異があること、評価率が相対的に低かった大都市部で、評価率が上昇したこと」としている⁴⁴⁾。

高林（2005a）はタイル尺度を用いて固定資産税が市町村税の中で比較的地域的偏在の程度が小さいことを明らかにし、「市町村税の地域間格差は国税や都道府県税とくらべて小さなものである。この理由としては、税収のうち4割以上のシェアを占める固定資産税の税収の地域間格差が小さいことが大きく、固定資産税の市町村税の不平等度に対する寄与率は35.5%にとどまっている。」としている⁴⁵⁾。また、高林（2005b）は、高林（2005a）の分析を踏まえて、固定資産税が都道府県内では地域間格差が存在していることを指摘している。

前田（2001）は、都道府県別の土地に係る固定資産税の実効税率を商業地と小規模宅地に分けて算出し、「地域間格差には両者間で差異は存在しないが、小規模宅地用地に係るこのように極めて低い負担は、その税収上のロスと公平性の欠如の問題からみて、今後、その見直しを求められる」としている⁴⁶⁾。

地方税固有の原則としては、安定性と伸張性という相反する原則が見られる。

43) 宮崎・佐藤（2008）16 ページ、17 行目から引用。

44) 小野・清水（1997）91 ページ、10 行目から引用。

45) 高林（2005a）18 ページ、14 行目から引用。

46) 前田（2001）164 ページ、10 行目から引用。

伸張性は高度成長期において急増する行政需要をまかなうために要請されていた原則であり、高齢化社会に突入し、低成長時代にある現在においては安定性がより重視されている。固定資産税が安定性を満たしているかどうかを検証した先行研究としては、下山（2003）がある。下山（2003）は、1975年から2000年までの税収の増減を標準偏差で計測すると、固定資産税収は住民税よりも安定的（標準偏差5%程度）であるが、固定資産評価額は分散的である（標準偏差10%から50%）であり、「固定資産税と比較して固定資産税評価額は必ずしも安定的でなく、むしろ非常に変動的である」と指摘している⁴⁷⁾。

47) 下山（2003）180 ページ、15 行目から引用。

3. 固定資産税改革の方向性について

この節では、固定資産税改革に関する既存研究を踏まえて、固定資産税改革の方向性について議論する。

3. 1 公平

[水平的公平]：地域別の実効税率（土地分）格差の推計

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
北海道	0.30%	0.31%	0.31%	0.32%	0.32%	0.32%	0.31%	0.32%
青森	0.25%	0.25%	0.27%	0.29%	0.30%	0.32%	0.33%	0.35%
岩手	0.22%	0.23%	0.24%	0.25%	0.27%	0.28%	0.30%	0.31%
宮城	0.30%	0.31%	0.32%	0.32%	0.33%	0.34%	0.34%	0.35%
秋田	0.28%	0.28%	0.29%	0.30%	0.32%	0.34%	0.36%	0.37%
山形	0.26%	0.27%	0.29%	0.31%	0.33%	0.34%	0.36%	0.37%
福島	0.26%	0.27%	0.29%	0.29%	0.30%	0.31%	0.32%	0.33%
茨城	0.24%	0.25%	0.27%	0.29%	0.30%	0.32%	0.32%	0.34%
栃木	0.27%	0.29%	0.31%	0.32%	0.32%	0.34%	0.35%	0.36%
群馬	0.28%	0.29%	0.31%	0.32%	0.33%	0.33%	0.34%	0.35%
埼玉	0.26%	0.29%	0.29%	0.32%	0.32%	0.31%	0.31%	0.32%
千葉	0.27%	0.29%	0.30%	0.30%	0.30%	0.29%	0.28%	0.29%
東京	0.33%	0.32%	0.34%	0.34%	0.32%	0.29%	0.27%	0.28%
神奈川	0.30%	0.31%	0.32%	0.33%	0.32%	0.31%	0.30%	0.30%
新潟	0.28%	0.30%	0.32%	0.34%	0.35%	0.35%	0.35%	0.36%
富山	0.29%	0.31%	0.34%	0.35%	0.36%	0.36%	0.36%	0.38%
石川	0.24%	0.26%	0.29%	0.32%	0.33%	0.34%	0.35%	0.36%
福井	0.24%	0.26%	0.29%	0.29%	0.31%	0.33%	0.34%	0.36%
山梨	0.23%	0.25%	0.28%	0.30%	0.31%	0.31%	0.32%	0.33%
長野	0.26%	0.27%	0.28%	0.29%	0.30%	0.31%	0.31%	0.32%
岐阜	0.28%	0.30%	0.32%	0.34%	0.35%	0.35%	0.35%	0.36%
静岡	0.29%	0.31%	0.33%	0.35%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%
愛知	0.32%	0.33%	0.34%	0.36%	0.36%	0.35%	0.34%	0.35%
三重	0.26%	0.27%	0.28%	0.31%	0.32%	0.33%	0.34%	0.35%
滋賀	0.28%	0.30%	0.31%	0.33%	0.34%	0.32%	0.32%	0.33%
京都	0.30%	0.31%	0.33%	0.34%	0.34%	0.33%	0.32%	0.33%
大阪	0.38%	0.39%	0.40%	0.41%	0.40%	0.37%	0.36%	0.37%
兵庫	0.36%	0.38%	0.39%	0.40%	0.39%	0.37%	0.36%	0.37%
奈良	0.25%	0.28%	0.30%	0.32%	0.32%	0.31%	0.30%	0.31%
和歌山	0.30%	0.31%	0.33%	0.35%	0.36%	0.37%	0.37%	0.38%
鳥取	0.24%	0.26%	0.28%	0.30%	0.33%	0.35%	0.36%	0.38%
島根	0.29%	0.30%	0.31%	0.32%	0.33%	0.36%	0.36%	0.37%
岡山	0.30%	0.32%	0.34%	0.35%	0.36%	0.36%	0.36%	0.37%
広島	0.37%	0.37%	0.39%	0.39%	0.39%	0.38%	0.38%	0.39%
山口	0.33%	0.34%	0.35%	0.36%	0.37%	0.38%	0.38%	0.40%
徳島	0.19%	0.21%	0.23%	0.25%	0.28%	0.30%	0.31%	0.33%
香川	0.29%	0.29%	0.30%	0.28%	0.26%	0.26%	0.27%	0.27%
愛媛	0.24%	0.25%	0.27%	0.28%	0.29%	0.30%	0.31%	0.32%
高知	0.23%	0.24%	0.26%	0.27%	0.29%	0.31%	0.31%	0.33%
福岡	0.29%	0.30%	0.32%	0.34%	0.35%	0.36%	0.36%	0.36%
佐賀	0.24%	0.25%	0.26%	0.27%	0.28%	0.29%	0.30%	0.31%
長崎	0.23%	0.24%	0.26%	0.28%	0.28%	0.29%	0.30%	0.31%
熊本	0.23%	0.24%	0.26%	0.28%	0.29%	0.30%	0.30%	0.32%
大分	0.30%	0.31%	0.32%	0.34%	0.36%	0.39%	0.40%	0.41%
宮崎	0.26%	0.26%	0.27%	0.29%	0.30%	0.31%	0.32%	0.33%
鹿児島	0.21%	0.22%	0.23%	0.24%	0.25%	0.26%	0.28%	0.29%
沖縄	0.12%	0.15%	0.14%	0.15%	0.14%	0.15%	0.15%	0.17%
平均	0.27%	0.28%	0.30%	0.31%	0.32%	0.32%	0.33%	0.34%
変動係数	0.166	0.154	0.148	0.141	0.134	0.124	0.122	0.117

出所：総務省『地方税に関する計数参考資料』、内閣府『国民経済計算年報』より作成

図 6-5 都道府県別の実効税率（土地）比較

図 6-5 は都道府県別の固定資産税の実効税率（土地分）を過去 8 年にわたって計測した結果である。都道府県の平均実効税率は 2001 年では 0.27%であった

ものが、8年にわたって断続的に上昇し、2008年では0.34%となっている。実効税率の変動係数は平均実効税率と真逆の動きであり、2001年では0.166であったものが、2008年では0.117になっている。

2001年から2008年にかけて実効税率が上昇した上位5県は、鳥取(0.13%p)、徳島(0.13%p)、石川(0.12%p)、福井(0.12%p)、大分(0.12%p)といった地域である。一方で、同期間に実効税率に上昇しなかったあるいは下落した都府県は東京(-0.05%p)、大阪(-0.01%p)、香川(-0.01%p)、神奈川(0.00%p)、兵庫(0.01%p)である⁴⁸⁾。実効税率はいわゆる都市圏は下落傾向にあるが、地方圏は上昇傾向にあったことになる。これらの影響がともなって地域間での実効税率の格差は縮小し、変動係数は下がっている(表6-4参照)。表6-5は2008年時点での固定資産税(土地)の実効税率の上位と下位を示している。下位3位に東京が入っていることが注目される。東京は土地資産額が高いが税負担が低い状況にある。沖縄は実効税率が0.166%とかなり低い状況にある。

表6-4 固定資産税(土地)の実効税率上昇上位と下位

	上位5つ				下位5つ		
	2001年	2008年	上昇幅		2001年	2008年	上昇幅
鳥取	0.24%	0.38%	0.13%p	東京	0.33%	0.28%	-0.05%p
徳島	0.19%	0.33%	0.13%p	大阪	0.38%	0.37%	-0.01%p
石川	0.24%	0.36%	0.12%p	香川	0.29%	0.27%	-0.01%p
福井	0.24%	0.36%	0.12%p	神奈川	0.30%	0.30%	0.00%p
大分	0.30%	0.41%	0.11%p	兵庫	0.36%	0.37%	0.01%p

出所：総務省『地方税に関する計数参考資料』、内閣府『国民経済計算年報』より作成。

表6-5 2008年度固定資産税(土地)実効税率上位と下位

上位5つ		下位5つ	
大分	0.411%	沖縄	0.166%
山口	0.396%	香川	0.274%
広島	0.387%	東京	0.283%
富山	0.381%	鹿児島	0.292%
鳥取	0.376%	千葉	0.294%

出所：総務省『地方税に関する計数参考資料』、内閣府『国民経済計算年報』より作成

48)%p はパーセント・ポイントを表している。

[垂直的公平]

ここでは固定資産税の垂直的公平について分析を行う。垂直的公平とは、経済的な担税力に応じて租税負担を課すところに公平性を見出す応能原則の1つである。

『全国消費実態調査（平成 21 年）』における「第 27 表 住居の所有関係、世帯類型、年間収入階級別 1 か月間の収入と支出（二人以上の世帯）」を利用して、所得階級別の固定資産税負担を推計してみよう⁴⁹⁾。

『全国消費実態調査』には所得階級別の「家賃地代」が掲載されている。家賃地代は不動産の運用利益率に相当するものとして、所得階級別の建物資産額を算出することにした。不動産の運用利益率の値は「J-REIT（不動産投信情報ポータル）」に掲載されている REIT 運用利回り（居住特化型）の平均値である 5.68%を採用した⁵⁰⁾。所得階級別の家賃地代を REIT 利回り率で割れば階級別の保有する不動産資産額が算出される。

不動産資産に課税される固定資産税額を算出するためには、土地分と家屋分に分離する必要がある。本稿では、不動産資産は土地分と家屋分に折半されるものとした⁵¹⁾。建物部分には建物資産額に 1/2 を乗じた値に固定資産税率 1.4% を乗じることによって固定資産税額を算出した。土地部分には、小規模宅地の特例が適用されるものとして 1/6 を乗じた値に固定資産税率 1.4% を乗じることによって階層別の固定資産税額を算出した。

49)本推計においては固定資産税の負担は借手側に 100%帰着されると仮定している。

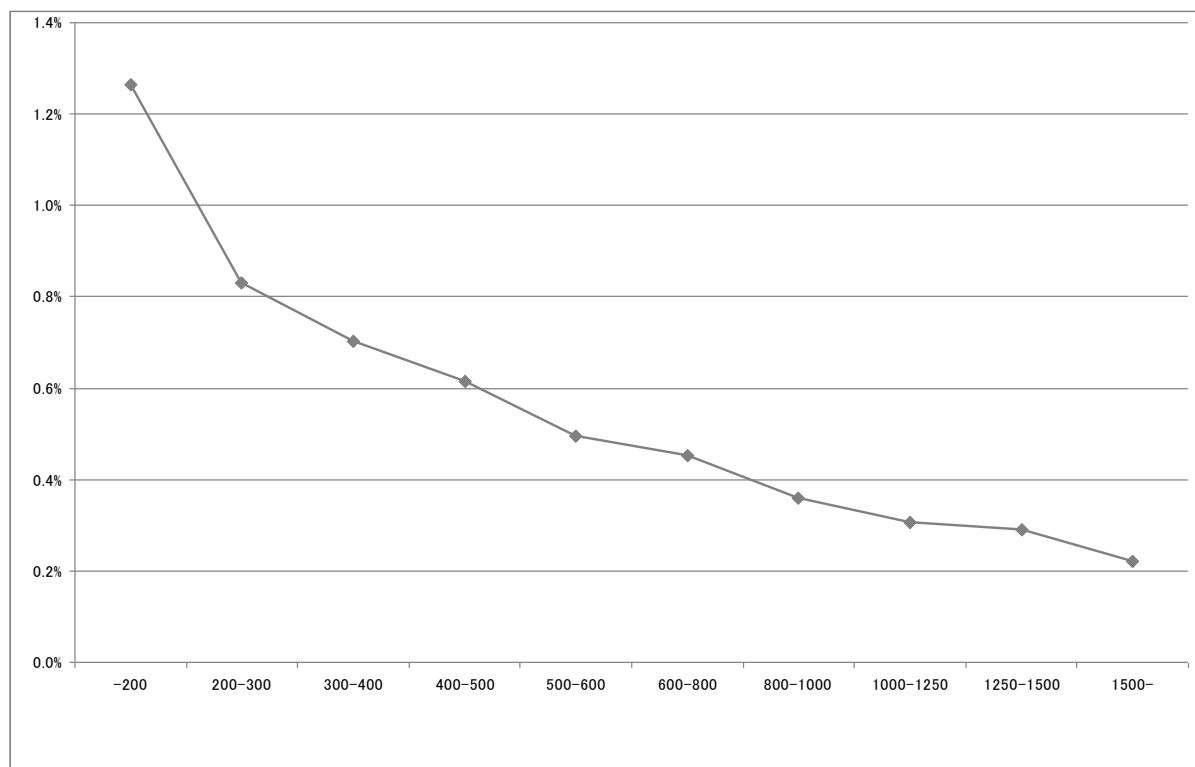
50)2011 年 3 月 14 日付けのデータである。

51)住宅金融公庫が過去に行っていた『個人住宅規模企画等調査（平成 16 年）』によると、近畿圏の住宅面積の 1 戸あたりの平均値は 132.01 m²（40 坪）である。また国土交通省『地価公示（平成 21 年）』「第 9 表 大阪圏の市の住宅地の平均価格等」によると、大阪圏の住宅地の平均価格は 1 m²あたり 120151 円（1 坪あたり 40 万円）である。40 坪の土地、40 m²で 2 階建てを建てた場合、土地価格と建物価格はだいたい同じになるものと考えられる。建物に課税される固定資産税は建物価格そのものではなく、建築に利用している材料などが反映されるが、本稿では建物価格が材料を反映しているものとした。

表 6-6 所得階級別の固定資産税負担額（単位：万円）

所得階級	年間収入	家賃地代	資産価値	固定資産税	固定資産税負担率
-200	137.3	38.5	676.9	1.7	1.27%
200-300	250.7	46.0	810.0	2.1	0.83%
300-400	348.7	54.3	956.3	2.5	0.70%
400-500	446.6	60.9	1071.6	2.8	0.62%
500-600	542.6	59.6	1048.9	2.7	0.50%
600-800	681.3	68.1	1199.7	3.1	0.45%
800-1000	885.3	70.3	1237.5	3.2	0.36%
1000-1250	1092.8	73.7	1297.6	3.3	0.30%
1250-1500	1353.6	86.9	1530.3	3.9	0.29%
1500-	1873.9	92.1	1621.8	4.2	0.22%

出所：総務省『全国消費実態調査（平成 21 年）』より作成



出所：総務省『全国消費実態調査（平成 21 年）』より作成

図 6-6 所得階級別の固定資産税負担率

図 6-6 は表 6-6 の結果を利用して所得階級別の固定資産税の負担率を示したものである。分母には「年間収入」をとっている。図によると、所得階層が高

くになるにつれて固定資産税の負担率が低下していることから、負担の逆進性を見ることができる。

3. 2 効率

家賃地代

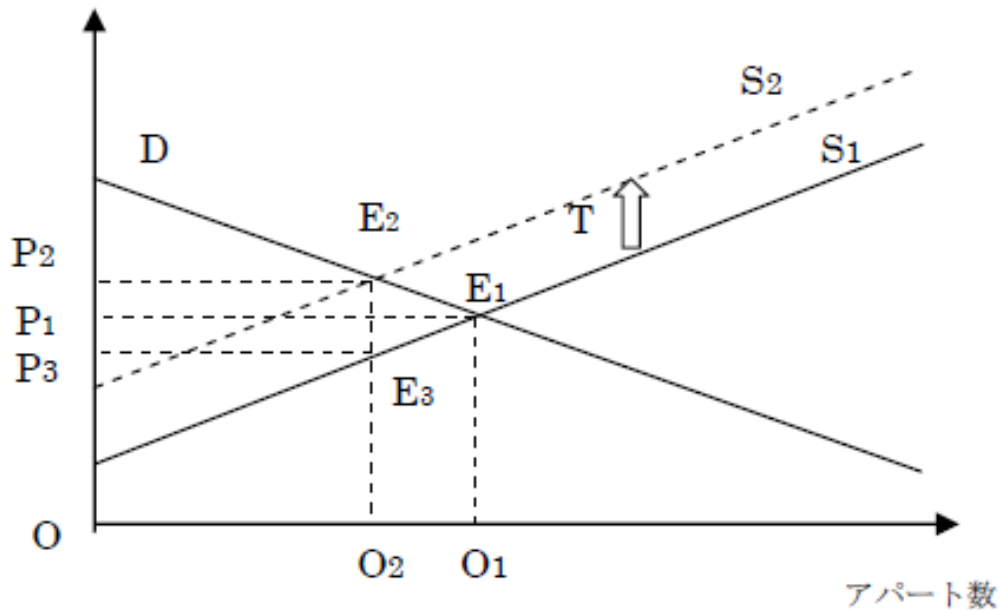


図 6-7 固定資産税の超過負担

図 6-7 は固定資産税が生み出す超過負担（死荷重：Dead Weight Loss）について描いた図である。本来、固定資産税は地価に課税される従価税であるが、簡略化のために従量税で課税されるものとして図を描いている。図 6-7 は横軸はアパート数、縦軸左側はアパートの家賃地代をとっている。アパートに対する需要曲線を D 、課税前のアパートの供給曲線を S_1 とすると、アパートの家賃と量は E_1 に決まる。いまアパートを保有する家主（供給側）に固定資産税が課税されるものとする、供給曲線 S_1 は S_2 にシフトし、新たな均衡点は E_2 となる。 E_2 と E_1 を比較すると、アパート数は減少し、地代家賃は上昇している。固定資産税収（面積： $T \times O_2$ ）部分は公共財供給として還元されるものとしても、 $E_1E_2E_3$ 部分は課税前より社会的厚生が減少することになる。この社会

的厚生へのロスが固定資産税による超過負担である。固定資産税はアパート所有者に課税されるが、その負担は所有者だけでなく、アパートを借りる側にも及ぶことになる。課税 T の負担割合を P1P2P3 に分割すると、アパートを借りる側は P1P2、アパートを貸す側は P1P3 を負担することになる。すなわち固定資産税は課税方法としては所有者側に課税されるが、負担の一部は借りる側に帰着することになる。

日本の固定資産税制度は、農地への優遇制度が設けられている。農地は大きく「一般農地」と「市街化区域農地」に分類され⁵²⁾、「市街化区域農地」は「一般市街化区域農地」と「特定市街化区域農地」に分類される。それぞれの農地の評価と課税は異なっている。一般農地は農地評価・課税、一般市街化区域農地は宅地並評価・農地に準じた課税、特定市街化区域農地は宅地並評価・課税となる。一般農地を評価する方法は当該地が農地として利用する場合の売買評価価格が基準となる。

表 6-7 農地区分と評価・課税の分類

農地区分		評価	課税
一般農地		農地	農地
市街化区域農地	一般市街化区域農地	宅地並	準農地
	特定市街化区域農地	宅地並	宅地並

岩田・山崎・花崎・川上（1993）は東京都と神奈川県を対象として農地と宅地の需要関数を推計し、固定資産税の中立性をシミュレーションにより検証している。岩田他（1993）は 1991 年に農地の宅地並み課税を実施したケース（91 年宅地並み課税）と 91 年から 2000 年にかけて宅地の固定資産税の実効税率を上昇させて 2000 年時価評価課税させるケース（2000 年時価評価課税）を比較することで固定資産税の中立性を検証している。結果として、まず、固定資産税の増税は地価を下げるという理論的結果と整合的であったとしている⁵³⁾。第

52) 市街化区域農地であっても生産緑地法の生産緑地農地の指定を受けることができれば一般農地となるが、この指定を受けると 30 年間は宅地に転用することができない。

53) 地価に対する負の効果は、2000 年時価評価課税ケースのほうが 91 年宅地並み課税ケースよりも大きい

2に固定資産税の増税によって農地の需要だけでなく宅地の需要も減少するという結果と農地面積のほうが少し減少するということから固定資産税の中立性が妥当でないという結果を得て、彼らは、「固定資産税の増税は宅地需要よりも農地需要に大きく影響し、相対的に農地需要曲線をより大きくシフトさせると考えられる。」と結論づけている⁵⁴⁾。

壁谷・伊多波（2009）は農地に対する優遇税制が宅地転用を阻害し、宅地価格上昇の要因となっており、この宅地価格の高止まりが土地の開発費用を押し上げていると指摘している。また既存研究の多くが農地への優遇税制に批判的であるとし⁵⁵⁾、農地への優遇税制を廃止することによる固定資産税の増収額を推計している。壁谷・伊多波（2009）は三大都市圏を対象としているが、「市街化区域農地のうち、農地課税されている農地が宅地並み課税された場合、三大都市圏合計で約 366 億円の増収が期待される。（中略）一方、首都圏や近畿圏の一部では、既に宅地並み課税されている農地の割合が多いことから、増収が抑えられる様子が伺える。」としている⁵⁶⁾。またこの増収規模に対しては、「生産緑地制度を解除して農地の宅地並み課税を実施した場合、税源確保に必死な自治体にとっては見過ごすことのできない金額になると思われる。」としている⁵⁷⁾。

3. 3 簡素

中井(1996)はシャウプ勧告が固定資産税について提言している「資産評価の統一性」が日本で守られていないとし、負担調整措置の存在が本則課税の適用を妨げていると指摘し、改革案として「本則課税に戻すこと」を提言してい

という結果を得たことからこの結果を導いている。

54) 岩田他（1993）p. 163、15行目から引用。岩田他（1993）は、分析結果から固定資産税の増税は、農地も宅地も両方の需要が減少するために、農地の宅地並み課税を行って、時価評価課税することがそのまま農地の宅地化に大きく進展するという主張を支持はしないとしている。

55) 農地の優遇税制に対して批判的でない文献として米原（1995）があげられる。米原（1995）は「農地とは、そこに人間が居住して生活する場所ではない。したがって、そこには対人サービスとしての行政の便益は帰属しない。」（米原（1995）229ページ、5行目から引用。）として、農地に対する固定資産税が宅地に比べて軽いことを支持している。

56) 壁谷・伊多波（2009）94ページ、4行目から引用。

57) 壁谷・伊多波（2009）94ページ、23行目から引用。

る。改革の内容としては税込中立を維持し、「評価の引き上げに対して標準税率を引き下げ、負担調整措置は税負担が急増する納税者に限定すべきである。」としている⁵⁸⁾。野呂（2001）は「現実の土地利用において事業用地と住宅用地が混在し、（中略）資産によっては有利不利が存在する」と指摘し⁵⁹⁾、この原因として、「課税標準を「適正な時価」と規定し、評価額と課税標準を曖昧にしたまま調整段階で資産分類を行っていて分類課税が徹底していないことにある。」としている⁶⁰⁾。この問題を解決するためには、「売買実例価格を選択する段階から事業用と非事業用に区分して別々に評価」し、事業用地の価格は収益還元価格を採用することを提言している⁶¹⁾。

3. 4 応益性

林（2004）では都道府県データを用いて固定資産税の応益性からみた公平性を検証している。林（2004）では行政サービス水準として10個を取り上げて、それぞれを生活関連行政、社会基盤行政、文化行政の3つの因子に分けて因子分析を行っている⁶²⁾。その結果、社会基盤行政にかかわる因子が地価に反映されているという結果を得ている。

本稿においても林（2004）の結果を利用して地価を社会基盤行政に関わるデータを説明変数にして回帰分析を行うことで地価関数を推計する。林（2004）では、因子2と人口1人当たり住民課税所得と可住地面積を説明変数にして地価関数を推計している。本稿では林（2005）で得られた結果を参考にし、地価に反映されている行政サービスは社会基盤行政であるとみなし、地価関数を下水道普及率と道路面積対可住地比率を説明変数として推計することにした。被

58) 中井（1996）9ページ、4行目から引用。

59) 野呂（2001）38ページ、10行目から引用。

60) 野呂（2001）38ページ、14行目から引用。

61) 野呂（2001）38ページ、25行目から引用と参照。野呂（2001）は収益還元価格を採用するメリットとして、「収益は長期的に見れば均等化する傾向があり、投機や思惑で激しく変動する市場価格とは明らかに異なっており、また収益からの税負担も可能であるから応益課税である固定資産税に適している。」としている。（野呂（2001）39ページ、1行目から引用。）

62) 行政サービス水準としてあげられている10種は以下のとおりである。①下水道人口普及率、②ゴミの焼却・高度処理率、③保育所・幼稚園施設充足率、④人口1人当たり図書館蔵書数、⑤人口1人当たり体育館延面積、⑥人口1人当たり公園面積、⑦道路面積の対可住地面積比率、⑧人口1人当たり公民館・集会所施設面積、⑨人口1人当たり県民会館・公会堂・市民会館延面積、⑩下水道普及率である。

説明変数としては『地価公示（国土交通省）』に掲載されている 2009 年の都道府県別住宅地平均価格を利用した。説明変数である下水道普及率は『都道府県別下水道処理人口普及率（国土交通省）』に掲載されている 2009 年度末データを利用した。道路面積の対可住地面積比率は、『数字でみる都道府県のすがた 2011 年版（総務省）』に掲載されている 2008 年時点データと都道府県別の可住地面積と、『道路統計年報 2010 年版（国土交通省）』に掲載されている 2010 年 4 月 1 日時点のデータを利用することによって算出した。

推計結果は以下のようなになった。ただし、地価の単位は円/m²、下水道普及率の単位と道路面積対可住地比率の単位は%であり、カッコ内の数値は t 値、R_2 は自由度修正済み決定計数をそれぞれ表している。

〔推計結果〕

地価 = -128154.081 + 807.375 × 下水道普及率 + 19462.947 × 道路面積対可住地比率

(-7.0097) (3.400) (8.416)

R-2 : 0.708

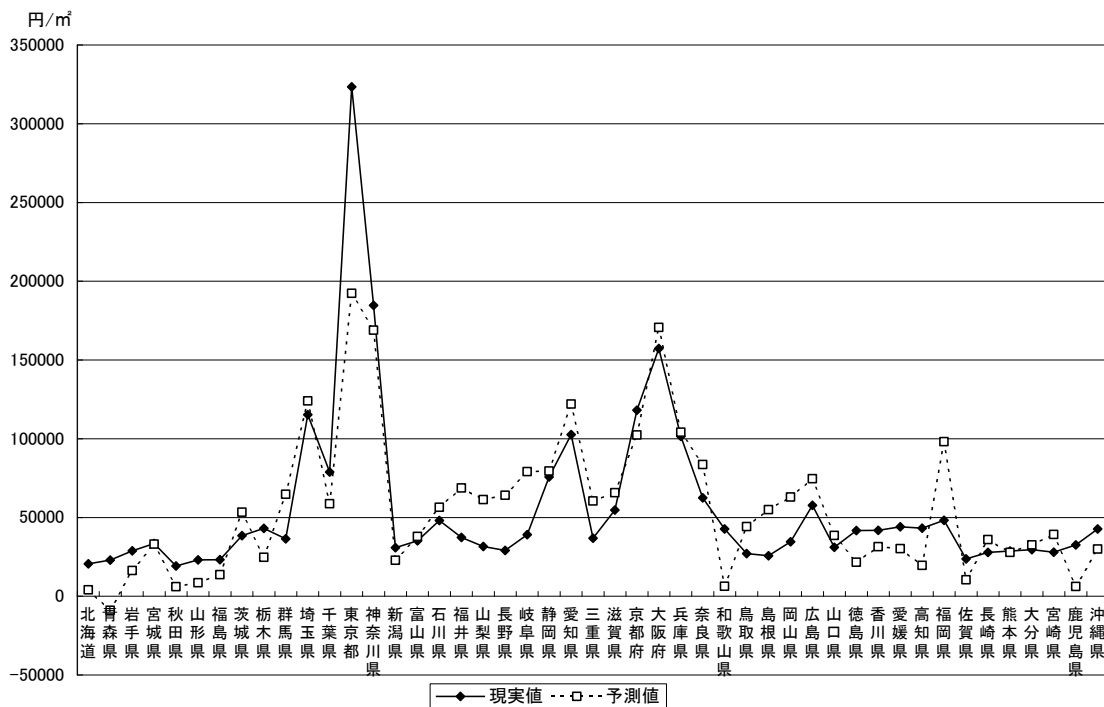


図 6-8 地価関数による現実値と予測値

推計結果を見ると、2つの説明変数の推計値はいずれも t 値が 2 を超えており、有意な結果が得られた。決定係数は 0.708 であった。林（2005）が指摘するとおり、社会基盤行政サービスが地価に反映されているものと考えられる。推計結果からは、居住する都道府県の下水道普及率が 1%上昇すれば、地価が約 800 円上昇し、道路面積対可住地比率が 1%上昇すれば、地価が約 2 万円上昇すると予想できる。

図 6-8 は推計結果による地価の予測値と現実値を表したものである。東京都の地価が予測値と現実値で大きな乖離が見られて、予測値よりも現実値が大きな値となっている。逆に福岡県の地価が予測値よりも現実値がもっとも大きく下回った値となっている。標準誤差でみると、東京都は 4.648 であり、福岡県は -1.767 であり、東京都の値は突出している⁶³⁾。東京都は下水道普及率が 99.2%、道路面積対可住地比率が 12.3%と両変数が都道府県内で最も高い値を示している。東京都の場合は、社会基盤行政以外の部分で地価が大きく決定しているといえる。

3. 5 普遍性

表 6-8 は 2001 年と 2008 年における市町村税の主な税目の税収とシェアを示したものである。固定資産税は 2001 年で 45%、2008 年で 41%の税収シェアを占めており、市町村税における基幹税であることがわかる。2001 年では最も大きなシェアを占めていたが、2008 年では市町村民税にシェアを逆転されている。これは三位一体改革にともなう国税所得税から地方税住民税に税源移転がおこなわれたからである。しかし依然として固定資産税は税収シェアは 41%であり、市町村税における基幹税であることに変わりはない。

地方税の原則である普遍性を見るために、表 6-8 の税収を都道府県別の人口 1 人あたり税収で変動係数を計測した。計算結果が表 6-9 である。

63) 標準誤差が絶対値で 2 を超えると、信頼区間 95%に入らないということである。すなわち、95%出てこないような特別な値であるということである。

表 6-8 市町村税における主な税目の税収とシェア

	2001年		2008年	
	税収(億円)	シェア	税収(億円)	シェア
市町村民税	81,846	41%	101,968	47%
個人	59,962	30%	74,450	34%
法人	21,884	11%	27,518	14%
固定資産税	90,651	45%	87,814	41%
土地	37,266	19%	34,110	16%
家屋	36,206	18%	37,261	17%
償却資産	17,179	9%	16,443	8%
市町村たばこ税	8,509	4%	8,084	4%
都市計画税	13,202	7%	12,250	6%
その他	5,977	3%	6,189	3%
市町村税	200,185	100%	216,305	100%

出所：財務省『財政金融統計月報（租税特集）』より作成。

表 6-9 によると、市町村民税と固定資産税を全体で見れば、2001年と2008年の両年において固定資産税の方が市町村民税より変動係数が小さい値をとっている。このことから固定資産税は市町村民税よりも普遍性に優れている。また市町村民税は2001年から2008年にかけて変動係数がほとんど変化がないが、固定資産税の変動係数は0.2010から0.1637へと普遍性が増している。

表 6-9 主な市町村税（1人あたり）の変動係数

	2001年	2008年
市町村民税	0.2926	0.2999
個人	0.2720	0.2472
法人	0.4271	0.5311
固定資産税	0.2010	0.1637
土地	0.3449	0.2578
家屋	0.1322	0.1219
償却資産	0.2909	0.2786
市町村たばこ税	0.1055	0.0893
都市計画税	0.6624	0.6204
市町村税	0.2450	0.2305

出所：総務省『地方税に関する参考計数資料』より作成

市町村民税では個人分の変動係数が0.2720から0.2472になって普遍性が増しているが、法人分は逆に0.4271から0.5311へと普遍性が落ちている。固定資産税については土地分の変動係数が2001年の0.3449から2008年の0.2578

へと減少幅が大きく、普遍性が増している。固定資産税の普遍性が増したのは土地分の寄与が大きく、これは第3節でも議論したとおりである。

固定資産税は市町村税であることから市町村間で普遍性に優れていることが望ましい。本稿では、大阪府を取り上げて、市町村間における税目別の普遍性を検討してみた。表6-10は、変動係数を大阪府間と都道府県間で算出した結果である。表6-10をみると、大阪府間における固定資産税の変動係数が都道府県間と比較してかなり大きな値をとっていることがわかる⁶⁴⁾。大阪府内の市町村は固定資産税収の割合が大きく、関西空港がある泉佐野市、泉南市、田尻町や臨海コンビナートがある高石市はその代表的である⁶⁵⁾。

個人住民税については、大阪府間では変動係数が0.9656という高い値となっている。これらのことから固定資産税の普遍性については市町村税であることから地域経済状況において大きく異なるわけだ。

表6-10 地域間の1人あたり税収格差

2008年度	都道府県間	大阪府内
固定資産税	0.1637	0.6798
土地	0.2578	0.7013
家屋	0.1219	0.4272
償却資産	0.2786	1.3216
個人住民税	0.2999	0.2247
個人	0.2472	0.1813
法人	0.5311	0.9656

出所：総務省『地方税に関する計数参考資料』、大阪府『市町村税徴収実績（2008年度分）』より作成

64) 大阪府間で償却資産の変動係数が1を超える値をとっている。変動係数は標準偏差を平均値で割ることで求められるが、平均値より標準偏差が大きい値をとりうる（大きなばらつきがある：本稿でいえば、田尻町など）ので、これは問題はない。

65) 高林（2005c）55ページ、7行目参照。

3. 6 負担分任

負担分任を強く意識した地方税制としては、イギリスにおいてサッチャー政権が導入したコミュニティチャージが有名である。コミュニティチャージはイギリスで 1967 年以來実施されていた不動産税であるレイトの改革版であり 1990 年 4 月から導入された。レイトは資産の賃貸価格を課税ベースにし、その資産の占有者に課税される。賃貸価格は内国歳入庁が決定するが、税率の決定は地方が行う。課税ベースが資産の占有者であるために事業者にも負担される。低所得層には還付金が給付されるために、還付金が給付されない中高所得層と選挙権を持たない事業者にとって制度に対する不満が生じることになる⁶⁶⁾。サッチャー政権は歳出削減を標榜し、地方への補助金カットを実施した。補助金が減少した地方はレイトの税率引上げで対応したので、還付金が給付されない住民と事業者の不満は増大した。そこで、1990 年に住民 1 人あたりに定額課税（人头税：Poll Tax）を課すというコミュニティチャージと、居住用資産部分への課税を廃止し、非居住用資産部分への税率は国が決定して税収を成人人口数に応じて地方へ配る（譲与税）という制度が実施された。コミュニティチャージへの批判は強く、それに対応するために 1991 年には、コミュニティチャージは全国平均で 385 ポンドから 245 ポンドへ 140 ポンド減額された⁶⁷⁾。

コミュニティチャージは減額されたものの、やはり批判は強く、国民の 75% が反対する制度であった⁶⁸⁾。米原（1995）はこのことに関して、土地保有税は応益原則によって課税されることを支持しながらも、イギリスにおけるコミュニティチャージの導入が失敗の理由が国民において応能原則の見地からの反対であったことから、「今の世の中では、純粋な応益課税はむずかしいのではないか」と述べている⁶⁹⁾。そこで 1993 年 4 月から新しい地方税制度である「カ

66) 林（1990）は、「イングランドでは、選挙民 3,500 万人のうち例との納税義務者は 1,800 万人であり、このうち約 3 分の 1 が税額の全部もしくは一部を地方団体から還付されているのが現状であった」としている。（林（1990）45 ページ、57 行目から引用。）

67) 一方で、付加価値税（消費税）の税率を 15% から 17.5% に引き上げて地方に交付する制度を導入している。

68) 北村（1997）52 ページ、2 行目から参照。

69) 米原（1995）155 ページ、1 行目から引用。

ウンシルタックス」が導入されることになった。コミュニティチャージが失敗した理由として、北村（1997）は「財政調整による地域間の財源配分が十分でない中で、利益原則を地方財政に適用しようとしたことにあった。」と述べている⁷⁰⁾。

カウンスルタックスは住宅への課税であり、納税義務者はその占有者である。成人2人以上が居住している場合は全額納税しなければならないが、人的要素を加味した減免措置もされる。居住者が学生のみである場合や、王室資産は全額免除される⁷¹⁾。単身者の場合は25%の減免が受けられる⁷²⁾⁷³⁾。制度が導入された当初は、空家や別荘は50%の割引がなされていたが、2004年度から減額は自治体の裁量にまかされるようになった⁷⁴⁾。これらの制度をみると、カウンスルタックスは、人的要素と資産的要素を兼ね備えた制度であるといえよう⁷⁵⁾。

資産価格評価には価額帯方式が採用されている。価額帯方式とは、居住資産の市場取引価格をもとにしていくつかに区分（イギリスの場合は8区分）し、その区分によって税率を決定するというものである。価額帯方式のメリットとしては、定期的な資産の再評価の必要がないことがあげられる。

イギリスではコミュニティチャージからカウンスルタックスへの移行はスムーズであったという。その要因として北村（1997）は、負担増に対する減額や補助金などの対応と国民に公平な制度として受け止められたこと、徴税コストが低かったことをあげている⁷⁶⁾。

しかしながら、日本の固定資産税と比較した場合、カウンスルタックスを日

70)北村（1997）71ページ、4行目から引用。

71)河合（2008）によると、これらのほかに「居住に適する環境を整えるのに大掛かりな工事が必要な場合、当該工事が完了し居住に適するようになってから最大6ヶ月免除される」、「空き家である場合（ただし6ヶ月まで）」、「居住者が収監中か入院中で居住していない場合」が全額免除される事例としてあげられている。（河合（2008）246ページ、38行目から引用。）

72)河合（2008）は、「全課税対象資産の約1/3に当たる740万世帯が、1人暮らしを理由とする減額措置を受けている。」としている。（河合（2008）246ページ、59行目から引用。）

73)その他では「収監中、あるいは精神保健各法の規定による措置入院をしている場合」、「重度の精神障害者」、「成人年齢（18歳）に達しているが、児童手当を受けている青少年」、「入院中あるいは在宅療養中の病人」、「一定の条件にある介護人」が減免対象となる。（河合（2008）247ページ、2行目から引用。）

74)河合（2008）によると、「減額を行う場合の減税率も10～50%の範囲で自治体が自由に設定することができる」とされている。（河合（2008）247ページ、16行目から引用。）

75)北村（1997）56ページ、14行目から参照。

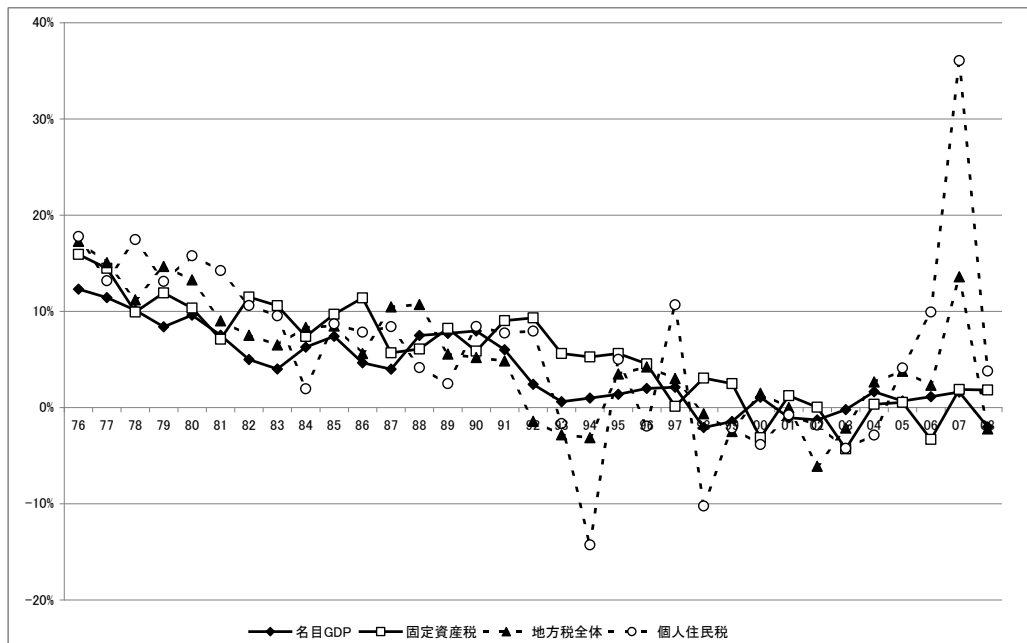
76)北村（1997）60ページ、10行目、および61ページ、10行目より参照。

本に適用させることができるかどうかは疑問である。まず、カウンスルタックスは借家人にも課税されるために、固定資産税が借家人に転嫁されるかどうかは不透明である点である。仮に借家人に負担が転嫁されているとしても、家計が固定資産税の負担を意識するかどうかは疑問であるからだ。よって会費的な性格としての負担分任の考え方には、固定資産税は合致しないものと考えられよう。

3. 7 安定性と伸張性

本節では固定資産税の安定性と伸張性について検討する。地方行政サービスは地域住民の生活に密着したサービスであるため、なるべく景気変動の影響を受けない課税ベースが望まれることから地方税の原則の1つとして安定性が求められる。一方で、経済成長とともに住民の生活水準が高まるため、それに応じた行政サービスが求められる。したがって地方税収は経済成長とともに伸びることが求められることから地方税の原則の1つとして伸張性が求められる。

以下では、名目経済成長率と地方税の伸び率を見ることで安定性と伸張性について検証してみよう。図 6-9 と図 6-10 は名目 GDP 成長率と地方税各税の税収伸び率をグラフ化したものである。固定資産税は土地分、建物分、償却資産分の合計額、地方税全体とは道府県税と市町村税の合計額、個人住民税とは市町村民税個人分、法人課税分は法人事業税と法人住民税の合計額となっている。地方消費税は 1997 年から導入された比較的新しい税項目である。



出所：財務省『財政金融統計月報（租税特集）』、内閣府『国民経済計算年報』より作成

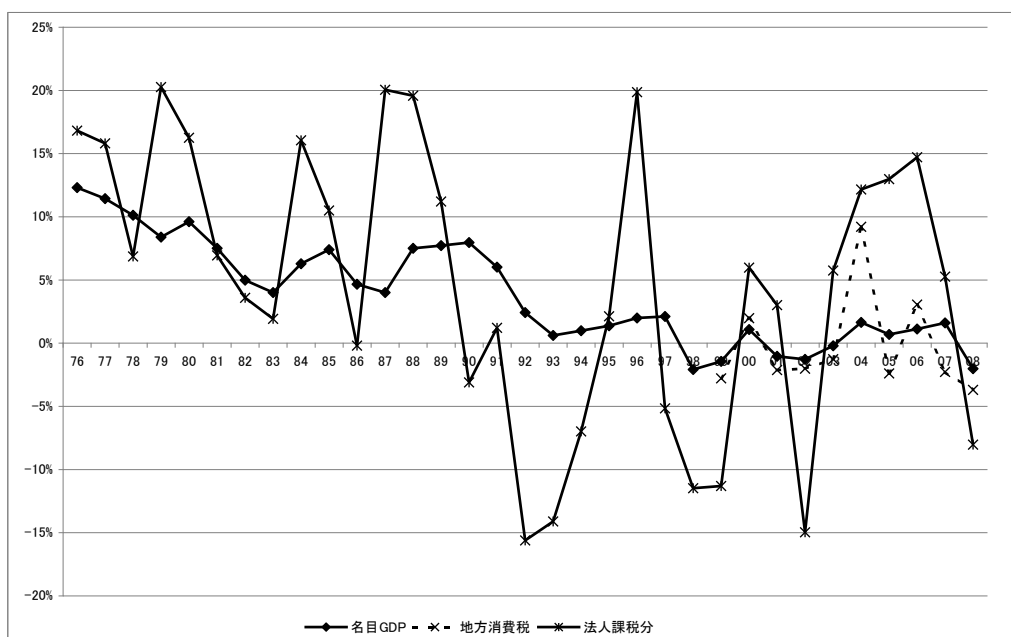
図 6-9 地方税各税伸び率と名目 GDP 成長率の推移①

固定資産税は安定性に合致した税であるといわれる⁷⁷⁾。たしかに固定資産税の課税ベースである地価はバブル経済期以前から上昇していたし、その背景には経済成長があった。図 6-9 によると、1976 年から 1997 年の金融恐慌まで名目経済成長率は常にプラス成長であり、固定資産税収の伸び率はプラスの範囲で上下を繰り返している。すなわち 97 年までは固定資産税は経済成長とともに伸びており、安定性が確保されていたわけだ。しかし 2000 年以降においては税収の伸び率がマイナスの範囲にかかる年が見られるようになっている。1998 年以降では名目経済成長率がデフレの影響を受けてマイナスの範囲に入る年が固定資産税収の伸び率と同様に見られる。経済成長の低迷を受けて、固定資産税の安定性が確保できなくなっている。

地方税全体の伸び率と経済成長率の関係を見てみると、1987 年や 1989 年といったバブル経済期を除くと、経済成長率の動きと税収の伸び率が連動しているように見える。動き方は税収の伸び率のほうが上下が激しい。

77) 前田 (2009) p. 170 などを参照。

個人住民税の伸び率について見てみると、1992年までは安定的な動きとなっている。しかし、1994年に大きく伸び率が下がっている。これは個人住民税の定率減税（20%、上限20万円）の影響である⁷⁸⁾。1998年も大きなマイナスになっている。これは定額減税が実施されたからである⁷⁹⁾。2007年は大きくプラスとなっている。これは三位一体改革が実施され、所得税から個人住民税に財源移転がなされた影響である。個人住民税は政策と経済状況の影響を受けやすい税目である。



出所：財務省『財政金融統計月報（租税特集）』、内閣府『国民経済計算年報』より作成

図 6-10 地方税各税伸び率と名目 GDP 成長率の推移②

図 6-10 は名目経済成長率と地方税の法人課税分と地方消費税の税収の伸び率の推移を表したものである。図 6-10 によると、法人課税の税収の伸び率は上下が激しいことがわかる。法人課税は経済成長の影響を大きく受ける税であり、安定性に欠く税目である。

地方消費税は1997年4月から実施されたため、98年の伸び率が大きく上昇してしまうため、グラフは98年から記述している。一般的に消費税は安定的

78) 個人住民税の20%、上限20万円の定率減税が実施された。

79) 標準世帯で所得税と住民税を合わせて13万7千円の減税が実施された。

な税であるといわれている。図 6-10 によると 2004 年に税収が大きく伸びている。これは 2004 年 4 月から実施された消費税の内税化によるものであると考えられる。したがって 2005 年の大きな下落は経済成長率の影響と制度改革によって前年度に大きく税収が伸びていたことによるものである。地方消費税収の伸び率は上下しているが、2004 年を除けば、上下の範囲が狭いことから安定性が確保されている。

表 6-11 は図 6-9 と図 6-10 のデータを利用して税収弾性値を計測した結果である。税収弾性値は経済成長率 1%で税収が何%伸びるかを計算したものである。税収弾性値が 1 周辺の値であれば安定的であり、税収弾性値が正負で大きな値をとれば安定的でない、あるいは大きな正の値で継続的であれば、伸張性に優れているということになる。

表 6-11 によると、固定資産税の税収弾性値は、1992 年以降、2005 年 (0.788) と 2007 年 (1.172) を除くと 1 周辺の値をとらなくなっている。バブル崩壊以降では固定資産税は安定性を確保していないことが改めてわかる。1976 年から 2008 年までの税収弾性値の平均値は 1.789 であるが、異常値である 2003 年を除いて平均値を計算すると、1.235 となり、ある程度は安定性を確保しているものと評価できる。地方税全体の税収弾性値の平均値は 1.700 であるが、異常値である 2003 年を除いて平均値を計算すると、1.477 となる。地方消費税の税収弾性値の平均値は 1.875 であるが、異常値である 2004 年を除いて平均値を計算すると、0.424 となる。法人課税分の税収弾性値の平均値は 1.257 となるが、正負で相殺しあって平均値がならされた結果である。個人住民税の税収弾性値の平均値は 2.281 であるが、1994 年 (定率減税)、1998 年 (定額減税)、2007 年 (三位一体改革) を除いて計算すると、2.156 という値になる。

異常値を除いた結果をみれば、固定資産税の安定性の確保が確認でき、固定資産税が地方税の原則に則した税であるといえよう。

表 6-11 地方税の税収弾性値の推移

	固定資産税	地方税全体	地方消費税	法人課税分	個人住民税
1976年	1.294	1.405		1.367	1.445
1977年	1.266	1.318		1.382	1.153
1978年	0.981	1.106		0.678	1.726
1979年	1.420	1.748		2.417	1.564
1980年	1.077	1.381		1.691	1.642
1981年	0.946	1.200		0.925	1.898
1982年	2.302	1.508		0.719	2.128
1983年	2.645	1.626		0.481	2.383
1984年	1.175	1.325		2.553	0.312
1985年	1.309	1.146		1.418	1.173
1986年	2.447	1.208		-0.043	1.680
1987年	1.423	2.617		5.017	2.102
1988年	0.811	1.427		2.610	0.553
1989年	1.067	0.722		1.452	0.323
1990年	0.737	0.654		-0.391	1.057
1991年	1.502	0.806		0.202	1.289
1992年	3.854	-0.594		-6.453	3.283
1993年	9.210	-4.639		-23.156	-2.741
1994年	5.375	-3.198		-7.135	-14.583
1995年	4.088	2.539		1.540	3.643
1996年	2.282	2.119		9.989	-0.975
1997年	0.057	1.437		-2.450	5.072
1998年	-1.466	0.310		5.513	4.914
1999年	-1.723	1.731	1.935	7.845	1.481
2000年	-2.898	1.379	1.831	5.552	-3.563
2001年	-1.172	-0.006	2.027	-2.871	0.738
2002年	-0.029	4.742	1.569	11.622	1.413
2003年	20.750	10.306	6.151	-27.761	20.502
2004年	0.205	1.631	5.617	7.423	-1.751
2005年	0.788	5.521	-3.510	18.985	6.016
2006年	-2.947	2.069	2.714	13.104	8.851
2007年	1.172	8.460	-1.413	3.273	22.433
2008年	-0.901	1.098	1.833	3.981	-1.875
平均	1.789	1.700	1.875	1.257	2.281

出所：財務省『財政金融統計月報（租税特集）』、内閣府『国民経済計算年報』より作成

4. おわりに

最後に、これまでおこなわれてきた固定資産税の改革についての提言を紹介した上で、本稿での提言をまとめることにしたい。

政府税制調査会（1996）は土地評価替え年にあたる 1997 年度の税制改正に対して、「今回の審議においては、現在の税率水準のまま地価公示価格の 7 割

評価に基づいて課税した場合の税負担水準、3年ごとの評価替えのあり方や負担調整措置のあり方などの論点が指摘されており、(中略)当面、平成9年度以降の税負担については、最近の地価の動向に配慮した措置を講ずるべきではないかとの意見があるとともに、市町村の基幹税目であり市町村財政に及ぼす影響が非常に大きいとの意見があり、これらを踏まえて検討すべきである。」としている⁸⁰⁾。政府税制調査会(1999)では、固定資産税が普遍性を有しており、市町村税としての基幹税であることを評価しつつ、負担の公平性について、地価下落が続く中での負担上昇への対応への意見と、近年は負担が均衡化あるいは適正化に向いていることを基本とし、適切な負担に対応すべきであるという言及がなされている。また負担の調整措置の簡素化と透明性を高めるべきであるとも述べている。

林(1995)は、固定資産税負担の帰着分析と土地評価の適正化について分析をおこなった結果から、「固定資産税のあり方としては、固定資産税の総額についての検討を行ったうえで、今後は建物と償却資産よりも、むしろ土地のウエイトを高める方向での改革が必要であると考え。このような改革を通じた土地重課の実施は、中高層の賃貸住宅居住者の固定資産税負担における逆進性を緩和するとともに、土地の有効利用の促進の面からも効果を期待することができる。」としている⁸¹⁾。さらに林(2001)は、固定資産税(土地)の改革として「土地を税負担配分の基準としてのみ利用するように、単位面積(1㎡)当たりの税額を用いる従量税化することを提案」し⁸²⁾、「地域の財政支出の一定割合は固定資産税によるものでなければならないと規定し、その後は国からの移転(補助金)も含めた財政支出の伸びに合わせて金額を上げている」とし⁸³⁾、そのメリットとしては「固定資産税負担の引き上げに結びつく財政支出の拡大には納税者の厳しい監視の目が向けられるようになる。」としている⁸⁴⁾。居住用家屋については、「家屋については税額を一戸当たりの金額にするなど、

80) 政府税制調査会(1996)「(2) 土地保有課税ーイ 固定資産税」より抜粋。

81) 林(1995) 191 ページ、15 行目から引用。

82) 林(2001) 97 ページ、14 行目から引用。

83) 林(2001) 98 ページ、4 行目から引用。

84) 林(2001) 98 ページ、6 行目から引用。

とりわけ現在は鉄筋の建物であるために相対的に負担が大きくなっている中高層住宅の居住者の負担を軽減したうえで、財政支出の拡大に合わせて引き上げる。この場合、家屋の税収は減少するものと考えられるが、先の土地からの税収総額を引き上げることで調整すればよい。」としている⁸⁵⁾。

前田（2001）は、固定資産税の大きな課題として、土地評価の適正化をあげ、「固定資産税（土地）改革の流れとして、固定資産税における本則課税と種々の負担調整措置との二重構造を解消し、評価における公正を確保することが、まず、第1ステップとなる。」とし⁸⁶⁾、小規模住宅用地に係る固定資産税の実効税率が商業地と比べて著しく低いことから、「税収上のロスと公平性の欠如の問題からみて、今後、その見直しを求められる」としている⁸⁷⁾。また前田（2001）は日本の固定資産税改革の方向性を探る上で、カリフォルニア州の財産税の評価方法を紹介し、「基本的には州衡平化委員会の機能により、本来、同じ価値を有する資産の間での評価の較差は是正され、課税の公平が確保されている。」としている⁸⁸⁾。

本稿では固定資産税を租税原則の見地から分析をおこなった。固定資産税は課税ベースとなっている地価についてはある程度の応益性を反映した税であることが確認された。しかし負担の調整措置や簡素化がなされていないことから税収に応益性が発揮されない状況にある。これまでの研究成果が指摘しているように課税の公平性を高めるべきである。簡素化を図る手立てとしては、イギリスのカウンシルタックスが採用している価額帯方式や、前田（2001）が言及しているカリフォルニア州の財産税の評価方法も参考になる。

固定資産税の普遍性と安定性が確認されたことから、地方税として固定資産税は租税原則に則った税目であるといえよう。また本稿で借家世帯における負担の逆進性が見られたことから固定資産税の増税時には負担の垂直的公平性に対応した制度設計が求められる。これには林（1995）（2001）の提言は有力

85) 林（2001）98 ページ、15 行目から引用。

86) 前田（2001）156 ページ、15 行目から引用。

87) 前田（2001）164 ページ、12 行目から引用。

88) 前田（2001）175 ページ、24 行目から引用。

な手段になりうるだろう。

今後の道州制や高齢者への行政サービスの拡張など、地方行政へのニーズは確実に高まる。国からの財政移転に頼る割合を減らすためにも地方独自の財源として、普遍性と安定性にすぐれた固定資産税は有力である。現行の固定資産税制度の問題点は簡素化がなされていないことである。簡素化が進められることで応益性も確保し、地方財政の基幹財源としての地位を高められるだろう。

参考文献

- 安東格・岩田規久男・山崎福寿・花崎正晴・川上康・蝦名喜代作・山崎高章・石川達哉・渡辺俊生（1991）「土地税制の理論的・計量的分析－固定資産税が宅地供給と地価に及ぼす影響についての計量分析－」『経済分析』第126号。
- 井堀利宏（2003）「資産課税」『課税の経済理論』第6章所収, pp. 139-173, 岩波書店。
- 岩田規久男（1990）「土地税制の改革」宮島洋編『税制改革の潮流』第8章所収, pp. 211-244, 有斐閣。
- 岩田規久男・山崎福寿・花崎正晴・川上康（1993）「固定資産税の計量分析（2）－東京・神奈川モデルによる税制変更の効果分析－」『土地税制の理論と実証』第8章所収, pp. 156-170, 東洋経済新報社。
- 小野宏哉・清水千弘（1999）「固定資産税の地域負担構造に関する統計的検討：市町村データによる分析」『麗澤経済研究』第7巻第2号, pp. 81-100。
- 金本良嗣（1982）「土地市場と土地税制の動学的均衡分析」『季刊理論経済学』第33巻第3号, pp. 227-239。
- 壁谷順之・伊多波良雄（2009）「土地税制と地方財政収入－農地に対する優遇税制を巡って－」『会計検査研究』No. 40, pp. 79-96。
- 河合宏一（2008）「英国唯一の地方税・カウンシル・タックス」『地方財政』第47巻第1号, pp. 240-251。

北村裕明 (1997) 「カウンスル税の成立—現代イギリス地方税改革の研究 (4)—」『彦根論叢』第 307 号, pp. 51-72.

下山朗 (2003) 「全国都市データによる固定資産税の地域間格差の要因分析」『関西学院経済学研究』第 34 巻, pp. 169-193.

坂野恵三 (1997) 「固定資産税の都道府県別, 客体別の課税状況と超過課税について」『千葉大学経済研究』第 11 巻第 4 号, pp. 535-557.

政府税制調査会 (1996) 「平成 9 年度税制改正に関する答申 (平成 8 年 12 月)」

政府税制調査会 (1999) 「平成 12 年度の税制改正に関する答申 (平成 11 年 12 月)」

政府税制調査会 (2002) 「あるべき税制の構築に向けた基本方針 (平成 14 年年 6 月)」

政府税制調査会 (2005) 「平成 18 年度の税制改正に関する答申 (平成 17 年 11 月)」

高林喜久生 (2005a) 「税収の地域間格差と税源配分」『地域間格差の財政分析』, 第 1 章所収, pp. 7-32, 有斐閣.

高林喜久生 (2005b) 「地方税収の地域間格差—全国都市データによる分析」『地域間格差の財政分析』, 第 2 章所収, pp. 33-66, 有斐閣.

高林喜久生 (2005c) 「市町村民税・固定資産税の地域間格差—大阪府下市町村データによる分析」『地域間格差の財政分析』, 第 3 章所収, pp. 49-66, 有斐閣.

田中一行 (1998) 「フェア, グローバルと土地税制—固定資産税を中心にして」『税』第 53 巻第 4 号, pp. 4-20.

中井英雄 (1990) 「固定資産税の土地評価実態と評価率改定のシミュレーション」『近畿大学商経学叢』第 37 巻第 1・2・3 号, pp. 275-290.

中井英雄 (1996) 「財政責任システムから見た固定資産税制の課題」『地方税』10 月号, pp. 4-13.

野呂昭朗 (2001) 「地方税源としての固定資産税の課題」『都市問題』第 92 巻第 11 号, pp. 29-41.

- 林宏昭 (1990) 「イギリスにおける地方税改革」『租税研究』第 485 号, pp. 45-58.
- 林宏昭 (2001) 『これからの地方税システム—分権社会への構造改革指針—』, 中央経済社.
- 林宏昭 (1995) 「固定資産税の帰着と改革の方向」『租税政策の計量分析—家計間・地域間の負担配分』, 第 8 章所収, pp. 167-193, 日本評論社.
- 林宏昭・橋本恭之・林宜嗣・中井英雄 (1989) 「資産と税制」本間正明・跡田直澄編『税制改革の実証分析』第 5 章所収, pp. 104-137, 東洋経済新報社.
- 林宜嗣 (2006) 「分権改革による地方税財源の充実と租税原則--“公平”“簡素”等の観点から改めて検証する」『税』第 61 巻第 2 号, pp. 4-16.
- 林宜嗣 (2004) 「応益課税としての固定資産税の評価」『経済学論究 (関西学院大学)』第 58 巻第 3 号, pp. 267-285.
- 本間正明・中井英雄・齊藤慎 (1990) 「地方財源格差と固定資産税」『大阪大学経済学』第 40 巻第 1・2 号, pp. 203-219.
- 前田高志 (1997) 「中長期的にみた固定資産税の課題とその改革の基本的方向」『税』第 52 巻第 3 号, pp. 4-14.
- 前田高志 (2001) 「地方基幹税としての固定資産税の改革の方向」『大阪学院大学経済論集』第 14 巻第 1・2・3 号, pp. 149-178.
- 前田高志 (2009) 『地方財政』八千代出版.
- 宮崎智視・佐藤主光 (2008) 「応益課税としての固定資産税の検証」CCES Discussion Paper Series, No. 8.
- 持田信樹 (2002) 「これからの固定資産税」『地方税』11 月号, pp. 2-7.
- 山田雅俊 (2002) 「地方財源の充実と土地税制への視点～景気対策と土地減税」『税』11 月号, pp. 82-87.
- 米原淳七郎 (1995) 『土地と税制—土地保有税重課論批判』有斐閣.
- Chamley, C. and B. Wright (1987), “Fiscal Incidence in an Overlapping Generations Model with a Fixed Asset”, *Journal of Public Economics*, 32, 3-24.
- Feldstein, M. (1977), “The Surprising Incidence of a Tax on Pure Rent:

A New Answer to an Old Question," *Journal of Political Economy*, .85,
348-360.

徴税システム編

第7章 日本における電子徴税・納税システムに関する研究

－韓国における電子徴税システムに関するヒアリング調査研究からの考察－

横山 直子

1. はじめに

本稿は、2010年8月2日から8月4日に韓国における行政安全部、情報化振興院、地域情報開発院にてヒアリングを行った内容について主に電子徴税、電子申告システムに関する点に注目し、参考にしながら日本の徴税・納税システムの方向性について考察するものである⁸⁹。

2010年8月2日に行政安全部、8月3日に韓国情報化振興院、8月4日に韓国地域情報開発院にヒアリング調査研究のため訪問した。電子徴税システム、電子申告システムの視点から見るとヒアリングから得られた内容の中で、韓国における住民登録番号制度、電子納税システムについては非常に参考になるとと思われる。

日本において電子徴税・納税システムがさらに進んでいくためには納税者番号制度が導入されることが重要な点となる。本稿はわが国において電子徴税・納税システムが一層進んでいくことに関するメリット及び留意すべき点について、さらにその方向性について韓国における電子徴税システムに関するヒアリング調査研究から得られたことを参考にしながら検討を深めるものである。

本稿における重要な視点は次の通りである。第1に、電子徴税・納税システムが進むことで、徴税费、納税協力費はどの程度低下するのか、第2に、納税者番号制度の重要性、第3に、電子徴税・納税システムと徴税费、納税協力費の効果、第4に、徴税に関する「効率性」の意義の明確化、つまり、行政の効率性とともな納税者側の視点からみた効率性（納税協力費の低下）にも注目することが重要であるという視点である。

⁸⁹ 本稿は、(財)関西社会経済研究所の「地方行政改革研究会（主査：林宏昭関西大学教授）」と「抜本的税財政改革研究会（主査：橋本恭之関西大学教授）」の共同事業として、2010年8月2日から8月4日に韓国における行政安全部、情報化振興院、地域情報開発院にて行われたヒアリング調査について（調査団メンバー：林宏昭関西大学教授、横山直子姫路獨協大学教授、後藤達也大阪産業大学准教授）、ヒアリングを行わせていただいた内容について、電子徴税システム、電子申告システムに関する点に注目し、参考にしながらわが国の電子徴税・納税システムの方向性について考察するものである。

2. 韓国における住民登録番号制度と電子納税システム⁹⁰

2. 1 韓国における住民登録番号制度

韓国では原則として全員が住民登録番号を持っている。主な機能は①行政の効率性②国民の利便性向上③社会秩序の安定である。

沿革についてみると、1962年に住民登録法ができたことで居住地を中心とした管理となり、1968年には住民登録番号が12桁、1975年から13桁になった。

1994年7月からほぼすべて電子処理することができるようになり、2004年にはインターネットを通じて住民登録の謄本の発行が可能になり、2005年からはペーパーレス化が行われるようになった。

住民登録情報システム構築の目的の1つは住民の利便性の向上であり、また、住民登録共同利用があることによって行政の各機関で相互に活用でき、各機関の情報連携がなされている。

住民登録番号は行政安全部だけでなく銀行などあらゆる所で、生活の様々な場面で用いられている。

2. 2 韓国における電子納税システム

韓国における電子納税システムについて、ヒアリングから得られた内容より、「地方税」に関する電子納税システムに関する内容が中心である。

地方税情報システム構築の目的、背景は、①すべての各広域自治体が標準的な統一したシステムを適用する、②インターネット納税サービスを適用する、ということである。

地方税情報システムには2つあり、公務員が使う標準地方税情報システムと、国民が使うWeTAX（地方税に関して）がある。国民はWeTAXというシステムにより電子納税ができる。

標準地方税情報システムについては、現在、ほぼ全ての公務員が使っている。なお、ソウル市については、住民登録関係は同じものを利用しているが、地方税に関して独自のシステムである。

一方、国民電子情報サービスにより、国民はたとえば家でも税の申告が可能になった（ホ

⁹⁰ 本稿本章は、2010年8月2日から8月4日に韓国における行政安全部、情報化振興院、地域情報開発院にて行われたヒアリング調査について（脚注1参照）、ヒアリングを行わせていただいた内容について電子徴税システム、電子申告システムに関する点に注目して横山直子がまとめたものである。

ームタックス)。e-Tax（所得税）による税の申告率はかなり高くなっている。e-Tax の利用率は飛躍的に上昇しており、その原因は、政府の PR の大きさとともに国民側の利便性がかなり考えられているからだといえる。例えば、e-Tax の際に、情報が既に載っていて自動的に情報が提供されるので非常に使いやすくなっているようである。

なお情報化推進に関して、情報化について韓国の電子政府は情報化がしっかりできておりかなり進んでいる。地方税情報システムの目的は、住民と公務員がお互いに信頼できて便利なシステムを構築するということである。

住民登録番号制度、電子納税システムによって徴税費の低下が考えられるのであるが、効率性を高めるとともに住民の利便性、つまり需要者ニーズを考えた活用をかなり重視されているようである。効率性について住民側、ユーザーサイドからみた時間コストの低下が重要であると考えられている。

3. 日本における徴税・納税システム

ここでは、日本における徴税・納税システムに注目し、徴税コスト、税務職員数の推移、納税協力費の大きさをみることによって、その特徴を明らかにする。

3. 1 徴税コストの推移

表 7-1 は、日本における 1963 年度から 1996 年度に関する徴税コストと国税収入の推移についてみたものである⁹¹。

表 7-1 徴税コストと国税収入の推移

(単位：億円、徴税コストについては円/税込 100 円あたり)

年度	徴税コスト (円/税込100円あたり)	国税収入 (億円)
----	---------------------	-----------

⁹¹ 国税庁編 (各年度版) 『国税庁統計年報書』大蔵財務協会より作成。徴税コストとは税を 100 円徴収するのに徴税費がいくらかかっているのかをあらわしており、『国税庁統計年報書』における徴税コストの表し方を参考にしている。なお統計資料の数値の関係上、1996 年度までについてみている。

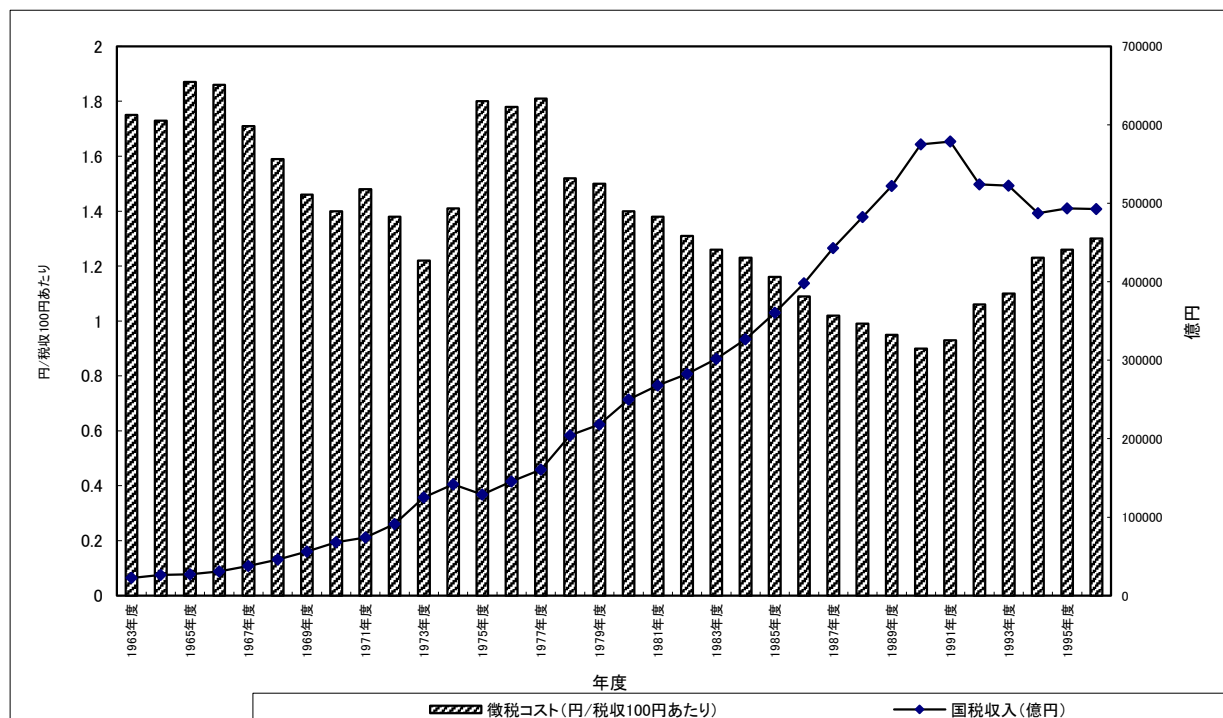
1963年度	1.75	22499
1964年度	1.73	26388
1965年度	1.87	27310
1966年度	1.86	30942
1967年度	1.71	37644
1968年度	1.59	45771
1969年度	1.46	56101
1970年度	1.40	68006
1971年度	1.48	74157
1972年度	1.38	91108
1973年度	1.22	125143
1974年度	1.41	142013
1975年度	1.80	128588
1976年度	1.78	145370
1977年度	1.81	160491
1978年度	1.52	204447
1979年度	1.50	218038
1980年度	1.40	249913
1981年度	1.38	267709
1982年度	1.31	282491
1983年度	1.26	301945
1984年度	1.23	326484
1985年度	1.16	360423
1986年度	1.09	397962
1987年度	1.02	442963
1988年度	0.99	482359
1989年度	0.95	522026
1990年度	0.90	575266
1991年度	0.93	578647

1992年度	1.06	524170
1993年度	1.10	522503
1994年度	1.23	487480
1995年度	1.26	493615
1996年度	1.30	492815

出所：国税庁編（各年度版）『国税庁統計年報書』大蔵財務協会より作成

徴税コストについて、1965年度から1970年度まで低下し続け、1971年度には少し上昇するもののその後さらに低下し、1973年度には1.22円/税込100円あたりとなっている。1975年度から1977年度においては約1.8円/税込100円あたりと、かなり高い値となっているが、その後は低下傾向となり、1980年代後半から1990年代前半は約1円/税込100円あたりとなるなど、徴税コストの値は非常に低く推移しているといえる。

同様に図7-1は、1963年度から1996年度に関する徴税コストと国税収入の推移について図に示したものであり、このような徴税コストの推移の特徴をみることができる。



出所：国税庁編（各年度版）『国税庁統計年報書』大蔵財務協会より作成。

図7-1 国税収入と徴税コストの推移

3. 2 税務職員数の推移

次に、税務職員数の推移についてみる。表 7 - 2 は、1963 年度から 2007 年度における税務職員数の推移についてみたものである⁹²。特に 1980 年代後半からは増大し、1997 年度には 57,202 人と 1963 年度頃と比較しても多く、一方、その後は低下傾向となっていることがわかる。

表 7 - 2 税務職員数の推移（単位：人）

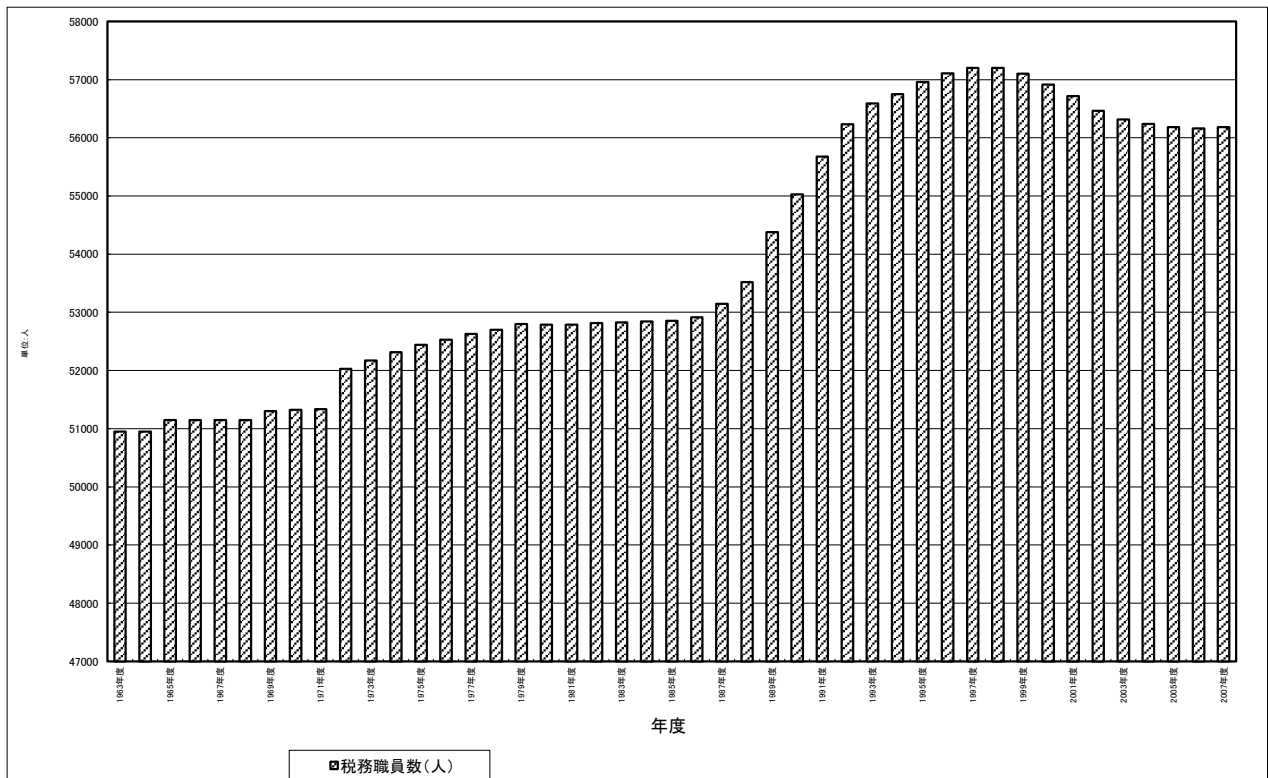
年度	税務職員数（人）
1963年度	50051
1964年度	50051
1965年度	51151
1966年度	51151
1967年度	51151
1968年度	51151
1969年度	51205
1970年度	51225
1971年度	51224
1972年度	52027
1973年度	52172
1974年度	52212
1975年度	52440
1976年度	52527
1977年度	52627
1978年度	52608
1979年度	52708
1980年度	52780
1981年度	52780
1982年度	52816
1983年度	52825
1984年度	52841
1985年度	52852
1986年度	52016
1987年度	52145
1988年度	52510
1989年度	54276
1990年度	55020
1991年度	55670
1992年度	56220
1993年度	56580
1994年度	56752
1995年度	56061
1996年度	57108
1997年度	57202

⁹² 国税庁編（各年度版）『国税庁統計年報書』大蔵財務協会、税務大学校研究部編（1996）『税務署の創設と税務行政の 100 年』大蔵財務協会より作成。

1008年度	57100
1000年度	57100
2000年度	56016
2001年度	56719
2002年度	56466
2003年度	56215
2004年度	56220
2005年度	56195
2006年度	56150
2007年度	56195

出所：国税庁編（各年度版）『国税庁統計年報書』大蔵財務協会、税務大学校研究部編（1996）『税務署の創設と税務行政の100年』大蔵財務協会より作成。

同様に図7-2は、1963年度から2007年度に関する税務職員数の推移について図に示したものであり、このような税務職員数の推移の特徴をみることができる。



出所：国税庁編（各年度版）『国税庁統計年報書』大蔵財務協会、税務大学校研究部編（1996）『税務署の創設と税務行政の100年』大蔵財務協会より作成。

図7-2 税務職員数の推移（単位：人）

3. 3 納税協力費

納税協力費に関する研究はイギリスのサンフォード（Sandford, C.）教授を中心とした

研究⁹³が有名であり、大変詳細な分析が数多く行われている。本稿においても納税協力費に関してサンフォード教授らによる研究を参考にしながらわが国における納税協力費について検討を行う⁹⁴。

サンフォード教授らは納税協力費について以下のように分類している⁹⁵。①金銭的成本 (money costs)、②時間的成本 (time costs)、③心理的成本 (psychic or psychological costs) である。金銭的成本は納税者が税理士に支払う報酬や税計算担当の従業員へのコストなど、時間的成本は納税者の申告書類作成に要する時間など、心理的成本は納税者が納税に際して不安・心配な気持ちをもつということのコストなどを表している。

筆者（横山）も納税協力費に関する研究を行ってきており、例えばこれまでにわが国における徴税費・納税協力費の算定などを行ってきている⁹⁶。

横山直子（2011a）において、わが国における所得税、法人税、消費税に関する納税協力費の値を測定しており、本稿ではこの値を参考に示しながら日本の納税協力費の特徴を明らかにしていく。納税協力費について、基本的には横山直子（1998）、横山直子（2011a）における納税協力費の算出方法を用いて算出する⁹⁷。納税協力費について税理士に委託すると想定した場合を考え、擬制計算を行うことによって算出している。以下、所得税、法人税、消費税に関する納税協力費の算出方法を概観する⁹⁸。

申告所得税（事業所得）については、納税者（事業所得）が申告の際に税理士に支払う

⁹³ 納税協力費に関して、Sandford, C., M. Godwin and P. Harwick (1989)、Sandford, C. (ed.) (1995a)、Sandford, C. (ed.) (1995b)、Sandford, C. (ed.) (2000)を参考にしている。

⁹⁴ サンフォード教授らの研究では、税制が機能する中でのコストについて、徴税側、課税当局が負担する公共部門のコスト (administrative costs (徴税費))、納税者が負担する民間部門のコスト (compliance costs (納税協力費))、両者を合わせたコスト (operating costs (広義の徴税費)) に分類されており (この点について Sandford, C., M. Godwin and P. Harwick (1989), chap. 1, pp. 3-23 を参考)、本稿においてもこれらの分類を参考にしながら徴税費、納税協力費、広義の徴税費について検討を行う。

⁹⁵ 納税協力費に関する 3 つの分類や各内容に関しては、Sandford, C. M. Godwin and P. Hardwick (1989), chap. 1, pp. 3-23 を参考。横山直子 (2005) についても参照。

⁹⁶ 本稿に関連して筆者(横山)がこれまでにやってきている研究としては、主に横山直子(1998)、横山直子(2000)、横山直子(2005)、横山直子(2008)、横山直子(2009)、横山直子(2010)、横山直子(2011a)、横山直子(2011b)などがある。

⁹⁷ 各税別の納税協力費の算出方法や説明について横山直子(1998)、横山直子(2011a)などを参考。各税の納税協力費算出にあたっては税理士に委託する場合を想定し『税理士報酬規定』(近畿税理士会)を基準として用いて擬制計算を行っている。なお現在、税理士報酬規定は廃止されているが現在も各税理士事務所において参考として用いられている。本稿では『税理士報酬規定』(近畿税理士会)(昭和55年10月制定、平成6年6月一部改正)を参考に用いておりこの規定を『税理士報酬規定』(近畿税理士会)とよんでいる。

⁹⁸ 納税協力費の算出方法の詳細については横山直子(2011a)を参考。

税務書類の作成報酬をもとに算出して納税協力費とする。『税理士報酬規定』（近畿税理士会）では、所得税に関する税務書類の作成報酬について税務代理報酬の30%相当額とされており、総所得金額によって報酬額が定められている。総所得金額別の申告所得税納税者数（営業所得、農業所得）⁹⁹より各総所得金額別（8分類）に計算を行って算出された各金額の合計額を申告所得税（事業所得）における納税協力費としている。

源泉所得税については源泉徴収義務者の年末調整事務に関わる費用を考えるものとして税理士に委託した場合の費用を算出して納税協力費としている。『税理士報酬規定』（近畿税理士会）では税務書類作成報酬に関して年末調整関係書類について1事案につき2万円、10件を超えて作成するときは1件増すごとに2,000円加算するとされている。各源泉徴収義務者（給与所得）が上記のように報酬を支払っていると考え、事業所規模別にみた源泉徴収義務者数より¹⁰⁰各事業所規模別（8分類）に計算を行い算出された各金額の合計額を源泉所得税（給与所得）における納税協力費としている。

法人税については、申告の際に税理士に支払う税務書類の作成報酬に加えて決算書類作成報酬を合わせた費用をもとに算出し納税協力費としている。他の税とのコスト比較を同じ基準で行うために年一回のコストのみを考えて算出している。『税理士報酬規定』（近畿税理士会）では法人税に関する税務書類の作成報酬について税務代理報酬の50%相当額、また決算書類作成報酬については（記帳代行契約のある場合）税務顧問報酬月額相当額の6か月分とされている。税務代理報酬は所得金額によって定められているが、税務顧問報酬月額が期首資本金等基準によって定められているので、税務代理報酬についても税務顧問報酬月額における分類に準じてみている。各普通法人がそれぞれ上記のように報酬額を支払っていると考えると資本階級別の法人数より¹⁰¹、各資本階級別（10分類）に計算を行い算出された各金額の合計額を法人税における納税協力費としている。

消費税については、申告の際に税理士に支払う税務書類の作成報酬をもとに算出して納税協力費としている。『税理士報酬規定』（近畿税理士会）では消費税に関する税務書類の作成報酬について税務代理報酬の50%相当額とされているが、期間取引金額別に定められており統計出所：の数値の関係上、期間取引金額別の報酬額の算定は困難なため、一般申

⁹⁹ 国税庁編（各年度版）『国税庁統計年報書』における所得階級別申告所得税納税者数より計算。

¹⁰⁰ 国税庁編（各年度版）『国税庁統計年報書』における事業所規模別源泉徴収義務者数より計算。なお、統計資料の数値の関係上、事業所規模の分類は8分類になっているため、便宜上、10人以上は20人、30人以上は65人というように中位数をとって計算している。

¹⁰¹ 国税庁編（各年度版）『国税庁統計年報書』における資本階級別法人数より計算。

告と簡易申告の2つにのみ報酬額を分類して納税協力費の算出を行っている。『税理士報酬規定』（近畿税理士会）では期間取引金額5,000万円未満の場合税務代理報酬を8万円とされているので、50%相当額の4万円を簡易申告の場合の報酬額と考え¹⁰²、一方、一般申告については、期間取引金額の最高額の分類における税務代理報酬15万円の50%相当額7万5千円を税務書類作成報酬額と考えている。上記のように報酬額が支払われていると考え、個人事業者と法人の合計件数より¹⁰³算出された各金額の合計額を消費税における納税協力費としている。また納税申告だけでなく還付申告についての納税協力費（一般申告と同様の税務書類作成報酬額とする）も同様に計算して算出された金額に加えて考えている。

このようにして算出された2005年に関する各税についての納税協力費と税収、さらに納税協力コスト¹⁰⁴の値について示したものが表7-3である。法人税に関する納税協力費の値が非常に大きく、申告所得税に関する納税協力費の値は小さいことがわかる。一方、法人税、申告所得税の納税協力コストの値は大きく、源泉所得税、消費税の納税協力コストの値は非常に小さいことがわかる。

表7-3 各税の納税協力費と納税協力コスト（2005年）

（単位：億円、納税協力コストについては円/税収100円あたり）

	納税協力費(2005年)	税収(2005年)	納税協力コスト(2005年)
申告所得税(事業所得)	555.54	5417.87	10.254
源泉所得税(給与所得)	1676.00	89630	1.870
法人税	13818.97	125125.07	11.044
消費税	2229.49	122079.08	1.826

出所：近畿税理士会（昭和55年10月制定、平成6年6月一部改正）『税理士報酬規定』、国税庁編（各年度版）『国税庁統計年報書』大蔵財務協会、より作成。横山直子（2011a）についても参考。

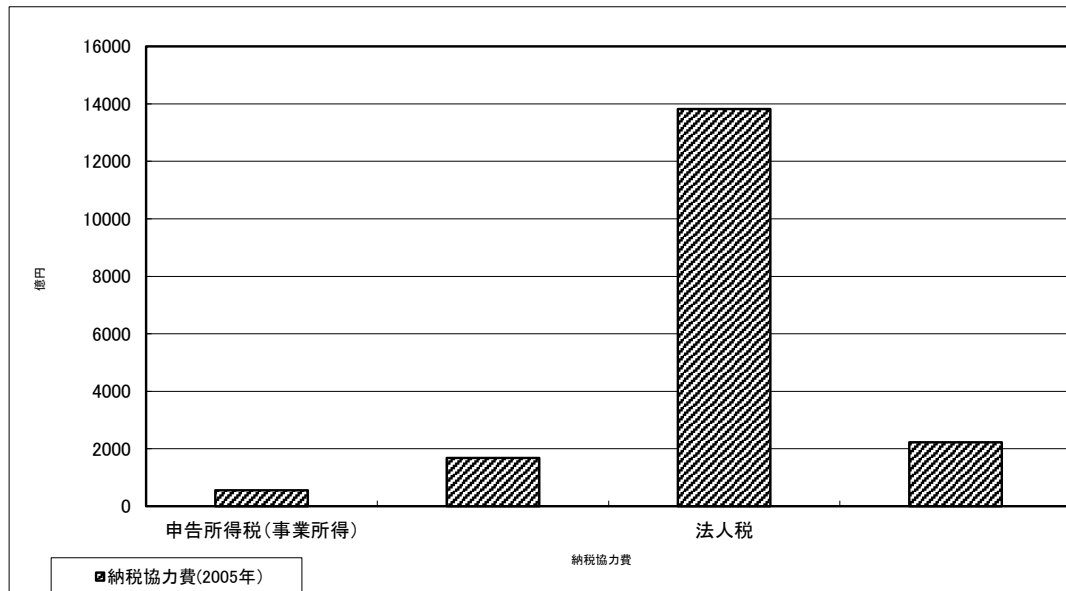
同様に、図7-3は2005年に関する各税の納税協力費について、図7-4は各税の納税協

¹⁰² 基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が簡易課税制度の適用を受けるため届出書を提出した場合には簡易課税制度が採用されるため（宮内豊編『図説日本の税制（平成18年度版）』（財経詳報社）p.184参考）。

¹⁰³ 国税庁編（各年度版）『国税庁統計年報書』における消費税、納税申告（一般・簡易申告）件数、還付申告件数（いずれも個人事業者、法人の合計件数）より計算。

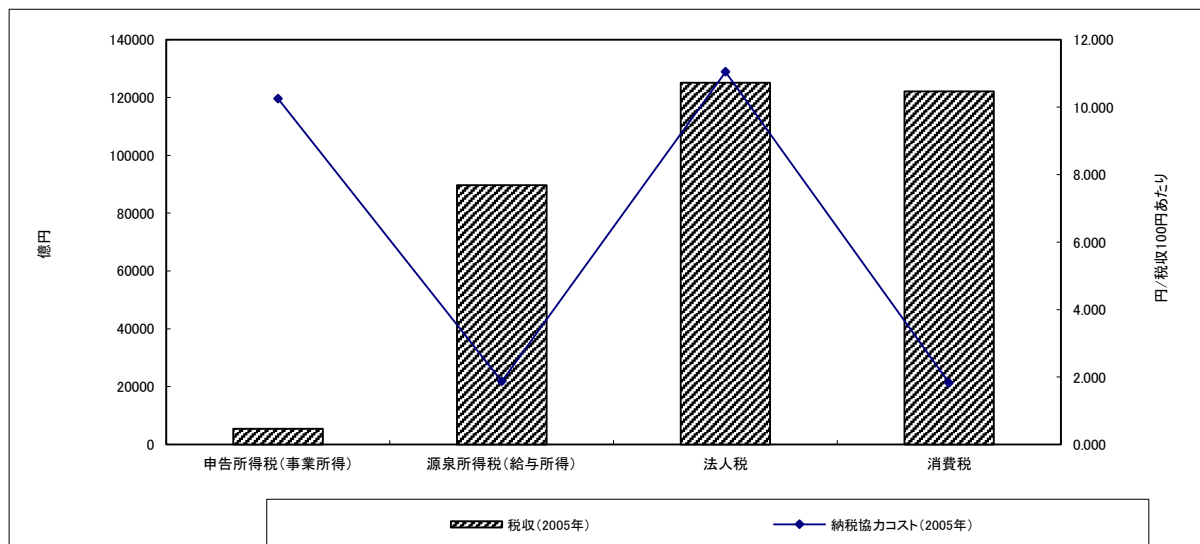
¹⁰⁴ 先にみた徴税コストと同様に、各税の納税協力費の値を各税の税収で割って税収100円あたりの納税協力コストの値を算出している

力コストと税収について図に示したものであり、このような納税協力費、納税協力コストの特徴をみることができる。



出所：近畿税理士会（昭和 55 年 10 月制定、平成 6 年 6 月一部改正）『税理士報酬規定』、国税庁編（各年度版）『国税庁統計年報書』大蔵財務協会、より作成。横山直子（2011a）についても参考。

図 7 - 3 各税の納税協力費比較（2005 年）



出所：近畿税理士会（昭和 55 年 10 月制定、平成 6 年 6 月一部改正）『税理士報酬規定』、国税庁編（各年度版）『国税庁統計年報書』大蔵財務協会、より作成。横山直子（2011a）についても参考。

図 7 - 4 各税の納税協力コストと税収の比較（2005 年）

4. わが国における徴税・納税システムの方向性

4. 1 納税者番号制度の方向性

現在、わが国においても納税者番号制度に関する議論が数多く行われており、様々な貴重な見解を参考にしながら、納税者番号制度の方向性を考える上で注目すべき点について探ってみることとする。

森信茂樹（2009a）においては、「今後の議論の方向としては、基礎年金番号や住民基本台帳ネットワークシステムが導入・実施されているという状況下で、ITの発達の成果を税務行政にも活用し、適正・公平な課税の実現を図るということはごく自然のことである。¹⁰⁵」と述べられている。

さらに森信茂樹（2009b）において、「プライバシーの問題をクリアしつつ、納税者の利便に立った番号制度とは何かという視点に立ち、具体論を議論する時期に来ている。¹⁰⁶」とされている。

また、渡辺智之（2009）では、「納税者番号が導入される場合には、プライバシー保護には十分配慮しつつも、番号の広範な利用を可能にすることが望ましい。特に、納税者番号が社会保障給付の実施するためにも利用されることが望ましい。これによって、納税者番号は課税当局が課税情報を効率的に収集して脱税などの不正を予防するために役立つ（税の捕捉率の向上）だけでなく、社会保障給付を受ける権利のある人が受けられない場合があるという、言わば、社会保障の捕捉率の問題への対処にも役立てることができよう。¹⁰⁷」とされ、さらに「今後、納税者番号導入に向けた具体的な検討を迅速に進めていくことは望ましいが、とにかく何か新しい番号やカードの早期導入を目指すといった拙速は避けるべきである。納税者番号のシステムは、税・社会保障の一体改革に資する機能を実際に発揮できる仕組みとして構築すべきである。少なくとも、用途を限定されて役に立たない番号やカードの導入によって、国民の利便性を増すことなしに行政コストのみ増大させるような愚だけは避けなければならない。¹⁰⁸」と述べられている。

これらの見解を参考にしながら、納税者番号制度の方向性を考える上で注目すべき点を見てみると、①プライバシーの問題を十分に考える、②税とともに社会保障に関しても用いる、③納税者、国民の利便性を拡大する方向で考えていくということである。本稿にお

¹⁰⁵ 森信茂樹（2009a）, p. 141. この点について、森信茂樹（2009b）, p. 40 についても参照。

¹⁰⁶ 森信茂樹（2009b）, p. 40. この点について、森信茂樹（2009a）, p. 141 についても参照。

¹⁰⁷ 渡辺智之（2009）, P. 77.

¹⁰⁸ 渡辺智之（2009）, P. 83.

いては特に③の点に注目し、納税協力費低下に与える効果について後にみることにする。

さて、税制調査会専門家委員会の「納税環境整備に関する論点整理」（平成 22 年 9 月 14 日）において、「納税環境整備の問題を議論するに当たって、最初から、「納税者対課税庁」という対立構図で捉えるべきではない。検討に当たっては、納税者の健全な納税意識を維持する観点から、個々の納税者の権利の保護のみならず、課税庁の権限とのバランス、納税者・課税庁を合わせた全体のコストの最小化の観点も重要。¹⁰⁹」と述べられている。

また、政府税制調査会納税環境整備プロジェクトチームの「納税環境整備 PT 報告書」（平成 22 年 11 月 25 日）において番号制度について述べられ¹¹⁰、さらに平成 23 年度税制改正大綱（平成 22 年 12 月 16 日）では、「税務面において番号制度を活用するには、①各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を「告知」すること、②取引の相手方が税務当局に提出する法定調書及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を「記載」すること、が必要となります。これにより税務当局は、法定調書と納税申告書の情報を、番号をキーとして名寄せ・突合することが可能となります。その前提として、番号は、少なくとも、①国民一人一人に一つの番号が付与されていること、②納税者が取引の相手方に告知できるよう、民一民一官の関係で利用でき、また、目で見えて確認できること、③常に最新の住所情報と関連付けられていること、という条件を満たす必要があります。¹¹¹」とされている。

これらの内容から、徴税费とともに納税協力費を低くすることの重要性はますます大きくなっていることがわかる。

納税者番号制度、そして電子納税システムが進んでいくことに伴い、納税協力費はどのような効果を得ることができるのかについて次にみていくことにする。

4. 2 電子徴税・納税システムと徴税费・納税協力費の効果

電子納税システムが進むことにより納税者は、上述の納税協力費における「時間的コスト」をかなり抑えることができると考えられる。ここでは、納税協力費のうち時間的コストの割合について、横山直子(2010)における数値を参考にしながらみていくことにする。

¹⁰⁹ 税制調査会専門家委員会「納税環境整備に関する論点整理」（平成 22 年 9 月 14 日）pp. 2-3.

¹¹⁰ 政府税制調査会納税環境整備プロジェクトチーム「納税環境整備 PT 報告書」（平成 22 年 11 月 25 日）pp. 3-4.

¹¹¹ 平成 23 年度税制改正大綱（平成 22 年 12 月 16 日）pp. 9-10.

横山直子（2010）では、納税協力費の算出にあたって『税理士報酬規定』（近畿税理士会）による測定に加えてさらにより現実の値に近い数値を算出するために税理士へインタビューを実施し実態を反映した納税協力費の値の算出を試みている¹¹²。インタビューは1人の税理士（以下、A 税理士¹¹³）に直接質問し回答していただくという形で実施したものである。質問項目については Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick(1989)を参考にしながら作成したもので、所得税の納税協力費について見るために、申告所得税（事業所得（営業所得、農業所得））納税者、源泉徴収所得税（給与所得）の源泉徴収義務者に関する納税協力費について質問を行っている。納税協力費の時間的コストに関する質問は、申告所得税については「申告所得税（事業所得）納税者について納税協力費に関する時間的コスト（年額）はどのくらいですか。」、源泉所得税については「源泉徴収所得税（給与所得）の源泉徴収義務者について納税協力費に関する時間的コスト（年額）はどのくらいですか。」というものである¹¹⁴。なお、税理士に委託しているかどうかによって納税協力費の値が異なるので、このことも加味してコストの測定を行っている。測定方法については Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick(1989)¹¹⁵についても参考にしている。

横山直子（2010）より¹¹⁶、源泉徴収所得税（給与所得）の納税協力費における各コストの割合について、金銭的コストの割合が 49.21%と高く、次いで時間的コストの割合も 39.08%と高い傾向が見られている。時間的コストについては、特に年末調整時期を中心に税計算担当者に関するコストなど時間的コストが大きいからであるといえる。申告所得税（事業所得）の納税協力費における各コストの割合について、金銭的コストの割合が 42.16%、時間的コストの割合が 41.80%と高い傾向が見られている。

そこで、時間的コストの割合は約 40%であると想定する場合、電子納税システムが進むことにより納税者は、納税協力費を約 4 割抑えられると考えることができるのである。納税者にとって例えば電子申告を行う方法がよりわかりやすく便利であることによって、納税協力費の金銭的コスト、心理的コストについてもさらに低くなることが期待できる。そ

¹¹² ここでの納税協力費の算出方法に関する詳しい内容については横山直子（2010）を参考。『国税庁統計年報書』、『税理士報酬規定』（近畿税理士会）、A 税理士へのインタビューによって納税協力費を算出し作成している。Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick(1989)における測定方法についても参考にしながら日本の納税協力費の場合の値を算出、測定している。

¹¹³ A 税理士は大阪市を中心に活躍している税理士である。

¹¹⁴ 横山直子（2010）, pp. 37-39.

¹¹⁵ 測定方法については Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick(1989)を参考にしながら日本の納税協力費の場合の値について算出、測定している。

¹¹⁶ 横山直子（2010）, pp. 40-41. 詳しくは、横山直子（2010）を参考。

して、電子徴税・納税システム、電子申告システムがさらに進んでいくためには納税者番号が導入されることがとても重要な点となるのである。

5. むすび

本稿において、わが国において電子徴税・納税システムが一層進んでいくことに関する大きなメリットや注目すべき点、その方向性について、韓国における電子徴税システムに関するヒアリング調査研究から得られたことを参考にしながら、詳細にみた。注目すべき重要な点は、納税者の利便性が高まること、例えば、家で納税ができることにより、税務署へ出かけるコストが小さくなる、(電子納税の方法がわかりやすくなるほど) 時間的コストが小さくなるなどメリットが大きいという点である。これは「納税協力費」をかなり低くすることが可能となり、トータルで見ると、つまり徴税费プラス納税協力費の値がかなり低下するということが実現することであるといえる。

ヒアリング内容を考え合わせながら、情報化の推進、電子徴税システム、電子申告システムに関して日本において考える際に重要な視点をいくつか挙げることにする。

第1に、徴税费の低下についてである。電子徴税システムがさらに進むことに伴い徴税费の低下が予想されるが納税協力費についても低下することができるような方策を考えることが重要である。この点に関して、例えば電子申告を行う場合に方法がわかりやすく便利であるということを実現する必要がある。

第2に、電子申告の特典と納税者の利便性について、電子申告について納税者の利便性が高くなるほど電子申告を利用する納税者が増加し徴税费と納税協力費の低下が実現できることになる。

第3に、納税者番号制度についてであるが、電子徴税システム、電子申告システムがさらに進んでいくためには、納税者番号が導入されることが重要な点となる。

第4に、多様な行政サービスとの連携に関して、納税者番号について電子徴税システムなど納税に関するものと様々な行政サービスが連携することを考えるとする場合に、さらに住民の利便性が拡大する方向を考えていくことが可能であるのかを検討することが重要である。

第5に、効率性の意義についてであるが、効率性を考えるときには行政の効率性ととも納税者側の視点からみた効率性にも注目することが重要である。つまり徴税费の低下を考える際には納税協力費の低下についても大きく注目することが大切である。

本稿でみたように電子納税システムが一層進むことにより納税協力費をかなり低くすることが可能になると考えられるのであり、得られる効果はとても大きいと思われる。

主要参考文献

Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989), *Administrative and Compliance Costs of Taxation*, Fiscal Publications, Bath.

Sandford, C. (ed.) (1995a), *Tax Compliance Costs Measurement and Policy*, Fiscal Publications, Bath.

Sandford, C. (ed.) (1995b), *More Key Issues in Tax Reform*, Fiscal Publications, Bath.

Sandford, C. (2000), *Why Tax Systems Differ: A Comparative Study of the Political Economy of Taxation*, Fiscal Publications, Bath.

近畿税理士会（昭和 55 年 10 月制定、平成 6 年 6 月一部改正）『税理士報酬規定』。

国税庁編（各年度版）『国税庁統計年報書』大蔵財務協会。

財務省主計局編集（各年度版）『各省各庁歳出決算報告書』財務省印刷局。

諏訪園健司編著（2010）『図説日本の税制（平成 22 年度版）』財経詳報社。

税制調査会専門家委員会「納税環境整備に関する論点整理」（平成 22 年 9 月 14 日）。

政府税制調査会納税環境整備プロジェクトチーム「納税環境整備 PT 報告書」（平成 22 年 11 月 25 日）。

税経編（各年版）『各国税局・管内税務署職員配属便覧』。

税務大学校研究部編（1996）『税務署の創設と税務行政の 100 年』大蔵財務協会。

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日）。

平成 23 年度税制改正大綱（平成 22 年 12 月 16 日）。

緑川正博（2008）「納税環境の整備－納税者番号制度と源泉徴収・年末調整について－」『税研』Vol. 24, No. 1.

宮内豊編（2006）『図説日本の税制（平成 18 年度版）』（財経詳報社）。

森信茂樹（2009a）「納税者番号制度の議論をどう進めていくか」『租税研究』No. 714.

森信茂樹（2009b）「納税者番号制度の本格的議論の開始を」『国際税制研究』No. 22.

横山直子（1998）「わが国における所得税納税システムの問題点－徴税コストと徴税行政の公平性－」『関西学院経済学研究』第 29 号。

横山直子（2000）「源泉徴収・年末調整システムにおける徴税コスト」『経済情報学論集』第

14号.

横山直子(2005)「納税システムにおける納税協力費－納税協力費の根拠と位置づけに関連して－」『経済情報学論集』第20号.

横山直子(2008)「納税協力費と納税意識」『経済学論究』第62巻第1号(関西学院大学経済学部研究会).

横山直子(2009)「所得税と住民税に関する徴税制度・納税制度」『経済情報学論集』第28号.

横山直子(2010)「所得税に関する納税協力費の特徴」『経済情報学論集』第29号.

横山直子(2011a)「わが国における徴税费・納税協力費の測定と特徴」『経済情報学論集』第30号.

横山直子(2011b)「わが国における消費税の納税協力費の特徴」『経済情報学論集』第31号.

渡辺智之(2009)「納税者番号と税・社会保障の一体改革」『租税研究』No.721.

○本稿は、2010年8月2日に行政安全部、8月3日に韓国情報化振興院、8月4日に韓国地域情報開発院にヒアリング調査研究のため訪問し、ヒアリングを行わせていただいた内容についても参考にしながら日本の徴税・納税システムの方向性について考察しているものである。

抜本的税財政改革研究会報告書（2010年度）

国と地方の抜本的税財政改革をめざして

発行日 2011（平成23）年4月

発行所 〒530-6691

大阪市北区中之島6丁目2番27号

中之島センタービルディング29階

財団法人 関西社会経済研究所

Kansai Institute for Social and Economic Research (KISER)

TEL (06) 6441-5750(代表)

FAX (06) 6441-5760

電子メール contact@kiser.or.jp

URL <http://www.kiser.or.jp>

発行者 武田 壽夫

ISBN978-4-87769-106-6

ISBN978-4-87769-106-6